参　考　資　料

（平成２５年度）

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所

目　次

１　第３期中期目標、計画、２４年度２５年度計画対照表‥‥１

２　外部評価（研究活動）結果報告書‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥２１

３　平成２５年度専門研究課題にかかる研究協力者及び研究協力機関一覧‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥５７

４　平成２５年度研修計画一覧‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥６３

５　平成２５年度特別支援教育専門研修プログラム‥‥‥‥６７

６　平成２５年度セミナープログラム‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥１４９

７　平成２５年度研究成果発表一覧‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥１５５

８　平成２５年度講師派遣実績‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥１７３

９　インクルーシブ教育システム構築支援データベースウェブサイトのコンテンツ内容‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥１８１

10　平成２５年度科学研究費による研究の実施状況‥‥‥‥２１７

11　組織規則・会計規程・会計細則‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥２４３

１　第３期中期目標・中期計画及び
平成２４年度２５年度計画対照表

第Ⅲ期中期目標・中期計画、平成２４年度計画・平成２５年度計画対照表

（独）国立特別支援教育総合研究所

中期目標	中期計画	平成２４年度計画	平成２５年度計画
文部科学大臣指示 平成２３年３月１日	文部科学大臣認可 平成２３年３月３１日		
（序　文） 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条の規定により、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。	独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十条の規定により、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）が中期目標を達成するための中期計画を次のとおり定める。	独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十一条の規定により、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所中期計画に基づき、平成２４年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。	独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十一条の規定により、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所中期計画に基づき、平成２５年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。
（前　文） 我が国が目指すべき社会は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会である。その実現のため、政府全体として、障害者基本法や発達障害者支援法等に基づき、ノーマライゼーションの理念に基づく障害者の社会への参加・参画に向けた総合的な施策が推進されているとともに、障害者の権利に関する条約に規定されている障害者を包容する教育制度の構築に向けた検討が行われている。その中で、学校教育は、障害者の自立と社会参加を見通した取組を含め、重要な役割を果たすことが求められている。 このため、研究所は、我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、国や地方公共団体等と連携・協力しつつ、国の政策課題や教育現場の課題に柔軟かつ迅速に対応する業務運営を行い、もって障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献することをミッション（使命）とする。 このミッションを達成するためのビジョン（方向性）として、研究所は、①国の特別支援教育政策立案及び施策の推進に寄与する研究や、教育現場の喫緊の課題に対応した実際的な研究を行い、研究成果を教育現場等に還元すること、②都道府県等において特別支援教育の指導的な役割を果たす教職員を対象に、体系的・専門的な研修事業を実施し、各都道府県等における教職員の専門性・指導力を高める活動を支援すること、③都道府県等の教育相談機能を高めるための支援を行うこと、④特別支援教育に関する国内外の情報を収集し、情報提供			

するとともに理解啓発活動を行うこと等により特別支援教育の振興に寄与するものとする。
　中期目標期間においては、研究所のミッションとビジョンに基づき、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に寄与するため、地方公共団体や大学等との役割分担を踏まえ、国の政策課題や教育現場等の喫緊の課題等に対応した研究活動を核として、研修事業、教育相談活動、情報普及活動等を一体的に実施し、特別支援教育に係る我が国唯一のナショナルセンターとしての機能のより一層の充実を図る必要がある。

　このような役割を果たすため、研究所の中期目標は、以下のとおりとする。

Ⅰ　中期目標の期間
　中期目標の期間は、平成２３年４月１日の日から平成２８年３月３１日までの５年間とする。

Ⅱ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

１　特別支援教育に係る実際的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献
（１）国の政策課題及び教育現場のニーズ等に対応した研究の推進
　国内外の障害者施策を取り巻く状況の変化等を踏まえつつ、特別支援教育のナショナルセンターとして研究を戦略的かつ組織的に実施し、特別支援教育政策の充実及び教育現場の教育実践等に貢献するため、①国として特別支援教育政策上重要性の高い課題に関する研究、②教育現場等で求められる喫緊の課題に対応した実際的研究に一層精選・重点化して実施すること。
　これらの研究については、各都道府県等に対する研究ニーズ調査の結果を参考に中期目標期間を見通して計画的に進めること。また、必要な研究体制の整備を図ること。さらに研究成果を教育現場に迅速に還元するため全ての研究課題に年限を設けること。

Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

１　特別支援教育に係る実際的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献
（１）国の政策課題及び教育現場のニーズ等に対応した研究の推進
①　特別支援教育のナショナルセンターとしての役割を踏まえた、国の政策的課題や教育現場の課題に対応した研究に一層精選、重点化して実施し、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献する。
イ　国として特別支援教育政策上重要性の高い課題に対する研究
　教育制度・システムに関する調査・研究、先導的な指導方法の開発に係る研究など、国として特別支援教育政策上重要性の高い課題に対する研究を実施する。
ロ　教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実際的研究
　障害のある子どもの教育内容･方法等に関する調査・開発研究など、教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実際的研究を実施する。

Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

１　特別支援教育に係る実際的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献
（１）国の政策課題及び教育現場のニーズ等に対応した研究の推進
①　特別支援教育のナショナルセンターとしての役割を踏まえた、国の政策的課題や教育現場の課題に対応した研究に一層精選、重点化して実施し、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献する。
イ　国として特別支援教育政策上重要性の高い課題に対する研究
　教育制度・システムに関する調査・研究、先導的な指導方法の開発に係る研究など、国として特別支援教育政策上重要性の高い課題に対する研究を実施する。
ロ　教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実際的研究
　障害のある子どもの教育内容･方法等に関する調査・開発研究など、教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実際的研究を実施する。
ハ　研究の実施に当たっては、研究の性質による次の区分を設けて実施する。

Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

１　特別支援教育に係る実際的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献
（１）国の政策課題及び教育現場のニーズ等に対応した研究の推進
①　特別支援教育のナショナルセンターとしての役割を踏まえた、国の政策的課題や教育現場の課題に対応した研究に一層精選、重点化して実施し、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献する。
イ　国として特別支援教育政策上重要性の高い課題に対する研究
　教育制度・システムに関する調査・研究、先導的な指導方法の開発に係る研究など、国として特別支援教育政策上重要性の高い課題に対する研究を実施する。
ロ　教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実際的研究
　障害のある子どもの教育内容･方法等に関する調査・開発研究など、教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実際的研究を実施する。
ハ　研究の実施に当たっては、研究の性質による次の区分を設けて実施する。

ｉ）基幹研究　研究所が主体となって実施する研究で、運営費交付金を主たる財源とするもの
その内容により、以下の通り区分する。
専門研究A：特定の障害種別によらない総合的課題、障害種別共通の課題に対応した研究
専門研究B：障害種別専門分野の課題に対応した研究
専門研究D：専門研究A、専門研究Bにつなげることを目指して実施する予備的、準備的研究等

専門研究A、専門研究Bのうち、特に重要度の高い研究を「重点推進研究」として取り組む。

また、①インクルーシブ教育システムに関する研究、②特別支援教育におけるＩＣＴの活用に関する研究、に係る研究課題については、中期特定研究課題制度（１（１）②ニ参照）の枠組の下で研究に取り組む。

ⅱ）外部資金研究：科学研究費等の外部資金を獲得して行う研究
ⅲ）受託研究：外部から委託を受けて行う研究
ⅳ）共同研究：本研究所と大学や民間などの研究機関等と共同で行う研究

ニ　平成２４年度に基幹研究を次のとおり実施する。
ｉ）平成２３年度からの継続研究
（専門研究A）
・インクルーシブ教育システムにおける教育の専門性と研修カリキュラムの開発に関する研究（平成２３年度～平成２４年度）（中期特定研究）（重点推進研究）
・インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別な支援を必要とする児童生徒への配慮や特別な指導に関する研究（平成２３年度～平成２４年度）（中期特定研究）（重点推進研究）
・特別支援教育を推進する学校マネジメントと校長のリーダーシップの在り方に関する研究（平成２３年度～平成２４年度）
（共同研究）
・墨字と併記可能な点字・触図作製技術

ｉ）基幹研究　研究所が主体となって実施する研究で、運営費交付金を主たる財源とするもの
その内容により、以下の通り区分する。
専門研究A：特定の障害種別によらない総合的課題、障害種別共通の課題に対応した研究
専門研究B：障害種別専門分野の課題に対応した研究

上記の他、専門研究A、専門研究Bにつなげることを目指して実施する予備的、準備的研究を実施する。

また、①インクルーシブ教育システムに関する研究、②特別支援教育におけるＩＣＴの活用に関する研究、に係る研究課題については、中期特定研究課題制度（１（１）② ニ参照）の枠組の下で研究に取り組む。

ⅱ）外部資金研究：科学研究費等の外部資金を獲得して行う研究
ⅲ）受託研究：外部から委託を受けて行う研究
ⅳ）共同研究：本研究所と大学や民間などの研究機関等と共同で行う研究

ニ　平成２５年度に基幹研究を次のとおり実施する。
ｉ）平成２４年度からの継続研究
（専門研究A）
・特別支援学校及び特別支援学級における教育課程の編成と実施に関する研究（平成２４年度～平成２５年度）
・デジタル教科書・教材の試作を通じたガイドラインの検証－アクセシブルなデジタル教科書の作成を目指して－（平成２４年度～平成２５年度）（中期特定研究）
（専門研究B）
・特別支援学校（視覚障害）における教材・教具の活用及び情報の共有化に関する研究－ＩＣＴの役割を重視しながら－（平成２４年度～平成２５年度）（中期特定研究）
・特別支援学校（肢体不自由）のＡＴ・ＩＣＴ活用の促進に関する研究－小・

		を用いた視覚障害児・者用アクセシブルデザイン教材の作製（平成２３年度～平成２４年度） ・弱視児童生徒の特性を踏まえた書字評価システムの開発的研究（平成２３年度～平成２４年度） ⅱ）平成２４年度からの新規研究 （専門研究A） ・特別支援学校及び特別支援学級における教育課程の編成と実施に関する研究（重点推進研究） ・デジタル教科書・教材の試作とガイドラインの検証－アクセシブルなデジタル教科書の作成を目指して－(中期特定研究) （専門研究B） ・特別支援学校（視覚障害）における教材・教具の活用及び情報の共有化に関する研究－ＩＣＴの役割を重視しながら－(中期特定研究) ・ことばの遅れを主訴とする子どもに対する早期からの指導の充実に関する研究－子どもの実態の整理と指導法の効果の検討－ ・特別支援学校(肢体不自由）のセンター的機能を活かしたＡＴ活用の促進に関する研究－ＩＣＴの役割を重視しながら－(中期特定研究) ・自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する自閉症のある児童生徒の算数科・数学科における学習上の特徴の把握と指導に関する研究　（重点推進研究） ・高等学校における発達障害等の特別な支援を必要とする生徒への指導・支援に関する研究－授業を中心として指導・支援の在り方－（重点推進研究）	中学校等への支援を目指して－（平成２４年度～平成２５年度）（中期特定研究） ・ことばの遅れを主訴とする子どもに対する早期からの指導の充実に関する研究－子どもの実態の整理と指導の効果の検討－（平成２４年度～平成２５年度） ・自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する自閉症のある児童生徒の算数科・数学科における学習上の特徴の把握と指導に関する研究（平成２４年度～平成２５年度） ・高等学校における発達障害等の特別な支援を必要とする生徒への指導・支援に関する研究－授業を中心とした指導・支援の在り方－（平成２４年度～平成２５年度） ⅱ）平成２５年度からの新規研究 （専門研究A） ・インクルーシブ教育システム構築に向けた取組を支える体制づくりに関する実際的研究－モデル事業等における学校や地域等の実践を通じて－（中期特定研究） （専門研究B） ・知的障害教育における組織的・体系的な学習評価の促進を促す方策に関する研究－特別支援学校（知的障害）の実践事例を踏まえた検討を通じて－ ・重度・重複障害のある子どもの実態把握、教育目標・内容の設定、及び評価等に資する情報パッケージ（試案）の開発研究
	②　研究計画を策定し研究体制の整備を進める。 イ　中長期を展望し平成２０年８月に策定	②　研究計画を策定し研究体制の整備を進める。 イ　平成２４年２月に改訂した研究基本計画	②　研究計画を策定し研究体制の整備を進める。 イ　平成２４年２月に改訂した研究基本計画

	した研究基本計画について、国の障害者制度改革の方向性など、国の政策の動向等を踏まえ改訂する。 ロ　研究を戦略的かつ体系的に実施するための研究班を整備する。 ハ　研究成果を教育現場等に迅速に還元するため、研究課題については、その必要性、研究内容等について毎年度見直しを行いつつ、原則として、２年を年限として研究成果をまとめる。 ニ　特別支援教育全体に関わる重点的な課題を総合的に解決するため、中期目標期間を見通して特定の包括的研究テーマ（領域）を設定し、複数の研究課題から構成された研究を進める中期特定研究制度を創設する。 ③　研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、毎年度、都道府県教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等に対して研究ニーズ調査を実施する。また、研究計画を立案する段階において研究成果の現場への効果的普及の方策について特に留意する。	に基づいて、様々な研究ニーズを見極めつつ、研究活動を展開する。 ロ　研究を戦略的かつ体系的に実施するための研究班を整備する。 ハ　研究成果を教育現場等に迅速に還元するため、研究課題については、その必要性、研究内容等について見直しを行う。また、原則として、２年を年限として研究成果をまとめる。 ニ　平成２３年度に創設した中期特定研究制度に基づき、特別支援教育全体に関わる重点的な課題である次の研究テーマを総合的に解決するための研究を実施する。 ［研究テーマ１］ インクルーシブ教育システムに関する研究（平成23年度～27年度） ［研究テーマ２］ 特別支援教育におけるＩＣＴの活用に関する研究（平成23年度～27年度） ③　研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、都道府県教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等に対して研究ニーズ調査を実施する。また、研究計画を立案する段階において研究成果の現場への効果的普及の方策について特に留意する。	に基づいて、様々な研究ニーズを見極めつつ、研究活動を展開する。 ロ　研究を戦略的かつ体系的に実施するための研究班を整備する。 ハ　研究成果を教育現場等に迅速に還元するため、研究課題については、その必要性、研究内容等について見直しを行う。また、原則として、２年を年限として研究成果をまとめる。 ニ　平成２３年度に創設した中期特定研究制度に基づき、特別支援教育全体に関わる重点的な課題である次の研究テーマを総合的に解決するための研究を実施する。 ［研究テーマ１］ インクルーシブ教育システムに関する研究（平成23年度～27年度） ［研究テーマ２］ 特別支援教育におけるＩＣＴの活用に関する研究（平成23年度～27年度） ③　研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、都道府県教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等に対して研究ニーズ調査を実施する。また、研究計画を立案する段階において研究成果の現場への効果的普及の方策について特に留意する。
（２）評価システムの充実による研究の質の向上 研究の実施に当たっては、内部及び外部評価システムを不断に見直すことにより、研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善、研究の効果的・効率的実施及び研究の質的向上を図ること。 なお、研究成果が教育現場等に対し有効に提供・活用されているか否かについても検証すること。	**（２）評価システムの充実による研究の質の向上** ①　研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、研究の事前評価として、毎年度、都道府県教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等に対しての研究ニーズ調査をする。 ②　各研究課題について、国の政策課題や教育現場の課題への貢献等の観点から、中間及び終了時における内部評価及び外部評価を実施する。また、評価システムについては不断の見直しを行う。 ③　ウェブサイトを活用し研究計画の事前・中間・事後において、教育現場をはじめ広く国民からタイムリーな意見や情報の収集を実施する評価システムを運用する。 ④　中期特定研究制度については、全体研究計画の事前、中間、終了時評価（事後評価）を実施するシステムを構築する。	**（２）評価システムの充実による研究の質の向上** ①　研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、研究の事前評価として、毎年度、都道府県教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等に対しての研究ニーズ調査をする。 ②　各研究課題について、国の政策課題や教育現場の課題への貢献等の観点から、中間及び終了時における内部評価及び外部評価を実施する。また、評価システムについては不断の見直しを行う。 ③　ウェブサイトを活用し研究計画の事前・中間・事後において、教育現場をはじめ広く国民からタイムリーな意見や情報の収集を実施する評価システムを運用する。 ④　中期特定研究制度について、平成23年度に構築した評価システムに基づき、中間評価を進める。	**（２）評価システムの充実による研究の質の向上** ①　研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、研究の事前評価として、毎年度、都道府県教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等に対しての研究ニーズ調査をする。 ②　各研究課題について、国の政策課題や教育現場の課題への貢献等の観点から、中間及び終了時における内部評価及び外部評価を実施する。また、評価システムについては不断の見直しを行う。 ③　ウェブサイトを活用し研究計画の事前・中間・事後において、教育現場をはじめ広く国民からタイムリーな意見や情報の収集を実施する評価システムを運用する。 ④　中期特定研究制度について、平成23年度に構築した評価システムに基づき、中間評価を進める。
（３）学校長会、保護者団体、大学等の関係機関等との連携・協力体制の強化による実際的で総合的な研究の推進	**（３）学校長会、保護者団体、大学等の関係機関等との連携・協力体制の強化による実際的で総合的な研究の推進**	**（３）学校長会、保護者団体、大学等の関係機関等との連携・協力体制の強化による実際的で総合的な研究の推進**	**（３）学校長会、保護者団体、大学等の関係機関等との連携・協力体制の強化による実際的で総合的な研究の推進**

学校長会、保護者団体、大学等の関係機関・団体と相互の課題認識・研究方法・研究資源などを共有することにより、より効率的かつ効果的に研究を推進すること。 また、大学や民間などの研究機関との共同研究も積極的に推進し、基礎的研究との有機的な連携を図ることにより、研究所の実際的研究の質的向上を図ること。 さらに海外の研究機関との研究交流を必要に応じて行うこと。	①　相互の課題認識・研究方法・研究資源などを学校長会、保護者等の関係機関等と共有することにより、実際的、効率的かつ効果的に研究を実施する。 イ　研究協力者、研究協力機関及び研究パートナー制度を統合し、より広く研究協力を求める仕組みを中期目標期間中に導入する。 ロ　学校長会等教育関係団体と連携し、学校現場の実態等を適切に把握するための共同調査を実施することなどにより、連携関係を一層強化する。 ハ　保護者団体等と連携を図り、教育課題等を把握し研究の進展を図る。 ニ　福祉・医療・労働関係機関・団体との連携を一層推進する。 ②　大学などの基礎的研究と研究所の実際的研究との有機的な連携や筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携を図ることにより、研究の質的向上を図る。 イ　大学や民間などの研究機関等との「共同研究」を毎年度実施する。 ロ　自閉症教育に係る研究について、筑波大学附属久里浜特別支援学校と相互連携協力を行う。 ③　特別支援教育に関する協議及び情報交換等を行うため、海外の研究機関等とのシンポジウムを適宜開催するなど、海外との研究交流を推進する。	①　相互の課題認識・研究方法・研究資源などを学校長会、保護者等の関係機関等と共有することにより、実際的、効率的かつ効果的に研究を実施する。 イ　平成２３年度に統合した新たな研究協力者及び研究協力機関制度を実施する。 ロ　全国特別支援学校長会及び全国特別支援学級設置学校長協会と連携し、学校現場の実態等を適切に把握するための共同調査を実施する。 ハ　全国特別支援教育推進連盟及びその加盟団体と連携を図り、教育課題等を把握し研究の進展を図る。 ニ　国立障害者リハビリテーションセンターとの連携を一層推進する。 ②　大学などの基礎的研究と研究所の実際的研究との有機的な連携や筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携を図ることにより、研究の質的向上を図る。 イ　大学や民間などの研究機関等との「共同研究」を毎年度実施する。 ロ　自閉症教育に係る研究について、筑波大学附属久里浜特別支援学校と相互連携協力を行う。 ③　特別支援教育に関する協議及び情報交換等を行うために、海外の研究機関等との研究交流について次の交流を行う。 ・第12回日韓セミナー 開催時期：未定	①　相互の課題認識・研究方法・研究資源などを学校長会、保護者等の関係機関等と共有することにより、実際的、効率的かつ効果的に研究を実施する。 イ　平成２３年度に統合した新たな研究協力者及び研究協力機関制度を実施する。 ロ　全国特別支援学校長会及び全国特別支援学級設置学校長協会と連携し、学校現場の実態等を適切に把握するための共同調査を実施する。 ハ　全国特別支援教育推進連盟及びその加盟団体と連携を図り、教育課題等を把握し研究の進展を図る。 ニ　国立障害者リハビリテーションセンターとの連携を一層推進する。 ②　大学などの基礎的研究と研究所の実際的研究との有機的な連携や筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携を図ることにより、研究の質的向上を図る。 イ　大学や民間などの研究機関等との「共同研究」を毎年度実施する。 ロ　自閉症教育に係る研究について、筑波大学附属久里浜特別支援学校と相互連携協力を行う。 ③　特別支援教育に関する協議及び情報交換等を行うために、海外の研究機関等との研究交流を行う。
２　各都道府県等における特別支援教育政策や教育研究及び教育実践等の推進に寄与する指導者の養成 **（１）都道府県等の特別支援教育政策等の推進に寄与する専門性の向上** 第２期中期目標期間中において、１年の研修期間で行われている特別支援教育研究研修員制度については、研修成果を全国に還元する観点から、その在り方を含め見直すものとすること。	**２　各都道府県等における特別支援教育政策や教育研究及び教育実践等の推進に寄与する指導者の養成** **（１）都道府県等の特別支援教育政策等の推進に寄与する専門性の向上** 各都道府県等における政策課題の実現の中核となる指導主事や教職員を対象に、各都道府県等の教育政策や教育研究の推進に寄与するための専門性の向上を図ることを目的とする特別支援教育研究研修員制度（１年の研修期間）を実施する。 なお、この研究研修員制度については、研修効果を全国に還元する観点から、その在り方を含め見直す。また、見直しを実施する際には経費の縮減に努める。 イ　研究所の「重点推進研究」や「専門研究」に直接参画する。	**２　各都道府県等における特別支援教育政策や教育研究及び教育実践等の推進に寄与する指導者の養成**	**２　各都道府県等における特別支援教育政策や教育研究及び教育実践等の推進に寄与する指導者の養成**

	ロ　受講者に対して、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了直後又は修了後１年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均８５％以上の有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に、８５％を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。 ハ　受講者の任命権者である教育委員会等に対し、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了後１年後を目途として、研修内容・方法等の充実を図るためのアンケート調査を実施し、８０％以上から研修を効果的に活用できている等のプラス評価を確保する。仮に、８０％を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。 ニ　研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で８５％以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で８５％を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。 ホ　研修の修了者に対して、インターネットを活用し、最新の特別支援教育情報などの提供を行う。		
（２）各障害種別に対応する指導者の専門性の向上 各都道府県等における障害種別毎の教育の中核となる教職員を対象に、国の特別支援教育政策や研究成果等の最新の知見を踏まえ、各障害の特性等に応じた専門的かつ技術的な研修を行うことにより、各都道府県等における各障害領域の教育実践の充実に寄与するための専門性の向上を図ること。 なお、カリキュラムの一部を構成している基礎的な科目については、インターネットを通じた講義配信を活用するなどの方法により、受講者が事前に履修できるよう措置すること。 また、研修プログラムについては、受講者が実際の業務や活動の中でいかせるものとなるよう、研究協議等の演習形式	**（２）各障害種別に対応する指導者の専門性の向上** 各都道府県等の障害種別毎の教育の中核となる教職員を対象に、障害種別にコースを設け、研究成果等の普及等を目的とした専門的かつ技術的な講義・演習・研究協議等を通して、その専門性と指導力の向上を図り、各都道府県等の教育実践の充実を図るための「特別支援教育専門研修」（約２か月の研修期間）を実施する。	**（１）各障害種別に対応する指導者の専門性の向上** ①　各都道府県等の障害種別毎の教育の中核となる教職員を対象に、障害種別毎にコースを設け、研究成果等の普及等を目的とした専門的かつ技術的な講義・演習・研究協議等を通して、その専門性と指導力の向上を図り、各都道府県等の教育実践の充実を図るための「特別支援教育専門研修」（約２か月の研修期間）を次の通り実施する。 （第一期）知的障害・肢体不自由・病弱教育コース 募集人員：８０名 実施期間：平成２４年５月７日～平成２４年７月６日 （第二期）視覚障害・聴覚障害教育コース 募集人員：４０名 実施期間：平成２４年９月５日～	**（１）各障害種別に対応する指導者の専門性の向上** ①　各都道府県等の障害種別毎の教育の中核となる教職員を対象に、障害種別毎にコースを設け、研究成果等の普及等を目的とした専門的かつ技術的な講義・演習・研究協議等を通して、その専門性と指導力の向上を図り、各都道府県等の教育実践の充実を図るための「特別支援教育専門研修」（約２か月の研修期間）を次の通り実施する。 （第一期）知的障害・肢体不自由・病弱教育コース 募集人員：８０名 実施期間：平成２５年５月８日～平成２５年７月９日 （第二期）視覚障害・聴覚障害教育コース 募集人員：４０名 実施期間：平成２５年９月３日～

を多く取り入れるなど、受講者等の意見等を踏まえつつ、逐次カリキュラム等の見直しを進めること。	イ　研修開始に当たっての共通理解の促進を図るため、受講者の事前学習として、研究所ウェブサイトからインターネットを通じ、基礎的な内容について受講者が事前に履修できるよう措置する。 ロ　研究協議等の演習形式を多く取り入れたプログラムを実施するとともに、受講者が受講した内容を実際の業務や活動の中でいかせるものとなるよう逐次カリキュラム等の見直しを行う。 ハ　受講者に対して、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了直後又は修了後１年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均８５％以上の有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に、８５％を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。 ニ　受講者の任命権者である教育委員会等に対し、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了後１年後を目途として、研修内容・方法等の充実を図るためのアンケート調査を実施し、８０％以上の受講者が、各地域で行う研修、研究会等の企画・立案及び研修の講師として指導的な役割を担っているという結果などプラスの評価を確保する。仮に、８０％を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。 ホ　研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で８５％以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で８５％を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。	平成２４年１１月８日 （第三期）情緒障害・言語障害・発達障害教育コース 募集人員：８０名 実施期間：平成２５年１月９日～平成２５年３月１５日 募集人員計：２００名 ②　研修の実施については、次の事項に留意する。 イ　事前学習用コンテンツを使用し、研究所ウェブサイトからインターネットを通じた視聴を指示し、研修開始に当たっての共通理解の促進を図る。 ロ　研究協議等の演習形式を多く取り入れたプログラムを実施するとともに、受講者が受講した内容を実際の業務や活動の中でいかせるものとなるよう逐次カリキュラム等の見直しを行う。 ハ　受講者に対して、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了直後及び修了後１年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均８５％以上の有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に、８５％を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。 （修了後１年後のアンケート調査の実施予定） 平成２４年度受講者については、２６年１～２月 ニ　受講者の任命権者である教育委員会等に対し、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了後１年後を目途として、研修内容・方法等の充実を図るためのアンケート調査を実施し、８０％以上の受講者が、各地域で行う研修、研究会等の企画・立案及び研修の講師として指導的な役割を担っているという結果などプラスの評価を確保する。仮に、８０％を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。 （修了後１年後のアンケート調査の実施予定） 平成２４年度受講者については、２６年１～２月 ホ　研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で８５％以上となるようにする。年間の研修計画立案に際し、各都道府県教育委員会等に対してニーズ調査を行い募集人員決定の参考とする。受講者の参加率が、毎事業年度平均で８５％を下回った場合には、受講者	平成２５年１１月８日 （第三期）発達障害・情緒障害・言語障害教育コース 募集人員：８０名 実施期間：平成２６年１月９日～平成２６年３月１４日 募集人員計：２００名 ②　研修の実施については、次の事項に留意する。 イ　事前学習用コンテンツを使用し、研究所ウェブサイトからインターネットを通じた視聴を指示し、研修開始に当たっての共通理解の促進を図る。 ロ　研究協議等の演習形式を多く取り入れたプログラムを実施するとともに、受講者が受講した内容を実際の業務や活動の中でいかせるものとなるよう逐次カリキュラム等の見直しを行う。 ハ　受講者に対して、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了直後及び修了後１年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均８５％以上の有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に、８５％を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。 （修了後１年後のアンケート調査の実施予定） 平成２５年度受講者については、２７年１～２月 ニ　受講者の任命権者である教育委員会等に対し、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了後１年後を目途として、研修内容・方法等の充実を図るためのアンケート調査を実施し、８０％以上の受講者が、各地域で行う研修、研究会等の企画・立案及び研修の講師として指導的な役割を担っているという結果などプラスの評価を確保する。仮に、８０％を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。 （修了後１年後のアンケート調査の実施予定） 平成２５年度受講者については、２７年１～２月 ホ　研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で８５％以上となるようにする。年間の研修計画立案に際し、各都道府県教育委員会等に対してニーズ調査を行い募集人員決定の参考とする。受講者の参加率が、毎事業年度平均で８５％を下回った場合には、受講者

（３）国の重要な特別支援教育政策や教育現場の喫緊の課題等に対応する指導者の養成 各都道府県等において特別支援教育に関する指導的立場に立つ指導主事や教職員を対象として特別支援教育のナショナルセンターにふさわしい特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題に対応した専門的かつ技術的な研修を重点化して実施すること。 なお、これらの研修については、受講者等の意見を踏まえつつ、その必要性やカリキュラム・研修内容等について逐次見直しを行い、研究所において実施する必要性が低下した研修については廃止を含め検討すること。	へ　研修の修了者に対して、インターネットを活用し、最新の特別支援教育情報などの提供を行う。 **（３）国の重要な特別支援教育政策や教育現場の喫緊の課題等に対応する指導者の養成** ①　上記以外に実施している各種の研究協議会については、各都道府県等において指導的立場に立つ指導主事や教職員を対象として、特別支援教育に係る研究成果等の普及を目的とした特別支援教育のナショナルセンターにふさわしい特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題に対応した専門的かつ技術的な研修（各２～３日程度の研修期間）を重点化して実施する。 なお、中期目標期間の開始時には、次の研修を実施する。 ・交流及び共同学習推進指導者研究協議会 ・特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会 ・発達障害教育指導者研究協議会 ・特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会 ②　これらの研修の実施については、次の事項に留意する。 イ　地方公共団体における同種の研修の実施実態を把握し、研修の必要性、研修内容等について逐次見直しを実施するとともに、各都道府県等において定着し、研究所において実施する必要性が低下した研修については廃止を含め検討する。 ロ　研修毎に、受講者に対して、修了直後又は修了後１年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均８５％以上の有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に、８５％を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。	数の見直し等、必要な措置を講じる。 へ　研修の各期の修了者に対して、インターネットを活用し、最新の特別支援教育情報などの提供を試行する。 **（２）国の重要な特別支援教育政策や教育現場の喫緊の課題等に対応する指導者の養成** ①　上記以外に実施している各種の研究協議会については、各都道府県等において指導的立場に立つ指導主事や教職員を対象として、特別支援教育に係る研究成果等の普及を目的とした特別支援教育のナショナルセンターにふさわしい特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題に対応した専門的かつ技術的な研修（各２～３日程度の研修期間）を次のとおり重点化して実施する。 イ　特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会 実施期間：平成２４年７月２５日～ 平成２４年７月２６日 募集人員：７０名 ロ　発達障害教育指導者研究協議会 実施期間：平成２４年８月２日～ 平成２４年８月３日 募集人員：１００名 ハ　交流及び共同学習推進指導者研究協議会 実施期間：平成２４年１１月１５日～ 平成２４年１１月１６日 募集人員：７０名 ニ　特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会 実施期間：平成２４年１１月２８日～ 平成２４年１１月３０日 募集人員：７０名 ②　これらの研修の実施については、次の事項に留意する。 イ　地方公共団体における同種の研修の実施実態を把握し、研修の必要性、研修内容等について逐次見直しを実施する。 ロ　研修毎に、受講者に対して、修了直後及び修了後１年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均８５％以上の有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に、８５％を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。	数の見直し等、必要な措置を講じる。 へ　研修の各期の修了者に対して、インターネットを活用し、最新の特別支援教育情報などの提供を行う。 **（２）国の重要な特別支援教育政策や教育現場の喫緊の課題等に対応する指導者の養成** ①　上記以外に実施している各種の研究協議会については、各都道府県等において指導的立場に立つ指導主事や教職員を対象として、特別支援教育に係る研究成果等の普及を目的とした特別支援教育のナショナルセンターにふさわしい特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題に対応した専門的かつ技術的な研修（各２日間の研修期間）を次のとおり重点化して実施する。 イ　就学相談・支援担当者研究協議会 実施期間：平成２５年７月１７日～ 平成２５年７月１８日 募集人員：７０名 ロ　特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会 実施期間：平成２５年７月２５日～ 平成２５年７月２６日 募集人員：７０名 ハ　発達障害教育指導者研究協議会 実施期間：平成２５年８月１日～ 平成２５年８月２日 募集人員：１００名 ニ　交流及び共同学習推進指導者研究協議会 実施期間：平成２５年１１月２１日～ 平成２５年１１月２２日 募集人員：７０名 ②　これらの研修の実施については、次の事項に留意する。 イ　地方公共団体における同種の研修の実施実態を把握し、研修の必要性、研修内容等について逐次見直しを実施する。 ロ　研修毎に、受講者に対して、修了直後及び修了後１年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均８５％以上の有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に、８５％を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。

	ハ　研修毎に、受講者の任命権者である教育委員会等に対し、修了後１年後を目途として、研修内容・方法等の充実を図るためのアンケート調査を実施し、８０％以上の受講者が、各地域で行う研修、研究会等の企画・立案及び研修の講師として指導的な役割を担っているという結果などプラスの評価を確保する。仮に、８０％を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。 ニ　研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で８５％以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で８５％を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。 ホ　研修の修了者に対して、インターネットを活用し、最新の特別支援教育情報などの提供を行う。	（修了後１年後のアンケート調査の実施予定） 平成２４年度受講者については、２６年１～２月 ハ　研修毎に、受講者の任命権者である教育委員会等に対し、修了後１年後を目途として、研修内容・方法等の充実を図るためのアンケート調査を実施し、８０％以上の受講者が、各地域で行う研修、研究会等の企画・立案及び研修の講師として指導的な役割を担っているという結果などプラスの評価を確保する。仮に、８０％を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。 （修了後１年後のアンケート調査の実施予定） 平成２４年度受講者については、２６年１～２月 ニ　研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で８５％以上となるようにする。仮に、受講者の参加率が、毎事業年度平均で８５％を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。 ホ　各研修の修了者に対して、インターネットを活用し、最新の特別支援教育情報などの提供を試行する。	（修了後１年後のアンケート調査の実施予定） 平成２５年度受講者については、２７年１～２月 ハ　研修毎に、受講者の任命権者である教育委員会等に対し、修了後１年後を目途として、研修内容・方法等の充実を図るためのアンケート調査を実施し、８０％以上の受講者が、各地域で行う研修、研究会等の企画・立案及び研修の講師として指導的な役割を担っているという結果などプラスの評価を確保する。仮に、８０％を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。 （修了後１年後のアンケート調査の実施予定） 平成２５年度受講者については、２７年１～２月 ニ　研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で８５％以上となるようにする。仮に、受講者の参加率が、毎事業年度平均で８５％を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。 ホ　各研修の修了者に対して、インターネットを活用し、最新の特別支援教育情報などの提供を行う。
（４）各都道府県等が実施する研修に対する支援 各都道府県等で実施されている障害のある児童・生徒等の教育に携わる教員の資質向上を図るため、インターネットを通じて教員、教育関係者等が利便かつ円滑に活用できる基礎的な内容及び専門的な内容の研修講義などの研修コンテンツの提供を行い、各都道府県等の取組を積極的に支援すること。	**（４）各都道府県等が実施する研修に対する支援** ①　各都道府県等において、障害のある児童・生徒等の教育に携わる教員の資質向上を図る取組を支援するため、基礎的な内容及び専門的な内容に係る講義を収録し、インターネットにより学校教育関係機関等へ配信する。 イ　配信する研修コンテンツについて体系的・計画的な整備・充実を図る。なお、利用者のアンケート調査等をもとに、内容及び運用の改善を図る。 ロ　講義配信登録機関数を、中期目標期間終了までに８００機関以上確保する。 ②　都道府県教育委員会・特別支援教育センター等が実施する研修会等へ、実施機関からの要請に応じ、適切な範囲で講師を派遣する。	**（３）各都道府県等が実施する研修に対する支援** ①　各都道府県等において、障害のある児童・生徒等の教育に携わる教員の資質向上を図る取組を支援するため、基礎的な内容及び専門的な内容に係る講義を収録し、インターネットにより学校教育関係機関等へ配信する。 また、配信する研修コンテンツについては、体系的・計画的な整備・充実を図るとともに、利用者のアンケート調査等をもとに、内容及び運用の改善を図る。 ②　都道府県教育委員会・特別支援教育センター等が実施する研修会等へ、実施機関からの要請に応じ、講師派遣基準に基づき適切な範囲で講師を派遣し、各都道府県等を支援する。	**（３）各都道府県等が実施する研修に対する支援** ①　各都道府県等において、障害のある児童・生徒等の教育に携わる教員の資質向上を図る取組を支援するため、基礎的な内容及び専門的な内容に係る講義を収録し、インターネットにより学校教育関係機関等へ配信する。 また、配信する研修コンテンツについては、体系的・計画的な整備・充実を図るとともに、利用者のアンケート調査等をもとに、内容及び運用の改善を図る。 ②　都道府県教育委員会・特別支援教育センター等が実施する研修会等へ、実施機関からの要請に応じ、講師派遣基準に基づき適切な範囲で講師を派遣し、各都道府県等を支援する。
３　各都道府県等における特別支援教育推進のための教育相談機能の質的向上に対する支援と教育相談活動の実施 **（１）各都道府県等における特別支援教育推進のための教育相談機能の質的向上に対する支援** 各都道府県の特別支援教育センター等、	**３　各都道府県等における特別支援教育推進のための教育相談機能の質的向上に対する支援と教育相談活動の実施** **（１）各都道府県等における特別支援教育推進のための教育相談機能の質的向上に対する支援** ①　教育相談実施機関の自己解決力の向上を	**３　各都道府県等における特別支援教育推進のための教育相談機能の質的向上に対する支援と教育相談活動の実施** **（１）各都道府県等における特別支援教育推進のための教育相談機能の質的向上に対する支援** ①　教育相談実施機関の自己解決力の向上を推	**３　各都道府県等における特別支援教育推進のための教育相談機能の質的向上に対する支援と教育相談活動の実施** **（１）各都道府県等における特別支援教育推進のための教育相談機能の質的向上に対する支援** ①　教育相談実施機関の自己解決力の向上を推

障害のある児童・生徒等に係る教育相談実施機関に対し、教育相談に関するコンサルテーションを実施するとともに、教育相談の円滑な遂行に資するため、教育委員会、教育センター、特別支援教育センター及びセンター的機能を担う特別支援学校の利用に供するための、教育相談情報提供システム（教育相談に関する基本情報ガイド及び事例データベース）の整備を進めること。 なお、教育相談情報提供システムについては、その利活用状況を毎年度評価し、必要な見直しを行うこと。 整備に当たっては、研究所が行う教育相談事例のほか、全国の教育センター、特別支援教育センター等との連携を推進し、教育相談に関する事例情報やニーズ等を収集すること。	推進 障害のある子どもの教育に関するコンサルテーションを実施する。実施に当たっては、教育相談実施機関に対して有用度アンケートを実施し、８０％以上から有用であるという結果などプラスの評価を得る。 ② 各都道府県等における教育相談機能等の質の向上に資する情報提供の充実 イ 各地方自治体が行う教育相談の円滑な遂行に資するため、教育委員会、教育センター、特別支援教育センター及びセンター的機能を担う特別支援学校の利用に供するための、教育相談情報提供システム（教育相談に関する基本情報ガイド及び事例データベース）の整備を進める。 また、教育相談情報提供システムの利活用状況を毎年度評価し、必要に応じて運用を見直す。 特に教育相談情報提供システムの整備に当たっては、研究所が行う（２）①の教育相談事例及びこれ以外に研究所が収集する事例のほか、全国の教育センター、特別支援教育センター等との連携により教育相談に関する事例情報やニーズ等を収集する。 ロ 教育相談年報について、他の刊行物と統合するとともにインターネットを活用した提供を行う。 ハ 日本人学校等への支援を充実する。	進 障害のある子どもの教育に関するコンサルテーションを実施する。実施に当たっては、教育相談実施機関に対して有用度アンケートを実施し、８０％以上から有用であるという結果などプラスの評価を得る。 ② 各都道府県等における教育相談機能等の質の向上に資する情報提供の充実 イ 各地方自治体が行う教育相談の円滑な遂行に資するため、教育委員会、教育センター、特別支援教育センター及びセンター的機能を担う特別支援学校の利用に供するための、教育相談情報提供システム（教育相談に関する基本情報ガイド及び事例データベース）の整備を進める。 また、教育相談情報提供システムの利活用状況の評価を行い、必要に応じて運用を見直す。 特に教育相談情報提供システムの整備に当たっては、研究所が行う（２）①の教育相談事例及びこれ以外に研究所が収集する事例のほか、全国の教育センター、特別支援教育センター等との連携により教育相談に関する事例情報やニーズ等を収集する。 ロ 日本人学校等への支援を充実する。	進 障害のある子どもの教育に関するコンサルテーションを　実施する。実施に当たっては、教育相談実施機関に対して有用度アンケートを実施し、８０％以上から有用であるという結果などプラスの評価を得る。 ② 各都道府県等における教育相談機能等の質の向上に資する情報提供の充実 イ 各地方自治体が行う教育相談の円滑な遂行に資するため、教育委員会、教育センター、特別支援教育センター及びセンター的機能を担う特別支援学校の利用に供するための、教育相談情報提供システム（教育相談に関する基本情報ガイド及び事例データベース）の整備を進める。 また、教育相談情報提供システムの利活用状況の評価を行い、必要に応じて運用を見直す。 特に教育相談情報提供システムの整備に当たっては、研究所が行う（２）①の教育相談事例及びこれ以外に研究所が収集する事例のほか、全国の教育センター、特別支援教育センター等との連携により教育相談に関する事例情報やニーズ等を収集する。 ロ 日本人学校等への支援を充実する。
（２）各都道府県等では対応が困難な教育相談等の実施 研究所で行う教育相談については、発生頻度の低い障害等に関する教育相談及び国外に在住する日本人学校等の保護者等からの教育相談など、各都道府県では対応が困難な教育相談等を実施すること。	**（２）各都道府県等では対応が困難な教育相談等の実施** ① 研究所においては、次の教育相談を実施する。 イ 発生頻度の低い障害等の各都道府県等では対応が困難な事例に関する教育相談 ロ 国外に在住する日本人学校等の保護者等からの教育相談 ハ 上記①イ～ロの教育相談については、満足度アンケートを実施し、８０％以上の満足度を確保する。 ② 教育相談事例の研究 研究所で行う教育相談、コンサルテーションの内、特別支援教育の研究の進展を図るために必要と判断するものを教育相談事例として研究を進める。	**（２）各都道府県等では対応が困難な教育相談等の実施** ① 研究所においては、次の教育相談を実施する。 イ 発生頻度の低い障害等の各都道府県等では対応が困難な事例に関する教育相談 ロ 国外に在住する日本人学校等の保護者等からの教育相談 ハ 上記①イ～ロの教育相談については、満足度アンケートを実施し、８０％以上の満足度を確保する。 ② 教育相談事例の研究 研究所で行う教育相談、コンサルテーションの内、特別支援教育の研究の進展を図るために必要と判断するものを教育相談事例として研究を進める。	**（２）各都道府県等では対応が困難な教育相談等の実施** ① 研究所においては、次の教育相談を実施する。 イ 発生頻度の低い障害等の各都道府県等では対応が困難な事例に関する教育相談 ロ 国外に在住する日本人学校等の保護者等からの教育相談 ハ 上記①イ～ロの教育相談については、満足度アンケートを実施し、８０％以上の満足度を確保する。 ② 教育相談事例の研究 研究所で行う教育相談、コンサルテーションの内、特別支援教育の研究の進展を図るために必要と判断するものを教育相談事例として研究を進める。
４　特別支援教育に関する総合的な情報提供体制を充実し、研究者・教職員等の研究や専門性、指導力の向上及び保護者等に必要な知識等を提供	**４　特別支援教育に関する総合的な情報提供体制を充実し、研究者・教職員等の研究や専門性、指導力の向上及び保護者等に必要な知識等を提供**	**４　特別支援教育に関する総合的な情報提供体制を充実し、研究者・教職員等の研究や専門性、指導力の向上及び保護者等に必要な知識等を提供**	**４　特別支援教育に関する総合的な情報提供体制を充実し、研究者・教職員等の研究や専門性、指導力の向上及び保護者等に必要な知識等を提供**

（１）研究成果の普及促進等 研究成果については、特別支援教育に関する国の政策立案・施策推進等に寄与するよう国に提供するとともに、教育関係者はもとより広く一般にも公開し、研究成果等の普及を図ること。その際、研究所セミナーの開催や報告書の刊行、学会発表、インターネット等による研究成果の普及に努めること。 また、都道府県教育委員会・特別支援教育センター等への研究成果の普及を積極的に行うこと。	**（１）研究成果の普及促進等** ①　研究成果については、 国の行政施策の企画立案・実施に寄与するよう国へ提供する。 ②　研究活動等の成果の普及や質の向上、教育現場等関係機関との情報の共有を図るため、研究所セミナーを開催するとともに、学会発表等により成果の普及を図る。 イ　研究成果の普及を図るため、研究協議等参加型の方法を中心としたプログラムによる研究所セミナーを毎年度開催する。 ただし、従来年２回開催していた研究所セミナーを統合し、経費を縮減する。 また、参加者定員の９０％以上の充足率を確保するとともに、参加者８５％以上の満足度を確保する。 ロ　研究成果を学会等における口頭又は誌上において中期目標期間中５００件以上発表する。 ③　研究成果である報告書等を刊行し、ウェブサイトへ掲載する。 イ　査読付研究紀要を年１回刊行する。 ロ　毎年度、終了研究課題毎に研究成果報告書を刊行し、必要に応じて、研究中間報告書を刊行する。 ハ　重要な研究成果については、教育現場で活用しやすいようにガイドブックやマニュアル等としてまとめ、提供する。 ニ　教材・教具を試作した場合は、これを公開する。 ④　都道府県教育委員会・特別支援教育センター等が実施する研修会等への講師の派遣及び大学教育への参画を通して研究成果を普及する。	**（１）研究成果の普及促進等** ①　研究成果については、 国の行政施策の企画立案・実施に寄与するよう国へ提供する。 ②　研究活動等の成果の普及や質の向上、教育現場等関係機関との情報の共有を図るため、研究所セミナーを開催するとともに、学会発表等により成果の普及を図る。 イ　研究成果の普及を図るため、研究協議等参加型の方法を中心としたプログラムによる研究所セミナーを開催する。 また、参加者定員の９０％以上の充足率を確保するとともに、参加者８５％以上の満足度を確保する。 ロ　研究成果を学会等における口頭又は誌上において１００件以上発表する。 ③　研究成果である報告書等を刊行し、ウェブサイトへ掲載する。 イ　研究紀要第４０巻を刊行する。 ロ　終了する研究課題については研究成果報告書を刊行するとともに、必要に応じて、研究中間報告書を刊行する。 ハ　重要な研究成果については、教育現場で活用しやすいようにガイドブックやマニュアル等としてまとめ、提供する。 ニ　教材・教具を試作した場合は、これを公開する。 ④　都道府県教育委員会・特別支援教育センター等が実施する研修会等への講師の派遣及び大学教育への参画を通して研究成果を普及する。	**（１）研究成果の普及促進等** ①　研究成果については、 国の行政施策の企画立案・実施に寄与するよう国へ提供する。 ②　研究活動等の成果の普及や質の向上、教育現場等関係機関との情報の共有を図るため、研究所セミナーを開催するとともに、学会発表等により成果の普及を図る。 イ　研究成果の普及を図るため、研究協議等参加型の方法を中心としたプログラムによる研究所セミナーを開催する。 また、参加者定員の９０％以上の充足率を確保するとともに、参加者８５％以上の満足度を確保する。 ロ　研究成果を学会等における口頭又は誌上において１００件以上発表する。 ③　研究成果である報告書等を刊行し、ウェブサイトへ掲載する。 イ　研究紀要第４１巻を刊行する。 ロ　終了する研究課題については研究成果報告書を刊行するとともに、必要に応じて、研究中間報告書を刊行する。 ハ　重要な研究成果については、教育現場で活用しやすいようにガイドブックやマニュアル等としてまとめ、提供する。 ニ　教材・教具を試作した場合は、これを公開する。 ④　都道府県教育委員会・特別支援教育センター等が実施する研修会等への講師の派遣及び大学教育への参画を通して研究成果を普及する。
（２）特別支援教育に関する情報の収集・蓄積・提供や理解啓発活動 ナショナルセンターとして特別支援教育に関する国内外の情報を収集し、特別支援教育に関する総合的な情報をインターネットを活用し国内外に提供すること。 特に発達障害教育については、教員及び保護者をはじめとする関係者を支援するためインターネットを活用した情報提供を行うとともに、発達障害についての理解啓発活動を行うこと。	**（２）特別支援教育に関する情報の収集・蓄積・提供や理解啓発活動** ①　インターネットを活用し、ナショナルセンターとして特別支援教育に関する情報提供、理解啓発活動を行う。 イ　インターネットを活用し、ウェブサイトから特別支援教育に関する情報を提供する。 ロ　発達障害教育にかかわる教員及び保護者をはじめとする関係者を支援するためインターネットを活用しウェブサイトから情報提供を行う。また、発達障害についての理解啓発活動を行う。 ハ　メールマガジンを配信し、特別支援教	**（２）特別支援教育に関する情報の収集・蓄積・提供や理解啓発活動** ①　インターネットを活用し、ナショナルセンターとして特別支援教育に関する情報提供、理解啓発活動を行う。 イ　研究所のウェブサイトをユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮し、特別支援教育に関する情報を提供する。 ロ　発達障害教育にかかわる教員及び保護者をはじめとする関係者を支援するためインターネットを活用しウェブサイトから情報提供を行う。また、発達障害についての理解啓発活動を行う。 ハ　国立特別支援教育総合研究所ジャーナル及びNISE Bulletinをインターネットを活用しウェブサイトから情報提供を行う。 ニ　メールマガジンを月１回の割合で配信	**（２）特別支援教育に関する情報の収集・蓄積・提供や理解啓発活動** ①　インターネットを活用し、ナショナルセンターとして特別支援教育に関する情報提供、理解啓発活動を行う。 イ　研究所のウェブサイトをユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮し、特別支援教育に関する情報を提供する。 ロ　発達障害教育にかかわる教員及び保護者をはじめとする関係者を支援するためインターネットを活用しウェブサイトから情報提供を行う。また、発達障害についての理解啓発活動を行う。 ハ　国立特別支援教育総合研究所ジャーナル及びNISE Bulletinをインターネットを活用しウェブサイトから情報提供を行う。 ニ　メールマガジンを月１回の割合で配信

育に関する情報を提供する。

② 特別支援教育のナショナルセンターとして、特別支援教育に係る研究資料、図書等を収集・蓄積する。またニーズに対応した情報提供を行う。
イ 大学における研究成果も含めた特別支援教育に関する国内外の図書・資料等(とりわけ実践研究の論文・資料）を収集・蓄積する。
ロ 利用者のニーズに対応した情報提供を行う。来所する利用者に対して、特別支援教育に係る情報を入手できたかどうかアンケート調査を行い、８５％ 以上の満足度を確保する。
ハ 研究所の所有する特別支援教育関係文献目録、特別支援教育実践研究課題、所蔵雑誌・資料等、所蔵図書目録に関する情報のデータベースを運用する。
また、データベースアクセス件数を年間５００,０００件確保する。
③ 関係団体と連携し特別支援教育関係情報の普及を図る。
イ 世界自閉症啓発デーに対応したシンポジウムなど、特別支援教育関係機関、保護者団体等と連携した事業を実施する。
ロ 特別支援学校長等を対象としたネットワーク構築など、同学校長会との連携を踏まえた情報普及策について検討する。
ハ 小学校・中学校等の教員等を対象とした情報提供システムの構築を関係団体と協議する。
④ 海外の特別支援教育に関する情報の収集・提供
イ 特別支援教育に関する諸外国の情報を計画的・組織的に収集するとともに国内の情報や諸外国の情報を国内外に提供する。
ロ 国際交流に関する刊行物を見直し、他の刊行物と統合するとともにインターネットを活用した提供を行う。

し、特別支援教育に関する情報を提供する。

② 特別支援教育のナショナルセンターとして、特別支援教育に係る研究資料、図書等を収集・蓄積する。またニーズに対応した情報提供を行う。
イ 大学における研究成果も含めた特別支援教育に関する国内外の図書・資料等（とりわけ実践研究の論文・資料）を収集・蓄積する。
ロ 利用者のニーズに対応した情報提供を行う。来所する利用者に対して、特別支援教育に係る情報を入手できたかどうかアンケート調査を行い、８５％ 以上の満足度を確保する。
ハ 研究所の所有する特別支援教育関係文献目録、特別支援教育実践研究課題、所蔵雑誌・資料等、所蔵図書目録に関する情報のデータベースを運用する。
また、データベースアクセス件数を年間５００,０００件以上確保する。
③ 関係団体と連携し特別支援教育関係情報の普及を図る。
イ 世界自閉症啓発デーに対応したシンポジウムとして、以下のとおり「世界自閉症啓発デー2012in横須賀」を開催する。
主催：独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、筑波大学附属久里浜特別支援学校
共催：横須賀地区自閉症児・者親の会「たんぽぽの会」、筑波大学附属久里浜特別支援学校PTA
ロ 特別支援学校長等を対象としたネットワーク構築について、全国特別支援学校長会との情報普及を行う。
ハ 小学校・中学校等の教員等を対象とした情報提供システムの構築に向けて関係団体と協議する。
④ 海外の特別支援教育に関する情報の収集・提供
イ 特別支援教育に関する諸外国の情報を計画的・組織的に収集するとともに国内の情報や諸外国の情報を国内外に提供する。
ロ 国際交流に関する刊行物の内容を含む国立特別支援教育総合研究所ジャーナル及びNISE Bulletinをインターネットを活用しウェブサイトから情報提供を行う。

し、特別支援教育に関する情報を提供する。

② 特別支援教育のナショナルセンターとして、特別支援教育に係る研究資料、図書等を収集・蓄積する。またニーズに対応した情報提供を行う。
イ 大学における研究成果も含めた特別支援教育に関する国内外の図書・資料等（とりわけ実践研究の論文・資料）を収集・蓄積する。
ロ 利用者のニーズに対応した情報提供を行う。来所する利用者に対して、特別支援教育に係る情報を入手できたかどうかアンケート調査を行い、８５％以上の満足度を確保する。
ハ 研究所の所有する特別支援教育関係文献目録、特別支援教育実践研究課題、所蔵雑誌・資料等、所蔵図書目録に関する情報のデータベースを運用する。
また、データベースアクセス件数を年間５００,０００件以上確保する。
③ 関係団体と連携し特別支援教育関係情報の普及を図る。
イ 世界自閉症啓発デーに対応したシンポジウムとして、以下のとおり「世界自閉症啓発デー2013in横須賀」を開催する。
主催：独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、筑波大学附属久里浜特別支援学校
共催：横須賀地区自閉症児・者親の会「たんぽぽの会」、筑波大学附属久里浜特別支援学校PTA
ロ 特別支援学校長等を対象としたネットワーク構築について、全国特別支援学校長会との情報普及を行う。
ハ 小学校・中学校等の教員等を対象とした情報提供システムの構築に向けて関係団体と協議する。
④ 海外の特別支援教育に関する情報の収集・提供
イ 特別支援教育に関する諸外国の情報を計画的・組織的に収集するとともに国内の情報や諸外国の情報を国内外に提供する。
ロ 国立特別支援教育総合研究所ジャーナル及びNISE Bulletinをインターネットを活用しウェブサイトから情報提供を行う。
⑤ インクルーシブ教育システム構築に向けた取組に資する情報提供システムを稼働させる。

Ⅲ　業務運営の効率化に関する事項	Ⅱ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	Ⅱ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	Ⅱ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
（１）運営費交付金を充当して行う業務については、事業の重点化、管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、契約の点検・見直し等により業務運営コストを縮減すること。 中期目標の期間中、毎事業年度につき、対前年度比一般管理費３％以上、業務経費１％以上の業務の効率化を図ること。ただし、退職手当、特殊要因経費はその対象としない。	（１）管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費については、経費縮減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に見直しを行う。 　退職手当及び特殊要因経費を除き毎事業年度において、対前年度比一般管理費３％以上、業務経費１％以上の業務の効率化を図る。 　なお、複数の事業から選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会などの評価により事業の重点化及び透明性の確保に努める。さらに業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進のため官民競争入札等の導入を検討する。	（１）管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費については、経費縮減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に見直しを行う。 　退職手当及び特殊要因経費を除き、対前年度比一般管理費３％以上、業務経費１％以上の業務の効率化を図る。 　さらに業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進のため官民競争入札等の導入を検討する。	（１）管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費については、経費縮減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に見直しを行う。 　退職手当及び特殊要因経費を除き、対前年度比一般管理費３％以上、業務経費１％以上の業務の効率化を図る。 　さらに業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進のため官民競争入札等の導入を検討する。
	（２）契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成２１年１１月１７日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。	（２）契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成２１年１１月１７日閣議決定）に基づき、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会により、次の観点から、点検・見直しを行い、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。また、締結された契約についての改善状況をフォローアップし、公表する。 （点検・見直しを行う観点） ・競争性のない随意契約を継続しているものについて、随意契約事由が妥当であるか、契約価格が他の取引実例等に照らして妥当となっているか。 ・競争性のない随意契約から一般競争入札等への移行を予定しているものの前倒しが検討できないか。 ・契約が一般競争入札等による場合であっても、真に競争性が確保されているといえるか。	（２）契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成２１年１１月１７日閣議決定）に基づき、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会により、次の観点から、点検・見直しを行い、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。また、締結された契約についての改善状況をフォローアップし、公表する。 （点検・見直しを行う観点） ・競争性のない随意契約を継続しているものについて、随意契約事由が妥当であるか、契約価格が他の取引実例等に照らして妥当となっているか。 ・競争性のない随意契約から一般競争入札等への移行を予定しているものの前倒しが検討できないか。 ・契約が一般競争入札等による場合であっても、真に競争性が確保されているといえるか。
（２）給与水準については、国家公務員の給与水準を十分配慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、業務の特殊性を踏まえた適正な目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表すること。また、総人件費についても、平成23年度はこれまでの人件費改革の取組を引き続き実施するとともに、平成24年度以降は「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月１	（３）給与水準については、国家公務員の給与水準を十分配慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、業務の特殊性を踏まえた適正な目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。また、総人件費についても、平成23年度はこれまでの人件費改革の取組を引き続き実施するとともに、平成24年度以降は「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月１日閣議決定）に基づき、政府	（３）給与水準については、国家公務員の給与水準を十分配慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、業務の特殊性を踏まえた適正な目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。また、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）」の施行を踏まえ、国家公務員と同等の給与見直しを行う。	（３）給与水準については、国家公務員の給与水準を十分配慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、業務の特殊性を踏まえた適正な目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。並びに国家公務員に関する給与関係法及び人事院規則等も踏まえ、引き続き国家公務員と同等の給与見直しを行う。

日閣議決定）に基づき、政府における総人件費削減の取組及び今後進められる独立行政法人制度の抜本的な見直しを踏まえ、厳しく見直すこと。	における総人件費削減の取組及び今後進められる独立行政法人制度の抜本的な見直しを踏まえ、厳しく見直す。なお、人件費の範囲は国家公務員でいう職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当を含み、退職手当及び福利厚生費を含まない。		
（３）内部統制及び情報セキュリティについては、適切に行うとともに、充実・強化を図ること。	（４）内部統制については、理事長のリーダーシップの下、職員へのミッション・ビジョンの周知徹底、コンプライアンス機能及び監事監査機能のさらなる充実・強化を図る。	（４）内部統制態勢及び監事監査態勢の現状評価を行い、その評価結果を踏まえ内部統制態勢及び監事監査態勢の向上を図ることにより、不祥事などの不確実性の低減化、契約の監視の厳正化及び業務の効率化の確実な達成を図る。	（４）内部統制態勢及び監事監査態勢の現状評価を行い、その評価結果を踏まえ内部統制態勢及び監事監査態勢の向上を図ることにより、不祥事などの不確実性の低減化、契約の監視の厳正化及び業務の効率化の確実な達成を図る。
	（５）「第２次情報セキュリティ基本計画」（平成２１年２月３日内閣官房の情報セキュリティ政策会議策定）等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。	（５）「第２次情報セキュリティ基本計画」（平成２１年２月３日内閣官房の情報セキュリティ政策会議策定）等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。	（５）「第２次情報セキュリティ基本計画」（平成２１年２月３日内閣官房の情報セキュリティ政策会議策定）等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。
Ⅳ　財務内容の改善に関する事項 （１）自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適切な財務内容の実現を図ること。 ① 自己収入の確保 積極的に競争的資金等の外部資金導入を図るとともに、受益者負担の適正化による自己収入の確保に努めること。 ② 固定的経費の節減 管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図ること。 （２）財務内容の管理・運営の適正化を図ること。	**Ⅲ　予算、収支計画及び資金計画** （１）中期計画予算 別紙のとおり （２）平成２３年度～２７年度収支計画 別紙のとおり （３）平成２３年度～２７年度資金計画 別紙のとおり **Ⅳ　短期借入金の限度額** 限度額３億円 短期借入金が想定される事態として、運営費交付金の受入れが遅延する場合や予想外の退職手当などに対応する場合を想定。	**Ⅲ　予算、収支計画及び資金計画** （１）平成２４年度予算 収入　1,016,354千円 運営費交付金　988,509千円 施設整備費補助金　23,345千円 自己収入　4,500千円 支出　1,016,354千円 運営費事業　993,009千円 人件費　739,396千円 業務経費　253,613千円 施設整備費補助金事業　23,345千円 （２）平成２４年度収支計画 費用の部　993,009千円 収益の部　993,009千円 （３）平成２４年度資金計画 資金支出　1,016,354千円 業務活動による支出　993,009千円 投資活動による支出　23,345千円 資金収入　1,016,354千円 業務活動による収入　993,009千円 投資活動による収入　23,345千円 **Ⅳ　短期借入金の限度額** 限度額３億円 短期借入金が想定される事態として、運営費交付金の受入れが遅延する場合や予想外の退職手当などに対応する場合を想定。	**Ⅲ　予算、収支計画及び資金計画** （１）平成２５年度予算 収入　908,744千円 運営費交付金　883,188千円 施設整備費補助金　21,011千円 自己収入　4,545千円 支出　908,744千円 運営費事業　887,733千円 人件費　620,116千円 業務経費　267,617千円 施設整備費補助金事業　21,011千円 （２）平成２５年度収支計画 費用の部　887,733千円 収益の部　887,733千円 （３）平成２５年度資金計画 資金支出　908,744千円 業務活動による支出　887,733千円 投資活動による支出　21,011千円 資金収入　908,744千円 業務活動による収入　887,733千円 投資活動による収入　21,011千円 **Ⅳ　短期借入金の限度額** 限度額３億円 短期借入金が想定される事態として、運営費交付金の受入れが遅延する場合や予想外の退職手当などに対応する場合を想定。

Ⅴ　重要な財産の処分等に関する事項 財産については、その保有の必要性について不断の見直しを行うこと。	**Ⅴ　重要な財産の処分等に関する事項** （１）財産については、その保有の必要性について不断の見直しを行う。 （２）職員研修館を保有する必要性について検討し、不要と判断される場合には、用途廃止を含め、その処分について検討を進める。	**Ⅴ　重要な財産の処分等に関する事項** （１）財産については、その保有の必要性について不断の見直しを行う。 （２）職員研修館については、職員研修館としての用途は廃止し、防災用品備蓄倉庫として有効利用を図る。なお、当該施設は東日本大震災の避難施設として登録されていることから、防災用品備蓄倉庫としての利用開始時期については別途状況を見ながら判断する。	**Ⅴ　重要な財産の処分等に関する事項** 財産については、その保有の必要性について不断の見直しを行う。
	Ⅵ　外部資金導入の推進 関係機関、民間企業等から広報面、資金面で可能な限り協力が得られるよう積極的に働きかけるとともに、研究のより一層の充実のため、競争的資金の獲得に努める。 また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努める。	**Ⅵ　外部資金導入の推進** 関係機関、民間企業等から広報面、資金面で可能な限り協力が得られるよう積極的に働きかけるとともに、研究のより一層の充実のため、競争的資金の獲得に努める。 また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努める。 自己収入の目標額：１２，７００千円	**Ⅵ　外部資金導入の推進** 関係機関、民間企業等から広報面、資金面で可能な限り協力が得られるよう積極的に働きかけるとともに、研究のより一層の充実のため、競争的資金の獲得に努める。 また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努める。 自己収入の目標額：１２，７００千円
	Ⅶ　剰余金の使途 研究の高度化・高品質化のための経費に充当する。	**Ⅶ　剰余金の使途** 研究の高度化・高品質化のための経費に充当する。	**Ⅶ　剰余金の使途** 研究の高度化・高品質化のための経費に充当する。
Ⅵ　その他業務運営に関する重要事項 （１）筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携・協力 筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携・協力の下に、自閉症児の教育に関する指導内容・方法等についての実際的研究や共同事業などを相互の連携・協力により行うこと。	**Ⅷ　その他主務省令で定める業務運営に関する事項** （１）筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携 筑波大学附属久里浜特別支援学校と自閉症児の教育に関する指導方法・内容等についての実際的研究や共同事業などを相互の連携・協力により行う。	**Ⅷ　その他主務省令で定める業務運営に関する事項** （１）筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携 筑波大学附属久里浜特別支援学校と自閉症児の教育に関する指導方法・内容等についての実際的研究や共同事業などを相互の連携・協力により行う。	**Ⅷ　その他主務省令で定める業務運営に関する事項** （１）筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携 筑波大学附属久里浜特別支援学校と自閉症児の教育に関する指導方法・内容等についての実際的研究や共同事業などを相互の連携・協力により行う。
（２）施設・整備に関する計画 業務の円滑な実施に必要な施設整備を進めることとし、特に、障害者や高齢者が活用しやすい施設とすること。	（２）施設・設備に関する計画 研究活動、研修事業、教育相談活動及び情報普及活動を安全、かつ、円滑で効率的に実施できるような環境を確保するとともに、障害者や高齢者をはじめ、広く一般の方々が来所しやすい施設・設備の整備を図る。また、生涯学習の観点から施設の一般公開を更に推進する。本中期計画期間中に整備する施設・設備は別紙のとおり。	（２）施設・設備に関する計画 研究活動、研修事業、教育相談活動及び情報普及活動を安全、かつ、円滑で効率的に実施できるような環境を確保するとともに、障害者や高齢者をはじめ、広く一般の方々が来所しやすい施設・設備の整備を図る。また、生涯学習の観点から施設の一般公開を更に推進する。 （平成２４年度の施設整備予定） 消防用設備更新工事 （平成２４年度研究所公開） 平成２４年１１月１０日	（２）施設・設備に関する計画 研究活動、研修事業、教育相談活動及び情報普及活動を安全、かつ、円滑で効率的に実施できるような環境を確保するとともに、障害者や高齢者をはじめ、広く一般の方々が来所しやすい施設・設備の整備を図る。また、生涯学習の観点から施設の一般公開を更に推進する。 （平成２５年度の施設整備予定） 外灯他改修工事 （平成２５年度研究所公開） 平成２５年１１月９日
（３）人事に関する計画 ①　質の高い研究を推進するため、研究職員の幅広い人材の確保と資質の向上を図ること。	（３）人事に関する計画 ①　方針 研究活動、研修事業、教育相談活動及び情報普及活動を効率的に行うため、適正に	（３）人事に関する計画 ①　方針 研究活動、研修事業、教育相談活動及び情報普及活動を効率的に行うため、適正に人員	（３）人事に関する計画 ①　方針 研究活動、研修事業、教育相談活動及び情報普及活動を効率的に行うため、適正に人員

②　事務職員についても人事交流や研修により人材の確保に努めること。	人員を配置する。 ②　人員に係る指標 常勤職員については、その職員数の抑制を図る。 （参考）中期目標期間中の人件費総額 中期目標期間中の人件費総額見込み ３，１０２　百万円 但し、上記の額は、国家公務員でいう職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当を含み、退職手当及び福利厚生費を含まない。 ③　その他 ・客員研究員等の活用による研究活動の活性化 ・人事交流の促進 （４）中期目標期間を越える債務負担に関する計画 電子計算機の賃貸借期間平成２４年１２月から２８年１１月までの４年間	を配置する。 ②　人員に係る指標 常勤職員については、その職員数の抑制を図り、適切な数となるよう努める。 ③　その他 ・客員研究員等を任命し、研究活動の活性化を図る。 ・教育委員会､大学等との人事交流により、必要な人員の確保に務める。 （４）中期目標期間を越える債務負担に関する計画 電子計算機システムについて、平成２４年１２月から４年間の賃貸借契約を締結する。	を配置する。 ②　人員に係る指標 常勤職員については、その職員数の抑制を図り、適切な数となるよう努める。 ③　その他 ・客員研究員等を任命し、研究活動の活性化を図る。 ・教育委員会､大学等との人事交流により、必要な人員の確保に務める。

２　外部評価（研究活動）結果報告書

目　次

〇外部評価（研究活動）結果の概要について・・・・・・・・・・２４
１．評価体制について
２．評価の対象について
３．評価方法について
４．評価結果について

〇平成２５年度外部評価対象研究課題一覧・・・・・・・・・・・２６

〇総合評価結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７

〇外部評価結果個表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
終了課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
初年度評価対象課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７

〇参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
外部評価（研究活動）に関する要項・・・・・・・・・・・・・４３
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の
外部評価（研究活動）における評価項目等について・・・・４５
外部評価部会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５５

外部評価（研究活動）結果の概要について

平成２６年６月
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
運営委員会外部評価部会長
松　為　信　雄

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営委員会外部評価部会では、研究所の研究活動の改善向上に資するため、平成 25 年度の研究活動の成果等に関する評価を行った。

評価に当たっては、運営委員会で決定した「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の外部評価（研究活動）における評価項目等について」に基づき、評価の観点や評価方法を明確にした上で、委員による研究成果報告書等の書面審査及び部会による検討を行い、最終的な評価結果を得るに至った。

以下にその概要を報告する。

１．評価体制について

外部評価部会の委員は、大学の研究者、学校関係者、特別支援教育センター関係者及び医療福祉関係者等によって構成される。その選定は、次の手続きにより、専門分野（感覚障害、発達障害等）のバランス等にも考慮して行われた。

（１）運営委員のうちから運営委員会会長が指名する者

（２）運営委員以外の外部有識者のうちから理事長が委嘱する者

２．評価の対象について

評価対象は、平成 25 年度に終了した専門研究７課題、及び平成 25 年度から 26 年度の２か年計画で実施する専門研究３課題とした。

３．評価方法について

評価は、各研究課題について、研究実施計画書、関連資料及び研究成果報告書又は中間報告書を資料とし、研究課題の特性、障害種・教育の場を考慮し評価者を選定し分担する形をとった。

（１）観点ごとの評価

評価に当たっては、「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の外部評価（研究活動）における評価項目等について」に基づき、「⑴研究課題設定の意義」、「⑵研究計画の遂行状況」、「⑶研究の成果」、「⑷研究成果の公表」の４項目について、５段階で評価した。また、これらのうち「⑴研究課題設定の意義」と「⑶研究の成果」については、それぞれ２つの評価の観点に分けて５段階で評価し、それらの結果を総合することとした。

（２）総合評価

前記の観点ごとの評価を踏まえ、総合的な評価（総合評価）を５段階で行うこととした。

４．評価結果について

今回評価した 10 課題の総合評価は、５段階評価において、Ａ＋評価（非常に優れている）とされた課題は１課題、Ａ評価（優れている）とされた課題は９課題という結果であった。

（研究課題の内訳）

①終了課題　　７課題・・・Ａ＋；１課題、Ａ；６課題

②初年度評価対象課題　　３課題・・・　　Ａ；３課題

※５段階の評点　　Ａ＋　（５点）：非常に優れている

Ａ　（４点）：優れている

Ｂ　（３点）：普通である

Ｃ　（２点）：劣っている※

Ｃ－　（１点）：極めて劣っている※

※初年度評価については、Ｃ　（２点）：努力を要するレベルである。

Ｃ－（１点）：実施方法の改善が必要である。

今回の総合評価の結果は、Ａ＋評価は１課題、Ａ評価は９課題と、総じて良い評価結果であり、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「特総研」という。）において、国の政策や教育現場の喫緊の課題に対応した研究活動が的確に進められていることが窺えた。

例えば、総合評価がＡ＋となった「ことばの遅れを主訴とする子どもに対する早期からの指導の充実に関する研究－子どもの実態の整理と指導の効果の検討－」は、現在注目を浴びている発達障害等も視野に含めて「ことばの遅れ」を生じさせる要因を整理し、さらに指導の内容や方法の実態を明らかにするものであり、教育現場にとって非常に意味のある研究である。療育や医療、教育相談の主訴の筆頭は「ことばの遅れ」であり、保護者や専門家の「ことばの遅れ」への意識は極めて高いものがある。また、子どもの実態については、７項目の背景要因を抽出すると共に、指導内容については、指導の要点を８項目に整理し、実態を捉える視点と指導内容を整理する視点を提言している。こうした研究成果は、単に、「ことばの教室」の教育実践に止まるべきでなく、他の障害種別や部門の教育実践に活かされていくことが期待される。

初年度評価を実施した専門研究Ａ１課題、専門研究Ｂ２課題については、いずれも総合評価はＡ評価となった。これらの研究では、インクルーシブ教育システム構築に向けた取組を支える体制づくりに関する実践的研究等、今まさに、教育現場の喫緊の課題となっているものをとりあげており、評価においては、研究成果への期待の高さが窺える結果となった。

以上、いくつかの例を示し述べたように、特総研の研究は、小中高等学校における特別支援教育の推進のための横断的な研究や各障害種の特性を踏まえた専門的な研究へと広がり、しかも高いレベルで行われていることが窺える。そのため、それらの研究成果の公表と普及に関しては、これまでの特別支援学校等に加えて、特に、特別支援学級や高等学校等への教育現場にまで拡大させることが望ましい。例えば、校長会等を活用して教員への情報提供やより効果的な普及方法を追求することで、より幅広く教員等に特別支援教育への理解を促すことに期待したい。特総研においては、こうした意見を今後の研究活動推進の参考にしていただきたい。

特総研は、平成 23 年度から第３期の中期目標・中期計画期間に入り、就学先を決定する仕組みの改正や、障害者の権利に関する条約の批准がなされた中、インクルーシブ教育システムへの対応など、今後、特総研に寄せられる期待はますます大きくなっている。特総研が我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、特別支援教育の充実に大きく寄与されることを期待したい。

平成25年度研究課題に関する外部評価対象研究課題一覧

	研究種別	研究課題名（研究の類型）	研究代表者	研究期間
○終了課題				
1	専門研究A	特別支援学校及び特別支援学級における教育課程の編成と実施に関する研究（ロ）	原田　公人	平成24年度～平成25年度
2	専門研究A ※	デジタル教科書・教材の試作を通じたガイドラインの検証ーアクセシブルなデジタル教科書の作成を目指してー（イ）（ロ）	金森　克浩	平成24年度～平成25年度
3	専門研究B	自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する自閉症のある児童生徒の算数科・数学科における学習上の特徴の把握と指導に関する研究（ロ）	岡本　邦広	平成24年度～平成25年度
4	専門研究B	高等学校における発達障害等の特別な支援を必要とする生徒への指導・支援に関する研究ー授業を中心とした指導・支援の在り方ー（ロ）	笹森　洋樹	平成24年度～平成25年度
5	専門研究B ※	特別支援学校（視覚障害）における教材・教具の活用及び情報の共有化に関する研究ーICTの役割を重視しながらー（ロ）	金子　健	平成24年度～平成25年度
6	専門研究B ※	特別支援学校（肢体不自由）のAT・ICT活用の促進に関する研究−小・中学校等への支援を目指して−（ロ）	長沼　俊夫	平成24年度～平成25年度
7	専門研究B	ことばの遅れを主訴とする子どもに対する早期からの指導の充実に関する研究ー子どもの実態の整理と指導の効果の検討ー（ロ）	久保山　茂樹	平成24年度～平成25年度
○初年度評価対象課題				
8	専門研究A ※	インクルーシブ教育システム構築に向けた取組を支える体制づくりに関する実際的研究 ーモデル事業等における学校や地域等の実践を通じてー（イ）	笹森　洋樹	平成25年度～平成26年度
9	専門研究B	知的障害教育における組織的・体系的な学習評価の推進を促す方策に関する研究 ー特別支援学校（知的障害）の実践事例を踏まえた検討を通じてー（ロ）	尾崎　祐三	平成25年度～平成26年度
10	専門研究B	重度・重複障害のある子どもの実態把握、教育目標・内容の設定、及び評価等に資する情報パッケージの開発研究（ロ）	齊藤　由美子	平成25年度～平成26年度

※中期特定研究

（研究の類型）
イ　国として特別支援教育政策上重要性の高い課題に対する研究
ロ　教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実際的研究

総　合　評　価　結　果

○最終評価

専門研究 A

研究課題（研究の類型）	総合評価	評価結果のポイント
特別支援学校及び特別支援学級における教育課程の編成と実施に関する研究（ロ） （平成24年度～平成25年度）	A	一人一人の教育的ニーズに応えるための教育課程の編成という重要なテーマであり、特別支援学校及び特別支援学級における現状と課題を明らかにして、今後の改善に関する研究の基礎となる知見を提供した意義は非常に高い。 この研究を通じて今後の特別支援教育の更なる充実と現場の専門性を高めることに生かされるとともに、次期の学習指導要領の改訂に向けた取組に期待したい。
デジタル教科書･教材の試作を通じたガイドラインの検証－アクセシブルなデジタル教科書の作成を目指して－（イ）（ロ） （平成24年度～平成25年度）	A	本研究は、さまざまな障害のある子どもたちにとって使いやすく、教育効果のあるデジタル教科書のモデルを試作し、評価することでガイドラインの有効性の検証と内容の改善を行っている。 今後、データの取扱を含めた著作権に関する整備を行い、さまざまな障害のある児童生徒が使いやすく、学びやすい教育効果のあるデジタル教科書が作成されることを期待する。

専門研究 B

自閉症･情緒障害特別支援学級に在籍する自閉症のある児童生徒の算数科･数学科の学習上の特徴の把握と指導に関する研究（ロ） （平成 24 年度～平成 25 年度）	A	障害のある子どもが多様な教育の場で適切な教育を受けられるようにするためには、具体的な指導の方法の開発が急務である。そうした観点から本研究には重要な意義がある。 質問紙調査と実践事例研究を実施したことにより、構想通り、両者を補い合う成果を挙げた。本研究は、方向を見出しにくい現場の教員を力づけるような具体的な提案や現場研修に生かされるとよい。
高等学校における発達障害等の特別な支援を必要とする生徒への指導･支援に関する研究－授業を中心とした指導・支援の在り方－（ロ） （平成 24 年度～平成 25 年度）	A	高等学校における発達障害等の生徒に対する指導・支援の在り方について、授業を中心的な視点においた本研究は、授業の在り方を考える上で多くの高等学校に貴重な情報をもたらすものと思われる。 また、高等学校においては、社会・職業への円滑な移行に必要な力を育成することが求められており、そのためにも、この研究で得た成果を学校現場で活用されることを期待している。

特別支援学校（視覚障害）における教材･教具の活用及び情報の共有化に関する研究－ICT の役割を重視しながら－（ロ） （平成 24 年度～平成 25 年度）	A	教育現場においては、ICT機器の活用については教職員からの高いニーズがある。 本研究は、盲学校や視覚特別支援学校の教材及び教具の活用状況やICTの有効性や必要性について考える上でも有効である。社会状況や社会自立を目指した進路指導を推進するためにも、より具体的な課題達成に向けた更なる研究の展開を期待したい。
特別支援学校（肢体不自由）の AT・ICT 活用の促進に関する研究-小・中学校等への支援を目指して-（ロ） （平成 24 年度～平成 25 年度）	A	学校教育におけるAT・ICT活用を広い視点から捉え直し、その有効性と促進を提案している点、対象を肢体不自由教育としつつもその成果の活用が他の学校においても有効である点が評価できる。 今後、自己評価マトリクス等を活用し、小・中学校へのセンター的機能を発揮させた支援の構築に対して大いに期待したい。
ことばの遅れを主訴とする子どもに対する早期からの指導の充実に関する研究－子どもの実態の整理と指導の効果の検討－（ロ） （平成 24 年度～平成 25 年度）	A＋	本研究は、ことばの遅れのある子どもの多様な背景要因を整理してわかりやすく提示し、指導の内容や方法についても具体的な指針を提供している点で、実践的な価値を有する優れた研究であると捉えることができる。 本研究の成果は、単に、「ことばの教室」の教育実践に止まるべきでなく、他の障害種別や部門の教育実践に活かされていくことが期待される。

○初年度評価

専門研究 A

研究課題（研究の類型）	総合評価	評価結果のポイント
インクルーシブ教育システム構築に向けた取組を支える体制づくりに関する実際的研究 －モデル事業等における学校や地域等の実践を通じて－（イ） （平成25年度～平成26年度）	A	インクルーシブ教育を社会に展開していく上で、価値ある研究であり、国の施策とも連動する形で展開される点が評価できる。 また、今年度の結果を次年度のモデル事業の事例研究に生かし、学校や教育委員会の今後の取組の参考となる報告を期待する。

専門研究 B

研究課題（研究の類型）	総合評価	評価結果のポイント
知的障害教育における組織的･体系的な学習評価の推進を促す方策に関する研究 －特別支援学校（知的障害）の実践事例を踏まえた検討を通じて－（ロ） （平成25年度～平成26年度）	A	研究テーマとしては、非常に意味のある研究であり、研究協力校の実践の分析から考察されたことが、現場における組織的な学習評価の実施及び児童生徒への授業改善に大きくつながる。 今、知的障害教育に必要なことは何かを基底にすえ、それとの関連で学習評価についての調査・研究を遂げるとの姿勢に徹することに期待する。
重度･重複障害のある子どもの実態把握、教育目標・内容の設定、及び評価等に資する情報パッケージの開発研究（ロ） （平成25年度～平成26年度）	A	教育の現場において、多様で複雑な重度重複障害のある児童・生徒の指導が客観性を以て実施することが難しい中、教育計画における「情報パッケージ(試案)」を活用したアセスメントの開発は今後、特別支援教育における意義が大きい。 今後の研究で、現場の具体的な支援に有効な成果をきちんとあげ、もっとも大切な実践化、つまり、国内の特別支援学校での有効な活用にまでしっかりと進めていってほしいと考える。

専門研究A （外部評価：コメント記述）

特別支援学校及び特別支援学級における教育課程の編成と実施に関する研究（ロ）（平成24年度～平成25年度）

		評　価	コ　メ　ン　ト
1　観点ごとの評価	（1）研究課題設定の意義	A	○特別支援学校や支援学級での最新の課題を取り扱い、現場での調査に基づいた研究であり研究課題としては意義が大きいと感じた。支援学級では、学校が抱える課題を基に調査が行われ、選ばれたのは３県であるが全国的な課題に迫れる内容であると思われる。特別支援学校についても併置化が進む中で将来的な方向性も考えた内容になっている。 ○中央教育審議会初等中等教育分科会報告では、合理的配慮提供のためそして多様な学びの場の整備のために、一人一人にあった教育課程の編成が重要である事を指摘している。特別支援学校の教育課程の編成の現状としては、複数障害種に対応する特別支援学校における教育課程編成、教育課程の類型やコース制等々の多くの課題がある。特別支援学級における教育課程の編成の現状としては、特別支援学校学習指導要領を参考にして編成することとなっているが、特別支援学校との障害の程度の違い、特別支援学級は通常の学校内にある事から通常の学校の教育課程との関係に充分配慮した編成が求められる事等々やはり多くの課題がある。本研究はこれらの学校現場のニーズに応える事を意図した研究であり、その意義は非常に高い。 ○特別支援学級における特別の教育課程の編成の実際について、研究所として初めて調査した意義は大きい。 　今後の、特別支援学級の、教育課程編成上の課題解決に向け、大いに参考になる基礎データになると思われる。
	（2）研究計画の遂行状況	A	○計画通り行われている。 ○特別支援学校の教育課程編成に関する5つの課題がある事を明らかにして、それらの課題に関して詳細な分析を行っている。このことから計画は適切に遂行されたと判断できる。特別支援学級についても同様に適切であると判断できる。 ○教育委員会調査、特色ある県の学級へのアンケート調査、学級訪問調査などを実施。 　研究は、計画通り遂行されており妥当である。
	（3）研究の成果	A	○総合考察に触れられた部分にもあるが、特別支援学校は全国的に複数の障害種の併置化が進んでいる。それぞれの障害種に応じた課題を追求することが基本となるが、併置校では教員の幅広い専門性を学校として確保することが必要となっている。そのことがセンター的機能の充実にもつながり地域から期待されていることである。その為の課題は校内研究体制とされているがもう少し幅広いものが求められているのではないかと感じる。 ○特別支援学校並びに特別支援学級における教育課程の編成に関する現状と課題が的確に明らかにされている点は高く評価できる。本研究が現状と課題の分析を超えて、現状をどの様に改善していくという提案までに至っていないと判断できる。このことから、学校現場での活用の可能性に関しては、本研究を踏まえた今後の研究が大いに期待される。 ○各教育委員会では、手引書を作成したり研修会を実施したりしているところが多い実態が把握できたが、それだけでは専門性の担保が十分でないという課題も明確になった。また、様々な児童・生徒が在籍している特別支援学級の現状に対応した教育課程編成のむずかしさがはっきりした。今後は、引き続き、明らかになった課題の解決に向けて、どのような具体的な対策をとっていくかの研究を継続して進めていくことが必要である。
	（4）研究成果の公表	A	○研究成果については、研究所の事業を通じていくつかの場での報告が行われているが、今後は文部科学省を通じて様々な面で活用されることを期待する。 ○セミナー、学会などで成果を公表している。希望としては、セミナーや学会に参加できない学校現場の先生が活用できるような公表の方法の工夫をしていただきたい。 ○報告書は学会、セミナー、ＨＰ等で、積極的に調査結果を公表。 　今後、これらの調査データは、各地区の教育委員会や特別支援学級の管理職にとって関心の高い内容なので、校長会の組織等の窓口を通じ、今以上に現場の関係者への成果の公表を工夫されたい。
2　総合評価	A		○特別支援学校や特別支援学級の教育課程の研究として高く評価できる。テーマの設定が学校が抱える課題にあっているため多くの学校がこの研究成果の発表を期待していると思われる。この研究を通じて今後の特別支援教育の更なる充実と現場の専門性を高めることに生かされるとともに、次期の学習指導要領の改訂に生かせるような取組を期待したい。 ○ひとりひとりの教育的ニーズに応えるための教育課程の編成という重要なテーマであり、特別支援学校及び特別支援学級における現状と課題を明らかにして、今後の改善に関する研究の基礎となる知見を提供した意義は非常に高い。 ○特別支援学級における、教育課程の編成という課題に対し、アンケートや訪問調査を丁寧に行って成果を上げている。特にどの県においても、自立活動の位置づけや、視点、重点の置きどころに課題を抱えているという実態があることが浮き彫りになり、今後の課題解決の手立ての方策を探るための、貴重な調査になった。
備考			

専門研究A （外部評価：コメント記述）

デジタル教科書・教材の試作を通じたガイドラインの検証－アクセシブルなデジタル教科書の作成を目指して－（イ）（ロ）
（平成24年度～平成25年度）

		評　価	コ　メ　ン　ト
1 観点ごとの評価	（1）研究課題設定の意義	A	○今後の特別支援教育においてデジタル教科書・教材の活用は不可欠であり、それに関する研究知見の蓄積は重要であり、その意義は高い。 ○平成23年４月「教育の情報化ビジョン」（文部科学省）、平成25年８月「障害のある児童生徒の教材の充実に関する検討会　報告」（文部科学省）に基づき、障害の状態や特性を踏まえた効果的な支援機器の選定・調整方法、活用について、音声教材の充実、支援機器の充実、アプリケーションの開発など、様々な障害の状態や特性に応じた効果的な学習が期待できる意義ある研究課題である。 ○平成25年の「障害のある児童生徒の教材の充実に関する検討会」報告を踏まえての研究開始であることから、国の施策推進および地方自治体・学校教育等のニーズに応えた研究であるとみなされる。
	（2）研究計画の遂行状況	A	○当初の計画通りに研究が遂行されていると思われる。 ○研究計画として、デジタル教科書のモデル設計と試作から始まり、「オープンフォーマットの採用」及び「誰でも利用できる環境整備」として利用環境を考えたデジタル教科書の作成フローと実装。４教科（国語科、理科、算数科、社会科）の試作及び検討事項の明確化。協力校へのヒヤリング及び研究協議会による検証と評価。考察という段階で適正に研究計画を進めていった。協力校からの声を真摯に捉え、改善に向けた研究計画の進捗状況はとても興味深く評価できる。 ○当初計画どおり、４教科のデジタル教科書ガイドラインを、研究協議会やヒアリング等をとおして検証していることから、研究計画どおりに推進したと見なされる。
	（3）研究の成果	A	○本研究では、障害のある子どもたちにとって使いやすく、教育効果のあるデジタル教科書を作成するために、どのような点を考慮すべきかが明らかにされ、ガイドラインの検証が行われた。このことは、今後のデジタル教科書の作成や活用の促進に寄与するものと評価できる。 ○紙媒体の教科書では見る事が難しい視覚障害と読字障害のある児童生徒に対して、デジタル教科書が有する機能文字の音声化、動画、拡大等が実現出来たことは大きな成果である。今後、通級学級や通常学級における読み書き障害のある児童生徒に対して学校現場でどのように活用できるのか実証的な研究が課題となっていく。 ○ガイドラインは、平成23年の「教育の情報ビジョン」を推進させるための教具・教材の作成に寄与することは十分に予想されることから、国や地方自治体、そして教育現場に活用させる可能性が高い。
	（4）研究成果の公表	A	○貴重な研究成果なので、さらに広く積極的な広報が期待される。 ○本研究の成果を文部科学省や総務省、教科書会社への情報提供、学会（特殊教育学会、教育工学会）の発表、研修講義等の活用、次年度以降研究の活用等だけに留まることなく、公立小中学校の教員達に本研究成果が周知されることが課題。そのため、ホームページの活用、自治体への伝達を行い、プレゼンテーションを効果的に活用し、本研究の成果が公立小中学校の学校現場にまで伝わり、通級学級や通常学級における読み書き障害のある児童生徒のさらなる学習の拡充を期待する。 ○文部科学省や総務省等への情報提供、学会での発表、研修講義などで公表を予定してることから、公表方法は適切である。
2 総合評価	A		○本研究は、さまざまな障害のある子どもたちにとって使いやすく、教育効果のあるデジタル教科書のモデルを試作し、評価することでガイドラインの有効性の検証と内容の改善を行うとする当初の目的を十分達成していると思われる。 ○デジタル教科書・教材の試作を通じたガイドラインの検証を通して 紙媒体の教科書では見る事が難しい視覚障害と読字障害のある児童生徒に対して、デジタル教科書が有する機能文字の音声化、動画、拡大等が実現出来たことで、児童生徒が学習しやすい環境が整えられたという成果があった。今後、データの取扱を含めた著作権に関する整備を行い、さまざまな障害のある児童生徒が使いやすく、学びやすい教育効果のあるデジタル教科書が作成されることを期待する。 ○平成23年作成のデジタル教科書作成ガイドライン（案）についての検証を24から25年度にかけて行った。専門研究Ａとして、研究の着実な積み重ねによって得られた成果である。
備考			

専門研究B （外部評価：コメント記述）

自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する自閉症のある児童生徒の算数科・数学科の学習上の特徴の把握と指導に関する研究（ロ）（平成24年度～平成25年度）

		評　価	コ　メ　ン　ト
1 観点ごとの評価	（1）研究課題設定の意義	A	○自閉症・情緒障害特別支援学級にいる学年相応の教科学習が可能な自閉症児童生徒に対する研究自体の必要性が高く、国語科に続いて算数・数学指導の研究必要性は高いため課題設定の意義は大きいと考える。 　大部の調査結果と実践事例研究を併せて考察する試みをしており、基底で共通しそうな困難性への論及、また、今後可能性の見込める支援策の提案などもあるため、こうした具体的な実態把握の視点あるいは効果的な指導方法に結び付く内容をさらに深め、また具体的な提案にまで進めていただけるとなお良いかと思えた。 　本研究の結果から、改めて、学級担任の経験の少なさ、自閉症についての専門性の乏しさ、現場の教員配置の難しさもうかがえ、学級の指導状況の深刻さや基盤の弱さについては学究的な研究とは別に、早期に問題解決を図るべきだと痛感させられた。今後へ向けて、無論、この面も隠さず公表すべきであろう。 ○自閉症のある児童・生徒の実態を踏まえた教育課程の編成や、それに基づく算数・数学科におけるよりよい指導等の在り方についての研究課題を設定することは、学校教育において重要な課題であると考えられる。 ○報告書では、自児童生徒の在籍状況や教員の指導経験等から本研究の必要性が強調されているが、小・中学校等で合理的配慮が求められる今日、算数・数学科における指導法の開発は喫緊の課題である。
	（2）研究計画の遂行状況	A	○調査とその分析、実践事例の調査と検討を含め、概ね計画通りの遂行と判断される。総合的な分析・考察にさらに時間をかけられるといっそう練れた提案ができたのかもしれない。 ○研究計画にしたがって、「先行研究のレビュー」「アンケート調査」「研究協力機関による実践」と着実に進められている。特に、研究後半の「研究協力機関による実践」では、児童・生徒の実態把握を踏まえ、指導と振り返りが丁寧に行われている。 ○計画された先行研究、調査結果、研究協力機関による実践等、計画通り進められており、報告書、サマリーも分かりやすくまとめられている。
	（3）研究の成果	A	○算数・数学指導で見られる自閉症児童生徒の困難性の特徴が調査結果および実践事例の検討によって見出された。まとまりにくい成果も、考察の段階でいくつかの柱に概括されて成果が把握されやすく示された。 　しかし、今回の結果で確認できたように自閉症・情緒学級とその担任配置が抱えている課題が大きいだけに、また通常学級に今後増える自閉症のある児童生徒への指導を考える際に、見出されたことを教員研修等に活用できる形にさらに練っていただくことが重要ではと思える。提案のように、ふり返りの効用といっただれもが可能な方式もその一法である。また、つまずきやすい部分が判明したので、それへの支援的方法を示すなり、事例で見出された方法をより一般化するなども今後の実践に活用可能な成果だったように思えた。 ○自閉症のある児童・生徒の実態を踏まえた指導内容・方法を検討し、その指導過程に沿った算数・数学の指導を行ったことにより、実態把握が的確に行われ指導の在り方を検討する上で意義のあることが示唆されている。学校において参考になると考えられる。 ○調査及び実践から大変興味ある結果が示された。一方、算数・数学科指導の研究としては、指導過程を丁寧にするという一般論を出ておらず残念である。実践過程の分析により、算数・数学科指導に対する具体的提言をしてもらえれば、現場としては大いに役立つと考える。
	（4）研究成果の公表	A	○順当な方法を行っている。 　今後可能ならば、現場向けに、算数・数学指導へ視点や問題改善への方策を簡便に示したものを用意いただき、関連団体等を通じて啓発に結び付けて下さるとよいのではないか。 ○研究成果報告書を作成するとともに、日本特殊教育学会でのポスター発表や、研究所セミナーでの研究成果の発表など、積極的に機会を捉えて研究成果の公表を行っていると考える。 ○研究過程において適時に公表されており、今後の公表も計画されている。現場に分かりやすい形で還元してほしい。特に、サマリーの成果の活用に記載されている「③都道府県が主催する特別支援学級を対象にしたいくつかの研修で、本研究の成果を活用する」を期待する。
2 総合評価		A	○これまで手掛けられてこなかった調査を行い、自閉症のある児童生徒の算数・数学における学習上の課題と今後への指導上の示唆を見出した意義ある研究となったと考える。併せて自閉症・情緒学級の問題点も示唆するような結果を得たことは、教科指導以前に抱える課題と対策の必要性にも及ぶ内容を含んだ。 　質問紙調査と実践事例研究を実施したことにより、構想通り、両者を補い合う成果を挙げたと思える。一面で、もう少し結果を練るなど報告までの猶予があれば、課題の大きい実践現場に対し、指導法を提案する形にまで至ったかもしれない。方向を見出しにくい現場の教員を力づけるような具体的な提案や現場研修に本研究は生かされるとよいと思えた。 ○自閉症のある児童・生徒の実態を踏まえた教育課程の編成や、それに基づく算数・数学科におけるよりよい指導等の在り方について「先行研究のレビュー」「アンケート調査」「研究協力機関による実践」が適切に示され、指導の充実につなげていこうとする本研究の意義は大きいと考える。 ○障害のある子どもが多様な教育の場で適切な教育を受けられるようにするためには、具体的な指導の方法の開発が急務である。そうした観点から本研究には重要な意義があり、研究協力機関の実践を含め成果においても貴重なものがあった。具体的な方法開発という点で、もう少し踏み込んで提案ができれば更によかった。
備考			

専門研究B （外部評価：コメント記述）

高等学校における発達障害等の特別な支援を必要とする生徒への指導・支援に関する研究－授業を中心とした指導・支援の在り方－（ロ）（平成24年度～平成25年度）

		評　価	コ　メ　ン　ト
1 観点ごとの評価	（1）研究課題設定の意義	A＋	○多くの高等学校では発達障害等の特別な支援を必要とする生徒が在籍しているが、その指導や支援の方法については各校とも手探りの状態である。本研究はその点で高い意義を有する研究課題と考える。また、学力や基本的学習習慣に課題のある生徒の指導に対しても有意義な研究課題と考える。 ○高等学校における発達障害等の生徒に対する指導・支援の在り方、特に授業を中心的な視点においた本研究はまさに今日的な意義をもつ。本研究の知見は発達障害の生徒だけでなく、多くの高等学校において、さまざまな困難を抱える生徒に対する指導や支援のあり方を考える上で有益な資料を提供できるものと高く評価できる。 ○高等学校への進学率が98％を超え、また、新学習指導要領においても生徒の実態に応じて柔軟な教育課程を編成するという旨が明記された。学校現場におけるニーズはあるものの、小・中学校と比べ高等学校における特別支援教育の推進は多くの課題を抱えていることから、この研究課題設定の意義は極めて高い。
	（2）研究計画の遂行状況	A	○２年目は研究協力校６校での実践報告と、それを元にした７つの観点についての分析がなされており、研究計画どおり順調に遂行されている。 ○当初の研究計画通りに遂行されていると判断される。 ○１年次はアンケートによる現状と課題の分析、２年次は研究協力校６校の実践をとおした研究、という流れがわかりやすい。また、アンケートの回収率は100％、研究協力校６校は公募という点に公平・公正・信憑性が感じられる。
	（3）研究の成果	A	○研究強力校６校の実践報告は、それぞれが有意義な内容を有している。また高等学校における特別な支援が必要な生徒への指導・支援の在り方について７つの観点から考察された内容は、高等学校の現場に対して有意義なものである。 ○本研究では、研究協力校での実践を詳細に分析することを通して、高等学校における発達障害等の生徒への指導・支援の在り方について、重要と考えられる７つの観点をまとめている。本研究の成果は、高等学校現場での実践に役立つ有益な知見を提供するものと評価できる。 ○研究協力校６校は、全日制普通科・専門学科、定時制と幅広く選定していることから、高等学校現場が現状のシステムの中でどのように特別支援教育を進めていくかのヒントが多く盛り込まれている。また、教育センターの研修のなかでも大いに活用できる内容である。
	（4）研究成果の公表	A	○成果報告書だけでなく、コンパクトでわかりやすいリーフレットを作成・配付することは、高等学校に対する研究成果の公表方法として非常に効果的と考える。 　その際には、全国高等学校長協会や各都道府県高等学校長協会等に直接働きかけることも有効であろう。 ○本研究の成果をできるだけ多くの教育現場、とくに高等学校で活用がなされるように成果の公表や情報提供の方法等にさらなる工夫が期待される。 ○リーフレットや学会・研究会での報告に期待する。さらにはＨＰへのアップ等で、広く分かりやすく公表していただきたい。
2 総合評価	A		○高等学校は特別支援教育という点ではまだ発展途上にあると思われるが、だからこそ高等学校教育の分野に切り込んだ本研究は高い意義を有していると考える。この研究を土台として、より充実した研究を期待するものである。 ○高等学校における発達障害等の生徒に対する指導・支援の在り方について、授業を中心的な視点においた本研究は、授業のあり方を考える上で多くの高等学校に貴重な情報をもたらすものと思われる。本研究は、当初の計画通り研究が実施され、高等学校現場で活用できる有益な情報提供がなされており、総合的に十分な成果が得られていると評価できる。 ○高等学校における特別支援教育の先進校は全国的にも少ないので、このような研究の成果を広く公表し、高等学校現場で活用できるようにしてほしい。特に、わかりやすい授業づくり（授業のユニバーサルデザイン化）は、現状のシステムのなかで誰でも取り組める特別支援教育であるということに気づいてほしいと願う。 　また、高等学校においては、社会・職業への円滑な移行に必要な力を育成することが求められており、そのためにも、この研究で得た成果を学校現場で活用されることを期待している。
備考			

専門研究B （外部評価：コメント記述）

特別支援学校（視覚障害）における教材・教具の活用及び情報の共有化に関する研究－ICTの役割を重視しながら－
（ロ）（平成24年度～平成25年度）

		評　価	コ　メ　ン　ト
1　観点ごとの評価	（1）研究課題設定の意義	A	○新しい技術を教育分野で有効に生かし、必要とされている質の高い教材教具の情報を社会で共有する本研究は意義が高いと評価する。 ○情報障害といわれる視覚障害の児童生徒にとって、特色ある教材・教具の活用による効果的な指導が重要であるが、特にＩＣＴの有効活用がこれからは特に大切になってくると考える。そのために、この研究は極めて高い意義がある。 ○視覚障害教育の分野では、点字教材、触図教材、立体教材、録音教材、拡大教材等の活用推進が非常に重要である。しかし、機器等環境整備には自治体の財政的バックアップ等が必要である。そのため、意義や活用状況について総合的・客観的に分析することは重要である。
	（2）研究計画の遂行状況	A	○研究目的の達成のために設定された研究方法を用いて、滞ることなく研究計画を進めている。 ○これまでの研究の文献収集や分析及び実態調査、学校訪問による情報収集や共有化により、現場の課題への対応を行うことができるように進めていると考える。 ○視覚障害教育において特に有用性が指摘されることから、研究を焦点化し取組を進めたことで、計画に基づいた研究となっている。
	（3）研究の成果	A	○今後学校教育現場等での活用を期待させる研究課題の割には、報告書全体にわたってデータ羅列の感が否めず、考察も結果のまとめに留まり平凡であり、既視感を払拭できない。 ○自治体などの考え方や予算等により地域や学校により大きな差があるので、より有効である事例等を数多く取り上げる事で学校現場から強く発信ができるようにしたい。タブレット端末や３Ｄプリンターの事例等をより多く把握し各学校に情報提供していくことで現場の活性化が進められる。 ○全国的な調査データに基づいて、「教育の情報化ビジョン」に対する現状や方向性を示している点は評価できる。これに、情報機器テクノロジーの進化見通しを含めて方向性を示すことが望まれる。
	（4）研究成果の公表	B	○研究所Webページへの掲載と研究所における研修での紹介に公表方法が留まり、優れているとは言いがたい。有効な教材教具の具体的な活用方法を判りやすく明示する等、現場で活用･応用可能な形式による公表方法の工夫が期待される。 ○成果発表や報告の研修会を各地区で実施するとより多くの学校現場への情報提供が可能となる。Web等で公表するのも良いが直接やり取りができ、より早く現場への還元ができるためには、複数個所での研修会が有効と考える。 ○汎用機器の活用をはかるための具体的環流策やデータの共有化のための具体的方策について示す必要を感じる。
2　総合評価	A		○多量のデータを集約した貴重な報告書である。特に特別支援学校（視覚障害）の教諭等調査対象者の労に敬意を表したい。 ○盲学校や視覚特別支援学校の教材・教具の活用状況やＩＣＴの有効性や必要性についてを考える上でも有効な研究である。社会状況や社会自立を目指した進路指導を推進するためにも、より具体的な課題達成に向けた更なる研究の展開を期待したい。 ○教育現場においては、ＩＣＴ機器の活用については教職員からの高いニーズがある。しかし、そのニーズも限定的な物になってしまう心配があり、本研究が総合的継続的な研究推進の一助になるよう具体化された結論になることを望む。
備考			

専門研究B （外部評価：コメント記述）

特別支援学校（肢体不自由）のAT・ICT活用の促進に関する研究－小・中学校等への支援を目指して－（ロ）（平成24年度～平成25年度）

		評　価	コ　メ　ン　ト
1 観点ごとの評価	（1）研究課題設定の意義	A	○学校教育におけるＡＴ・ＩＣＴ活用に関して、多様な活用について整理、提示を行っている。このことはＡＴ・ＩＣＴの活用の可能性を学校現場の多くの教員、関係者の理解と活用を進める上で意義ある内容と思われる。また、肢体不自由だけでなく広く障害のある児童生徒のニーズに活用できる研究となっている。 ○最近の法改正やＩＣＴ活用の進歩及び社会の注目を考えると極めて重要な研究である。 特に肢体不自由の障害がある児童・生徒のＡＴ及びＩＣＴの活用について有効な実践例を検討することは、特別支援学校(肢体不自由)の専門性の向上が図られるだけでなく、センター的機能が貢献できる可能性が大きく広がると考える。 ○ＡＴ・ＩＣＴは児童生徒の学びや暮らしを豊かに膨らませてくれるツールとしての活用が期待されている。この研究により、各校が計画的に導入や活用を進めていくための多岐にわたる手がかりが得られる。
	（2）研究計画の遂行状況	A	○研究計画に従って、概ね順調に進められたと思われる。 ○学校として組織的にＡＴ・ＩＣＴ活用の評価について自己評価マトリクスを作成したアセスメントを活用する等、研究が概ね進んでいる。 ○研究計画通り進められた。 実践報告が優れており、質の高い実地調査が行われたことがうかがえる。
	（3）研究の成果	A	○活用の促進を図る観点から、その状況を評価する自己評価マトリクスの提示は、意義ある成果と思われる。研究報告にもあるように今後もデータの蓄積と改善が進められ、広く活用されることを期待する。 ○自己評価マトリクスの活用から本研究の「活用の促進」の状況を把握することにより、特別支援教育におけるＡＴ・ＩＣＴ活用における課題解決が期待される。 ○・充実した実践事例から、各校・各地が目指すところが具体的にイメージできる。 ・自己評価マトリクスによって、現状を把握し、取り組む課題を見出しやすい。 ・校内推進のための組織の機能のさせ方など、経営上のヒントも得られる。 ・地方自治体の役割についても、具体的、建設的な提案があるとさらによい。
	（4）研究成果の公表	A	○本研究のテーマがＡＴ・ＩＣＴ活用の促進であることからも、広く学校現場に公表されることでマトリクス等が活用され、より使いやすいものへと改善されていくことが期待される。 ○報告書の作成及び学会の発表等、研究の成果を報告している。ガイドブックの刊行も検討する等特別支援教育におけるＡＴ・ＩＣＴの更なる推進を図ろうとしている。 ○学校、地方自治体などによる取組の差の大きさが指摘される中、活用の推進を目指す研究であることから、一部の関心の高い者が求めて得られる従来の方法以上の公表方法の工夫が望まれる。 ガイドブックの刊行が予定されていることはよい。
2 総合評価	A		○学校教育におけるＡＴ・ＩＣＴ活用を広い視点から捉え直し、その有効性と促進を提案している点、対象を肢体不自由教育としつつもその成果の活用が他の学校においても有効である点が評価できる。今後はより肢体不自由教育の専門性との関係から活用の促進を深めるような研究へと継続していただきたい。 ○本研究は特別支援学校（肢体不自由教育）におけるＡＴ及びＩＣＴの活用について研究を実施しているが、今後、自己評価マトリクス等を活用して小・中学校へのセンター的機能を発揮させた支援の構築に対して大いに期待できる研究である。 ○・活用レベルがさまざまな各校において、ＡＴ・ＩＣＴの活用をどのように進めるかということは共通した課題である。この研究は、自校の課題を整理し、取組の目標を設定するための手がかりを提供しており、各校の取組を推進する役割を果たせるものと思われる。 ・地方自治体による取組も、活用レベルに差を生じさせているものと思われるが、本研究成果によって、地方自治体による学校支援の取組が進むよう期待する。
備考			

専門研究B （外部評価：コメント記述）

ことばの遅れを主訴とする子どもに対する早期からの指導の充実に関する研究－子どもの実態の整理と指導の効果の検討－（ロ）（平成24年度～平成25年度）

		評　価	コ　メ　ン　ト
1 観点ごとの評価	（1）研究課題設定の意義	A＋	○「ことばの遅れ」を主訴とする子どもの実態は様々であり、ことばを遅らせている要因も多様である。この研究は、現在注目を浴びている発達障害等も視野に含めて「ことばの遅れ」を生じさせる要因を整理し、さらに指導の内容や方法の実態を明らかにするものであり、教育現場にとって非常に意味のある研究である。幼児期から学童期を対象にしていることも意義がある。 ○34,000人の子ども達が「ことばの教室」（言語障害通級指導教室及び特別支援学級）で指導を受けている。その３割の子どもが「ことばの遅れ」を主訴とする子ども達である。「ことばの遅れ」には様々な要因があると想定されるが、要因と子供の実態、指導内容・方法の関係はまだ十分に整理されているとはいえない。多様な子ども達に対して日々、苦慮しながら、実践を積み重ねている「ことばの教室」の教育現場のみならず、特別支援教育を推進する教育行政施策担当者にとっても意義のある研究である。 ○療育や医療、教育相談の主訴の筆頭は「ことばの遅れ」であり、保護者や専門家の「ことばの遅れ」への意識は極めて高いものがある。ことばの問題については、頻度も高くその重要性は大変高いが、ことばの問題に対する専門的なアプローチは不十分であり、ニーズとサービスの質的/量的なバランスは悪いのが現状である。よって、本研究の設定意義は極めて高いと考えられる。
	（2）研究計画の遂行状況	A	○平成23年度の全国調査の結果を参考に平成24年度・25年度の２年間にわたる研究計画が組まれており、計画に沿って着実に実行されている。 ○研究協力者・研究協力機関、実施調査先の協力により、事例研究、ワークショップや実地調査による資料収集等、概ね研究計画に沿った研究を行い、研究を深めることができた。 ○当初の研究計画通り、実態の把握、事例の収集と研究、ワークショップの開催、結果の分析など適切に行われている。
	（3）研究の成果	A＋	○「ことばの遅れ」のある子どもの捉え方を７つの項目で明示し、さらに指導内容について８つの項目を提案している。これらの項目は従来の「ことば中心」の実態把握や指導法が現状に合っていないことを示すと同時に、教育現場の教師に対して具体的な実態把握の本研究は観点や指導の指針を示すものであり、極めて実践的な価値のある研究成果と考えられる。 ○「ことばの遅れ」を主訴とする子どもの実態については、背景要因を７項目抽出し、多様さを整理する視点を示した。また、指導内容・方法については、指導の要点を８項目に整理した。これらの実態を捉える視点と指導内容・方法を整理する視点は、ことばの教室の現場において有用であるばかりでなく、他の障害種（特別支援学校を含む）においても参考になる視点である。 ○アセスメントの観点から７項目、支援の観点から８項目が抽出され、具体的なアプローチ方法が明示されている。ことばの教室での、より実践的な指導に有益と思われる。敢えて現場での問題点を指摘するならば、一般学級の教員の「ことばの遅れ」「ことばの問題」に関する意識の低さと、支援方法の貧困さであり、本研究がことばの教室のみならず、すべての学校現場へ汎化することが出来るとなおよいと感じる
	（4）研究成果の公表	A	○研究の成果は各種の研修会や講習会等で活用したり、本報告書を全国のことばの教室担当者に紹介することなどが記載されているが、現場教師にとって非常に有用な結果だと思われるので、今回の研究成果報告書のダイジェスト版を作成して広く公表してはどうだろうか。 ○Webサイトにおいて研究成果の公開を予定している。また、「ことばの教室」の教員の研修団体である「全難言協」の全国大会において、既に、研究成果の一部を発表している。研究成果は「ことばの教室」関係者だけでなく、広く特別支援教育にかかわる関係者にも公表するべきだと考える。 ○公表手段や公表場所については十分に適切と思われるが、上記（３）の観点からは、一般教員への研究成果の公表にも取り組んでいただけると、なおよいと思われた。
2 総合評価	A＋		○本研究は、ことばの遅れのある子どもの多様な背景要因を整理してわかりやすく提示し、指導の内容や方法についても具体的な指針を提供している点で、実践的な価値を有する優れた研究であると捉えることができる。160頁にわたる研究成果報告書とは別に現場教師を対象にしたマニュアルのようなものがあれば研究の成果がより広く活用されるのではないかと思われる。 ○本研究は「ことばの教室」の教育現場での活用を意図し、「ことばの教室」の教育現場での日々の実践を研究資料の中心としてまとめたものである。具体的には、事例研究、ワークショップや実地調査による丁寧な資料収集を通じて、多様な実態がある「ことばの遅れ」を主訴とする子どもの状態と指導内容・方法について整理・分析を行った。子どもの実態については、７項目の背景要因を抽出すると共に、指導内容については、指導の要点を８項目に整理し、実態を捉える視点と指導内容を整理する視点を提言している。さらに、幼児「ことばの教室」については、乳幼児期から就学までを一貫して支援する役割を明らかにした。こうした研究成果は、単に、「ことばの教室」の教育実践に止まるべきでなく、他の障害種別や部門の教育実践に活かされていくことが期待される。 ○ことばの教室などことばに関わる教育現場の生の問題点を整理した、具体的かつ実践的な研究内容で、高く評価できる。将来的な課題は、ことばの教室以外にも数多くの「ことばの問題」を抱えた児童生徒が存在することであり、一般教員のみならず、地域に対して本研究の成果を汎化していくかを、研究実践していただきたいと思う。
備考			

専門研究A （外部評価：コメント記述）

インクルーシブ教育システム構築に向けた取組を支える体制づくりに関する実際的研究 ーモデル事業等における学校や地域等の実践を通じてー（イ）（平成25年度～平成26年度）

		評　価	コ　メ　ン　ト
1 観点ごとの評価	（1）研究課題設定の意義	A＋	○特別支援教育の今後の重要なテーマであり、国の施策に大きく貢献する可能性のある内容を取り上げており、その意義は高い。また国のモデル事業と連動させながら進める点でも本研究の意義は大きいものと考えられる。 ○本研究テーマ「インクルーシブ教育システム構築に向けた取組を支える体制づくりに関する実際的研究－モデル事業等における学校や地域等の実践を通じてー」は、共生社会の形成に向けた重要な研究課題であり、インクルーシブ教育システムの構築の実現に向けた成果を期待する。 ○共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための、特別支援教育の果たす役割は、権利条約が批准された現在、非常に重要になってきている。 　その意味でも、文科省のモデル校と連携し、基礎的環境整備、合理的配慮など、実際にどのように実践されているのかを、明らかにしていくことは非常に意義深く大いに評価できる研究である。
	（2）研究計画の遂行状況	A	○大きな研究テーマであるが故に、今後どのように研究内容が収斂されていくのか、特に研究方法にやや曖昧さを感じる。この点を再度点検された上で、価値ある研究がまとめられていくことを期待している。 ○体制づくりに関する学校・地域の３つの視点から実施調査を行い、現状と課題を整理し考察にまとめた研究計画の進捗状況は適切である。また、調査１の教育相談・支援体制、特別支援学校機能の11地域、合理的配慮等「モデルスクール」12校、「スクールクラスター」モデル地域12地域からの重視すべき内容として、８つの観点からその現状と課題を考察したことは興味深い。 ○たくさんのモデル地区を計画的に訪問調査し、情報を収集して、実態をまとめている。次年度の、事例研究も計画的に遂行してほしい。
2 総合評価		A	○インクルーシブ教育を社会に展開していく上で、価値ある研究であり、国の施策とも連動する形で展開される点が評価される。１年次に明らかにされた内容が、２年次の事例研究によって検証され、特に国及び地方の教育行政に価値ある提言がなされることを期待している。 ○平成26年度、インクルーシブル教育システム構築に向けた取組を支える重視すべき取組内容を事例研究を通してさらに検討、検証すること、学校・地域において実践による素晴らしい取組を報告書としてまとめることは意義深い。 　今後、通常の学級に在籍する子ども、通級指導教室の子どもへの合理的配慮と基礎的な環境整備の充実に向けた、本研究成果の普及を期待する。 ○各地区における実態を、行政の組織運営、早期支援体制、就学先決定に関すること、地域資源の活用、学校組織の充実、教育の専門性課題に分けてまとめてある。この情報をもとに、そこから見える全体にかかわる課題と、インクルーシブ教育システムの構築のための具体的な方策や手だてを今後は明らかにしていってほしい。また、今年度の結果を次年度のモデル事業の事例研究に生かし、学校や教育委員会の今後の取組の参考となる報告を期待する。
備考			

専門研究B （外部評価：コメント記述）

知的障害教育における組織的・体系的な学習評価の推進を促す方策に関する研究 －特別支援学校（知的障害）の実践事例を踏まえた検討を通じて－（ロ）（平成25年度～平成26年度）

		評価	コメント
1 観点ごとの評価	（1）研究課題設定の意義	A	○古くて新しい学習評価がテーマだが、知的障害教育では、統一化の機運が薄かったためもあり、全国的な視野での現状把握や実践モデル提示が弱い実情があったように思う。本研究では、授業や個別の指導計画から、学校内での体系や教育課程・指導計画まで、重層的に学習評価とのかかわりを扱い、かつ学校での実践的な活用にいたる側面も構想する視野を有している。そのため今日的に研究する必要性も高いと考えられる。 これまでの評価研究は、理論的な整備や整合性を求める結果、実践への活用が容易ではないなど、適用性に難があることもあったが、本研究では、学校での例・入手資料を重視し基本資料とする内容であるため、学校での実態やニーズと遊離しない成果を上げられるものと期待したい。 ○知的障害教育では学習評価の問題が今まであまり深く取り組まれていなかったと感じている。学習評価は、教育計画や授業内容、教材・教具の開発、教員の専門性の向上等多くの重要な課題につながっている。適切な評価を行うことの意義を全国の現場に広げ特別支援教育の水準を向上させることにつなげることを期待したい。 ○どの学校でも、授業や教育課程は実践を評価しながら改善を図っているものと思われるが、組織的、体系的な学習評価推進の取組は、特別支援教育をわかりやすくし、信頼性を高めることにつながるように思われる。
	（2）研究計画の遂行状況	A	○順調に計画通りに進めていると判断される。とりあげる内容は重層的で、ともすると複雑な内容になりがちかもしれない。現場への活用を考慮し、成果の示し方や言語表現は、簡明で平明な論理・用語・表現に留意されることをお願いしたい。 ○計画通りの遂行されている。対象の学校の分析結果からの新しい発見を期待している。 ○計画通り、研究が進められている。研究協力校からの情報を充分活かした研究報告をお願いしたい。
2 総合評価		A	○本研究では８つの特別支援学校の実践資料が中心的に扱われている。情報量は少なくない。アンケート調査も含め、複雑な調査結果にも見えた。しかし考察や現段階の言及を見る限り、その多い情報量を縦横に生かそうとする意欲的な研究であるようだ。錯綜しがちな情報にもかかわらず、考察は簡明によく練られている。それは、本研究が、今、知的障害特別支援学校に求められていることと、それに重層的に関係する学習評価との関係をよく理解しているためと思われた。評価研究は現場を混乱させる面がありがちなだけに、今、知的障害教育に必要なことは何かを基底にすえ、それとの関連で学習評価についての調査・研究を遂げるとの姿勢に徹していただければと思う。 知的障害教育実践を学習評価の観点から構造化を図る研究をと願う一方、実践的な観点からは、学習評価に現場が抱く必要性、および実践の妥当性を強めるような研究であるよう期待したい。 知的障害児童生徒の学習への自己評価や相互評価を含めた点もその意義を評価したい。一方で、知的障害のある子どもたちだけに、教師等の誘導に左右される側面も伴いがちである。形式的な自己評価や相互評価の検討におちいることのないように留意いただきたい。 図示やモデル提示に含まれる情報量は、そもそもかなり多い。図示やモデル提示で簡潔そうに見せることと、実践への活用に向けて判明した要点を伝えきるということは必ずしも一致しないと思えるので、学習評価を学校で体系的に、しかも授業等でも生かそうとするための要点などについては、簡明な文章でも、箇条書きでも、それとして示した方がよいのではないか。図示やモデル提示の功罪についてなおご検討いただきたい。 ○研究テーマとしては非常に意味のある研究であり、研究協力校の実践の分析から考察されたことが、現場における組織的な学習評価の実施及び児童生徒への授業改善に大きくつながる研究と考えている。２年目の研究成果では、一定の方向性を示してくれることを期待する。 ○特別支援学校における教育計画や評価をわかりやすく説明し、教育評価に対する信頼性を高めることは、インクルーシブな教育体制を構築する上でも必要な取組だと思われる。研究成果は、校内研修で活用できる形や一般の教員にもわかりやすい形を工夫して報告してほしい。
備考			

専門研究B （外部評価：コメント記述）

重度・重複障害のある子どもの実態把握、教育目標・内容の設定、及び評価等に資する情報パッケージの開発研究（ロ）（平成25年度～平成26年度）

		評　価	コ　メ　ン　ト
1 観点ごとの評価	（1）研究課題設定の意義	A＋	○重度・重複障害のある幼児児童生徒においてはニーズが多様である事から、個別の支援計画・個別の指導計画の作成においても適切な実態把握・評価、長期的な目標設定、家庭や地域の生活と関連付けた教育内容の設定等に関する様々な困難が指摘されてきている。計画の作成と実践を使用しやすいパッケージとして提案する事によって、学校現場における個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用がより一層進展するものと期待できる。 ○重度・重複障害のある児童生徒は一人一人のニーズに応じた教育が必要であるが、多様で複雑なことが多い。従って児童・生徒の現在及び将来を支える個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成に当たり、「情報パッケージ」の開発の意義は大きい。 ○重度･重複障害のある子どもこそ極めて専門性の高い特別支援教育を提供すべきであり、その教育計画立案にあたって、本研究は有効な手立てを提供するものと考えられる。特別支援学校の教員が、忙しい学校現場の中で、専門性が高く、かつ効率よく、実践に役立つ情報パッケージが活用できるよう、今後の研究進捗に大きな期待を寄せたい。
	（2）研究計画の遂行状況	A	○平成24年度の予備的研究において、適切な実態把握・評価、長期的な目標設定、家庭や地域の生活と関連付けた教育内容の設定等に関する基礎資料が収集された事に基づいて、初年度の平成25年度で教育計画の作成と実践を使用しやすいパッケージ案として示している。次年度における試行と有用性の検討で完成版が作成される事が期待できる事から、研究計画の遂行は順調であると判断できる。 ○重度重複障害のある児童生徒の教育計画における「情報パッケージ(試案)」が作成され、共有化が図られている。今後、共有ツールとしての完成を期待したい。 ○予備的研究で、学校現場での聞き取りのみならず、卒後の大きな生活の場となる、施設職員への聞き取りを行っている点は高く評価したい。予備的研究も含めて、研究は順調に遂行されていると判断する。
2 総合評価	A		○学校現場へ貢献できる研究の意義から見ても、さらに既に試案が提示されているという研究の遂行状況から次年度においてパッケージが完成できるという期待が持てる点から見ても優れていると判断できる。 ○教育の現場において、多様で複雑な重度重複障害のある児童・生徒の指導が客観性を以て実施することが難しい中、教育計画における「情報パッケージ(試案)」を活用したアセスメントの開発は今後、特別支援教育における意義が大きい。 ○ここまでの研究は、研究意図、立案、遂行も含めて優れていると考えられる。今後の研究で、現場の具体的な支援に有効な成果をきちんとあげ、もっとも大切な実践化、つまり、国内の特別支援学校での有効な活用にまでしっかりと進めていってほしいと考える。
備考			

参考資料

○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所外部評価（研究活動）に関する要項

〔平成１５年４月１日
制　　定〕
平成１９年３月３０日改正
平成２０年４月　１日改正

（目的）
第１条　この要項は，独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「本研究所」という。）における研究活動の成果等について，利用者のニーズに応える研究を推進する観点に立って外部有識者による評価を行い，もって研究活動の改善向上に資することを目的とする。

（評価対象）
第２条　評価対象は，本研究所で実施される基幹研究等の研究活動とする。

（実施時期）
第３条　外部評価の実施時期については，別に定めるものとする。

（評価方法）
第４条　外部評価の評価方法については，次に定める方法とする。
１　評価項目毎に，段階別評価を実施する。
２　評価項目，段階別評価の方法については，別に定める。

（評価組織）
第５条　外部評価を実施する評価組織については，次に定める組織とする。
１　運営委員会に外部評価部会を置く。
２　外部評価部会は，次の者で組織する。
一　運営委員のうちから運営委員会会長が指名する者　数名
二　運営委員以外の外部有識者のうちから理事長が委嘱する者　数名
三　構成員は，障害種（感覚障害，発達障害等）のバランスを考慮するとともに，大学の研究者，学校関係者，特別支援教育センター関係者及び福祉関係者等とする。

附　則
この要項は，平成１５年４月１日から実施する。
附　則
この要項は，平成１９年４月１日から実施する。
附　則
この要項は，平成２０年４月１日から実施する。

○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の外部評価（研究活動）における評価項目等について

〔平成２２年５月２８日
運営委員会裁定〕
平成２３年３月２８日改正
平成２４年３月２９日改正
平成２６年３月１０日改正

（目的）

第１条　独立行政法人国立特別支援教育総合研究所外部評価（研究活動）に関する要項（平成１５年４月１日制定）第３条及び第４条に規定する実施時期、評価観点及び段階別評価の方法について定める。

（実施時期）

第２条　実施時期については下記の通りとする。

一　専門研究Ａ・Ｂについては、研究継続年度並びに研究終了年の４月～５月の２ヶ月間、その他の研究課題については、研究終了年の４月～５月の２ヶ月間

（評価方法）

第３条　評価方法については、次に定める方法とする。

一　各研究課題については、研究実施計画書、関連資料及び研究成果報告書又はこれに代わるもの（刊行物については、当該刊行物）を基に書面審査によるものとし、必要に応じてヒアリングを行う。

（評価の観点及び段階別評価の方法）

第４条　評価の観点及び段階別評価の方法は、次に定めるものとする。

一　各研究課題に対する評価の観点は、終了した研究課題については（１）研究課題設定の意義、（２）研究計画の遂行状況、（３）研究の成果、（４）研究成果の公表の４つとする。なお、継続する研究課題においては（１）研究課題設定の意義、（２）研究計画の遂行状況の２つとする。

二　段階別評価の方法は、それぞれの評価観点ごとに段階別評価（評価観点ごとの評価）を行う。また、これらの評価結果を踏まえて、総合的な段階別評価（総合評価）を行う。

三　評点の際「観点の評価を平均的に判断するばかりでなく、場合によっては優れている点を積極的に取り上げる（文部科学省における研究及び開発に関する評価指針）」ことに留意する。また、評価項目の中で当該研究の評価に該当しないと判断した場合には評点を付けないことができる。

四　段階別評価の方法は次のとおりとする。

１　観点ごとの評価

（１）研究課題設定の意義（研究分類によりあらかじめ選択）

ア　国の政策立案や施策推進の観点から

イ　地方自治体や学校教育等のニーズ観点から

・評価時点にあって，

Ａ$^{+}$　（５点）：極めて高い意義がある。

Ａ　（４点）：高い意義がある。

Ｂ　（３点）：意義がある。

Ｃ　（２点）：ほとんど意義がない。

Ｃ$^{-}$　（１点）：意義がない。

（２）研究計画の遂行状況

研究計画に対する遂行状況はどうか。

Ａ$^{+}$　（５点）：非常に優れている。

Ａ　（４点）：優れている。

Ｂ　（３点）：妥当である。

Ｃ　（２点）：ほとんど遂行されていない。

Ｃ$^{-}$　（１点）：遂行されていない。

（３）研究の成果（研究分類によりあらかじめ選択）

ア　国の政策立案や施策推進等への寄与の可能性

イ　地方自治体や学校教育等での活用の可能性

Ａ$^{+}$　（５点）：極めて高い。

Ａ　（４点）：高い。

Ｂ　（３点）：認められる。

Ｃ　（２点）：ほとんど認められない。

Ｃ$^{-}$　（１点）：認められない。

（４）研究成果の公表

研究成果の公表方法はどうか。

Ａ$^{+}$（５点）：非常に優れている。

Ａ　（４点）：優れている。

Ｂ　（３点）：妥当である。

Ｃ　（２点）：大幅な改善を要する。

Ｃ$^{-}$（１点）：妥当ではない。

２　総合評価

１の評価観点ごとの評価を踏まえ、研究課題における研究活動について総合的に勘案し、以下の５段階で評価する。

終了した研究課題について

Ａ$^{+}$（５点）：非常に優れている。

Ａ　（４点）：優れている。

Ｂ　（３点）：普通である。

Ｃ　（２点）：劣っている。

Ｃ$^{-}$（１点）：極めて劣っている。

継続する研究課題について

Ａ$^{+}$（５点）：非常に優れている。

Ａ　（４点）：優れている。

Ｂ　（３点）：普通である。

Ｃ　（２点）：努力を要するレベルにある。

Ｃ$^{-}$（１点）：実施方法の改善が必要である。

五　様式等は別紙のとおり

附　則

この内容は、平成２２年５月２８日から実施する。

附　則

この内容は、平成２３年３月２８日から実施する。

附　則

この内容は、平成２４年３月２９日から実施する。なお、平成２２年度開始の研究課題については従前の例による。

附　則

この内容は、平成２６年３月１０日から実施する。

（別紙）

（継続課題評価シート：外部評価・内部評価共通）

継　続　課　題　評　価　シ　ー　ト

年　月　日

評価委員（氏名）

研究課題名：
　研究期間：　　年度～　　年度
　研究代表者：
　　（所属・職）
　　（氏　　名）

研究目標

研究所中期計画における本研究の主たる類型：

□国として特別支援教育政策上重要性の高い課題に対する研究

□教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実際的研究

1　観点ごとの評価

（1）研究課題設定の意義（該当する項目のみを評価する。）

評　価　項　目	該　当	項目ごとの評価	全体の評価
ア　国の政策立案や施策推進等の観点から			
イ　地方自治体や学校教育等のニーズの観点から			
コ　メ　ン　ト			

・評価時点にあって、
A^{+}（５点）：極めて高い意義がある。
A　（４点）：高い意義がある。
B　（３点）：意義がある。
C　（２点）：ほとんど意義がない。
C^{-}（１点）：意義がない。

（2）研究計画の遂行状況

評価項目	評　価
研究計画に対する遂行状況はどうか。	
コ　メ　ン　ト	

A^{+}（５点）：非常に優れている。
A　（４点）：優れている。
B　（３点）：妥当である。
C　（２点）：ほとんど遂行されていない。
C^{-}（１点）：遂行されていない。

2　総合評価

評　価	コ　メ　ン　ト

A^{+}（５点）：非常に優れている。
A　（４点）：優れている。
B　（３点）：普通である。
C　（２点）：劣っている。
C^{-}（１点）：極めて劣っている。

（別紙）

（終了課題評価シート：外部評価・内部評価共通）

終　了　課　題　評　価　シ　ー　ト

年　月　日

評価委員（氏名）

研究課題名：
　研究期間：　　年度～　　年度
　研究代表者：
　　（所属・職）
　　（氏　　名）

研究目標

研究所中期計画における本研究の主たる類型：

□国として特別支援教育政策上重要性の高い課題に対する研究

□教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実際的研究

1　観点ごとの評価

（1）研究課題設定の意義（該当する項目のみを評価する。）

評　価　項　目	該　当	項目ごとの評価	全体の評価
ア　国の政策立案や施策推進等の観点から			
イ　地方自治体や学校教育等のニーズの観点から			
コ　メ　ン　ト			

・評価時点にあって、
A^{+}（５点）：極めて高い意義がある。
A　（４点）：高い意義がある。
B　（３点）：意義がある。
C　（２点）：ほとんど意義がない。
C^{-}（１点）：意義がない。

（2）研究計画の遂行状況

評　価　項　目	評　価
研究計画に対する遂行状況はどうか。	
コ　メ　ン　ト	

A^{+}（５点）：非常に優れている。
A　（４点）：優れている。
B　（３点）：妥当である。
C　（２点）：ほとんど遂行されていない。
C^{-}（１点）：遂行されていない。

（3）研究の成果（該当する項目のみを評価する。）

評　価　項　目	該　当	項目ごとの評価	全体の評価
ア　国の政策立案や施策推進等への寄与の可能性。			
イ　地方自治体や学校教育等での活用の可能性。			
コ　メ　ン　ト			

A^{+}（５点）：極めて高い。
A　（４点）：高い。
B　（３点）：認められる。
C　（２点）：ほとんど認められない。
C^{-}（１点）：認められない。

（4）研究成果の公表

評価項目	評　価
研究成果の公表方法はどうか 。	
コ　メ　ン　ト	

A^{+}（５点）：非常に優れている。
A　（４点）：優れている。
B　（３点）：妥当である。
C　（２点）：大幅な改善を要する。
C^{-}（１点）：妥当ではない。

２　総合評価

評　価	コ　メ　ン　ト

Ａ$^{+}$（５点）：非常に優れている。
Ａ　（４点）：優れている。
Ｂ　（３点）：普通である。
Ｃ　（２点）：劣っている。
Ｃ$^{-}$（１点）：極めて劣っている。

平成26年度外部評価部会委員 名簿

氏　名	役　　職	備考
我妻　敏博	上越教育大学教授	
阿部　謙策	全国特別支援学級設置学校長協会会長（葛飾区立梅田小学校長）	
太田　俊己	植草学園大学教授	
大塚　玲	静岡大学教授	
尾﨑　文雄	兵庫県立阪神昆陽高等学校長・同特別支援学校長	
柿澤　敏文	筑波大学教授	
梶原　敏明	大分県教育センター所長	
木舩　憲幸	大谷大学教授	
小宮　恭子	全国連合小学校長会特別支援教育委員会委員長（大田区立志茂田小学校校長）	
下山　直人	筑波大学附属久里浜特別支援学校長（筑波大学教授）	
瀬戸　ひとみ	全国特別支援学校病弱教育校長会会長（神奈川県立横浜南養護学校長）	
田添　敦孝	全国特別支援学校肢体不自由教育校長会会長（東京都立光明特別支援学校長）	
直田　益明	全日本中学校長会生徒指導部長（世田谷区立北沢中学校長）	
永松　裕希	信州大学教授	
広瀬　宏之	横須賀市療育相談センター所長	
松為　信雄	文京学院大学教授	
三谷　照勝	全国盲学校長会会長（東京都立文京盲学校長）	
明官　　茂	全国特別支援学校知的障害教育校長会会長（東京都立町田の丘学園校長）	
横倉　久	全国聾学校長会会長（東京都立大塚ろう学校長）	
運営委員会会長		
三浦　　和	全国特別支援教育推進連盟参与	

３　平成２５年度専門研究課題にかかる研究協力者及び研究協力機関一覧

平成２５年度専門研究課題にかかる研究協力者及び研究協力機関一覧

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

研究課題等	公募により決定の 研究協力者・研究協力機関	公募によらない 研究協力者・研究協力機関
専門研究Ａ「特別支援学校及び特別支援学級における教育課程の編成と実施に関する研究」（継続）	研究協力機関（H24～H25） 神奈川県立平塚盲学校 東京都立中央ろう学校 茨城県立協和特別支援学校 香川県立香川中部養護学校 鹿児島県立鹿児島高等特別支援学校 青森県立八戸第一養護学校 岡山県立早島支援学校 島根県立松江緑が丘養護学校 筑西市立関城東小学校 研究協力機関（H25） 山形県山形市立第三小学校 福井県福井市清水東小学校 長崎県南島原市立西有家小学校	研究協力者（H24～H25） 稲葉敦（文部科学省特別支援教育課・課長補佐）（H24、当時） 尾白泰次（文部科学省特別支援教育課・課長補佐）（H25） 宍戸和成（筑波大学・教授／附属久里浜特別支援学校長）（H24、当時） 下山直人（筑波大学・教授／附属久里浜特別支援学校長）（H25） 河合康（上越教育大学・教授） 研究協力機関（H24～H25） 東京都立多摩桜の丘学園
専門研究Ａ「デジタル教科書・教材の試作を通じたガイドラインの検証ーアクセシブルなデジタル教科書の作成を目指してー」（継続）	研究協力機関（H25） 北海道八雲養護学校 東京都立葛飾ろう学校 筑波大学附属桐が丘特別支援学校 大阪府立視覚支援学校 香川大学教育学部附属特別支援学校 栃木県鹿沼市立みなみ小学校 高知県高知市立三里小学校	研究協力者（H24～H25） 上野一彦（東京学芸大学名誉教授） 梅垣正宏（（株）ユーディット・研究員） 太田容次（滋賀県立三雲養護学校・教諭）（H24、当時） 近藤武夫（東京大学先端科学技術研究センター・准教授） 坂井聡（香川大学・教授） 中野泰志（慶應義塾大学・教授） 丹羽登（文部科学省特別支援教育課・特別支援教育調査官） 菅井清司（富士ゼロックスアドバンストテクノロジー（株）・ﾄﾞｷｭﾒﾝﾄｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ部開発２ｸﾞﾙｰﾌﾟ長） 長谷川智信（一般社団法人電子出版製作・流通協議会・事務局員） 岡山将也（同・アクセシビリティ特別委員会TTS研究部会・部会長） 大旗慎一（（株）キューズ・代表取締役） 山本一寿（大阪府立視覚支援学校・教諭）（H25） 菊地一文（青森県教育委員会・指導主事）（H25）
専門研究Ｂ「特別支援学校（視覚障害）における教材・教具の活用及び情報の共有化に関する研究－ICT の役割を重視しながら－」（継続）	研究協力者（H24～H25） 髙橋　晋司（北海道函館盲学校・教諭） 研究協力機関（H24～H25） 大阪府立視覚支援学校 横浜市立盲特別支援学校	―

研究課題	公募により決定の 研究協力者・研究協力機関	公募によらない 研究協力者・研究協力機関
専門研究Ｂ「ことばの遅れを主訴とする子どもに対する早期からの指導の充実に関する研究ー子どもの実態の整理と指導の効果の検討ー」（継続）	研究協力者（H24～H25） 吉田　　忍 （夕張市立ゆうばり小学校・教諭） 高井美奈子 （高崎市立中居小学校・教諭） 小金井智子 （杉並区立桃井第一小学校・教諭） 佐藤　久美 （厚木市立北小学校・教諭） 瀬志本　進 （上田市立南小学校・教諭） 島田　和紀 （高梁市立高梁小学校・教諭） 研究協力機関（H24～H25） 岐阜県岐阜市立大洞幼稚園	研究協力者（H24～H25） 青山新吾（ノートルダム清心女子大学・講師） 村瀬忍（岐阜大学・教授）
専門研究Ｂ「特別支援学校（肢体不自由）の AT・ICT 活用の促進に関する研究ー小・中学校等への支援を目指してー」（継続）	研究協力機関（H24～H25） 福島県立郡山養護学校 横浜市立上菅田特別支援学校 静岡県立中央特別支援学校 愛知県立ひいらぎ養護学校 香川県立高松養護学校 土佐市立宇佐小学校 土佐市立土佐南中学校	研究協力者（H24～H25） 下山直人（文部科学省特別支援教育課・特別支援教育調査官）（H24、当時） 分藤賢之（文部科学省特別支援教育課・特別支援教育調査官）（H25） 大杉成喜（熊本大学・講師） 大森直也（京都府立宇治特別支援学校・教諭） 外山世志之（東京都立光明特別支援学校・主任教諭） 小西順（大阪府立堺支援学校・指導教諭）（H24） 福島勇（福岡市立南福岡特別支援学校・教諭） 研究協力機関（H25） 高知県立高知若草養護学校
専門研究Ｂ「自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する自閉症のある児童生徒の算数科・数学科における学習上の特徴の把握と指導に関する研究」（継続）	研究協力機関（H24～H25） 取手市立戸頭西小学校 横浜市立大曽根小学校 横須賀市立船越小学校 東松山市立新明小学校（H24） 多摩市立多摩中学校 伊勢原市立中沢中学校	研究協力者（H24～H25） 石塚謙二（文部科学省特別支援教育課・特別支援教育調査官）（H24、当時） 丹野哲也（文部科学省特別支援教育課・特別支援教育調査官）（H25） 笠井健一（国立教育政策研究所・教育課程調査官・学力調査官） 河本眞一（全国特別支援学級設置学校長協会・会長／東京都中野区立上高田小学校・校長） （H24、当時） 近藤正幸（全国特別支援学級設置学校長協会・会長／東京都国分寺市立第二中学校・校長） （H25） 渡部匡隆（横浜国立大学・教授）

研究課題	公募により決定の 研究協力者・研究協力機関	公募によらない 研究協力者・研究協力機関
専門研究Ｂ「高等学校における発達障害等の特別な支援を必要とする生徒への指導・支援に関する研究～授業を中心とした指導・支援の在り方～」（継続）	研究協力機関（H24～H25） 北海道新十津川農業高等学校 神奈川県立綾瀬西高等学校 愛知県立高浜高等学校 山形県立霞城学園高等学校 栃木県立益子芳星高等学校 岩手県立遠野緑峰高等学校 大田区立大森第十中学校 横須賀市立公郷中学校 岩手県立総合教育センター 愛知県総合教育センター 埼玉県教育委員会 徳島県教育委員会	研究協力者（H24～H25） 樋口一宗（文部科学省特別支援教育課・特別支援教育調査官） 中田正敏（明星大学・特任准教授） 城戸茂（国立教育政策研究所・総括研究官） 吉村幸恵（高知県立四万十高等学校・養護教諭） 森田修示（西日本短期大学附属高等学校・校長） 高橋基之（東京都立目黒高等学校・校長（全国高等学校長協会）） 植木田潤（宮城教育大学准教授）（H25）
専門研究Ｂ「知的障害教育における組織的・体系的な学習評価の推進を促す方策に関する研究－特別支援学校（知的障害）の実践事例を踏まえた検討を通じて－」（新規）	研究協力機関（H25～H26） 岩手大学教育学部附属特別支援学校 福島県立いわき養護学校 千葉県立八千代特別支援学校 千葉県立特別支援学校流山高等学園 静岡県立袋井特別支援学校 京都府立舞鶴支援学校 広島県立庄原特別支援学校 愛媛大学教育学部附属特別支援学校	研究協力者（H25～H26） 竹林地毅（広島大学大学院・准教授） 名古屋恒彦（岩手大学・教授） 丹野哲也（文部科学省特別支援教育課・特別支援教育調査官） 菊地一文（青森県教育委員会・指導主事）
専門研究Ｂ「重度・重複障害のある子どもの実態把握、教育目標・内容の設定、及び評価等に視する情報パッケージ（試案）の開発研究」（新規）	研究協力機関（H25～H26） 北海道室蘭養護学校 青森県立弘前第二養護学校 福島県立平養護学校 京都府立宇治支援学校 奈良県立ろう学校 横浜市立東俣野特別支援学校	研究協力者（H25～H26） 下山直人（筑波大学・教授／附属久里浜特別支援学校長） 古川章子（北海道拓北養護学校・教諭） 飯野雄彦（みなと舎・理事長） 山田美智子（太陽の門福祉医療センター・施設長） 石川政孝（帝京大学・准教授） 分藤賢之（文部科学省特別支援教育課・特別支援教育調査官） 研究協力機関（H25～H26） 香川県立高松養護学校
専門研究Ａ、専門研究Ｂにつなげることを目指して実施する予備的、準備的研究 「聴覚障害教育における教科指導等の充実に資する教材活用に関する研究～専門性の継承、共有を目指して～」（単年度）	－	研究協力者 谷本忠明（広島大学大学院教育学研究科・准教授） 研究協力機関 千葉県立千葉聾学校 群馬県立聾学校

４　平成２５年度研修計画一覧

平成２５年度 国立特別支援教育総合研究所研修計画一覧

※(　)内は平成25年度参加実績数　　H26.01

名称			期間	募集人員※		目的及び受講対象
特別支援教育専門研修	第一期	知的障害・肢体不自由・病弱教育コース 知的障害教育専修プログラム 肢体不自由教育専修ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ 病弱教育専修プログラム	平成25年５月８日(水) ～ 平成25年７月９日(火)	80名 (104)	200名 (203)	＜目的＞ 障害のある幼児児童生徒の教育を担当する教職員に対し、専門的知識及び技術を深めさせるなど必要な研修を行い、その指導力の一層の向上を図り、今後の各都道府県等における指導者としての資質を高める。 （参考）各コース及び専修プログラムの研修内容 知的障害・肢体不自由・病弱教育コース：主に特別支援学校の教育 ※重点選択ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑとして、①知的障害を伴う自閉症、②重度・重複障害、③支援機器・教材等活用をそれぞれ扱う。 視覚障害・聴覚障害教育コース：主に特別支援学校の教育 発達障害・情緒障害・言語障害教育コース：小中学校等の教育 発達障害教育専修ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ 通常の学級における教育 LD・ADHDを対象とした通級による指導における教育 自閉症・情緒障害教育専修ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ 自閉症・情緒障害特別支援学級における教育 自閉症、情緒障害を対象とした通級による指導における教育 言語障害教育専修ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ 言語障害特別支援学級及び通級による指導における教育 ※選択プログラムとして①通常の学級における指導、②通級指導教室における指導、③特別支援学級における指導をそれぞれ扱う。 ＜受講対象＞ 特別支援学校及び幼稚園・小学校・中学校・中等教育学校・高等学校並びに教育委員会、特別支援教育センター等において当該障害のある幼児児童生徒の教育を担当する教職員で、当該障害のある幼児児童生徒の教育に関し指導的立場に立つ者又は今後指導的立場に立つことが期待される者であること。
	第二期	視覚障害・聴覚障害教育コース 視覚障害教育専修プログラム 聴覚障害教育専修プログラム	平成25年９月３日(火) ～ 平成25年11月８日(金)	40名 (29)		
	第三期	発達障害・情緒障害・言語障害教育コース 発達障害教育専修プログラム 自閉症・情緒障害教育専修プログラム 言語障害教育専修プログラム	平成26年１月９日(木) ～ 平成26年３月14日(金)	80名 (70)		
就学相談・支援担当者研究協議会			平成25年７月17日(水) ～ 平成25年７月18日(木)	70名 (68)		＜目的＞ 各都道府県等において、教育支援委員会(仮称)等、就学相談・支援に関わる業務を担当し、市町村教育委員会が行う就学相談・支援に対し、指導的立場にある者による研究協議等を通じ、担当者の専門性の向上並びに市町村教育委員会における就学相談・支援の充実を図る。 ＜受講対象＞ 各都道府県等において、就学相談・支援に関わる業務を担当する者とする。
特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会			平成25年７月25日(木) ～ 平成25年７月26日(金)	70名 (79)		＜目的＞ 各都道府県等において、特別支援学校寄宿舎における幼児児童生徒の生活指導等に関して指導的立場にある寄宿舎指導員等による研究協議等を通じ、寄宿舎指導員等の専門性の向上並びに寄宿舎における指導の充実を図る。 ＜受講対象＞ 特別支援学校寄宿舎における幼児児童生徒の生活指導等に関して指導的立場に立つ寄宿舎指導員、教員並びに指導主事とする。
発達障害教育指導者研究協議会			平成25年８月１日(木) ～ 平成25年８月２日(金)	100名 (112)		＜目的＞ 各都道府県等において、発達障害のある子どもに対する支援・指導に関して指導的立場にある教職員による研究協議等を通じ、専門的知識並びに技能を高め、各地方公共団体の支援・指導の充実に資する。 ＜受講対象＞ 教育委員会及び特別支援教育センター等の指導主事又は指導的立場に立つ幼稚園・小学校・中学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校の特別支援教育コーディネーター担当教員とする。
交流及び共同学習推進指導者研究協議会			平成25年11月21日(木) ～ 平成25年11月22日(金)	70名 (67)		＜目的＞ 各都道府県等において、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習を推進する立場にある教職員による研究協議等を通じ、各地域における交流及び共同学習と障害の理解推進に資する。 ＜受講対象＞ 交流及び共同学習を推進する立場にある教育委員会及び特別支援教育センター等の指導主事及び幼稚園・小学校・中学校・中等教育学校・高等学校、特別支援学校の教員とする。

注1 ：各研修の募集人員は、各都道府県等教育委員会へのニーズ調査(H24.9)の結果を踏まえ、決定している。
注2 ：実施に当たっては、諸事情により、日程や内容を一部変更することがある。

５　平成２５年度特別支援教育
専門研修プログラム

Ⅳ　平成２５年度　　第一期特別支援教育専門研修　　講義等内容

１．共通講義

事前学習コンテンツ視聴

タ　イ　ト　ル	講　　師
１．研究所にようこそ！－研究所の概要－	研究所スタッフ
２．特別支援教育の基本的な考え方	柘植　雅義 （教育情報部長）
３．特別支援学校の教育	西牧　謙吾 （前企画部・上席総括研究員）
４．小・中学校等における特別支援教育	松村　勘由 （前教育研修・事業部長）
５．事前オリエンテーション１（特別支援教育専門研修の概要）	研究所スタッフ
６．事前オリエンテーション２（研修中の生活）	研究所スタッフ

＊都合により一部変更する場合がある

講　義　等　題　目	講　師	講　義　等　内　容
【見学】５／９（木）ＡＭ 所内見学①	総務部研修情報課 研修係	研修生活に関係する場所の確認と所要説明を行う。
図書室利用説明	総務部研修情報課 情報サービス係	図書室の利用方法について、閲覧室、書庫を案内し、説明を行う。
コンピュータ端末利用説明	総務部研修情報課 情報管理係	コンピュータ端末の操作方法について実際の画面を見ながら説明を行う。
理事長講話 ５／９（木）ＰＭ①	宍戸　和成 （国立特別支援教育総合研究所・理事長）	障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズに応じた教育や支援を行う特別支援教育の理念は、教育の原点である。特別支援教育の推進と充実に向けて教育の原点を担う特別支援教育に携わる教員に求められる資質とは何か、また、特別なニーズのある子ども達にとって良質な教育とは何かについて改めて問い直す。
特別支援教育行政の現状と課題 ５／９（木）ＰＭ②	大山　真未 （文部科学省初等中等教育局特別支援教育課・課長）	障害のある子どもの教育の質を高めながら進めていくためには、その教育を支える高邁な理念と実行可能な計画が必要である。本講義では、現在の特別支援教育の理念の成り立ちと、その理念を実現するために行われている施策についての最新の動向と今後の展望について言及する。

講　義　等　題　目	講　師	講　　義　　等　　内　　容
知的障害教育論 ５／１０（金）ＡＭ	尾崎　祐三 （教育支援部・部長）	知的障害教育においては、特別支援学校（知的障害）の児童生徒の障害の多様化に伴い、個々の障害の状態や学習上の特性等を考慮した教育課程の編成及び指導の充実が重要な課題となっている。本講義では、知的障害教育における教育的対応の基本及び教育課程の編成、教科別の指導や各教科等を合わせた指導の工夫等について概説し、キャリア教育等の授業実践にも触れながら、社会参加・自立を目指した指導の在り方について言及する。
肢体不自由教育論 ５／１０（金）ＰＭ	長沼　俊夫 （企画部・ 総括研究員）	肢体不自由のある児童生徒は、身体の動きだけでなく認知やコミュニケーション、健康面等に課題があることが多く、個々の障害の状態や特性を考慮した指導の充実が求められる。本講義では、肢体不自由児の起因疾患として多くをしめる脳性まひについて解説し、肢体不自由教育の現状と課題を概説する。その上で、肢体不自由教育における教育課程編成と各教科等の指導の工夫について論述し、肢体不自由教育の歴史や授業実践に触れながら、教員の専門性について言及する。
重複障害教育論 ５／１３（月）ＡＭ	大崎　博史 （教育研修・事業部 ・主任研究員） 齊藤由美子 （企画部・ 主任研究員）	重複障害教育は、複数の種類の障害を併せ有する児童生徒を対象とする教育（盲ろう教育を含む）である。本講義では、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に対応した適切な教育を推進するための基礎事項について概説し、重複障害とは何か、教育課程の編成と個別の指導計画、実態把握と指導方法等の観点から重複障害教育の現状と課題について言及する。
病弱教育論 ５／１３（月）ＰＭ	日下奈緒美 （教育支援部・ 主任研究員）	病弱・身体虚弱の児童生徒の状態や生活環境等に応じた適切な教育を行うことは学習の空白や遅れを補完するだけでなく、生活を充実させ、心理的な安定を促すとともに心身の成長・発達に好ましい影響を与え、健康状態の回復・改善等を促したりすることにも有効に働くと考えられている。本講義では、病弱教育の対象となる疾患の概要、病弱教育の歴史と制度、意義、教育課程等を概説するとともに病弱教育の現状と課題、今後の在り方について考える。
特別支援教育におけるＩＣＦ活用 ５／１４（火）ＰＭ	徳永亜希雄 （教育支援部・ 主任研究員）	ＩＣＦ（国際生活機能分類）は、日本の障害者施策の盤である障害者基本計画で「障害の理解や適切な施策進の観点からその活用方策を検討する」とされ、特別支援教育を含めた様々な分野で活用されている。また、特別支援学校学習指導要領解説自立活動編（幼稚部・小学部・中学部・高等部）でも「障害のとらえ方と自立活動とのかかわり」で言及されている。本講義では、ＷＨＯ（世界保健機関）の障害観の変遷やＩＣＦ及びその児童版であるＩＣＦ－ＣＹについて、これまでの本研究所での研究成果を踏まえ、特別支援教育における具体的な活用方法を論述する。

講　義　等　題　目	講　師	講　　義　　等　　内　　容
発達障害教育論 ５／１５（水）ＡＭ	笹森　洋樹 （企画部・ 総括研究員）	小・中学校の通常の学級では約６．５％の割合で発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍しており、具体的な指導法、指導体制等を充実させることは教育現場における喫緊の課題となっている。本講義では、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等の発達障害について、定義と診断基準、障害特性、指導・支援の在り方、教育制度等について概説する。
特別な教育的ニーズと情報機器の活用 ５／１５（水）ＰＭ	金森　克浩 （教育情報部・ 総括研究員） 土井　幸輝 （教育情報部・ 主任研究員）	情報化が進展する中、コミュニケーションの拡大、学習の補助や余暇活動の充実、また社会参加を促進する一助として特別なニーズのある子どもの情報機器の活用への関心が高まっている。本講義では、特別な教育的ニーズのある子どもの教育における情報化と支援について概説する。また、アシスティブ・テクノロジー（支援技術）を利用したコミュニケーション支援や情報教育の実践例を紹介する。
【講義・演習】 学校における組織力を効率的に引き出すためのリーダーに求められるテクニック ５／１６（木）ＡＭ	長尾　彰 （株式会社ナガオ考務店・ファシリテーター） 研究所関係スタッフ	各都道府県の特別支援教育に指導的な立場で関わる教員が学校経営に参画し、学校の組織の力を効率的に引き出すためのリーダーに求められるマネジメント力、企画力、ファシリテーション力等の必要なテクニックを学ぶ。
障害のある子どもの保護者支援の在り方 ５／１７（金）ＡＭ	小林　倫代 （教育研修・事業部 ・部長） 神山　　努 （企画部・研究員）	講義の前半は、障害のある子どもを養育している保護者への支援について、地域支援システムと相談的対応の観点から概説する。講義の後半は、保護者への支援の実際について、実践例を示してその解説を行い、望ましい保護者への支援のあり方について検討する。
聴覚障害教育論 ５／１７（金）ＰＭ①	庄司美千代 （教育研修・事業部 ・主任研究員）	聴覚障害教育は、言語（日本語）の獲得を目的とした言語指導法を追求してきた歴史がある。特別支援教育体制では、聴覚障害児が学ぶ様々な場において適切な教育的支援が求められ、コミュニケーション手段の適切な選択、早期教育・高等教育の充実、補聴システムの整備等、多くの課題への対応が求められる。これらを踏まえ、本講義では、聴覚障害教育の対象となる幼児児童生徒を中心に、障害特性、指導方法及び指導内容、教育課程等について概説する。
【見学】 所内見学② ５／１７（金）ＰＭ②	教育情報部 重複班	以下の研究所の施設等を見学する。 ①発達障害教育情報センター「教材教具展示室」 梅田　真理（教育情報部総括研究員） ②教育支援機器等展示室「ｉライブラリー」 金森　克浩（教育情報部総括研究員） ③重複班「スヌーズレン・ルーム」 大崎　博史（教育研修・事業部主任研究員） ④重複班「生活支援研究棟」 齊藤由美子（企画部主任研究員） 熊田　華恵（教育研修・事業部主任研究員）

講　義　等　題　目	講　師	講　　義　　等　　内　　容
自閉症・情緒障害教育論 ５／２１（火）ＡＭ①	岡本 邦広 （教育情報部・ 主任研究員）	平成２１年に文部科学省から出された通知文において従前の情緒障害特別支援学級は、「自閉症・情緒障害特別支援学級」と名称が変更している。本講義においては小・中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級の対象規定となる発達障害である自閉症や、選択性かん黙等の心因性の情緒障害において、その障害特性や状態像、指導内容、指導方法について概説するとともに、合わせて教育課程の編成等についても述べていく。
言語障害教育論 ５／２１（火）ＡＭ②	久保山茂樹 （企画部・ 主任研究員）	言語障害は、発音、話のリズム、言語の発達等のことばの能力だけでなく周囲の人たちとのコミュニケーションの問題であること等の特徴がある。本講義では、通級による指導（言語障害）、特別支援学級（言語障害）が対象としている子どもへの教育を中心に、障害特性、指導方法及び指導内容、教育制度や教育課程等について概説する。
医学的理解 －行動障害・てんかん－ ５／２１（火）ＰＭ	長尾　秀夫 （愛媛大学・教授）	てんかんは小児期に多い脳の慢性疾患である。まず、てんかんに関する理解を深めることを目指す。そして、てんかんに合併しやすい行動障害等の異存障害という視点から医学的に解説を行い、支援方法の具体例を述べる。
個別の教育支援計画の作成と活用 ５／２２（水）ＡＭ①	尾崎 祐三 （教育支援部・部長）	障害のある子どもの教育や生活の質を豊かに保つ上では、様々な連携と子ども一人一人に沿った支援のあり方が重要になる。本講義では他機関との連携も含めて、障害のある子どもの個別の教育支援計画を作成する上で配慮すべき事柄やその教育的な意義について、個別の指導計画との関連も含めて解説する。
視覚障害教育論 ５／２２（水）ＡＭ②	田中　良広 （教育支援部・ 総括研究員）	視覚障害のある児童生徒の教育において、心理学、生理学及び病理学に関する知見は必要不可欠である。本講義では、まず、それらの観点から視覚障害の基礎事項について概説する。また、盲教育及び弱視教育それぞれにおける教科教育における配慮事項や適切な教材作成、点字、歩行、弱視レンズの活用等といった自立活動における指導等の観点から視覚障害のある児童生徒への教育的対応について論じる。
諸外国における障害のある子どもの教育 ５／２３（木）ＰＭ	棟方　哲弥 （企画部・ 総括研究員） 齊藤由美子 （企画部・ 主任研究員） 大内　進 （国立特別支援教育総合研究所・ 客員研究員）	個々の子どものもつ教育的なニーズに重点を置くインクルーシブな教育制度をめざす施策を行う国々が増える中、我が国においても、「障害者の権利条約」の署名や批准に関わり、障害のある子どもの教育をあらためて考える契機をむかえている。本講義では、諸外国で行われている障害のある子どもの教育を紹介しながら、我が国における特別支援教育の今後の方向性についても言及する。

講　義　等　題　目	講　師	講　　義　　等　　内　　容
教育と福祉・医療・労働との連携 ５／３０（木）ＡＭ	新平　鎮博 （企画部・ 上席総括研究員）	児童生徒一人一人の特別な教育的ニーズに応える特別支援教育を進めるためには、生涯を見通して、学校教育と医療・福祉・労働等の関係機関との連携協力が不可欠であるといわれている。本講義では、教育的支援の観点から教育と医療・福祉・労働との連携の事例を提示し、連携の方策と教育的意義について言及する。その上で、自校の校内支援体制の充実に向けた取組と卒後の生涯教育の充実についても考えたい。
交流及び共同学習の意義と課題 ５／３１（金）ＡＭ	藤本　裕人 （教育情報部・ 上席総括研究員）	障害者基本法第１４条や小・中学校等の学習指導要領では、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることが明記されている。これらの趣旨を踏まえて、各学校における交流及び共同学習の意義、教育課程上の位置づけ、実施上の配慮や工夫、実施の実際と課題等について概説する。

○実地研修

題　目　等	研　修　先	研　修　内　容
筑波大学附属久里浜特別支援学校における指導の実際 ５／１４（火）ＡＭ	筑波大学附属 久里浜特別支援学校	本研究所に隣接し連携協力関係にある筑波大学附属久里浜特別支援学校は、知的障害を伴う自閉症のある幼児児童に特化した実践を行っている。自閉症教育の中心的な役割を担っている同校での教育活動の見学を通して、自閉症をはじめとする発達障害のある子どもの教育の在り方について見識を深める機会とする。 学校の教育活動及び研究実践についての講話と各教室等の指導の状況を見学させていただく予定。 筑波大学附属久里浜特別支援学校 〒２３９－０８４１　　神奈川県横須賀市野比５－１－２

○研究協議

題　目　等	内　容　等
研　究　協　議	研修員がテーマを設定し、そのテーマに沿って問題の解決や課題の実現に向けて主体的、自発的に協議を行うことを目的とした班別の「研究協議」の時間を１０コマ設定している。 ①最初に研究協議に関連する講義として 「学校における組織の力を効率的に引き出すためのリーダーに求められるテクニック」講師：長尾　彰　氏（株式会社ナガオ考務店・ファシリテーター）を受講する。 ②コースオリエンテーションと班別で自己紹介（１コマ） ③事前レポートに基づいた問題意識の協議と整理、テーマ設定（計２コマ程度） ④決定したテーマに基づく班内での協議（計５コマ程度） ⑤協議の結果をポスターにまとめ、発表し、協議する。 （準備１コマ、発表１コマ） 研修員個々の課題等に基づき班編成を行う。 研修員が円滑に協議を進めることができるように、関係研究職員が協議の進行に関わる相談や助言に当たる。 なお、研究協議が割り振られたコマ時間（１０コマ）の範囲で計画的に実施できるように留意すること。

○課題研究

講　義　題　目　等	内　容　等
課　題　研　究	研修員それぞれの課題の解決に向け、図書館での資料収集等、研修員が主体的に計画を立てて取り組む研修の時間である。全体で８コマを設定している。所外での研修を行う場合は、所定の手続きによる。

２．合同講義

①知的障害・肢体不自由・病弱教育専修プログラム合同

＊都合により一部変更する場合がある

講義等題目	講　師	講　義　等　内　容
障害者をめぐる社会保障制度 －特別支援教育の視点から－ ６／７(金)AM	中島　隆信 （慶應義塾大学・教授）	特別支援教育を語る上で、今まで避けてきた課題が経済学の視点である。障害児の自立には、消費者の視点が不可欠であること、日本の障害者に対する社会保障制度に欠けていることを中心に特別支援教育の視点から論述する。そして、明日の特別支援教育を考える新しい視点を提供する一助としたい。（講師は「障害者の経済学」（東洋経済新報社）の著者でもある。）
学習のつまずきの実態把握とその指導 ６／２５(火)PM	梅田　真理 （教育情報部・総括研究員）	効果的な指導を実現するためには、子どもに対する多角的な実態把握が必要不可欠である。本講義では、実態把握の際の視点および、これらをいかに個別の指導計画の作成につなげ、子どもに還元していくかについて、演習を交えながら概説する。

②知的障害・肢体不自由教育専修プログラム合同

＊都合により一部変更する場合がある

講義等題目	講　師	講　義　等　内　容
キャリア発達を支援する教育の意義と実践 ５／２４（金）ＡＭ	菊地　一文 （青森県教育庁学校教育課特別支援教育推進室・指導主事）	「キャリア」、「キャリア教育」の定義及びキャリア教育推進の背景、特別支援教育におけるキャリア教育の意義について論述するとともに、特別支援学校及び特別支援学級における実践事例について解説する。
授業研究の理論 ５／２８（火）ＡＭ	太田　正己 （千葉大学・教授）	知的障害児教育における授業研究の方法論について概観し、組織的・効果的な授業研究の進め方や授業づくりの在り方について論述する。
複数の障害種に対応する教育課程の考え方と実際 ６／４（火）ＰＭ	杉野　学 （東京都立多摩桜の丘学園・校長） 長沼　俊夫 （企画部・総括研究員）	平成１９年度からの特別支援教育制度により、特別支援学校は、幼児児童生徒の障害の重複化に対応するため、複数障害種別を受け入れることができるように転換された。複数の障害種を対象とする特別支援学校は、平成２３年度には全国で２００校を超えた。 こうした複数の障害種を対象とする特別支援学校の現状を概説する。その上で、知的障害と肢体不自由を対象とする特別支援学校の実践から、教育課程の編成や実施における課題や工夫について論述する。
認知・コミュニケーションの発達と障害 ６／２６（水）ＰＭ	池畑美恵子 （淑徳大学・助教）	知的障害のある子どもへの認知発達臨床アプローチの意義とその果たす役割について概観し、その認知発達過程と認知発達に応じて必要とされる臨床アプローチについて論述する。
特別支援学級の地域におけるセンター的機能と特別支援教育コーディネーターの役割 ７／３（水）ＡＭ	松見　和樹 （教育研修・事業部・主任研究員）	特別支援学校の地域におけるセンター的機能のあり方と特別支援教育コーディネーターの役割について、具体的な実践例を交えて論述する。
視知覚認知の評価とその指導 ７／３（水）ＰＭ	佐島　毅 （筑波大学・准教授）	肢体不自由や知的障害のある子どもの中には、視覚に何らかの障害や課題のある子どもが少なくない。しかし、私たちは、見えにくいために分からなかったり不安であったりする子どものことを見過ごしてはいないだろうか。ここでは、様々な視覚の問題と、見えにくさのある子どもの認知状態への理解について概説する。また「視る」という視点から、子どもの実態を正しく評価・把握し、アプローチする方法について具体的に論述する。

③肢体不自由・病弱教育専修プログラム合同

＊都合により一部変更する場合がある

講義等題目	講　師	講　義　等　内　容
教育課程の編成 －特別支援学級等を含む－ ５／２０(月)AM	西川　公司 （放送大学・客員教授）	これまでの盲・聾・養護学校及び特別支援学校の学習指導要領等の変遷を肢体不自由教育及び病弱教育の視点から概観した上で、特別支援学校及び特別支援学級等の教育課程の編成・実施の要点及び課題等について概説する。
重度・重複障害のある子どもへのAAC活用 －理論編－ ５／２７(月)AM	金森　克浩 （教育情報部・総括研究員） 谷本　式慶 （東京都立八王子東特別支援学校・主任教諭）	重度・重複障害のある子どもへの指導におけるコミュニケーション支援に関わる基本的な考え方、支援機器やスイッチトイなどの活用について、実践事例を紹介しながら、その活用方法について論述する。
子どもの身体の発達と課題 ５／２９(水)AM	新平　鎮博 （企画部・上席総括研究員）	人は、幸せになる為に様々な技術（医学)、制度（保健・福祉・教育・医療）を発達させてきた。この講義では、病気の成り立ちについて概説し、病気があっても幸せに生きるための条件を日々の仕事の中で問い直すことで、どうすれば明日への仕事のモチベーションを高めることができるか、ともに考える。
【講義・協議】 医療的ケアを巡る現状と課題 ５／３０(木)PM	大崎　博史 （教育研修・事業部・主任研究員）	介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による社会福祉士法の一部改正に伴い、特別支援学校等における医療的ケアの実施に関する制度的転換がなされた。この講義では、これまでの医療的ケア実施に至るまでの経緯を振り返り、新制度について概説する。また、最近の医療的ケアを巡る現状と課題を交え、各地域の医療的ケア実施の現状と課題について協議する。
障害のある人と福祉 ６／６(木)PM	森下　浩明 （社会福祉法人みなと舎「ゆう」・施設長）	重度の知的障害と肢体不自由を併せ持つ人たちへの地域ケアの実態を通して、重度・重複障害のある人たちの地域生活や仕事、QOL、自己決定など現在の障害福祉の課題となっている事柄をどのように考えるか、また、彼らの社会への完全参加と平等を実現するための支援はどうあればいいのか、支援者の姿勢はどうあればいいのかを共に考える。さらに、そうした社会参加を目指して学校教育は何を、どのように提供すべきかについても言及する。

講義等題目	講　師	講　義　等　内　容
子どもの心理発達と課題 ６／７(金)PM	伊藤　由美 (教育研修・事業部・研究員)	発達に関する心理社会的発達理論、アタッチメント理論、乳幼児研究の知見等を基に、子どもの発達過程の課題や困難を発達臨床心理学的視点から概説する。
移行・就労支援の在り方 ６／２１(金)AM	春名由一郎 ((独)高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センター・主任研究員)	多くの障害や小児慢性疾患のある人にとって、成人後も障害・疾患管理を継続しながら職業生活を送ることが現実的な課題となっている。本講義では、障害児・病弱児の教育場面において「障害や病気と共存しながらの職業生活」への見通しや準備を進めていくことから始まり、労働分野の取組とも連動した、就労移行支援のあり方を考える。
重度・重複障害のある子どもの音楽活動 ６／２１(金)PM	高山　仁 (たかやま音楽療法研究所・所長)	すべての子どもは、自らの身体・モノ・ヒト・コトを「遊びの中で」認知し生きる力を身につけます。本講議では、重い障害をもつ子ども達に遊びの提供として、音楽の生理的、知覚?認知的、心理?社会的機能を解説し、発達促進のために用いる手立てを検討します。
肢体不自由・病弱教育にかかわる先生方と考える－子ども達にとって病気とは、障がいとは－ ６／２８(金)PM	瀬戸　俊之 (大阪市立大学大学院・講師)	病気や障がいをもつ子供たちが、力強く、やがては社会の中で自信をもって生きていくために、我々に求められているのは何だろうか。 自らの経験を振り返りつつ、小児科医としての立場からも考え、皆さんに問題を提起する。

３．各障害教育専修プログラム講義
①知的障害教育専修プログラム

＊都合により一部変更する場合がある

講義等題目	講　師	講　義　等　内　容
知的障害教育の現状と課題 ５／２２(水)PM	石塚　謙二 （文部科学省初等中等教育局特別支援教育課・特別支援教育調査官）	知的障害のある児童生徒を対象にした教育の基本的な考え方を踏まえながら、学校教育法や学習指導要領などにおける規定やその解釈について解説するとともに、現在の特別支援学校や特別支援学級における多様な教育実践を概観し、今後の課題やその解決方法について言及する。
【講義・演習】 キャリア教育の視点に基づく授業及び教育課程改善 ５／２４(金)PM	菊地　一文 （青森県教育庁学校教育課特別支援教育推進室・指導主事）	キャリア教育の意義の一つである教育課程の改善を視野に入れ、特総研のキャリア教育研究において提案した「授業」「教育課程」の改善や「個別の教育支援計画」の充実のためのツール及び活用方策について概説するとともに、その一部について演習を行う。
発達障害の診断と療育 ５／２７(月)AM	渥美　義賢 （国立特別支援教育総合研究所・客員研究員）	「発達障害とは何か。」について、その概念を解説するとともに、発達障害と考えられる障害の診断について述べる。また、発達障害のある子どもの療育をどのように理解し、どのように支援することが望ましいかについても論述する。
知的障害児・者の権利擁護 ５／２７（月）PM	小澤　温 （筑波大学・教授）	障害者権利条約、障害者制度改革の動向を踏まえながら、障害者総合支援法で検討事項になっている意思決定支援の考え方と内容について説明する。さらに、知的障害児・者に関する具体的な事例を示しながら、どのような観点で権利擁護を考えるべきかについて言及する。
知的障害及び自閉症の病理 ５／２９(水)AM	中根　晃 （東京都精神医学総合研究所・客員研究員）	知的障害は一般に精神遅滞といわれる病態と同義で、脳障害の病理的基盤をもつ場合には通常の教育では対応困難な行動異常を伴うことが少なくない。自閉症は精神医学では広汎性発達障害の名称で医学的に追求されている。学校教育ではこれらの病理を念頭に医療との連携のもとに進める必要がある。
特別支援学校（知的障害）における学校経営の現状と課題 ５／３０（木）PM	明官　茂 （東京都立町田の丘学園・校長）	特別支援学校における学校経営の基本的な考え方について述べるとともに、学校経営の現状と課題およびその対応策について知的障害教育との関連性を踏まえて論述する。
発達障害の理解と基本的対応 ５／３１(金)PM	平岩　幹男 （Rabbit Developmental Research ・代表）	発達障害者に対する様々な治療プログラムについて概説するとともに、本人主体の支援に視点を当てた具体的な実践例を紹介し、本人主体の支援の在り方について論述する。

講義等題目	講　師	講　義　等　内　容
自閉症の特性と対応 ６／３(月)AM	渡部　匡隆 （横浜国立大学・教授）	自閉症の障害特性と学習特性を概観し、コミュニケーション行動の形成、生活スキルの形成、自己管理行動の形成、不適応行動の改善等について高機能の児童生徒を含め、行動論的立場から援助方法を論述する。
自閉症のある子どもの包括的教育アプローチ ６／３(月)PM	長崎　勤 （筑波大学・教授）	「SCERTS モデル」は自閉症支援のための包括的アプローチで、社会コミュニケーション(SC)、情動調整(ER)、交流型支援(TS:関わる人々の関わり方)をアセスメントし支援する。本講では「SCERTS モデル」の理論と概略の説明とビデオによるアセスメント演習を行う。
【演習】 知的障害のアセスメントの理論と実際①心理検査編 ６／５（水）AM	伊藤　由美 （教育研修・事業部・研究員）	アセスメントの理論と実際について概説する。知的障害のある子どものアセスメントで活用される心理検査については、解説とともに、演習を行う。
【演習】 知的障害のアセスメントの理論と実際②行動観察編 ６／５（水）PM	涌井　恵 （教育情報部・主任研究員）	知的障害のある児童生徒に対するアセスメントの理論と実際について、特に行動観察について概説する。行動観察の手法やその際の留意点を解説するとともに、演習も行う。
【講義・演習】 応用行動分析学(ABA)の基礎 －子どもの行動の理解の仕方－ ６／６(木)AM	三田地真実 （星槎大学・教授）	午前・午後の講義を通して、応用行動分析学（ABA）の基礎となる「強化の原理」の考え方をもとに①子どもの行動の理解の仕方、②気になる行動の理解と対処の方法について、演習を交えながら解説する。
気になる行動の理解の仕方 －行動の機能からのみなおし－ ６／６(木)PM		
知的障害のある児童生徒の主体的な授業参加を促す支援ツールとその活用 ６／１７(月)AM	村中　智彦 （上越教育大学・講師）	「支援ツール」の大切な考え方や活用の実際、知的障害や自閉症のある児童生徒が自らわかって動ける、家庭や地域生活につながる授業づくりについて論述する。

講義等題目	講　師	講　義　等　内　容
知的障害教育における領域・教科を合わせた指導の理論と実際 ６／１７（月）PM	國井　光男 （千葉県総合教育センター・主席研究指導主事）	知的障害特別支援学校における実践事例の紹介を通して、領域・教科を合わせた指導の展開や授業改善の視点について論述する。
【講義・演習】 社会性の発達と障害 ６／１８(火)AM	涌井　恵 （教育情報部・主任研究員）	社会性の発達を概観するとともに、知的障害や自閉症のある子どもの社会性の発達の支援を進めるために必要となる、社会的スキルの評価、具体的指導・支援方法などについて論述する。
知的障害児・者の地域支援 －本人、保護者の立場から－ ６／１８（火）PM	野沢　和弘 （毎日新聞・論説委員）	知的障害のある本人やその保護者が地域で生活する中で抱える様々の困難について具体的な事例を通して紹介するとともに、暮らしやすい社会の在り方や、それを実現するための特別支援学校の役割等について論述する。
【講義・協議】 知的障害教育における自立活動の理論と指導の実際 ６／１９(水)AM	大崎　博史 （教育研修・事業部・主任研究員）	学習指導要領における自立活動について詳しく解説するとともに、特別支援学校(知的障害)で行われている自立活動の指導の実際について論述する。特に、時間における自立活動の指導、各教科等を合わせた指導の中で行う自立活動について、受講者からの事前レポートを基に、いくつかの事例を取り上げ、知的障害教育における自立活動について全体で協議する。
領域・教科を合わせた指導のよりより実践のために① ６／２０（木）AM	尾崎　祐三 （教育支援部・部長）	「領域・教科を合わせた指導」の意義について、知的障害のある児童生徒の教育的対応の基本を踏まえて解説するとともに、実践事例を基に児童生徒の確かな育ちにつなげるための適切な指導目標、指導内容、指導方法を検討するために必要な事項及び課題について論述する。
【協議】 領域・教科を合わせた指導のよりより実践のために② ６／２０（木）PM	知的障害教育専修プログラム運営スタッフ	「領域・教科を合わせた指導」における指導計画立案、実施、評価の各段階及びサイクルにおける改善や充実を図るための方策について、受講者の所属校における実践資料を基にグループ協議を通して検討する。
特別支援学級(知的障害)における授業と学級づくり ６／２４(月)PM	荒川　正敏 （横須賀市立船越小学校・総括教諭）	個別の指導計画の作成及び評価の流れや交流及び共同学習の進め方、さらに国語科・算数科(評価と指導経過)、自立活動と道徳の授業実践の紹介等を通して、特別支援学級（知的障害）における授業と学級づくりについて論述する。

講義等題目	講　師	講　義　等　内　容
知的障害教育における算数・数学の指導の実際 ６／２６(水)AM	髙橋　玲 （群馬県教育委員会事務局特別支援教育室・指導主事）	知的障害教育における算数・数学科の指導内容のとらえ方や指導の基本的な考え方について、生活の中で生きる力となるための算数・数学の指導の実践例を交えながら論述する。
【演習】 知的障害教育における個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成と活用 ６／２７(木)AM	武富　博文 （教育支援部・主任研究員）	特別支援学校における個別の指導計画と個別の教育支援計画の作成と活用の在り方を論述するとともに、指導目標や手立ての立案に関する演習を行う。
【講義・演習】 知的障害教育における体育の指導の実際 ６／２７(木)PM	神谷　真吾 （愛知県立豊田高等養護学校・部主事）	知的障害教育における体育科の指導の基本的な考え方、児童生徒の体力特性のとらえ方、体育指導の実際、生涯にわたるスポーツライフにつながる指導の在り方について論述する。また、いくつかの運動やゲームなどの演習を行う。
知的障害者の就労をめぐる現状と課題 ６／２８(金)AM	森脇　勤 （京都市教育委員会・専門主事）	知的障害教育における就労をめぐる現状と課題を明らかにするとともに、企業や地域社会等との連携した取組を通し、児童生徒のキャリア発達支援の視点からの職業教育の在り方について論述する。
ダウン症の特性と対応 ６／２８(金)PM	玉井　邦夫 （大正大学・教授）	ダウン症の原因や諸特徴、合併症等に代表される医学的特性とコミュニケーションや問題となる行動等の心理的特性への対応方法について、思春期・成人期に生じる問題を取り上げながら論述する。
【講義・演習】 知的障害教育における音楽の指導の実際 ７／２(火)AM	工藤　傑史 （筑波大学附属大塚特別支援学校・教諭）	知的障害教育における音楽科の指導内容のとらえ方や指導の基本的な考え方について、余暇支援の視点も交えながら論述する。歌唱や器楽についての演習も行う。
知的障害のある児童生徒の性教育 ７／４(木)PM	國分　聡子 （静岡県立富士特別支援学校富士宮分校・教諭）	性教育に関する内外の動向を踏まえ、学校教育のなかで性教育を進めていく上での諸課題や指導法、評価の在り方、性教育のプログラムについて論述する。
知的障害教育における国語の指導の実際 ７／５(金)PM	平野あけみ （茨城県立霞ヶ浦聾学校・教頭）	知的障害教育における国語科の指導内容のとらえ方や指導の基本的な考え方について、生活の中で生きる力となるための国語の指導の実践例を交えながら論述する。

○実地研修

希望により、１箇所を選択。希望者数によっては調整する場合がある

講義等題目	研　　修　　先	講　義　等　内　容
①卒業後の就労・生活支援の実際 ６／２１(金)終日	㈱富士電機フロンティア 日本理化学工業㈱	㈱富士電機フロンティアは、富士電機㈱の特例子会社として設立され、富士電機グループにおける、清掃や製本・印刷、社内メール、部品加工などの幅広い業務を行っている。社員の中にはフォークリフトの資格試験にチャレンジし、免許を取得している者もいる。 日本理化学工業㈱は、昭和 35 年より重度障がい者の雇用にチャレンジし、昭和 50 年、国の心身障害者多数雇用モデル工場１号を川崎に設置したのを機に「障がい者と社会をジョイントする」を経営方針として、障がい者を多数雇用しながら品質・生産性・管理面で高い水準を維持している。 これらの取組の実際を実地に研修し、卒業後の就労支援、生活支援の在り方について考える機会とする。 ㈱富士電機フロンティア 〒 210-9530　神奈川県川崎市川崎区田辺新町 1-1 日本理化学工業㈱ 〒 213-0032　神奈川県川崎市高津区久地 2-15-10
②特別支援学校（知的障害）における授業の実際	千葉大学教育学部附属特別支援学校	千葉大学教育学部附属特別支援学校は、昭和 40 年に創立された。「子どものための、子どもによる、子どもの学校生活」をめざし、小学部では生活単元学習と日常生活の指導を、中学部では生活単元学習と作業学習を、高等部では作業学習をそれぞれ教育課程の中心にすえて学校生活を整え、児童生徒の充実した学校生活の実現に努めている。 領域・教科を合わせた指導を中心とした授業参観を通して、知的障害の授業のあり方について考える機会とする。 千葉大学教育学部附属特別支援学校 〒 263-0001　千葉市稲毛区長沼原町 312

②肢体不自由教育専修プログラム

＊都合により一部変更する場合がある

講義等題目	講　師	講　義　等　内　容
発達を促す教材教具の活用 ５／２４(金)PM	立松　英子 （東京福祉大学・教授）	障害の重い子どもを指導する際には、言葉でものを考える前の思考として、触ったり、見たり、聞いたりしてわかっていく子どもの世界を理解することが必要である。そうした子どもの認知発達を捉えるために大切な視点や具体的な方法について概説する。その上で、発達を促す教材教具の活用について、理論に基づいた実践を紹介し、具体的な指導の工夫について論述する。
【実習】 重度・重複障害のある子どもへのAAC活用 －実習編－ ５／２７(月)PM	金森　克浩 （教育情報部・総括研究員） 禿　　嘉人 （東京都立光明特別支援学校・主任教諭）	重度・重複障害のある子どもへの指導におけるコミュニケーション支援に関わる支援機器やスイッチトイを製作する。また、その普及方策について検討を行う。
【講義・演習】 肢体不自由のある子どもの上肢機能の理解と指導 ５／２９(水)PM	関内美奈子 （新宿区立新宿養護学校・作業療法士）	日常生活動作、学習能力などの発達を促す視点で、上肢(肩・肘・手）機能の発達について解説する。事例を通して実態の把握や指導のポイントについて紹介し、演習を通して指導の実際について概説する。
肢体不自由教育の現状と課題 ５／３１(金)PM	分藤　賢之 （文部科学省初等中等教育局特別支援教育課・特別支援教育調査官）	肢体不自由教育の現状を考察するとともに、特別支援学校(肢体不自由)の特色ある教育活動を紹介しながら、特別支援教育における肢体不自由教育の在り方や課題について言及する。
自立活動の指導 －授業計画の実際－ ６／３(月)AM	長沼　俊夫 （企画部・総括研究員）	自立活動の指導について、目標と指導内容について概観し、指導計画の作成について配慮事項を確認する。その上で、肢体不自由のある児童生徒の指導計画の作成を手順を踏まえて解説する。続いて、特に障害の重い児童生徒における自立活動の指導を生かした授業づくりについての課題を整理し、具体的な工夫について論述する。
【講義・実習】 肢体不自由のある児童生徒の教科指導への入門期の指導 ６／３(月)PM	川間　弘子 （特定非営利活動法人山口発達臨床支援センター・理事長）	教科への入門期の指導（文字の読み書きや計算につながる指導）における肢体不自由児の実態把握と教科指導へのつながりを見据えた目標設定及び指導の実際について、概説する。講義に併せて実習を行い、体験をとおして理解の深化を図る。

講義等題目	講　師	講　義　等　内　容
肢体不自由のある子どもの思春期の課題と性教育 ６／５(水)PM	田村　和宏 （びわこ学園障害者支援センター・所長）	肢体不自由も含めて、障がいのある子どもたちは、思春期に入ると身体だけではなく心の世界も大きく変化する。その大きな変化は、障がい特性によって子どもたちの内面で均衡がとれず、大きな葛藤やそれが不安となってさまざまな姿となって現れてくる。本講義では、性に関する事柄を紹介しながら、思春期における子どもたちの葛藤や自己変革の願いに対してどう向き合い、子どもたちをおとなの世界に導くのかについて、事例を通して学びあいたい。
【講義・演習】 聴知覚・認知の評価とその指導 ６／６(木)AM	藤本　裕人 （教育情報部・上席総括研究員）	聴知覚の基本的な発達過程をふまえ、聴覚と音声言語の関係、重複障害児の聴力検査の実際について概説し、演習を行う。
言語発達の評価と指導の実際 ６／１７(月)AM	吉川　知夫 （十文字学園女子大学特別支援教育センター・准教授）	ことばの発達やその障害について概説しつつ、ことばに障害のある子どもへのアセスメント法について講義する。また、指導の実際を紹介しながら 肢体不自由のある子どものコミュニケーションに関する支援のあり方について論述する。
【講義・演習】 摂食困難への対応 ６／１７(月)PM	阿部　晴美 （東京都立北特別支援学校・主幹教諭）	肢体不自由のある児童生徒の中には、食物摂取機能に障害がある場合も多い。生活の基本である「食べる」ことにかかわる、摂食・嚥下機能の発達過程、機能不全の内容を概説し、教育の場での実践に求められる知識や指導法について演習も交えて論述する。
【演習】 肢体不自由教育における指導計画の実際 ６／１８(火)AM	長沼　俊夫 （企画部・総括研究員） 徳永亜希雄 （教育支援部・主任研究員）	肢体不自由のある幼児児童生徒への適切な指導のための指導計画について、研修員の勤務校等での現状についての協議を行うとともに、その在り方について論述する。
【演習】 肢体不自由児／者のスポーツの実際 ６／１８(火)PM	林　　菊盛 （千葉県立船橋特別支援学校・校長） 長沼　俊夫 （企画部・総括研究員） 徳永亜希雄 （教育支援部・主任研究員）	肢体不自由児／者のスポーツの実際として、「ボッチャ」「車いすサッカー」「運動障害の疑似体験」を取り上げ、その実践をとおして、肢体不自由児／者のスポーツに関する適切な指導等について検討を行う。
障害の重い子どもの身体運動の捉え方 ６／１９(水)AM	笹本　健 （前国立特別支援教育総合研究所・客員研究員）	障害の重い子どもに対し、彼らの「身体運動・身体の動き」を教育的な課題とする時、どのようにそれらを捉えたらよいのか、どのように実践の展開を行ったらよいのかについて論述するとともに、実践事例を紹介する。

講義等題目	講　師	講　義　等　内　容
【講義・演習】 特別支援学校経営の現状と課題 ６／２０(木)PM	田添　敦孝 （東京都立光明特別支援学校・校長）	日本の肢体不自由教育の現状と課題を踏まえ、特別支援学校における様々な課題と方向について、学校経営の基本的な考えから捉えて論述する。その際に、受講者が主体的に学校経営に参画することへの意識を明確にするために、実践事例の紹介や演習等を取り入れる。
肢体不自由児の障害特性を踏まえた教科指導 ６／２４(月)PM	一木　薫 （福岡教育大学・准教授）	肢体不自由児の教科指導において教員が理解しておく必要のある「障害特性と教科指導」「脳性まひ児の認知面の困難」「個人差の大きい集団の指導」について、事例をまじえながら概説する。
【講義・演習】 肢体不自由のある子どもの感覚運動指導の実際 ６／２５(火)AM	當島　茂登 （鎌倉女子大学・教授）	特別支援学校（肢体不自由）には重度の知的障害を伴う子どもが多く在籍している。このような子ども達に対する指導の一つとして感覚運動指導がある。本講義の前半は、発達の初期段階における感覚運動指導の重要性について述べる。特に、指導内容・方法を検討する手がかりになる学習の系列、アセスメント法などについても言及する。講義の後半は実技をとおして考える。
【講義・協議】 小中学校における肢体不自由教育 －特別支援学級の実践を中心に－ ６／２６(水)AM	長沼　俊夫 （企画部・総括研究員）	インクルーシブ教育システムの構築が検討されていることを背景に、小中学校における肢体不自由教育について、特別支援学級の指導に注目して論じる。特別支援学級（肢体不自由）の全国的な現状を調査研究の結果から概説し、教育課程編成や指導の実際について言及する。また、受講者が所属する特別支援学校の所在する地域の特別支援学級（肢体不自由）についての情報交換を行い、特別支援学級（肢体不自由）の有する課題について協議する。
自立活動の指導 －身体の動きの評価と指導の実際－ ６／２８(金)AM	古川　章子 （北海道拓北養護学校・教諭）	特別支援学校（肢体不自由）における自立活動の指導の実際や課題への理解を深めるために、以下の観点で考える。①身体の動きについての評価(大切な視点、具体的な方法)、②評価に基づいた指導(時間における指導、他の教科等における指導)、③教員同士の協働及び外部の専門家との連携について、実践事例を通して論述する。
【講義・実習】 肢体不自由のある子どもの姿勢・運動とポジショニング ７／２(火)AM	花井　丈夫 （横浜療育医療センターリハビリテーション課・担当部長）	理学療法士の立場から、肢体不自由のある子どもたちへのかかわり方について、ポジショニングを中心に論述する。学校や家庭等での生活をできるだけ快適に過ごし、ひいては機能向上にもつながるような子どもたちへの介助の仕方について、介助する側の姿勢や身体の使い方等に重点を置きながら、実技を交えて概説する。

講義等題目	講　師	講　義　等　内　容
肢体不自由教育の歴史 ７／５(金)PM	徳永亜希雄 （教育支援部・主任研究員）	我が国の肢体不自由教育の変遷について社会的背景と合わせて概観し、特別支援教育における今後の肢体不自由のある子どもの教育の在り方について論述する。 **【学校要覧等、各校、各地域等の歴史が分かる資料を持参】**

○実地研修

希望により、１箇所を選択。希望者数によっては調整する場合がある

題　目　等	研　修　先	研　修　内　容
療育施設の取組の実際 ６／２７(木)終日	①杉並区子ども発達センター ②横浜市南部地域療育センター ③横浜市中部地域療育センター ④横須賀市はぐくみかん	特別支援教育では、子どものニーズを適切に捉え、保護者を含めた関係機関・関係者が密接に連携し、一貫した支援と指導が求められる。見学を通して就学前の支援の実際を理解し、学校教育の課題について多角的な視点で学ぶ。また、学校と療育機関、教員と他職種の専門家との連携について考える。 杉並区子ども発達センター 〒168-0072 杉並区高井戸東１－18－5 横浜市南部地域療育センター 〒235-0033 横浜市磯子区杉田５－32－20 横浜市中部地域療育センター 〒232-0007 横浜市南区清水ケ丘 49 横須賀市はぐくみかん 〒238-0004 横須賀市小川町 16

③病弱教育専修プログラム

＊都合により一部変更する場合がある

講義等題目	講　師	講　義　等　内　容
難病の子どもと福祉 ５／２２(水)PM	福島　慎吾 （難病の子ども支援全国ネットワーク・事業部長）	難病や慢性疾患のある子どもとその家族を支えるためには、必要な社会資源を必要なタイミングで利用することが大切である。難病や慢性疾患のある子どもが利用可能な社会保障・福祉制度などの社会資源を概観し、難病児の一例を通して保護者の立場から専門職に対して望むことにも言及する。
病気のある子どもの自立活動－自己管理支援を中心に－ ５／２７(月)PM	武田　鉄郎 （和歌山大学大学院・教授）	病弱のある子どもの自己管理を支援していくために、健康の概念、セルフケアについての概念を明確にし、自己管理能力を高めるための支援の仕方を概説する。 その中で、ストレス対処過程でのソーシャルサポートや対処行動、又は自己効力感の効用について言及する。
病弱教育の現状と課題 ５／２９(水)PM	丹羽　登 （文部科学省初等中等教育局特別支援教育課・特別支援教育調査官）	我が国の病弱教育の現状について、① 20 世紀の病弱教育、②病気の種類の変遷、③病弱教育の意義、④これからの病弱教育について分析し、21 世紀の病弱教育の在り方について論述する。 また、新学習指導要領をふまえて、病弱教育の充実のための課題と具体的展開の方策について論述する。
医教の連携と協働① －子どもが育つ共同体としての病院－ ５／３１(金)PM	山口　悦子 （大阪市立大学医学部附属病院・講師）	病院は単なる疾病治療の場ではなく、院内学級も単なる学習の補完のためにあるのではない。病院を子どもが育つ地域とみることで、医療や病院で働く様々な職種との出会いから教育に新たな可能性を見いだすことができる。大阪市立大学医学部附属病院の試みを通して、特別支援教育に必要な視点である「地域づくり」「コミュニティ再生」について触れながら、人や組織の動きについて議論する。
【講義・演習】 病気のある子どもが抱える心理的課題への対応 ６／４(火)PM	村上　由則 （宮城教育大学教職大学院・教授）	慢性疾患は障害としての性格をもち、病弱児には特別な援助が必要である。教育は、病状変動の認知、変動の原因の認識、生活水準での対処、そしてそれらを支える受容にとって、重要な役割を担う。ここでは、子どもの行動と援助に関して具体例をあげて概説する。

講義等題目	講　師	講　義　等　内　容
病弱教育の歴史 ６／５(水)AM	桐山　直人 （神奈川県立保土ヶ谷養護学校・教頭）	我国の病弱教育対象児童生徒の病気の種類の変遷について社会的背景及び学校衛生と併せて概説し、特別支援教育における病弱の子どもの教育の在り方を考える基盤を培う。 ①日本病弱教育史の時代区分 ②虚弱児の出現(1897 年学生生徒児童身体検査規程) ③虚弱児の対応 ④虚弱児教育の制度化 ⑤戦後病気療養児の教育の始まり ⑥養護学校義務化（1979 年） ⑦病気療養児の教育の改善・充実 （1994 年病気療養児の教育について）
特別支援学校経営の現状と課題 ６／５(水)PM	山田　洋子 （東京都立久留米特別支援学校・校長）	学校経営は、学校教育法等に基づき運営されるものであるが、学校経営者の見識が重要である。校長のリーダーシップが議論される所以である。この講義では、全国の特別支援学校の現状と課題、病弱特別支援学校の現状と課題をのべ、私見であるが、①学校を経営するとは、②子どもを育てる、教員を育てる、学校を育てる、③何に向かって（目指す学校像)、④何を使って（ヒト、モノ、カネの総合的な計画)、⑤誰とともに（地域との連携、大学や研究機関との連携、保護者との連携）に言及する。最後に、教育は社会を支える大事業である、受講者は、以上のような気概を持って研修をしていただきたい。
【講義・実習】 病弱教育における授業実践のための質的研究法 ６／６(木)AM	谷口　明子 （山梨大学大学院・教授）	病弱教育担当教師の専門性向上が叫ばれる現在、個々の教師たちが培ってきた経験知・実践知を伝達することが喫緊の課題であり、現場レベルの実践研究蓄積へのニーズが高まっている。本講義では、日常的な実践の記録を校内研究としてまとめる手法について、質的研究法を中心に、実例を示しながら学習する。
【講義・協議】 ICTを活用した特別支援学校(病弱）の活性化 ６／１７(月)AM	森山　貴史 （教育情報部・研究員）	特別支援学校(病弱)は、本校のほかに分校や分教室が設置されていることが多い。そのため各校が広域にわたり点在しており、学校として一体化した教育活動を進めていく上で、さまざまな制約を受けることになる。全国の病弱教育におけるＩＣＴを活用した教育の試みについて紹介し、特別支援学校(病弱)さらには病弱教育全体の活性化について、協議を行う。

講義等題目	講　師	講　義　等　内　容
【講義・協議】 病気のある子どもの復学支援 ６／１７(月)PM	平賀健太郎 （大阪教育大学・准教授）	入院治療を終えた後、前籍校に復学可能な慢性疾患患児が増加し、特別支援教育において、通常の学級に在籍する病気のある子どもたちへの長期的な支援が求められている。現在の復学支援の実践例や課題を説明しながら、関係者間の連携の重要性について講義し、今後の円滑な復学支援の在り方について討議を行う。
【講義・協議】 病院にある学校の教育の実際 ６／１９(水)AM	赫多久美子 （帝京平成大学・講師）	病院内という制限された環境における授業の工夫、病院スタッフとの連携の図り方を中心に論ずる。また、様々な病状にある子どもとその家族への教育支援について協議を行う。更に、教師自身を支えるための教師集団の在り方、組織力等についてともに考える。
【講義・協議】 入院している子どもの教育支援のための教育と医療との連携－小児看護の立場から－ ６／２０(木)PM	濱中　喜代 （東京慈恵会医科大学・教授）	特別支援教育を病院で入院しながら受ける子どもと家族への支援について、教育と医療との連携のあり方も含めて、小児看護の立場から概説する。また 2010 年に小児病棟の師長・主任に行った教育支援に関する調査結果についても解説し、教育支援の現状や今後の課題についても論述し、さらに今後のあり方についても議論を深めたい。
発達障害のある子どもの理解と支援 ６／２４(月)PM	梅田　真理 （教育情報部・総括研究員）	LD・ADHD・高機能自閉症は障害として気づかれにくいところがあり、従って適切な対応も遅れがちになる。 また、これらの子どもは周囲の人や環境との適応過程にストレスを受け易く、心理面、身体面、行動面の症状・問題を呈することも少なくない。発達障害の特徴と基本的な対応について説明し、起きやすい二次障害等についても解説する。
小児緩和ケアの実際 ６／２５(火)AM	平田　美佳 （聖路加国際病院・小児看護専門看護師）	小児医療の現場において、子どもと家族の痛みを緩和し、Quolity of lifeを改善する取り組みとしての緩和ケアについて、その意義と役割を概説する。また小児緩和ケアの実際について、事例を基に学び、教員等との連携の在り方を考えたい。
病弱教育における小中学校支援の実際 ６／２６(水)PM	副島　賢和 （東京都品川区立清水台小学校・主任教諭）	病院の中にある小中学校の病弱・身体虚弱特別支援学級における教育について理解を深める。そして、医療と教育との連携に関する事例を紹介し、病気の児童生徒を中心とした教育支援の在り方について考える。 また、慢性疾患のある児童生徒の多くは、通院しながら小中学校で学んでいる。そこで、通常の学級に在籍する病気の児童生徒への支援についても論ずる。

講義等題目	講　師	講　義　等　内　容
関係性の障害とその対応 ６／２７(木)AM	植木田　潤 （宮城教育大学・准教授）	乳児は授乳を通じて母親から身体の栄養を取り入れるのと同時に、肌の温もりや柔らかさから安心感や安全感という心の栄養を取り入れている。この心理的な授乳に示唆される「成長に必要な何かを取り入れること」こそ、何かについて「学ぶこと」の原点になっている。この学ぶことを巡って生ずる、成長に不可欠な関係性とはどのようなものか考えてみたい。
医学の進歩と遺伝病 ６／２７(木)PM	大橋　博文 （埼玉県立小児医療センター・遺伝科部長）	医学の分野としてますます重要性が注目されている臨床遺伝学の基礎を概説する。先天異常と遺伝病、遺伝病の分類と概説、主な染色体異常症、遺伝相談と出生前診断などに関連して医療倫理についても言及する。
【講義・協議】 医教の連携と協働② －高次脳機能障害を中心に、小児のリハビリについて－ ６／２８(金)AM	栗原　まな （神奈川県総合リハビリテーションセンター・小児科部長）	脳炎脳症や交通事故等の後遺症として起こる高次脳機能障害は、子どもの場合、治癒過程と成長発達に修飾され、変化する多彩な障害像を呈し、既存の障害種を超える対応が求められる。子どもの高次脳機能障害の医療の実際を概説し、その教育的対応について言及する。
病気のある子どもを取り巻く関係機関との連携 ７／１(月)AM	植田 貴子 （福島県養護教育センター・指導主事）	特別支援学校（病弱）が、病気の子どもを取り巻く関係機関と連携して、センター的機能を果たす意義と役割について、実際の事例を基に概説する。また、関係機関との連携の在り方や地域支援の在り方について、その現状と課題を受講者とともに考えたい。
病気のある子どもの生涯学習 ７／１(月)PM	中田　正敏 （明星大学・特任准教授）	特別支援学校(病弱）では、多様な病気の児童生徒が在籍しており、その多くは生涯に渡って病気とともに生きることとなる。そうした点を踏まえ、進学や就労等の指導・支援を中心に、児童生徒の卒後の自己実現に向けた支援の在り方について考える。
【講義・協議】 病気のある子どもへの地域サポート ７／２(火)AM	松浦　俊弥 （千葉県立富里特別支援学校・教頭）	特別支援教育時代を迎えて、特別支援学校や特別支援学級は、障害種別を問わず地域との緊密な関係が重要になってきているが、病弱教育の分野では、従来から元籍校の近隣地域のみならず全国規模の「地域」との連携が必要であると言われてきた。教育対象の多様化に加えて、医療の高度化や専門化を踏まえた、病気のある子どもの地域サポートについて、受講者とともに実例を交えながら考えてみたい。

講義等題目	講　師	講　義　等　内　容
【講義・演習】 病弱教育における授業論 ７／３(水)終日	日下奈緒美 （教育支援部・主任研究員） 新平　鎮博 （企画部・上席総括研究員） 森山　貴史 （教育情報部・研究員）	病弱教育の授業に求められる視点を明らかにすることを目的として、受講者各自の日頃の授業実践を持ち寄り、討議および演習を行う。
児童虐待 ７／５(金)PM	岡本　正子 （大阪教育大学・教授）	全国の児童養護施設では、約３万人の子どもたちが虐待を理由に入所し、近隣の小中高等学校に通学している。虐待は、学校現場で発見される場合もあり、教員といえども、基礎的な知識が必要である。この講義では、日本における児童虐待の現状と教員としての対応の仕方を中心に論述する。

○所外研修

講義等題目	講　師	講　義　等　内　容
小児がんにおけるトータルケアの在り方 ６／３(月)PM	藤本純一郎 （国立成育医療研究センター・臨床研究センター長）	小児がんの中で、もっとも高頻度に発生する白血病の子どもたちのトータルケアとはなにか、を概説する。 続いて、病気の説明の仕方（病名告知）、子どもたちのQOL、ターミナルケア、そして亡くなった子どもの家族へのケアなどについて言及する。 **講義会場：東京都立光明特別支援学校 そよ風分教室**
小児期における精神疾患の医療と学校保健 ６／１８(火)PM	新井　卓 （神奈川県立こども医療センター児童思春期精神科・部長）	近年、特別支援学校（病弱）には、発達障害の２次障害を含む精神疾患の診断名をもつ児童生徒が増加傾向にある。また、児童精神科外来には、不登校をともなう精神疾患のある児童生徒が多く来院し、教育との連携が不可欠となっている。そこで、児童精神科外来や入院治療を受けている子どもの現状を医療の立場から述べ、教育との連携を考えることとする。 **講義会場：神奈川県立こども医療センター**

○実地研修

題　目　等	研　修　先	研　修　内　容
医療施設での取組の実際① ６／３(月)AM	東京都立光明特別支援学校そよ風分教室 （国立成育医療研究センター内） 国立成育医療研究センター	白血病の子どもたちの医学、看護、心理、教育等からのトータルケアの実際を研修し、その実態を把握すると共に、白血病、腫瘍などの小児がんに罹患した子どものターミナルケア、トータルケアの在り方について考える機会とする。 〒157-0074 東京都世田谷区大蔵 2-10-1
医療施設での取組の実際② ６／１８(火)AM	神奈川県立横浜南養護学校 （神奈川県立こども医療センター内） 神奈川県立こども医療センター	精神疾患・慢性疾患・悪性新生物・重度重複障害の子どもたちの医学、看護、心理、教育等からのトータルケアの実際を研修し、その実態を把握する。またそれらの子どもへのトータルケアの在り方について考える機会とする。 〒232-0066　神奈川県横浜市南区六ッ川 2-138-4

４．重点選択プログラム講義

①知的障害を伴う自閉症

＊都合により一部変更する場合がある

講義等題目	講　師	講　義　等　内　容
自閉症教育における現状と課題 ６／１０(月)AM	神山　努 （企画部・研究員）	自閉症教育をめぐる課題を整理するとともに、これまでの研究成果や近年注目されている指導方法等の知見について紹介し、今後の自閉症教育の在り方について論述する。
自閉症教育における発達の理論 ６／１０(月)PM	染谷　利一 （特定非営利活動法人銀杏の会御茶ノ水発達センター・臨床心理士）	自閉症の認知発達に関する代表的な知見の一つとして、学校現場で使われている「認知発達治療の実践マニュアルー自閉症のステージ別発達課題ー(別称「自閉症の太田ステージ」）が挙げられる。本講義では、各ステージでいう認知発達段階を促す学習課題等を参考に太田ステージの解説と具体的な指導事例を紹介する。
主体的な授業参加を促す授業改善の在り方 ６／１１(火)AM	藤原　義博 （筑波大学附属大塚特別支援学校・校長）	自閉症のある児童生徒の主体的な授業参加を促す授業改善の在り方及び指導内容・方法について、授業目的に応じた活動量や参加機会の確保、人のかかわり方や動線、物や手がかりの配置の工夫、指導者の位置と役割分担の整理等の観点から論述する。
自閉症児者の地域活動支援 ー本人及び保護者の立場からー ６／１１(火)PM	明石　徹之 （川崎市役所・職員） 明石　洋子 （社会福祉法人あおぞら共生会・副理事長）	明石徹之氏は自閉症のある当事者であり、現在川崎市職員として働く生活を送っている。明石洋子氏は徹之氏の保護者として、そして社会福祉法人の副理事長として、これまで 30 数年以上様々な市民活動に取り組み､｢自閉症のある人が地域の中で普通の暮らしを送る｣共生社会の実現を目指してきた。子育てをとおして大切にしてきたことや、自閉症のある人が自立するために求められる体制や環境、学校教育に対して求めることなどについてお話しいただく。
【講義・演習】 自閉症教育及び療育における指導の実際と教材教具の工夫 ６／１２(水)AM	本田　祐介 (長野県伊那養護学校・講師)	自閉症のある子どもの教育的ニーズに応じた教材・教具の工夫とその実際について紹介し、その意義や基本的な考え方、授業等で効果的に活用するための視点について主に視覚的支援に焦点を当てて論述する。また、実際にスケジュール等の教材・教具の作成等の演習を行う。
【協議】 所属校における自閉症教育の取組及び課題 ６／１２(水)PM	知的障害を伴う自閉症運営スタッフ	受講者の事前レポートを基に、グループに分かれて所属校における取組や課題について共有し、今後の充実に向けた方策について協議する。

講義等題目	講　師	講　義　等　内　容
【演習・協議】 自閉症教育における授業研究の実際 ６／１３(木)終日	筑波大学附属 　久里浜特別支援学校教員 知的障害を伴う自閉症運営スタッフ	筑波大学附属久里浜特別支援学校の授業において、各教室の在籍幼児児童の実態、日課、授業のねらい等について押さえながら個別の課題学習、集団での学習などを見学する。見学した授業を振り返り、指導内容、教材・教具、指導方法、環境整備、かかわり方等の視点から協議を行い、有効な工夫点や改善方策について検討する。 **【久里浜特別支援学校における授業研究と協議】**

○実地研修

希望により、１箇所を選択。希望者数によっては調整する場合がある

題　目　等	研　修　先	研　修　内　容
自閉症教育及び就労・地域生活支援の実際 ６／１４(金)終日	①社会福祉法人嬉泉 　めばえ学園	自閉症のある方々の福祉分野における支援の実際について知る。また学校教育と福祉との連携のあり方について考える機会とする。 ①社会福祉法人嬉泉では、自閉症に代表される「人との関わりを持つことができにくい」という特徴を持つ人々に対する療育の取り組みを行ってきた。傘下にあるめばえ学園は、昭和５５年４月１日に精神薄弱児通園施設（現在は、児童発達支援センター）として認可を受け開設された。この他同じ敷地内に東京都発達障害支援センターなども併設している。その子の側から見ていく気持ちが何よりも大切であって、基本は、家族が中心となって、子どもとの安定した生活の維持や改善を心がけるということを療育方針としている。 自閉症のある方々の福祉分野における支援の実際について見学し、特に早期の段階における支援の他、家族への支援の実際等について考える機会とする。 社会福祉法人嬉泉　めばえ学園 〒 156-0055　東京都世田谷区船橋 1-30-9
	②社会福祉法人けやきの郷	②社会福祉法人けやきの郷は、自閉症のある人たちの親 21 人が発起人となって昭和 60 年に全国で２番目の自閉症の専門施設として設立された。障害の状態にとらわれず利用者全員の社会自立に向けて療育すること、働くことの意義を理解し、認められる喜びを味わえるようにすること、働くことを通して生活基盤を作り上げることなどを理念としている。 自閉症のある人の就労・地域生活支援の実際を見学することによって、学校教育に求められることや、そのあり方について考える機会とする。 社会福祉法人　けやきの郷 〒 350-0813　埼玉県川越市平塚新田高田町 162

②重度・重複障害

＊都合により一部変更する場合がある

講義等題目	講　師	講　義　等　内　容
【講義・演習・協議】 重複障害のある子どもの環境の把握とコミュニケーション① －障害の理解－ ６／１０(月)終日	齊藤由美子 （企画部・主任研究員） 熊田　華恵 （教育研修・事業部・主任研究員）	知的障害や運動障害に感覚障害を併せ有する子どもにかかわるとき、情報及びコミュニケーションを保障することが不可欠である。この演習では、「弱視」「難聴」等の疑似体験によって、情報収集能力やコミュニケーション能力を低下させた状態が行動や思考や感情に何をもたらすかを体験し、障害状況の理解と共感を試みる。この演習によって、自らの児童生徒とのかかわり合いについて見つめ直すきっかけを提供すると共に、感覚障害を併せ有する重複障害のある子どもへの配慮について学ぶことを目的としている。
【講義・演習・協議】 重複障害のある子どもの環境の把握とコミュニケーション② －アセスメントから実践へ－ ６／１１(火)AM	齊藤由美子 （企画部・主任研究員）	実態把握の難しいコミュニケーションの困難な重複障害のある子どもに対して、視覚による環境把握の初期的な力、受信・発信方法、人とのやりとりの力についてのアセスメントについて概説する。これらのアセスメントは、重複障害のある場合に見落とされがちな子どもの持つ力への気づきを促すことを目指している。さらにアセスメントの結果をどのように実践へと展開するかについて実例を挙げ、演習・協議を行う。
【講義・協議】 医療的ケアを必要とする子どもの教育的支援 ６／１１(火)PM	岩崎　優子 （群馬県立二葉高等養護学校・教諭） 大崎　博史 （教育研修・事業部・主任研究員）	前半は、特別支援学校における、医療的ケアを必要とする児童生徒に対する実際の支援の取り組みから話題提供を行う。特に、今年度は高等養護学校からの話題提供でもあり、教員と看護師の連携・協働の他、卒後を意識した指導・支援についても言及する。後半は、受講者の事前レポートをもとに、特別支援学校における医療的ケアの現状と課題をあげ、その課題を解決する方法についてグループで協議でアイディアを出し合う。
訪問教育の現状と指導の実際 ６／１２(水)AM	大崎　博史 （教育研修・事業部・主任研究員）	訪問教育は、重度・重複障害のある児童生徒や療養中の児童生徒等、特別支援学校等に通学困難な児童生徒に対して教員が家庭や福祉施設、病院等を訪問して行う教育である。この講義では、研究所が実施した訪問教育に関する実態調査等の結果をもとに、全国で実施されている訪問教育の現状と課題や指導の実際について言及する。また、訪問教育担当者の心情等にもふれ、訪問教育が学校教育の中で担う役割についても考える。

講義等題目	講　師	講　義　等　内　容
【講義・演習】 重複障害のある子どもの環境の把握とコミュニケーション③ ー子どもの主体的な生活や学習を支える支援ー ６／１２(水)PM	采女　靖彦 （静岡県立中央特別支援学校・教諭） 齊藤由美子 （企画部・主任研究員）	重度の知的障害を併せ有する重複障害のある子どもが主体的な生活や学習を支えるための支援のあり方について、特別支援学校における実際の支援の取り組みから話題提供を行う。子どもの実態把握から行う関わりや環境設定の配慮、コミュニケーションが生じやすくなる子どもの立場に立った物理的・人的環境や状況の文脈づくりについて、学校や生活場面で行う具体的な配慮や工夫に言及し、演習を行う。
重度・重複障害のある子どもの授業づくり ６／１３(木)AM	山田規美江 （北海道教育大学・非常勤講師）	教育にとって一番大切な、日々の「授業」について考え、教師が、重度・重複障害のある子どもを目の前にしたとき、どのように子どもと向き合うのか、子どもの思いや願いをかなえるためにはどうすれば良いか等について言及するとともに、子どもの「学ぶ」ことへの興味関心を大切にした授業づくりは、いかにあるべきかについて考えを述べる。
重度・重複障害のある子どものかかわりの観点 ６／１３(木)PM	川住　隆一 （東北大学大学院・教授）	重度・重複障害のある子どもたちが主体的・能動的に様々な学習活動を展開するために、子どもたちの身体のごくわずかな動きや自発的行動から、人との関係が深まる糸口や、子どもが周囲の世界に関心を向ける糸口等の子どもとかかわる観点について述べるとともに、子どもが環境状況等について情報を収集し、知覚・認知していくための中心的な活動である探索活動についても言及する。

○実地研修

希望により、１箇所を選択。希望者数によっては調整する場合がある

題　目　等	研　修　先	研　修　内　容
重度・重複障害者の一生涯を通した支援の在り方と実際 ６／１４(金)終日		重度・重複障害のある方の一生涯を通した支援を実施している福祉施設での実際の活動の様子を知り、受講者もその活動に共に参加し、活動後に一日の振り返りと協議を行うことによって、あらためて障害のある方々への学校教育の在り方について見つめ直すことを目的としている。
	①社会福祉法人横浜共生会 「どんとこい・みなみ」 （地域活動ホーム）	①「どんとこい・みなみ」は、生活支援やデイサービス、余暇活動支援、みなみっこルーム等のサービスを実施している地域活動ホームで、一人一人のメンバーが自分で選び、自分で決めるための支援を組織的に実施しているところでもある。 〒 232-0033　横浜市南区中村町 4-270-3
	②社会福祉法人みなと舎 「ゆう」 （生活介護事業所）	②「ゆう」は、重度・重複障害のある方を対象とした生活介護事業所である。学校卒業後の日中の活動の場として地域での生活を支えている。メンバー一人一人に対応した支援等のユニークな取組も実施している。 〒 234-0104　横須賀市芦名 2-8-17
	③社会福祉法人三篠会 「ソレイユ川崎」 （重症心身障害児（者）施設）	③「ソレイユ川崎」は、重症心身障害児(者)施設であり、重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している方々に、医療ケアだけではなくリハビリや療育活動、個々のペースに合わせた生活を提供している。ソレイユ（＝フランス語で「太陽」の意味）のように人々の笑顔とエネルギーにあふれる施設作りをめざし歩み続けている。 〒 215-0001　神奈川県川崎市麻生区細山 1203

③支援機器・教材等活用

＊都合により一部変更する場合がある

講義等題目	講　師	講　義　等　内　容
【講義・演習】 アシスティブ・テクノロジーの導入と評価 ６／１０(月)AM	棟方　哲弥 （企画部・総括研究員）	WATI のアセスメントツールを用いたアシスティブ・テクノロジーの導入方法並びに国際生活機能分類（ICF）を用いた評価手法について検討する。
アシスティブ・テクノロジーの活用 ６／１０(月)PM	畠山　卓朗 （早稲田大学人間科学学術院・教授）	コミュニケーションエイドについてその歴史と背景、理論と実践について論じる。
情報モラルと個人情報保護 ６／１１(火)AM①	金森　克浩 （教育情報部・総括研究員）	特別支援教育における情報モラル教育についてその課題と、具体的な指導方法について論じる。
病弱教育における情報手段の活用 ６／１１(火)AM②	森山　貴史 （教育情報部・研究員）	病弱教育における情報手段による支援について、その障害特性と支援方法について論じる。
【実習】 情報関連支援機器の活用と情報普及①③ ①６／１１(火)PM ③６／１４(金)PM	金森　克浩 （教育情報部・総括研究員） 土井　幸輝 （教育情報部・主任研究員）	支援機器の基本操作、設定、メンテナンス方法について、実際に支援機器を操作して実習を行う。また、支援機器の普及方策について Web 教材を作成する。
【講義・実習】 肢体不自由教育における情報手段の活用・支援機器作成実習 ６／１２(水)終日	竹島　久志 （仙台高等専門学校・教授） 外山世志之 （東京都立光明特別支援学校・主任教諭） 金森　克浩 （教育情報部・総括研究員） 土井　幸輝 （教育情報部・主任研究員）	肢体不自由教育における支援機器活用の実践事例を中心に、情報手段の活用方法を紹介する。また、スイッチや入力装置の製作実習を行う。
知的障害・発達障害教育における情報手段の活用 ６／１４(金)AM	坂井　聡 （香川大学・教授）	知的障害教育・発達障害教育における情報手段による支援について、その障害特性と支援方法について論じる。

○実地研修

題　　目　　等	研　　修　　先	講　義　等　内　容
情報関連支援機器の活用と情報普及② ６／１３(木)終日	東京都障害者 IT 地域支援センター	支援機器の活用状況やサポート体制を実際に見学して情報を得る。

Ⅳ　平成２５年度　　第二期特別支援教育専門研修　　講義等内容

１．共通講義

事前学習コンテンツ視聴

タ　イ　ト　ル
１．研究所にようこそ！－研究所の概要－
２．特別支援教育の基本的な考え方
３．特別支援学校の教育
４．小・中学校等における特別支援教育
５．事前オリエンテーション１（特別支援教育専門研修の概要）
６．事前オリエンテーション２（研修中の生活）

※都合により一部変更する場合がある

講義等題目	講　　師	講　義　等　内　容
【見学】９／４（水）AM 所内見学①	総務部研修情報課 研修係	研修生活に関係する場所の確認と所要説明を行う。
図書室利用案内	総務部研修情報課 情報サービス係	図書室の利用方法について、閲覧室、書庫を案内し、説明を行う。
コンピュータ端末の利用説明	総務部研修情報課 情報管理係	コンピュータ端末の操作方法について実際の画面を見ながら説明を行う。
理事長講話 ９／４（水）ＰＭ①	宍戸　和成 （国立特別支援 教育総合研究所・ 理事長）	障害のある子どもたちの個々の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援を行う特別支援教育において、今、何が求められているのか。「コミュニケーション」の意味や「教えること」の意義などの視点から、それをとらえ直してみたい。そして、これからの特別支援教育において、具体的な教育実践を担う先生方に期待することについて、共に考えてみたい。
特別支援教育行政の現状と課題 ９／４（水）ＰＭ②	大山　真未 （文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課・課長）	障害のある子どもの教育を質を高めながら進めていくためには、その教育を支える高邁な理念と実行可能な計画が必要である。本講義では、現在の特別支援教育の理念の成り立ちと、その理念を実現するために行われている施策についての最新の動向と今後の展望について言及する。

講義等題目	講　　師	講　義　等　題　目
視覚障害教育論 ９／５（木）ＡＭ	田中　良広 （教育支援部・ 総括研究員）	視覚障害のある児童生徒の教育において、心理学、生理学及び病理学に関する知見は必要不可欠である。本講義では、まず、それらの観点から視覚障害の基礎事項について概説する。また、盲教育及び弱視教育それぞれにおける教科教育における配慮事項や適切な教材作成、点字、歩行、弱視レンズの活用等といった自立活動における指導等の観点から視覚障害のある児童生徒への教育的対応について論じる。
聴覚障害教育論 ９／５（木）ＰＭ	原田　公人 （企画部・ 上席総括研究員）	聴覚障害教育は、言語(日本語）の獲得を目的として言語指導法を追求してきた歴史がある。特別支援教育体制にあって、聴覚障害児は様々な場において適切な教育的支援が求められる。このため発達段階に応じたコミュニケーション手段の選択、早期教育・高等教育の充実、科学技術の進歩に伴う補聴システムの整備等、多くの課題がある。これらを概観し、課題解決のための方途について言及する。
コミュニケーション理論 ９／６（金）ＡＭ	牧野　泰美 （教育研修・事業部・ 総括研究員）	人は言語をいかに獲得し、いかに利用するのか。コミュニケーションはいかに成立し、その障害はいかに生じるのか。本講義では「言語」「言語獲得」に関する基礎的知見、及びコミュニケーションの本質について概説するとともに、言語獲得及びコミュニケーションの成立や深まりを支える関わりのありようについて考える。
重複障害教育論 ９／９（月）ＰＭ	熊田　華恵 （教育研修・事業部・ 主任研究員） 齊藤由美子 （企画部・主任研究員）	重複障害教育は、複数の種類の障害を併せ有する児童生徒を対象とする教育(盲ろう教育を含む)である。本講義では、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に対応した適切な教育を推進するための基礎事項について概説し、教育課程の編成と個別の指導計画、実態把握と指導方法等の観点から重複障害教育の現状と課題について言及する。
特別支援教育におけるICF活用 ９／１０（火）ＡＭ	徳永亜希雄 （教育支援部・ 主任研究員）	ICF（国際生活機能分類）は、日本の障害者施策の基盤である障害者基本計画で「障害の理解や適切な施策推進の観点からその活用方策を検討する」とされ、特別支援教育を含めた様々な分野で活用されている。また、特別支援学校学習指導要領解説自立活動編(幼稚部・小学部・中学部・高等部)でも「障害のとらえと自立活動」で言及されている。本講義では、WHO（世界保健機関）の障害観の変遷やICF及びその児童版であるICF-CYについて、これまでの本研究所での研究成果を踏まえ、特別支援教育における具体的な活用方法を論述する。

講義等題目	講　　師	講　義　等　題　目
特別な教育的ニーズと情報機器の活用 ９／１０（火）ＰＭ	金森　克浩 （教育情報部・ 総括研究員） 土井　幸輝 （教育情報部・ 主任研究員）	情報化が進展する中、コミュニケーションの拡大、学習の補助や余暇活動の充実、また社会参加を促進する一助として特別なニーズのある子どもの情報機器の活用への関心が高まっている。本講義では、特別な教育的ニーズのある子どもの教育における情報化と支援について概説する。また、アシスティブ・テクノロジー(支援技術)を利用したコミュニケーション支援や情報教育の実践例を紹介する。
個別の教育支援計画の作成と活用 ９／１１（水）ＰＭ①	尾崎　祐三 （教育支援部・部長）	障害のある子どもの教育や生活の質を豊かに保つ上では、様々な連携と子ども一人一人に沿った支援のあり方が重要になる。本講義では他機関との連携も含めて、障害のある子どもの個別の教育支援計画を作成する上で配慮すべき事柄やその教育的な意義について解説する。
【見学】 所内見学② ９／１１（水）ＰＭ②	教育情報部 重複班	以下の研究所の施設等を見学する。 ①発達障害教育情報センター「教材教具展示室」 梅田　真理（教育情報部総括研究員） ②教育支援機器等展示室「ｉライブラリー」 金森　克浩（教育情報部総括研究員） ③重複班「スヌーズレン・ルーム」 大崎　博史（教育研修・事業部主任研究員） ④重複班「生活支援研究棟」 齊藤由美子（企画部主任研究員） 熊田　華恵（教育研修・事業部主任研究員）
【講義・演習】 学校における組織の活性化と指導的教員の役割 ９／１３（金）ＰＭ	佐々木亮子 （有限会社アールズセミナー・ 代表取締役）	各都道府県の特別支援教育に指導的な立場で携わる教員が学校経営に参画し、地域や他機関との様々な連携を進める際に必要なリーダーシップについて講義する。また、学校経営に必要なマネジメントや職員研修のあり方についても触れる。講義には演習形式が含まれる。
発達障害教育論 ９／１７（火）ＰＭ	梅田　真理 （教育情報部・ 総括研究員）	小・中学校の通常の学級では約６％の割合で特別な支援を必要とする児童生徒が在籍しており、具体的な指導法、指導体制等を充実させることは教育現場における喫緊の課題となっている。本講義では、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等の発達障害について、定義と診断基準、障害特性、指導・支援の在り方、教育制度等について概説する。

講義等題目	講　　師	講　義　等　題　目
自閉症・情緒障害教育論 ９／１８（水）ＡＭ①	岡本　邦広 （教育情報部・ 主任研究員）	平成２１年に文部科学省から出された通知文において従前の情緒障害特別支援学級は、「自閉症・情緒障害特別支援学級」と名称が変更している。本講義においては小・中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級の対象規定となる発達障害である自閉症や、選択性かん黙等の心因性の情緒障害において、その障害特性や状態像、指導内容、指導方法について概説するとともに、合わせて教育課程の編成等についても述べていく。
言語障害教育論 ９／１８（水）ＡＭ②	牧野　泰美 （教育研修・事業部・ 総括研究員）	言語障害は、発音、話のリズム、言語の発達等のことばの能力だけでなく周囲の人たちとのコミュニケーションの問題であること等の特徴がある。本講義では、通級による指導（言語障害）、特別支援学級（言語障害）が対象としている子どもへの教育を中心に、障害特性、指導方法及び指導内容、教育制度や教育課程等について概説する。
肢体不自由教育論 ９／１８（水）ＰＭ①	長沼　俊夫 （企画部・総括研究員）	肢体不自由のある児童生徒は、身体の動きだけでなく認知やコミュニケーション、健康面等に課題があることが多く日常生活における多様な困難さが見受けられる。本講義では、それらの課題や心理、生理、病理の特性等について教育的な文脈で整理し、教育課程や指導内容及び方法について概説する。また､肢体不自由教育の歴史や授業実践に触れながら、教員の専門性について考える。
病弱教育論 ９／１８（水）ＰＭ②	日下奈緒美 （教育支援部・ 主任研究員）	病弱・身体虚弱の児童生徒の状態や生活環境等に応じた適切な教育を行うことは学習の空白や遅れを補完するだけでなく、生活を充実させ、心理的な安定を促すとともに心身の成長・発達に好ましい影響を与え、健康状態の回復・改善等を促したりすることにも有効に働くと考えられている。本講義では、病弱教育の対象となる疾患の概要、病弱教育の歴史と制度、意義、教育課程等を概説するとともに病弱教育の現状と課題、今後の在り方について考える。
知的障害教育論 ９／２４(火）ＰＭ	松見　和樹 （教育研修・事業部・ 主任研究員）	知的障害教育においては、特別支援学校（知的障害）の児童生徒の障害の多様化に伴い、個々の障害の状態や学習上の特性等を考慮した教育課程の編成及び指導の充実が重要な課題となっている。本講義では、知的障害教育における教育的対応の基本及び教育課程の編成、各教科等の指導の工夫等について概説し、職業教育や進路指導、知的障害を伴う自閉症のある児童生徒の指導の在り方等について言及する。

講義等題目	講　　師	講　義　等　題　目
交流及び共同学習の意義と課題 １０／１（火）ＡＭ	藤本　裕人 （教育情報部・ 上席総括研究員）	障害者基本法第14条や小・中学校等の学習指導要領では、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることが明記されている。これらの趣旨を踏まえて、各学校における交流及び共同学習の意義、教育課程上の位置づけ、実施上の配慮や工夫、実施の実際と課題等について概説する。
諸外国における障害のある子どもの教育 １０／１（火）ＰＭ	棟方　哲弥 （企画部・総括研究員） 齊藤由美子 （企画部・主任研究員） 大内　　進 （国立特別支援 教育総合研究所・ 客員研究員）	個々の子どものもつ教育的なニーズに重点を置くインクルーシブな教育制度をめざす施策を行う国々が増える中、我が国においても、「障害者の権利条約」の署名や批准に関わり、障害のある子どもの教育をあらためて考える契機を迎えている。本講義では、諸外国で行われている障害のある子どもの教育を紹介しながら、我が国における特別支援教育の今後の方向性についても言及する。
教育と福祉・医療・労働との連携 １０／２（水）ＡＭ	新平　鎮博 （企画部・上席総括研究員）	児童生徒一人一人の特別な教育的ニーズに応える特別支援教育を進めるためには、生涯を見通して、学校教育と医療・福祉・労働等の関係機関との連携協力が不可欠であるといわれている。本講義では、教育的支援の観点から教育と医療・福祉・労働との連携の事例を提示し、連携の方策と教育的意義について言及する。その上で、自校の校内支援体制の充実に向けた取組と卒後の生涯教育の充実についても考えたい。
脳のはたらきとその障害 １０／２２（火）ＰＭ	渥美　義賢 （国立特別支援 教育総合研究所・ 客員研究員）	近年、脳科学が著しい発展を遂げている中で、脳のはたらきやその発達、脳機能障害について少しずつ解明されてきている。本講義では、脳のはたらきや発達、その障害について基礎的なことがらを、分子生物学や脳機能画像等の最新の知見を含めながら論述する。

○実地研修

講義等題目	研　　修　　先	研　　修　　内　　容
筑波大学附属久里浜特別支援学校における指導の実際	筑波大学附属 　　久里浜特別支援学校	本研究所に隣接し連携協力関係にある筑波大学附属久里浜特別支援学校は、知的障害を伴う自閉症のある幼児児童に特化した実践を行っている。自閉症教育の中心的な役割を担っている当校での教育活動の見学を通して、自閉症をはじめとする発達障害のある子どもの教育の在り方について見識を深める機会とする。学校の教育活動及び研究実践についての講話と各教室等の指導の状況を見学させていただく予定。 筑波大学附属久里浜特別支援学校 〒239-0841　神奈川県横須賀市野比５－１－２

○研究協議

講義等題目	内　　容　　等
研　究　協　議	テーマを設定し、研修員がそのテーマに沿って問題の解決や課題の実現に向けて主体的、自発的に協議を行うことを目的とした班別の「研究協議」の時間を10コマ設定している。 ①コースオリエンテーションと班別で自己紹介（１コマ） ②事前のテーマ選択希望に基づいた問題意識の協議と整理、テーマの決定（２コマ程度） ③決定したテーマに基づく班内での協議（計５コマ程度） ④協議の結果をポスターにまとめ、発表し、協議する。 （準備１コマ、発表１コマ） 事前のテーマ選択希望に基づき班編制を行う。 研修員が円滑に協議を進めることができるように、関係研究職員が協議の進行に関わる相談や助言に当たる。 なお、研究協議は割り振られたコマ時間（１０コマ）の範囲で計画的に実施するように留意すること。

○課題研究

講義等題目	内　　容　　等
課　題　研　究	個別の課題を設定し、その課題解決の方策について整理することを目的として事前レポートを作成し、提出する。 研修員それぞれの課題の解決に向け、図書館での資料収集等、研修員が主体的に計画を立てて取り組む研修の時間である。全体で８コマを設定している。 所外での研修を行う場合は、所定の手続きによる。

２．合同講義

視覚障害・聴覚障害教育専修プログラム合同

※都合により一部変更する場合がある

講義等題目	講　　師	講　義　等　内　容
盲ろうの理解と教育 ９／２７（金）終日	菅井　裕行 （宮城教育大学・教授）	盲ろうに関しての、視覚障害および聴覚障害の状態、視覚障害と聴覚障害を併せ持つことによる特有の状況、コミュニケーション手段、支援方法、教材等基本的事項について述べたうえで、視覚障害特別支援学校や聴覚障害特別支援学校での盲ろうの事例についても取り上げ、講義する。

３．各障害教育専修プログラム講義

①視覚障害教育専修プログラム

※都合により一部変更する場合がある

講義等題目	講　　師	講　義　等　内　容
乳幼児期の触覚の活用 ９／９（月）ＡＭ	金子　健 （企画部・総括研究員）	視覚障害児の乳幼児期における触覚の活用について、まず、触覚の特性について他の感覚との比較を交えて論ずる。その上で、環境の把握、物の操作、絵・図形・文字（点字）情報の入手などのそれぞれにおける触覚の活用についての考え方と具体的対処方法について述べる。
【演習】 点字の表記・指導① －導入期の指導－ ９／１３（金）ＡＭ	澤田　真弓 （教育研修・事業部・総括研究員）	点字以前の文字・ブライユ点字・日本点字の翻案など盲人の文字の歴史について概観した上で、「点字の表記」入門編として日本点字の基本的かなづかい、数学やアルファベットを用いた語の書き表し方などについて実習を通して解説する。また、点字の初期指導法についても紹介する。
弱視児の視知覚 ９／１７（火）ＡＭ	小林　秀之 （筑波大学大学院・准教授）	弱視児の視知覚および視覚的認知について、弱視児の行動、学習との関連や指導上の配慮事項との関連等も含めて講義する。
視機能評価法 ９／２０（金）ＡＭ	齋藤奈緒子 （神奈川リハビリテーションセンター病院・視能訓練士）	視機能評価の目的、方法及び実際について講義する。
自立活動の理念と展開 ９／２０（金）ＰＭ	香川　邦生 （前健康科学大学・教授）	１．自立活動領域の基本的な捉え方 ２．教科と自立活動との関連 ３．個別の指導計画の作成と評価 ４．視覚障害領域における幾つかの中心的指導内容とその展開 ① 手による探索操作活動と空間のイメージ作り ② 歩行地図の基礎指導 ③ 視覚認知の基礎指導
【演習】 点字の表記・指導② －学校教育における指導－ ９／２５（水）ＡＭ	澤田　真弓 （教育研修・事業部・総括研究員）	「点字の表記・指導①」を受け、「日本点字表記法 2001 年度版」をもとに、「点字の分かち書き」「書き方の形式」「点字の読み書きの指導」について実習を交えながら進めていく。
視覚障害教育の今日的課題と教育課程 ９／２５（水）ＰＭ	吉田　道広 （文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課・ 特別支援教育調査官）	最近の教育改革の動向、視覚障害教育の現状と課題、特別支援教育における教育課程の編成、新しい学習指導要領や学力についての基本的な考え方、評価の在り方などについて説明するとともに、特別支援教育と今後の視覚障害教育の在り方について考える。

講義等題目	講　　師	講　義　等　内　容
弱視学級における指導と学習支援 ９／２６（木）ＡＭ	田中　良広 （教育支援部・総括研究員）	実態調査の結果をもとに、弱視学級及び通級指導教室の現状と課題について概観するとともに、弱視学級等における教育課程、指導内容・方法、施設・設備、教材・教具等について講述する。 また、インクルーシブ教育システムへの転換に伴う弱視学級等が担うべき役割について受講者とともに考えていきたい。
特別支援学校（視覚障害）経営上の諸課題 ９／２６（木）ＰＭ	澤田　晋 （筑波大学附属視覚特別支援学校・校長）	特別支援学校（視覚障害）における学校経営・運営上の諸課題について、特に指導的立場での対応に関して講義する。
視覚障害児教育論① －視覚障害児の認知と指導－ ９／３０（月）ＡＭ	大内　進 （国立特別支援教育総合研究所・客員研究員）	視覚障害教育の基本として、視覚及び視覚以外の感覚情報の特性に応じた活用及び空間概念の形成と活用等について講義する。 ・感覚情報の特性 ・視覚・聴覚・触覚情報の特性と活用 ・筋感覚による触運動のコントロール ・嗅覚・味覚の活用 ・空間概念の形成と活用 ・観察のストラテジー ・モデルによる図形・立体概念の形成 ・具体物の観察と地理的空間概念の形成
視覚生理学概論 ９／３０（月）ＰＭ	柿澤　敏文 （筑波大学大学院・教授）	眼の構造と生理機能の基礎について、視覚障害の原因となる主な眼疾患と関連付けながら学習する。加えて、視機能の基礎をロービジョンの視知覚・認知とその支援方法と関連付けて講義する。
教科指導法① －点字・国語教育を中心に－ １０／３（木）ＡＭ	澤田　真弓 （教育研修・事業部・総括研究員）	学習指導要領の国語科におけるポイントについて概説し、その後、視覚障害教育における国語指導について、特にコミュニケーション力の育成のための具体的な指導法について、発達段階を踏まえながら講義を進める。
視覚障害児教育論② －乳幼児期の発達と指導－ １０／３（木）ＰＭ	猪平　眞理 （前宮城教育大学・教授）	視覚障害のある乳幼児の発達支援は、親を励まし育児力を高める援助を基本とし、子どもが視覚情報の不足を他の感覚で補いながら環境とかかわる方法を学ばせて育つ力を養うことである。その具体的な方法を講述する。

講義等題目	講　　師	講　義　等　内　容
歩行指導の理論①～③ ①１０／７（月）ＡＭ ②１０／８（火）ＡＭ ③１０／１０（木）ＡＭ 【演習】 歩行指導演習①～④ ①１０／７（月）ＰＭ ②１０／８（火）ＰＭ ③１０／１０（木）ＰＭ ④１０／１１（金）ＡＭ	氣仙有実子 （筑波大学附属視覚特別支援学校・教諭） 山口　　崇 （筑波大学附属視覚特別支援学校・教諭） 明比庄一郎 （筑波大学附属視覚特別支援学校・教諭） 左振　恵子 （筑波大学附属視覚特別支援学校・教諭） 所内関係研究職員	視覚障害児（者）の歩行のメカニズムや歩行指導の内容等について、次のような講義と演習を行う。 ①では、歩行に必要な基礎的能力と、視覚障害児の歩行指導の方法について ②では、歩行指導における白杖の基本的な使用法に関する講義と白杖歩行の演習 ③及び演習④では、歩行指導における指導計画作成と、それによる歩行指導について
【演習】 点字学習とコンピュータ①② ①１０／１５（火）ＡＭ ②１０／１６（水）ＡＭ	田中　良広 （教育支援部・総括研究員） 澤田　真弓 （教育研修・事業部・総括研究員） 金子　　健 （企画部・総括研究員） 土井　幸輝 （教育情報部・主任研究員）	コンピュータ上で点字を扱うために機器類としては点字プリンタ、ピンディスプレイ、点字電子手帳など、ソフトとしては点字エディタ、自動点訳ソフト、点字OCR など様々なものがある。ここでは、これらの活用法をデモンストレーション及び実習を交えて解説する。視覚障害教育情報ネットワークについても紹介する。 【パソコン持参が望ましい】
【演習】 視覚障害教育に関わる検査法①② ①１０／１５（火）ＰＭ ②１０／２９（火）ＡＭ	田中　良広 （教育支援部・総括研究員） 金子　　健 （企画部・総括研究員 横尾　　俊 （教育支援部・主任研究員）	視覚障害児の実態把握のために用いることができる検査について、心理検査、聴覚検査など、現在、利用可能なものを中心に概説する。これらの検査のうちの幾つかについては、実習を行いながらそれらの検査の実施方法、評価方法、利用上の留意点などについて具体的に考察する。
教科指導法② －図工・美術科の指導－ １０／１６（水）ＰＭ	山本　識 （東京都立文京盲学校・主任教諭）	視覚障害教育における図工・美術教育の概要ならびに指導の実際について解説する。保有する感覚にもとづく指導のあり方、指導上の配慮点、教材・教具の工夫等について講義を行う。
【講義・演習】 教科指導法③ －体育・レクリエーションの指導－ １０／１７（木）ＡＭ	原田　清生 （筑波大学附属視覚特別支援学校・教諭）	視覚障害特別支援学校における体育の現状・課題等について概説し、視覚障害児の体育指導に関する指導のポイント･指導上の留意点･配慮事項や工夫の観点等について実践的に解説し、実技講習を通して理解を深める。
視覚の病理 １０／１７（木）ＰＭ	仲泊　聡 （国立障害者リハビリテーションセンター病院・第二診療部長）	視覚の基礎的理解として、①目の構造と機能について、②視覚障害をきたす代表的な眼疾患、③眼疾患に伴う視覚障害の特徴などについて、病理及び医療的リハビリテーションの面から解説する。

講義等題目	講　　師	講　義　等　内　容
乳幼児期のロービジョンケア １０／１８（金）ＡＭ	川瀬　芳克 （愛知淑徳大学・教授）	乳幼児期は視覚発達の大切な時期であり、疾病の管理とともに、適切な屈折矯正やまぶしさの軽減などが必要である。講義では屈折異常とその見え方の特徴を説明するとともに体験的に示す。またロービジョン児の長期経過を示し視覚管理の効果を示す。
【演習】 視覚障害関連教材の作成と活用①②③ ①１０／２１（月）ＡＭ ②１０／２２（火）ＡＭ ③１０／２３（水）ＡＭ	大内　　進 （国立特別支援教育総合研究所・客員研究員） 田中　良広 （教育支援部・総括研究員） 澤田　真弓 （教育研修・事業部・総括研究員） 金子　　健 （企画部・総括研究員） 土井　幸輝 （教育情報部・主任研究員）	視覚障害教育における、点字教材や触図教材などの盲児用教材、拡大教材などの弱視児用教材について、各種の作成方法、作成用の機器、作成上の留意点、活用方法などについて講義する。講義は、これらの教材を実際に作成する実習を含む。 【パソコン持参が望ましい】
【講義・協議】 視覚障害児教育論③ －進路と職業教育－ １０／２１（月）ＰＭ	大内　進 （国立特別支援教育総合研究所・客員研究員）	視覚障害児の進路と職業教育について、全国の視覚障害特別支援学校の歴史と現状、今後の方向性、保護者のニーズ等に基づき講義するとともに、各学校の現状を踏まえて、進路指導及び職業教育に関わる課題について協議を行う。 【事前レポート提出】
【講義・実習】 教科指導法④ －観察と実験の指導－ １０／２３（水）ＰＭ	鳥山　由子 （元筑波大学・教授）	観察と実験の意義と、基礎的な内容の指導法について、講義と実習を行う。特に、感覚の活用、観察内容の言語化、見通しを持って主体的に学習するための全体像の把握の重要性、時間配分、安全対策などについて、具体的な理解を図る。
【講義・実習】 教科指導法⑤ －算数・数学科を中心に－ １０／２４（木）ＡＭ	大内　進 （国立特別支援教育総合研究所・客員研究員）	視覚障害教育における算数・数学科の内容の取扱いと留意点について全体的に整理した上で、基本的な留意事項、教材・教具とその活用法、自作教材作成上の配慮点などについて概説する。また、計算や図形などの重要な教具についての実習を行うとともに、新教科書の編集方針についても解説する。
重複障害児の指導① －視覚障害特別支援学校における重複障害児の指導－ １０／２５（金）ＰＭ	古田　伸哉 （横浜訓盲学院・教諭） 斉藤　一樹 （横浜訓盲学院・教諭）	視覚障害を伴う重複障害児の指導について、視覚障害特別支援学校での実践例を踏まえて、そこでの指導の基本的な考え方、具体的な指導方法等に関して、講義する。

講義等題目	講　　師	講　義　等　内　容
【講義・演習】 視覚障害と支援機器 １０／２８（月）ＡＭ	土井　幸輝 （教育情報部・主任研究員）	視覚障害や触覚に関する知識とそれに対応した様々な支援技術について、講義及び実習を交えて紹介する。
点字の表記・指導③ －専門点字入門－ １０／２８（月）ＰＭ	加藤　俊和 （元社会福祉法人　京都ライトハウス情報ステーション・所長）	１．点配列と点字配列の科学性 ２．自動点訳の限界と変換率向上の方法 ３．数学・理科の２次元的拡がりの点字表現 ４．世界共通の点字楽譜と変換ソフトウェア ５．触図は１文字の電光掲示板
拡大教科書及び拡大教材の作成とその活用 １０／２９（火）ＰＭ	遠藤　赫子 （神奈川県視覚障害援助赤十字奉仕団・拡大写本部会指導講師） 金子　　健 （企画部・総括研究員）	「拡大教科書」について、拡大写本ボランティアによる作成の実際や、ＤＴＰを用いたカラー版の作成などに関して、その作成方針及び活用方法等について講義する。また、拡大教科書の作成と活用の実際を基にして、拡大教材一般の作成と活用における留意事項等についても講義する。
視覚障害教育における個別の教育支援計画 １０／３０（水）ＡＭ	大内　進 （国立特別支援教育総合研究所・客員研究員）	視覚障害教育の現状や課題を踏まえて、視覚に障害がある児童生徒のための個別の教育支援計画作成の基本的な考え方、発達の各段階で想定される支援と地域の関係機関との連携の観点などについて、実践例等を紹介しながら概説する。
重複障害児の指導② －係わり合いの基礎－ １０／３０（水）ＰＭ	佐島　毅 （筑波大学大学院・准教授）	視覚障害を伴う重複障害児の指導における基礎的な事項として、視機能評価の方法、視覚活用、教材活用等について講義する。
【講義・演習】 視覚障害教育における情報処理とアクセシビリティ １０／３１（木）ＡＭ	渡辺　哲也 （新潟大学・准教授）	現代では視覚障害児にとってパソコンの活用能力は不可欠であり、これを習得することで、情報取得と発信を通じた社会参加が可能になる。視覚障害児のパソコン利用のためには、弱視児は画面拡大ソフトを、盲児は画面音声化ソフトを用いる。これらの利用法について実習を交えて説明する。
弱視用補助具概論 １１／１（金）ＡＭ	田中　良広 （教育支援部・総括研究員）	弱視の児童生徒のための拡大システムについて、それぞれの長所・短所を整理した後、それらの中で最も手軽で活用範囲の広い弱視レンズについて、種類と特徴、選定の手順と方法、指導のプロセスについて理解を深める。
教科指導法⑥ －社会科の指導を中心に－ １１／１（金）ＰＭ	青松　利明 （筑波大学附属視覚特別支援学校・教諭）	視覚障害教育における社会科での指導について、特に社会科特有の指導内容、指導方法、教材の作成と活用等について講義する。

講義等題目	講　　師	講　義　等　内　容
視覚障害と就労 １１／６（水）ＰＭ	北林　裕 （日本盲人職能開発センター・職能開発部長）	視覚障害者の就労に関する状況について、その職種、訓練、サポート体制等に関して述べ、視覚障害者の就労における課題点や就労のための条件等についても講義する。
【講義・協議】 バリアフリー時代の モノ・サービス・生活環境 そして遊び －視覚障害を中心に－ １１／７（木）ＰＭ	星川　安之 （公益財団法人共用品推進機構・専務理事） 森川　美和 （公益財団法人共用品推進機構・総務課長）	１９８１年の国際障害者年のテーマ「完全参加と平等」以来、国内外、公的・民間機関を問わず「障害の有無に係わらず共に使いやすい製品・サービス・生活環境」に関しての普及が進んできている。今回は、視覚障害を軸に「共用品・UD・アクセシブルデザイン」を紹介する。 また、１９９０年から日本玩具協会を中心に行われている「共遊玩具」に関しても、その始まりからの経過について紹介する。

○実地研修

講義等題目	研　修　先	研　　修　　内　　容
視覚障害特別支援学校における指導の実際 １０／４（金）ＡＭ	横浜市立盲特別支援学校	横浜市立盲特別支援学校は、早期教育相談から幼稚部・小学部・中学部・高等部普通科・専攻科理療科・専攻科保健理療科の各課程を設置している。施設設備も充実しており、情報教育や図書室の運営等においても特徴のある実践を行っている。授業場面を実際に見学し、視覚障害特別支援学校における指導の実際について研修を深めていく。 横浜市立盲特別支援学校 〒 221-0005　神奈川県横浜市神奈川区松見町 1-26
視覚障害情報提供施設における活動の実際 １０／４（金）ＰＭ	神奈川県ライトセンター	神奈川県ライトセンターでは、点字・録音図書などの情報提供や各種の相談・指導、またボランティアの育成等も行っている。実際にそれらの活動と施設設備を見学しながら研修を深めていく。 神奈川県ライトセンター 〒241-8585　神奈川県横浜市旭区二俣川1-80-2

②聴覚障害教育専修プログラム

講義等題目	講　　師	講　義　等　内　容
聴覚障害教育における教育課程 ９／９（月）ＡＭ	大西　孝志 （文部科学省 初等中等教育局特別支援教育課・ 特別支援教育調査官）	学習指導要領に基づいた特別支援学校(聴覚障害)の教育課程編成及び難聴・言語障害特別支援学級や通級による指導の教育課程編成について説明する。
聴覚障害教育における今日的課題 ９／１２（木）ＰＭ	原田　公人 （企画部・上席総括研究員）	聴覚障害教育においては、多様な教育の場、個々のニーズに対応したコミュニケーション手段の選択、専門性の維持等の課題があり、これらについて概要を説明する。さらに、主要な課題を挙げ、現状把握から課題解決の方途について講ずる。
特別支援学校（聴覚障害）経営の現状と課題 ９／１３（金）ＡＭ	宝田　経志 （群馬県立聾学校・校長）	特別支援学校（聴覚障害）における学部経営、授業実践、校内連携の現状について説明し、特別支援学校のリーダーに求められる資質について言及する。
聴覚学習 ９／１７（火）ＡＭ	原田　公人 （企画部・上席総括研究員）	聴覚を活用した学習理論、聴覚学習の考え方、歴史的変遷について説明し、聴覚障害児への指導･支援の方法について講ずる。
聴覚障害の生理・病理 －耳科学的疾病と教育－ ９／１９（木）ＡＭ	寺崎　雅子 （小田原市立病院・副院長）	耳鼻咽喉科疾患は解剖学的に他科との境界が多いため、患者の訴えが耳鼻咽喉科領域にとどまらないことがある。生理学的にも成長期の子どもと大人とで、対応が大きく異なることもある。しばしば遭遇する疾患の病理と基礎的な生理について解説する。また、医療と教育との連携についても言及する。
聴覚障害児の聴力評価① ９／２０（金）ＡＭ	原田　公人 （企画部・上席総括研究員）	聴覚障害に関する諸検査から特に聴覚面に焦点を当て、検査の必要性・意義を説明し、乳幼児から学童期に至る発達段階に応じた聴力測定及びその評価について講ずる。
聴覚障害児の言語発達 ９／２０（金）ＰＭ	齋藤　佐和 （目白大学・教授）	聴覚障害児の言語発達について、その歴史的な位置づけや考え方を概説するとともに、「学習言語」「生活言語」等のトピックスについて実践と研究の面から言及する。

講義等題目	講　　師	講　義　等　内　容
【演習】 聴覚障害児の聴力評価② ９／２５（水）終日	横尾　　俊 （教支援部・主任研究員） 藤本　裕人 （教育情報部・ 上席総括研究員） 原田　公人 （企画部・上席総括研究員） 庄司美千代 （教育研修・事業部・ 主任研究員）	標準純音聴力検査、語音聴力検査、幼児聴力検査（BOA：聴性行動反応聴力検査、COR：条件詮索反射聴力検査、遊戯聴力検査）について演習を行う。
聴覚の活用とコミュニケーション ９／２６（木）ＰＭ	廣田　栄子 （筑波大学大学院・教授）	聴覚障害児への指導を行う際に留意したい事項を聴覚的支援や情報補償、心理的な側面から解説する。
【講義・演習】 手話の活用① －言語的特性と教育の理論－ ９／３０（月）終日	小田　侯朗 （愛知教育大学・教授）	聴覚障害児教育の場で用いられる手話の言語的特性と手話を活用した教育の理論について解説する。また、教育における手話の位置付けに関する歴史的変遷について解説する。一部演習も含む。
人工内耳の動向 １０／３（木）ＡＭ	石戸谷淳一 （横浜市立大学 附属市民総合医療センター 耳鼻咽喉科・教授）	耳は空気振動を神経の電気的信号に変換するとても巧妙で微細な器官であり、発声もまた巧妙なシステムである。“聞く”、“話す”といった日常的な生命現象の解剖・生理・病理を踏まえて、人工内耳医療について概説する。
聴覚障害児の言語力評価 １０／３（木）ＰＭ	我妻　敏博 （上越教育大学・教授）	聴覚障害児の言語指導と言語評価、標準化されたテスト、言語力評価の観点と方法について解説する。
補聴器のフィッティングの理論 １０／４（金）終日	中川　辰雄 （横浜国立大学・教授）	デジタル補聴器やアナログ補聴器の仕組みやフィッティング理論について解説するとともに、補聴器の調整について演習を行う。
成人聴覚障害者の心理と社会参加 １０／７（月）ＰＭ	田門　浩 （都民総合法律事務所・弁護士）	成人聴覚障害者が日々の生活の中で感じている事柄や直面する諸課題について実態を解説し、併せてよりよい解決の方策や充実した社会生活のあり方等について述べる。
重度・重複障害児の指導の実際 １０／８（火）ＡＭ	熊田　華恵 （教育研修・事業部・ 主任研究員） 横尾　　俊 （教育支援部・主任研究員）	重度・重複障害児の教育の歴史や定義の説明を行うとともに、本研究所で行われてきた研究について概説する。また、特別支援学校（聴覚障害）の重複障害児の指導における工夫や配慮について、実践事例を基に解説する。

講義等題目	講　　師	講　義　等　内　容
聴覚障害教育授業論 １０／８（火）ＰＭ	宍戸 和成 （国立特別支援教育総合研究所・理事長）	聴覚障害のある子どもに対する「授業」のとらえ方、「教えること」の意味、そして、「発問や板書」の意義について考えたい。また、身近な題材を活用した「ことばの指導」等の取組について、指導案づくり等を通して、具体的に考えたい。
言語指導法 １０／１０（木）終日	藤本　裕人 （教育情報部・ 上席総括研究員）	特別支援学校（聴覚障害）における言語指導について、言語指導法の歴史的変遷、幼児児童生徒の発達段階やコミュニケーション手段の特性等を踏まえ、学校教育活動の中でどのようにして言語概念を形成するか、現在の指導法と教科指導への発展等について解説する。
ろう者の文化と教育 １０／１１（金）ＡＭ	大杉　豊 （筑波技術大学障害者 高等教育研究支援センター・ 准教授）	聴覚障害児・者の教育に携わる教育者が理解しておかなければならない「ろう者の生活文化」「身振り言語」について説明する。そして「ろう者コミュニティ」の視点から、目指すべき聴覚障害教育の方向性について解説する。
【講義・演習】 手話の活用② －授業における手話活用－ １０／１５（火）終日	広中　嘉隆 （奈良県立ろう学校・教諭） 庄司美千代 （教育研修・事業部・ 主任研究員）	手話コミュニケーションの力と結びつけながら、日本語の指導をどのように進めるのか、幼稚部や小学部の取組について具体的に紹介する。また、特別支援学校(聴覚障害)における手話活用の現状と課題について本研究所の調査研究等から解説し、指導の在り方や指導法について研究協議を行う。
軽度・中等度難聴児の理解と教育的対応 １０／１６（水）ＡＭ	原田　公人 （企画部・上席総括研究員）	聴覚障害の程度・区分について理解し、軽度・中等度難聴児と高度難聴児との教育課題の相違を説明する。次に、軽度・中等度難聴児の教育環境の現状把握及び課題解決の方途について講ずる。
難聴特別支援学級及び通級による指導の実際 １０／１８（金）ＡＭ	松本　裕子 （つくば市立竹園東小学校・ 教諭）	指導の実際、授業における支援、情報保障（ノートテーク・字幕・手話）、難聴特別支援学級及び通級による指導の今後の方向性について解説する。
手話の言語発達と評価 １０／２１（月）ＡＭ	武居　渡 （金沢大学・准教授）	手話の言語的な特性及び聴覚障害児の成長に伴う手話の言語的な発達とコミュニケーションの様相・評価について解説する。
聴覚障害特別支援学校における乳幼児教育① －幼稚部の教育－ １０／２１（月）ＰＭ	藤岡　久美 （兵庫県立こばと聴覚特別支援学校・ 主幹教諭）	乳幼児教育相談における相談支援の概要について説明する。また、コミュニケーション手段のひとつとして手話を導入した幼稚部教育の現状と課題について解説する。

講義等題目	講　　師	講　義　等　内　容
聴覚障害乳幼児の心理と保護者支援 １０／２２（火）ＡＭ	庄司美千代 （教育研修・事業部・主任研究員）	新生児聴覚スクリーニング検査等により、障害が早期に発見された乳幼児期の子どもと保護者に対する支援について、教育実践例等に基づき解説する。
進路指導・職業教育 １０／２３（水）ＡＭ	井上 通子 （大阪府立だいせん聴覚高等支援学校・教諭）	特別支援学校（聴覚障害）における進路指導と職業教育の実際や課題について説明する。また、職業適性検査等の演習を行う。
聴覚障害者の就労の実際と支援のあり方 １０／２３（水）ＰＭ	會田　孝行 （国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局・生活支援専門職） 原田　公人 （企画部・上席総括研究員）	特別支援学校（聴覚障害）高等部における進路指導、職業教育の調査研究を基に、聴覚障害者の学校卒業後の支援の現状について説明する。次に、就労に関する課題と支援の実際・方法について講ずる。
聴覚障害特別支援学校における乳幼児教育② －乳幼児教育相談の教育－ １０／２４（木）ＡＭ	佐藤　幸子 （筑波大学附属聴覚特別支援学校・教諭）	乳幼児教育相談における指導の目的、内容、保護者支援について、ビデオや保護者の記録を基に解説する。
聴覚障害特別支援学校のセンター的機能と地域支援 １０／２５（金）ＡＭ	田原　佳子 （千葉県立千葉聾学校・教諭）	聴覚障害教育の専門性を維持し、地域のセンター的機能をいかに果たしていくべきかについて、特に①校内外の支援体制の取組、②関係諸機関との連携を中心に説明し、聾学校の果たすべき役割を考える。
聴覚障害児・者の障害認識と教育 １０／２５（金）ＰＭ	前田　浩 （大阪市立聴覚特別支援学校・教諭）	聴覚障害児・者の言語環境、障害認識、人的環境とコミュニケーション、自立活動における言語教育等について解説する。
【講義・演習】 手話の活用③ －手話の技能－ １０／２８（月）ＡＭ	石原　茂樹 （社会福祉法人聴力障害者・情報文化センター）	手話を習得するための基本的な理論を解説するとともに、手話の学習のプロセスを理解するための演習を行う。
【演習】 聴覚障害児・者にかかわる情報保障 １０／２８（月）ＰＭ	石原　保志 （筑波技術大学・教授）	聴覚障害児・者の特性に配慮して、教育分野ではどのような情報保障を行う必要があるか解説する。また、現在日本で取り組まれている最先端の聴覚障害児・者への情報保障の具体的な内容（Web 会議システムやモバイル端末等）について、その分野の教育資源の活用方法等を実際に体験する。
教科指導法（数学） １０／２９（火）ＡＭ	最首　一郎 （筑波大学附属聴覚特別支援学校・教諭）	本講では、①高等部における数学の指導、②数学が不得手な生徒の指導、③生徒はどのようなところでよくつまずくか、④数学の学習意欲を高めるための工夫等について解説する。

講義等題目	講　　師	講　義　等　内　容
教科指導法（英語） １０／２９（火）ＰＭ	小林　高志 （静岡県立浜松聴覚特別支援学校・教諭）	中学部における英語科の授業について具体的な方法を紹介し、指導上の工夫や配慮事項を説明する。特に本講では、イメージ力不足を補う説明の工夫（図示、実演、例文等）、文構造を視覚的に理解するための記号・カードの活用及びＩＣＴの活用を取り上げる。また、実践事例をもとに体験型の演習も行う。
聴覚障害児教育における国語の基礎 －小学部から高等部に向けた国語教育－ １０／３０（水）ＡＭ	庄司美千代 （教育研修・事業部・主任研究員）	聴覚障害児童生徒の教科教育を進めるに当たり、特に国語教育について、教師が理解しておくべき基礎的事項（日本語の仕組みと特徴、国語教育における読みの指導等）を解説する。
教科指導法（国語） １０／３０（水）ＰＭ	江代　充 （筑波大学附属聴覚特別支援学校・教諭）	特別支援学校（聴覚障害）小学部における国語科学習について、ことばの力を育てることや指導上の配慮事項について解説する。
【講義・演習】 発音指導法 １１／１（金）終日	板橋　安人 （筑波大学附属聴覚特別支援学校・主任教諭）	特別支援学校（聴覚障害）に在学する聴覚障害児の「発音・発語」学習の基本的な考え方と指導技術を実践的な観点で講ずる。
寄宿舎活動と援助 １１／５（火）ＡＭ	木村美津子 （筑波大学附属聴覚特別支援学校・寄宿舎指導員）	特別支援学校（聴覚障害）における、寄宿舎教育の歴史的変遷、寄宿舎活動と寄宿舎生への指導・支援を通して、寄宿舎活動の意義と課題等を解説する。
聴覚障害児の心理 １１／５（火）ＰＭ	四日市　章 （筑波大学大学院・教授）	聴覚障害児にはきこえの困難さに起因する様々な課題が想定される。本講では、聴覚障害児に関する心理学的アプローチに関する諸知見を説明し、聴覚障害教育における実践上の配慮事項等について講ずる。
聴覚障害教育における合理的配慮 １１／６（水）ＰＭ	藤本　裕人 （教育情報部・上席総括研究員）	「障害者の権利に関する条約」の批准の検討や「障害者差別解消法」の成立の動きがある。そこで、差別を解消するための措置として「合理的配慮の不提供の禁止」が示されている。本講義では、聴覚障害教育において、個々に必要とされる合理的配慮をどのように行うか、現状を踏まえて解説する。

○実地研修

講義等題目	研　修　先	研　　修　　内　　容
聴覚障害特別支援学校における指導法 １０／９（水）終日	筑波大学附属聴覚特別支援学校	特別支援学校（聴覚障害）における乳幼児教育相談室から高等部・専攻科における指導の実際を見学し、聴覚障害児・者に対する指導法及び指導上の留意点等について理解する。

Ⅳ　平成２５年度　　第三期特別支援教育専門研修　　講義等内容

１．共通講義

事前学習コンテンツ視聴

タ　イ　ト　ル
１．研究所にようこそ！－研究所の概要－ ２．特別支援教育の基本的な考え方 ３．特別支援学校の教育 ４．小・中学校等における特別支援教育 ５．事前オリエンテーション１（特別支援教育専門研修の概要） ６．事前オリエンテーション２（研修中の生活）

※都合により一部変更する場合がある

講義等題目	講　　師	講　義　等　内　容
【見学】１／１０（金）ＡＭ 所内見学①	総務部研修情報課 研修係	研修生活に関係する場所の確認と、所用説明を行う。
図書室利用説明	総務部研修情報課 情報サービス係	図書室の利用方法について、閲覧室、書庫を案内し、説明を行う。
コンピュータ端末利用説明	総務部研修情報課 情報管理係	コンピュータ端末の操作方法について実際の画面を見ながら説明を行う。
【講話】 理事長講話 １／１０（金）ＰＭ①	宍戸　和成 （国立特別支援 教育総合研究所・ 理事長）	障害のある子どもたちの個々の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援を行う特別支援教育において、今、何が求められているのか。「コミュニケーション」の意味や「教えること」の意義などの視点から、それをとらえ直してみたい。そして、これからの特別支援教育において、具体的な教育実践を担う先生方に期待することについて、共に考えてみたい。
特別支援教育行政の現状と課題 １／１０（金）ＰＭ②	大山　真未 （文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課・ 課長）	障害のある子どもの教育を質を高めながら進めていくためには、その教育を支える高邁な理念と実行可能な計画が必要である。本講義では、現在の特別支援教育の理念の成り立ちと、その理念を実現するために行われている施策についての最新の動向と今後の展望について言及する。

講義等題目	講　　師	講　義　等　題　目
言語障害教育論 １／１４（火）ＡＭ	小林　倫代 （教育研修・事業部・部長）	言語障害は、発音、話のリズム、言語の発達等のことばの能力だけでなく周囲の人たちとのコミュニケーションの問題であること等の特徴がある。本講義では、言語障害のある子どもの教育について、障害特性を踏まえた指導方法及び指導内容、教育制度等について、本研究所で実施した全国調査の結果や研究成果を紹介しつつ言語障害教育全般について概説する。
【講義・演習】 特別な教育的ニーズとＡＴ、ＩＣＴの活用 １／１４（火）ＰＭ	金森　克浩 （教育情報部・総括研究員） 土井　幸輝 （教育情報部・主任研究員）	情報化が進展する中､コミュニケーションの拡大、学習の補助や余暇活動の充実、また社会参加を促進する一助として特別なニーズのある子どもの情報機器の活用への関心が高まっている。本講義では、特別な教育的ニーズのある子どもの教育における情報化と支援について概説する。また、アシスティブ・テクノロジー（支援技術）を利用したコミュニケーション支援や情報教育の実践例を紹介する。
自閉症・情緒障害教育論 １／１５（水）ＡＭ	岡本　邦広 （教育情報部・主任研究員）	平成２１年に文部科学省から出された通知文において従前の情緒障害特別支援学級は、「自閉症・情緒障害特別支援学級」と名称が変更している。本講義においては、小・中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級の対象規定となる発達障害である自閉症や、選択性かん黙等の心因性の情緒障害において、その障害特性や状態像、指導内容、指導方法について概説するとともに、併せて、教育課程の編成等についても述べていく。
重複障害教育論 １／１６（木）ＡＭ	大崎　博史 （教育研修・事業部・主任研究員） 齊藤由美子 （企画部・主任研究員）	重複障害教育は、複数の種類の障害を併せ有する児童生徒を対象とする教育（盲ろう教育を含む）である。本講義では、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に対応した適切な教育を推進するための基礎事項について概説し、教育課程の編成と個別の指導計画、実態把握と指導方法等の観点から重複障害教育の現状と課題について言及する。
個別の教育支援計画の作成と活用 １／１６（木）ＰＭ①	尾崎　祐三 （教育支援部・部長）	障害のある子どもの教育や生活の質を豊かに保つ上では、様々な連携と子ども一人一人に沿った支援のあり方が重要になる。本講義では他機関との連携も含めて、障害のある子どもの個別の教育支援計画を作成する上で配慮すべき事柄やその教育的な意義について解説する。

講義等題目	講　　師	講　義　等　題　目
【見学】 所内見学② １／１６（木）ＰＭ②	教育情報部 重複班	以下の研究所の施設等を見学する。 ①発達障害教育情報センター 「支援機器・教材教具展示室」 梅田　真理（教育情報部総括研究員） ②教育支援機器等展示室「ｉライブラリー」 金森　克浩（教育情報部総括研究員） ③重複班「スヌーズレン・ルーム」 大崎　博史（教育研修・事業部主任研究員） ④重複班「生活支援研究棟」 齊藤由美子（企画部主任研究員）
発達障害教育論 １／１７（金）ＰＭ	笹森　洋樹 （企画部・総括研究員）	小・中学校の通常の学級では約６％の割合で特別な支援を必要とする児童生徒が在籍しており、具体的な指導法、指導体制等を充実させることは教育現場における喫緊の課題となっている。本講義では、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等の発達障害について、定義と診断基準、障害特性、指導・支援の在り方、教育制度等について概説する。
【講義・演習】 学校における組織の活性化と指導的教員の役割 １／２１（火）ＡＭ	佐々木亮子 （有限会社アールズセミナー・代表取締役）	各都道府県の特別支援教育に指導的な立場で携わる教員が学校経営に参画し、地域や他機関との様々な連携を進める際に必要なリーダーシップについて講義する。また、学校経営に必要なマネジメントや職員研修のあり方についても触れる。講義には演習形式が含まれる。
視覚障害教育論 １／２７（月）ＰＭ①	田中　良広 （教育支援部・総括研究員）	視覚障害のある児童生徒の教育において、心理学、生理学及び病理学に関する知見は必要不可欠である。本講義では、まず、それらの観点から視覚障害の基礎事項について概説する。また、盲教育及び弱視教育それぞれにおける教科教育における配慮事項や適切な教材作成、点字、歩行、弱視レンズの活用等といった自立活動における指導等の観点から視覚障害のある児童生徒への教育的対応について論じる。
聴覚障害教育論 １／２７（月）ＰＭ②	藤本　裕人 （教育情報部・上席総括研究員）	聴覚障害教育は、言語（日本語）の獲得を目的として言語指導法を追求してきた歴史がある。特別支援教育体制にあって、聴覚障害児は様々な場において適切な教育的支援が求められる。このため発達段階に応じたコミュニケーション手段の選択、早期教育・高等教育の充実、科学技術の進歩に伴う補聴システムの整備等、多くの課題がある。これらを概観し、課題解決のための方途について言及する。

講義等題目	講　　師	講　義　等　題　目
肢体不自由教育論 １／２８（火）ＰＭ①	長沼　俊夫 （企画部・総括研究員）	肢体不自由のある児童生徒は、身体の動きだけでなく認知やコミュニケーション、健康面等に課題があることが多く日常生活における多様な困難さが見受けられる。本講義では、それらの課題や心理、生理、病理の特性等について教育的な文脈で整理し、教育課程や指導内容及び方法について概説する。また､肢体不自由教育の歴史や授業実践に触れながら、教員の専門性について考える。
病弱教育論 １／２８（火）ＰＭ②	日下奈緒美 （教育支援部・ 主任研究員）	病弱・身体虚弱の児童生徒の状態や生活環境等に応じた適切な教育を行うことは学習の空白や遅れを補完するだけでなく、生活を充実させ、心理的な安定を促すとともに心身の成長・発達に好ましい影響を与え、健康状態の回復・改善等を促したりすることにも有効に働くと考えられている。本講義では、病弱教育の対象となる疾患の概要、病弱教育の歴史と制度、意義、教育課程等を概説するとともに病弱教育の現状と課題、今後の在り方について考える。
行動と学習の見方 １／２９（水）ＡＭ	渡部　匡隆 （横浜国立大学・教授）	子どもの行動や学習は、彼らを取り巻く環境に多く影響を受ける。特に一見すると問題と見なされる行動については、そこに関与している人的・物理的要因を明らかにしたうえで具体的かつ効果的な手だてを検討し、生活及び学習環境を整えることが重要である。本講義では、子どもの行動と学習の見方について応用行動分析的な視点から論じる。
知的障害教育論 １／２９（水）ＰＭ	武富　博文 （教育支援部・ 主任研究員）	知的障害教育においては、特別支援学校（知的障害）の児童生徒の障害の多様化に伴い、個々の障害の状態や学習上の特性等を考慮した教育課程の編成及び指導の充実が重要な課題となっている。本講義では、知的障害教育における教育的対応の基本及び教育課程の編成、各教科等の指導の工夫等について概説し、職業教育や進路指導、知的障害を伴う自閉症のある児童生徒の指導の在り方等について言及する。
諸外国における障害のある子どもの教育 ２／３（月）ＡＭ	棟方　哲弥 （企画部・総括研究員） 齊藤由美子 （企画部・主任研究員） 大内　　進 （国立特別支援 教育総合研究所・ 客員研究員）	個々の子どものもつ教育的なニーズに重点を置くインクルーシブな教育制度をめざす施策を行う国々が増える中、我が国においても、「障害者の権利条約」の署名や批准に関わり、障害のある子どもの教育をあらためて考える契機を迎えている。本講義では、諸外国で行われている障害のある子どもの教育を紹介しながら、我が国における特別支援教育の今後の方向性についても言及する。

講義等題目	講　　師	講　義　等　題　目
インクルーシブ教育システムの構築に向けた交流及び共同学習 ２／４（火）ＡＭ	藤本　裕人 （教育情報部・ 上席総括研究員）	障害者基本法第１４条や小・中学校等の学習指導要領では、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることが明記されている。これらの趣旨を踏まえて、各学校における交流及び共同学習の意義、教育課程上の位置づけ、実施上の配慮や工夫、実施の実際と課題等について概説する。
特別支援教育におけるＩＣＦ活用 ２／４（火）ＰＭ	徳永亜希雄 （教育支援部・ 主任研究員）	ＩＣＦ（国際生活機能分類）は、日本の障害者施策の基盤である障害者基本計画で「障害の理解や適切な施策推進の観点からその活用方策を検討する」とされ、特別支援教育を含めた様々な分野で活用されている。また、特別支援学校学習指導要領解説自立活動編（幼稚部・小学部・中学部・高等部）でも「障害のとらえと自立活動」で言及されている。本講義では、ＷＨＯ（世界保健機関）の障害観の変遷やＩＣＦ及びその児童版であるＩＣＦ－ＣＹについて、これまでの本研究所での研究成果を踏まえ、特別支援教育における具体的な活用方法として、子どもの理解や支援、合理的配慮との関連等を論述する。
教育と福祉・医療・労働との連携 ２／５（水）ＡＭ	新平　鎮博 （企画部・上席総括研究員）	児童生徒一人一人の特別な教育的ニーズに応える特別支援教育を進めるためには、生涯を見通して、学校教育と医療・福祉・労働等の関係機関との連携協力が不可欠であるといわれている。本講義では、教育的支援の観点から教育と医療・福祉・労働との連携の事例を提示し、連携の方策と教育的意義について言及する。その上で、自校の校内支援体制の充実に向けた取組と卒後の生涯教育の充実についても考えたい。
脳機能と発達障害 ２／５（水）ＰＭ	渥美　義賢 （国立特別支援 教育総合研究所・ 客員研究員）	近年、脳科学が著しい発展を遂げている中で、脳のはたらきやその発達、脳機能障害について少しずつ解明されてきている。本講義では、脳のはたらきや発達、その障害について基礎的なことがらを、分子生物学や脳機能画像等の最新の知見を含めながら論述する。

○実地研修

講義等題目	研　　修　　先	研　　修　　内　　容
筑波大学附属久里浜特別支援学校における指導の実際 １／１７（金）ＡＭ	筑波大学附属 久里浜特別支援学校	本研究所に隣接し連携協力関係にある筑波大学附属久里浜特別支援学校は、知的障害を伴う自閉症のある幼児児童に特化した実践を行っている。自閉症教育の中心的な役割を担っている当校での教育活動の見学を通して、自閉症をはじめとする発達障害のある子どもの教育の在り方について見識を深める機会とする。学校の教育活動及び研究実践についての講話と各教室等の指導の状況を見学させていただく予定。 筑波大学附属久里浜特別支援学校 〒239-0841　　神奈川県横須賀市野比５－１－２

○研究協議

講義等題目	内　　容　　等
研　究　協　議	テーマを設定し、研修員がそのテーマに沿って問題の解決や課題の実現に向けて主体的、自発的に協議を行うことを目的とした班別の「研究協議」の時間を１０コマ設定している。 ①コースオリエンテーションと班別で自己紹介（１コマ） ②事前のテーマ選択希望に基づいた問題意識の協議と整理、テーマの決定（２コマ程度） ③決定したテーマに基づく班内での協議（計５コマ程度） ④協議の結果をポスターにまとめ、発表し、協議する。（準備１コマ、発表１コマ） 事前のテーマ選択希望に基づき班編制を行う。 研修員が円滑に協議を進めることができるように、関係研究職員が協議の進行に関わる相談や助言に当たる。 なお、研究協議は割り振られたコマ時間（１０コマ）の範囲で計画的に実施するように留意すること。

○課題研究

講義等題目	内　　容　　等
課　題　研　究	個別の課題を設定し、その課題解決の方策について整理することを目的として事前レポートを作成し、提出する。 研修員それぞれの課題の解決に向け、図書館での資料収集等、研修員が主体的に計画を立てて取り組む研修の時間である。全体で８コマを設定している。所外での研修を行う場合は、所定の手続きによる。 なお、課題研究は設定されている時間はもとより、研修期間全般を通して各自が主体的に取り組むものとする。

２．合同講義

①発達障害、自閉症・情緒障害、言語障害教育専修プログラム合同

※都合により一部変更する場合がある

講義等題目	講　　師	講　　義　　等　　内　　容
【講義・演習】 心理検査の活用 ２／１２（水）終日	上野　一彦 （東京学芸大学・名誉教授）	LD、ADHD、高機能自閉症等の子どもの発達の状態や認知特性を評価するためには、WISC-Ⅳのような標準化された知能検査を用いて専門的なアセスメントを行うことが重要である。本講義では、LD、ADHD、高機能自閉症等の子どものアセスメントによく使われる発達検査である WISC-Ⅳの検査内容、検査方法、結果の解釈そして活用の仕方について概説する。
発達論 ２／１８（火）終日	鯨岡　峻 （中京大学・教授）	人は、他者との相互的な関わりの中で「育てられる」と同時に関わり手である他者も「育てて」いる。教育の場においても子どもは教員や仲間との関わりから自らの発達を遂げ、ともに成長し合っている。この複雑な現象を理解するためには事実だけを積み上げるのではなく、その意味を掘り起こすことが重要である。本講義では、複雑な子どもの発達の意味を掘り下げていくために必要な知見を関係発達の観点から論じる。

②発達障害、自閉症・情緒障害教育専修プログラム合同　※都合により一部変更する場合がある

講義等題目	講　　師	講　　義　　等　　内　　容
特別支援学級及び通級指導教室の役割 １／２０（月）ＡＭ	梅田　真理 （教育情報部・総括研究員）	特別支援学級や通級指導教室の担当教員は、その専門性から校内の特別支援教育推進のキーパーソンである。本講義では、今後の特別支援学級及び通級指導教室の役割等について概説する。
特別支援教育における教育課程の在り方 １／２０（月）ＰＭ	柘植　雅義 （教育情報部・上席総括研究員）	自閉症・情緒障害特別支援学級の教育課程編成は、通常の教育課程を基本としながら、特別支援学校の学習指導要領等を参考にして特別の教育課程の編成が可能となっている。本講義では、自閉症の児童生徒を指導する特別支援学校の教育課程編成の在り方について講義するとともに、特別支援学級における教育課程の編成の在り方について検討する。
特別支援学級設置校経営の現状と課題 １／２１（火）ＰＭ	中島　愼一 （川崎市立金程小学校・校長）	特別支援学級設置校では、特別支援学級の学級経営上の課題の他、通常の学級との関係などにおいても課題がある。本講義では、学校長の立場から特別支援学級設置校経営の現状と課題について、学校経営的な視点、特別支援学級の学級経営からの視点で、その現状と課題について概説するとともに、特別支援学級における具体的な課題解決のあり方について言及する。
子どもの虐待の理解と対応 ２／１０（月）ＡＭ	玉井　邦夫 （大正大学・教授）	子どもの虐待は近年増加の一途をたどっており、今日最も深刻な問題の一つである。本講義では、子どもの虐待の基本的な理解と対応の在り方や考え方のポイントについて具体的に解説する。
発達障害への医学的対応 ２／１４（金）ＡＭ	市川　宏伸 （東京都立小児総合医療センター・顧問）	発達障害のある子どもは、行動面や精神面に問題が生じやすい。本講義では、その特性の捉え方や支援のあり方等も含め、医学的な対応について解説する。また、児童・小児神経科で対応を必要とする疾患や使用される薬物について臨床における実際とその理論的背景について触れるとともに、医療と教育の連携の在り方について言及する。
【講義・演習】 教育相談の基礎 ２／１９（水）ＡＭ	伊藤　由美 （教育研修・事業部・研究員）	教育相談は、発達障害のある子どもの支援の１つである。また、相談の目的は子どもの状態や発達段階により異なり、本人だけでなく保護者を含めた家族支援が必要となる場合もある。本講義では、教育相談に関する基本的な関わりについて、心理的支援の視点から概説するとともに、演習を通して心理アセスメントについて体験してもらう。
教育相談の実際 ２／１９（水）ＰＭ	日下奈緒美 （教育支援部・主任研究員）	教育相談においては、基本的な対応が大切とされる一方、状況に応じた対応が求められることも少なくない。本講義では、教育現場における教育相談の事例を挙げ、実際的な教育相談の在り方について講義するとともに課題について検討する。

講義等題目	講　　師	講　　義　　等　　内　　容
自閉症教育における TEACCH の理論 ２／２０（木）ＰＭ	安倍　陽子 （横浜市東部地域療育センター・臨床心理士）	自閉症教育では、見通しをもちにくいために不安に陥りやすい自閉症の子どもへの特性に配慮する TEACCH プログラムの構造化等の指導方法が有効な手だてとして学校現場に定着しつつある。しかし、写真カードの提示といった形からの模倣が多いため、TEACCH プログラムの本質的なねらいや構造化の理論等が十分に理解されていない実態もある。本講義では、自閉症教育における総合的な支援の在り方について、TEACCH プログラムの理論と具体的な実践例について解説する。
発達障害の思春期・青年期の課題 ２／２１（金）ＡＭ	広沢　郁子 （メンタル神田クリニック・院長）	発達障害のある子どもはその発達段階に応じて抱える課題が異なり、特に思春期・青年期の課題は大きい。本講義では、自閉症の子どもを含む発達障害の子どもの思春期・青年期の問題を整理したうえで、長期的な視野をもった指導の在り方について概説する。
自閉症の診断と評価 ２／２１（金）ＰＭ	神尾　陽子 （国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所・児童・思春期精神保健部長）	教育現場で自閉症の子どもを指導する際、最新の医学情報は子どもへの理解や指導プログラムの作成において重要な手がかりとなる。特に現場では自閉的傾向といった言葉や概念が使われている一方で、スペクトラムの考え方が入ってきており混乱している教員もいる。本講義では、児童精神医学の観点から、事例を取り上げ自閉症の子どもの診断と評価について解説する。
【講義・演習】 体と心のケア ２／２５（火）ＡＭ	矢野　君江 （川崎市立生田小学校・校長）	発達障害のある子どもは、自分の気持ちをうまく伝えられず、特に思春期には感情や行動のコントロールが困難になる場合が多い。本講義では、子どもたちの体と心のアンバランスさの捉え方と思春期等における対応の在り方について、性に関する問題となる行動への支援を通して具体例を交えて検討する。
情緒障害教育の在り方 ２／２７（木）ＡＭ	植木田　潤 （宮城教育大学・准教授）	自分の意志で情緒をコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に支障となる状態を呈する児童生徒を指導・支援するには、緘黙やチックをはじめ、発達障害の二次障害、不登校、被虐待等の多様化した問題について、適切に実態を捉え、対応していく力量が求められる。本講義では情緒障害についての理解を深めるため、特に、指導に際して重要となる「心理的な安定」の形成について解説する。
発達障害のある子どもの二次的問題 ２／２８（金）ＰＭ	小野　次朗 （和歌山大学・教授）	発達障害のある子どもは、障害特性である一次障害に対する支援とともに、まわりの環境との相互作用の結果である反抗や不登校等の二次的問題に対する支援を組み合わせる必要がある。本講義では、二次的問題の捉え方とそれに対する支援の在り方について概説する。

講義等題目	講　　師	講　　義　　等　　内　　容
高等学校における発達障害のある生徒の指導と支援 ３／４（火）ＡＭ	中田　正敏 （明星大学・ 特任准教授）	文部科学省では平成19年度より、「高等学校における発達障害支援モデル事業」を実施している。特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議においても高等学校ＷＧの報告がまとめられたところである。高等学校の段階にある発達障害等の生徒の課題と支援の在り方について解説する。
保護者、地域との連携の在り方 ３／６（木）ＡＭ	梅田　真理 （教育情報部・ 総括研究員）	特別支援教育を進めるには保護者との共通理解の基に連携を図り、協働していくことがとても重要になる。本講義では、LD、ADHD、高機能自閉症等の発達障害のある子どもの保護者の悩みやニーズを概観し、教員、学校、専門機関、そして地域が支える連携の在り方について解説する。
ライフステージを通した支援、保護者の立場から ３／７（金）ＰＭ	山岡　修 （日本発達障害 ネットワーク・ 副代表）	発達障害のある子どもの子育てをしてきた保護者が、ライフステージにおいて学校や地域からどのような支援を受けてきたかという事例から、発達障害のある子どものライフステージを通した支援の在り方について考える。
コミュニケーションの指導 ３／１１（火）ＡＭ	竹田　契一 （大阪医科大学 LD センター・ 顧問）	LD、ADHD、高機能自閉症等の子どもは、聞くこと、話すことに直接的な障害はないが周囲との関わりの中で相互性のあるコミュニケーションをとることに課題がある場合が多い。本講義では、人との関わりという視点からコミュニケーションのつまずきと支援の在り方について考える。
学校コンサルテーションの実際 ３／１１（火）ＰＭ	小澤　至賢 （教育支援部・ 主任研究員）	特別支援教育では教育的ニーズのある個々の事例に対して校内支援体制を構築し、学校全体で対応していくことが重要となる。本講義では、相談機関における学校コンサルテーションについて概説し、具体的な相談事例をもとに学校コンサルテーションの在り方やコーディネーターの役割について解説する。
発達障害のある人の社会参加 ３／１２（水）ＡＭ	島田　博祐 （明星大学・教授）	青年・成人期の発達障害のある人の状態像に触れながら、社会的自立における課題について概説する。なかでも、進路、さらには高等教育に焦点を当て、課題及び具体的な支援内容、わが国の現状と新たな取組について解説する。
発達障害に関わる福祉制度 ３／１２（水）ＰＭ	日詰　正文 （厚生労働省障害児・発達障害者支援室・発達障害対策専門官）	発達障害者支援法､障害者自立支援法をはじめとして、発達障害者に対する法整備や支援施策など少しずつサービスの充実化が進められているが、就労支援や手帳の問題など課題もある。今後の福祉・就労等制度の方向性について概説する。

○実地研修

題　目　等	研　修　先	研　修　内　容
発達障害に対応する高等学校等および自閉症のある成人支援施設見学 ２／１３(木)終日	東京都発達障害者支援センター（TOSKA） 星槎大学 星槎湘南大磯キャンパス 社会福祉法人風の谷 やまびこ工房 川崎市立御幸小学校 通級指導教室	実地研修では、充実した取り組みを行っている関連機関を訪問・視察することを通して、環境整備の工夫や授業及び指導・支援の在り方等に関する知見を得ることを目的とする。 今回は、東京都発達障害者支援センター（TOSKA）、星槎大学 星槎湘南大磯キャンパス、社会福祉法人風の谷　やまびこ工房、川崎市立御幸小学校通級指導教室を訪問し、発達障害や自閉症のある児童生徒への教育機関での支援と成人への生活支援の実際について学ぶ機会とする。 東京都発達障害者支援センター（TOSKA） 〒 156-0055 東京都世田谷区船橋 1-30-9 ℡ 03-3426-2318 星槎大学 星槎湘南大磯キャンパス 〒 259-011 神奈川県中郡大磯町国府本郷 1805-2 ℡ 0463-71-6048 社会福祉法人風の谷　やまびこ工房 〒 252-0244 神奈川県相模原市中央区田名 7236-3 ℡ 042-760-1033 川崎市立御幸小学校 〒 212-0006 川崎市幸区遠藤町 1 番地 ℡ 044-511-4317

３．各障害教育専修プログラム講義
①発達障害教育専修プログラム

※都合により一部変更する場合がある

講義等題目	講　　師	講　　義　　等　　内　　容
読み書き障害の指導 １／２７（月）ＡＭ	宇野　彰 （筑波大学・教授）	LD のある子どもの読み書きについてのつまずきを演習を通じて体験し、読み・書き障害の子どもの困難さを理解するとともに、つまずきの要因とそれに基づく具体的な指導の在り方について解説する。
【講義・協議】 学習のつまずきの把握とその対応 ２／６（木）ＡＭ	海津亜希子 （教育支援部・ 主任研究員）	発達障害のある子どもは、学習面において何らかのつまずきを示す。学習面でのつまずきは、学校教育に留まらず社会生活にまで影響を及ぼすことも少なくない。そこで、こうしたつまずきへ早期に（予防的に）対応し、効果的指導を提供するために、どのようにアセスメントを行い、その結果を指導につなげていくかについて概説する。特に早期把握・早期支援の観点から通常の学級での支援についても取り上げる。
発達障害教育の現状と課題 ２／１０（月）ＰＭ	樋口　一宗 （文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課 ・特別支援教育調査官）	LD、ADHD、高機能自閉症等への教育の現状と課題及び特別支援教育推進体制の整備の状況等の教育施策について行政の立場から概説する。
【講義・演習】 発達障害のある子どもへの感覚・運動面の指導 ２／１７（月）終日	辻　薫 （大阪府作業療法士会・理事）	LD、ADHD、高機能自閉症等の子どもの中には感覚刺激への過敏性や協調運動の拙さ、不器用さ等により学習面や行動面に様々な困難を抱えている場合がある。本講義では、LD 等に見られる感覚運動面の問題についての把握、分析の仕方、対応の基本を具体例を交えて解説する。
算数障害の指導 ２／２４（月）ＡＭ	熊谷　恵子 （筑波大学・教授）	算数障害のある LD の子どもの困難を理解するとともに、算数（数学）の学習でつまずきやすい内容を LD のタイプと関連づけながら授業における指導の実際、生活における対応等について解説する。
発達障害のある子どもの早期発見と早期支援 ２／２４（月）ＰＭ	大西　紀子 （横須賀市療育相談センター診療課・主任） 恵良美津子 （横須賀市療育相談センター診療課・臨床心理士）	発達障害のある子どもの早期発見・早期支援を具現化することは、発達障害者支援法にも規定されている国の重要課題である。本講義では、発達障害の早期発見と早期からの支援の在り方の重要なポイントについて特別支援教育と医療・福祉との連携を踏まえて解説する。
幼児期における発達障害のある子どもの特性に応じた支援 ２／２５（火）ＰＭ	久保山茂樹 （企画部・ 主任研究員）	発達障害のある子どもの早期発見・早期支援は、発達障害者支援法においても規定されている重要課題である。本講義では、発達障害等のある子どもの幼児期における具体的対応や支援の在り方について、幼稚園や保育所における具体的な実践例を交えて解説する。

講義等題目	講　　師	講　　義　　等　　内　　容
【講義・演習】 発達障害のある子どもの特性に応じた教材・教具の作成と活用 ２／２６（水）ＡＭ	棟方　哲弥 （企画部・ 総括研究員）	発達障害のある子どもの指導を行ううえでは、その特性に応じた子どもに分かりやすいそして扱いやすい教材・教具を工夫することはとても重要である。本講義では、LD、ADHD、高機能自閉症等の特性に応じた具体的な教材・教具を紹介するとともに簡単な教材作りの演習を行う。
発達障害者における就労の現状と課題 ２／２８（金）ＡＭ	藤平　俊幸 （埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」・ センター長）	発達障害者支援法においては、発達障害者の就労支援の体制整備及び特性に応じた適切な就労支援の確保がうたわれている。また、ＬＤ等の発達障害者の進学等に関しても課題が山積みであることを踏まえたうえで、発達障害者の自立・社会参加について言及する。
【講義・演習】 発達障害のある子どもへのソーシャルスキルの指導 ３／３（月）終日	小貫　悟 （明星大学・ 准教授）	発達障害の子どもの中には場の雰囲気や暗黙のルールが読み取れない、人との関わりが一方的である等の社会性に困難さを抱えている子どもが多く見られる。本講義では、基本的な学習態勢、会話のルール、役割の遂行、仲間との協力等、発達障害のソーシャルスキル・トレーニングの指導について概説する。
中学校における発達障害のある生徒の理解と対応 ３／４（火）ＰＭ	三富　貴子 （熊谷市立富士見中学校・教諭）	思春期にある中学生という時期は、精神的にも身体的にも大きな変化を経験する。発達障害のある生徒も様々な不安と悩みを抱える時期である。対人関係や学習面等におけるちょっとしたつまずきがきっかけとなり、不登校などの二次的障害につながってしまう場合もある。本講義では、中学校期における発達障害のある生徒の理解と対応について実践の立場から言及する。
発達障害と医学 ３／５（水）ＡＭ	宮本　信也 （筑波大学・教授）	発達障害のある子どの指導・支援にあたっては、子どもの状態を把握するために医療的な知識が参考となることが少なくない。本講義では、発達障害をめぐる最新の医学的情報とともに、発達や心理・行動面の問題を持つ子ども達に関して、心理と医学の両側面から解説する。
発達障害のある子どものライフステージを通した支援の在り方 ３／６（木）ＰＭ	柘植　雅義 （教育情報部・ 部長）	発達障害のある子どもの早期からの支援と就学、学年間・学校間のスムーズな移行、社会への移行など、ライフステージを通した支援の在り方を、関連する研究や実践から概説する。その際に家族への支援も含めて論じる。
【講義・協議】 発達障害のある子どもの家族支援の実際 ３／７（金）ＡＭ	藤井　茂樹 （滋賀医科大学・ 客員准教授）	発達障害のある子どものいる家庭では、本人のみならず、家族一人一人もまた、様々な困難や課題を抱えていることが多い。本講義では、保護者や同胞といった家族支援の在り方ついて実践例を交え解説する。
ADHD 等のある子どもの特性と保護者への支援 ３／１０（月）ＰＭ	高山　恵子 （ＮＰＯ法人えじそんくらぶ・代表）	ADHD 等の発達障害の子ども達は、様々な行動上の課題を抱えている。支援の在り方としてセルフコントロールの力を高めるとともに、本人が適応しやすい環境の調整もとても重要である。本講義では、ADHD 等の子どもの行動特性をどのように捉え、支援をどのように考えればよいのかについて解説する。

②自閉症・情緒障害教育専修プログラム

※都合により一部変更する場合がある

講義等題目	講　　師	講　　義　　等　　内　　容
個別の指導計画の在り方と活用の工夫 １／２７（月）ＡＭ	佐藤　肇 （教育情報部・総括研究員）	個別の指導計画の意義や、その活用方法などにおける現状と課題を整理する。また、実際に個別の指導計画の活用を試みた事例を通して、成果や課題を整理する。さらに演習では、各自が関わる児童生徒に対する個別の指導計画の検討を行う。
自閉症教育における発達の理論に基づいた指導の実際 ２／６（木）ＡＭ	広瀬　宏之 （横須賀市療育相談センター・所長）	定型発達に認められる発達段階、個人差、関係性の３つの指標は、ASD にとっても同様に指標となる。本講義では、DIR(Developmental,Individual-Difference,Relationship-Based:発達段階と個人差を考慮に入れた、関係性に基づいたアプローチ)における６つの発達段階について示し、ASD の子どもの発達段階について概説する。合わせて、floortime に代表される DIR の包括的なプログラムについて解説する。
自閉症・情緒障害教育の現状と課題 ２／１０（月）ＰＭ	丹野　哲也 （文部科学省初等中等教育局特別支援教育課・特別支援教育調査官）	発達障害の位置づけである自閉症と心因性のかん黙等の教育課程や指導内容及び方法には大きな違いがあることから通級における指導では自閉症と情緒障害が区別された経緯がある。本講義では、特別支援教育行政から見た自閉症と情緒障害の現状や今後の展望について概説し、これからの特別支援教育の課題について言及する。
幼児期における自閉症児の指導と支援 ２／１７（月）ＡＭ	柳澤亜希子 （教育情報部・研究員）	幼児期における教育は、子どもの生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担う。また、自閉症のある子どもに対して早期から適切な指導・支援を行うことは、コミュニケーション等の発達を促進する上で重要とされている。本講義では、幼児期の生活や発達の特性を踏まえた上で、具体的な実践を通して自閉症のある幼児への指導・支援の在り方について概説する。
小中学校における自閉症のある児童生徒の指導と支援 ２／２４（月）ＡＭ	笹森　洋樹 （企画部・総括研究員）	自閉症のある子どもは、コミュニケーション能力や対人関係等に障害の特性がある。そのため通常の学級における集団学習の場面では様々な課題に直面することも多い。本講義では、通常の学級に在籍する自閉症のある子どもの課題をどのように把握し、具体的な支援の手立てを考えればよいかについて、事例をもとに検討する。
自閉症の認知発達 ２／２４（月）ＰＭ	染谷　利一 （特定非営利活動法人銀杏の会御茶ノ水発達センター・臨床心理士）	自閉症の認知発達については、学校現場で使われている「認知発達治療の実践マニュアル-自閉症のステージ別発達課題-(別称「自閉症の太田ステージ」）がある。本講義では、各ステージでいう認知発達段階を促す学習課題等を参考に太田ステージの解説と具体的な指導事例を紹介する。
【講義・演習】 支援ツール・教材教具の作成と活用 ２／２５（火）ＰＭ	武藏　博文 （香川大学・教授）	特別支援学級や通級による指導で活用できる支援ツールシステムについて講じるとともに、事例を紹介して、障害特性と指導支援のあり方の関連を解説する。

講義等題目	講　　師	講　　義　　等　　内　　容
自閉症の子どものアセスメント① ２／２６（水）ＡＭ	三宅　篤子 （国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所児童・思春期精神保健研究部・客員研究員）	自閉症の子どもの教育・支援においては、適切なアセスメントを行うことが非常に重要である。本講義では、自閉症の子どもへのアセスメントの概要を説明し、中でも自閉症のある子どもの理解と個別の指導計画の立案に向けた手だてとしてCARS（小児自閉症評定尺度）とPEP-Ⅲ（心理教育プロフィール）を取り上げる。その査定項目、結果の解釈と実際的な指導・支援への活用の在り方、実施にあたっての配慮事項等について概説する。
【講義・演習】 自閉症の子どものアセスメント② ２／２６（水）ＰＭ	工藤　久美 （筑波大学附属久里浜特別支援学校・研究主任） 河場　哲史 （筑波大学附属久里浜特別支援学校・小学部主事） 柘植　美文 （筑波大学附属久里浜特別支援学校・小学部教諭）	自閉症の子どもの指導・支援においては、実態把握を行うことが必要不可欠である。本講義では、自閉症の子どもへの理解と個別の指導計画の立案に向けた手だてとして CARS（小児自閉症評定尺度）と PEP-Ⅲ（心理教育プロフィール）を取り上げる。そして、これらの心理検査における査定項目、検査から得られた結果の解釈と実際的な指導・支援への活用の在り方、アセスメントの実施にあたっての配慮事項等について概説する。
情緒障害教育の実際① －選択性かん黙等への指導を中心に－ ２／２８（金）ＡＭ	久田　信行 （群馬大学・教授）	心因性の情緒障害では場面かん黙（選択性かん黙）や神経性習癖、不登校等がある。本講義では、場面かん黙（選択性かん黙）や強迫神経症の症例などを紹介するとともにその指導について、多数の事例をもとに論述する
【講義・演習】 自閉症の子どものソーシャルスキル指導の実際 ３／３（月）終日	涌井　恵 （教育情報部・主任研究員）	自閉症の中核的な症状の一つである社会性の問題について、幅広く取り上げ、特に仲間関係の改善に焦点を当てた講義を行う。また、ソーシャルスキル指導の実際例を示すと共に、演習を通してアセスメント方法や指導方法の理解を深め、自閉症の子どもの社会性の指導のあり方について考える。
自閉症者の職業教育と就労支援 ３／４（火）ＰＭ	松為　信雄 （文教学院大学・教授）	発達障害者支援法において、発達障害者の就労支援の体制整備及び特性に応じた就労支援の確保について示されている。自閉症者における就労支援の実情や自閉症者の特性に応じた就労支援の在り方及び学校教育段階からのキャリア発達支援の重要性について、具体例を交えて論述する。
情緒障害教育の実際② －不登校への指導を中心に－ ３／５（水）ＡＭ	石坂　務 （教育情報部・研究員）	心因性の情緒障害では選択性かん黙や神経性習癖、不登校等がある。特に不登校児童生徒は増加傾向にある。本講義では、特に中学校における不登校生徒への理解と対応の実際を通して、自閉症・情緒障害特別支援学級や通級による指導（情緒障害対象）における具体的な指導内容及び指導方法を解説する。

講義等題目	講　　師	講　　義　　等　　内　　容
自閉症教育における行動分析の理論に基づいた指導の実際 ３／６（木）ＰＭ	加藤　哲文 （上越教育大学・教授）	行動療法から派生した行動分析あるいは応用行動分析は、子どもの行動に焦点を当てて自閉症を理解すると共に、特に行動問題における背景や行動を維持している要因を分析し、具体的な解決方法を導き出す指導方法の 1 つである。本講義では、応用行動分析の全般について概説するとともに、特に行動問題の解決方法に関して具体的な事例を交えて解説する。
自閉症のある児童生徒の家族支援 ３／７（金）ＡＭ	柳澤亜希子 （教育情報部・研究員）	自閉症児・者が示す特性への理解やそれへの対応の難しさ、社会の自閉症に対する誤った理解等により、自閉症児・者の家族は強いストレスを有しており、家族への支援の必要性は極めて高い。本講義では、心理社会的ならびに教育的側面から、自閉症のある子どもと生活する保護者及びきょうだいが直面している問題と支援の在り方について概説する。
【講義・演習】 行動上の問題のある子どもにおける指導・支援の考え方とその実際 ３／１０（月）ＰＭ	岡本　邦広 （教育情報部・主任研究員）	発達障害のある児童生徒には、行動上の問題が起こりやすいことが指摘されている。行動上の問題の捉え方や考え方を整理し、それが起こる理由を検討する。また、事例を通して具体的な指導・支援について説明し、演習では各自が関わる児童生徒への対応方法を検討する。

③言語障害教育専修プログラム

※都合により一部変更する場合がある

講義等題目	講　　師	講　　義　　等　　内　　容
【講義・協議】 言語障害教育における実践研究 ①１／２０（月）ＡＭ ②３／１２（水）ＡＭ	久保山茂樹 （企画部・ 主任研究員） 小林　倫代 （教育研修・事業部・ 部長） 牧野　泰美 （教育研修・事業部・ 総括研究員）	言語障害教育においては、言語に障害のある子どもへの指導・支援、ことばの教室等の経営、子どもを中心とした様々な連携等、多様な観点から実践を検討し、担当者の力量を高めていくことが必要である。ここでは、実践研究会、事例検討会等での言語障害教育に関する実践報告・研究の動向、在り方等について概観するとともに、受講者の所属する学校・教室等における実践の課題等について協議する。
言語障害教育の現状と課題 １／２０（月）ＰＭ	久保山茂樹 （企画部・ 主任研究員）	言語障害教育の現状や抱える課題を概観することは、児童生徒の指導・支援、教室経営に携わるにあたり不可欠なことである。「通級による指導」の意義と今日的な課題、特別支援教育における言語障害教育の在り方等について、本研究所がこれまで実施してきた全国調査の結果等から展望する。
言語障害教育の教育課程 １／２１（火）ＰＭ	大西　孝志 （文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課・ 特別支援教育調査官）	言語障害特別支援学級や通級指導教室において、児童生徒の指導に携わり、学級・教室経営を行っていくうえでは、言語障害教育の教育課程編成の基本的な考え方を踏まえることが重要である。この講義では、教育課程の基準である学習指導要領に基づいた、言語障害特別支援学級や通級による指導の教育課程編成について解説する。
言語発達の遅れの基礎 １／２７（月）ＡＭ	久保山茂樹 （企画部・ 主任研究員）	言語障害教育の対象である言語の基礎的事項に遅れのある子どもは、ことばの教室に占める割合が多く、状態像も様々である。この講義では、乳幼児期からの言語・コミュニケーションの発達について、子どもの発達の全体像と関連させながら解説するとともに、言語に遅れや偏りがある子どもの見方、捉え方と、指導・支援を考えるうえでの基礎事項にふれる。
言語機能とコミュニケーション ２／６（木）ＡＭ	牧野　泰美 （教育研修・事業部・ 総括研究員）	言語指導に携わるうえで言語機能、言語機能の獲得と障害、コミュニケーションの成立や深まり等に関する知見を知っておくことは重要である。ここでは、人にとってのことば、ことばのもつ様々な側面・機能とその獲得、コミュニケーションの成立及び障害の本質・構造等に関して、子どものことばやコミュニケーションへの支援の在り方を検討するための知見を提供・解説する。

講義等題目	講　　師	講　　義　　等　　内　　容
コミュニケーション障害とその援助 ２／１０（月）ＡＭ	牧野　泰美 （教育研修・事業部・総括研究員）	言語障害を子どもと周囲・他者とのコミュニケーションの障害と捉えることで、支援の幅は大きく拡がる。通じない、通じにくいということは、話し手と聞き手、すなわち、子どもと関わり手、子どもと周囲・他者との関係の問題として捉えることができる。ここでは、子どもの暮らしを、子どもと関わり手を含めた周囲・他者との関係の中で見つめ、コミュニケーションを深め拡げるという観点から、子どものことばを支える関わりについて考える。
通級指導教室設置校経営の現状と課題 ２／１０（月）ＰＭ	萩野三智子 （世田谷区立駒沢小学校・校長） 櫻澤　浩人 （世田谷区立駒沢小学校・教諭）	通級指導教室設置校では、通級指導教室の教室経営上の課題の他、通常の学級との関係など考慮すべき点も多い。本講義では、通級指導教室設置校経営の現状と課題について、学校長の立場からは主に学校経営的な視点で、通級指導教室担当者の立場からは主に教室経営的な視点で、その現状と課題について概説するとともに、通級指導教室における具体的な課題解決のあり方について言及する。
構音障害の基礎 ２／１３（木）ＡＭ	中澤　洋子 （長野県千曲市立屋代小学校・教諭）	構音とその障害に関する基礎的事項及び関連知識は、言語障害教育に携わるうえで必要不可欠なものである。この講義では、構音器官、日本語の語音、構音部位と構音様式、国際音声記号等、構音に関する基礎事項を解説するとともに、構音の発達や様々な構音障害について整理し、構音障害の評価や指導について考え実践していくうえでの基礎を培う。
構音障害の評価と指導 ２／１３（木）ＰＭ	中澤　洋子 （長野県千曲市立屋代小学校・教諭）	構音を主訴とする子どもに対する指導・支援を行うにあたっての必要事項を取り上げる。ここでは、「構音障害の基礎」を踏まえながら、子どもの構音の問題をどのように捉えるか、構音発達の条件、構音の評価と子どもの評価、構音の検査、構音指導の原則及び指導法について解説するとともに、様々な子どもの状態・状況に応じて、どのように考え実践したらよいかについても言及する。
吃音の基礎 ２／１４（金）ＡＭ	牧野　泰美 （教育研修・事業部・総括研究員）	吃音については、現在までの科学、医学において解明されていない要素もあるが、明らかになっていることも多い。吃音は言語障害教育の主たる対象の一つであり、吃音をめぐる基礎事項は重要である。この講義では、吃音の特徴、発吃、進展に関する諸理論等、吃音に関して踏まえておくべき事項を解説するとともに、実践の動向も概観し、吃音及び吃音への支援に関する様々な捉え方や考え方にふれる。

講義等題目	講　　師	講　　義　　等　　内　　容
言語心理学 ２／１７（月）終日	川合　紀宗 （広島大学大学院 ・教授）	人はいかに言語を獲得し、人はいかに言語を利用するのか。人と言語に関するこのような事項についての知見は、言語指導を考えるうえでの基礎理論として重要である。ここでは、臨界期等の概念も含め、どのような時期にどのような事柄を習得するのかといった言語の生物学的基礎について論じる。さらに、機能主義的な観点から、言語指導に資する知見にもふれる。
ことばの教室と福祉機関の連携 ２／２０（木）ＰＭ	清水　英子 （横浜市南部地域療育センター・ ソーシャルワーカー）	ことばの教室で対応される子どもの多くは、幼児期に福祉機関等で支援を受けている場合が多くみられる。子どもの指導をすすめていくうえでは、福祉等の関係機関と連携することは重要である。ここでは、療育の場における支援内容、制度、子どもや保護者への対応と関わりの実際等について概説する。さらに、療育の立場から教育の場に求められる連携の在り方や、連携を図っていくうえでの課題等について考える。
吃音への指導・支援 ２／２１（金）終日	小林　宏明 （金沢大学・准教授）	現時点において吃音の原因は解明されておらず、したがって吃音に関して原因論に基づいた指導法、治療法は確立されていない。しかし、吃音に関する生理学的、心理学的、社会学的研究は日々進歩しており、指導・支援方法の研究も進んでいる。ここでは最新の吃音に関する知見を踏まえながら、吃音臨床における問題は何か、どのような指導・支援が可能なのか、吃音症状の捉え方も含めて論じる。
【講義・演習】 構音障害の指導の実践 ２／２４（月）終日	西田　立郎 （埼玉県白岡市立篠津小学校・教諭）	構音障害のある子どもへの指導・支援に関して、主にことばの教室での実践を取り上げ、報告、解説、演習するとともに協議する。特に構音指導の基本事項である音作り、歪み音（側音化構音、口蓋化構音）の指導について詳細にふれるとともに、実際の構音指導をいくつかの事例を通して述べる。また、様々な構音指導の教材も紹介し演習する。
言語発達の理論 ２／２５（火）終日	浜田寿美男 （奈良女子大学・ 名誉教授）	子どもの言語を支えるうえで、言語発達に関する理論を踏まえて実践を行うことは重要である。ことばは人と人をつなぐが、ことばによって初めて人と人がつながるのではない。むしろ、人と人がつながるところにことばは生まれると考えられる。ここでは、ことばの発生の問題を考えるとともに、言語発達と自我形成の絡みについて論じる。

講義等題目	講　　師	講　　義　　等　　内　　容
言語障害教育における個別の指導計画と子どもや保護者のニーズへの対応 ２／２６（水）終日	小林　倫代 （教育研修・事業部・部長）	言語障害教育の主たる指導の場であることばの教室においては、個々の子どもへの個別の指導とともに保護者への対応も求められている。ここでは、子どもと出会ってから指導計画を作成するまでにどのような情報を集めて整理するのか、どのようなことを考えて目標や課題を立てていくのか、また、保護者への対応をどのようにすすめていくのか等について、研究所で実施した全国調査の結果も紹介しながら考える。
【講義・演習】 言語障害と聴覚機能 ①２／２７（木）ＡＭ ②３／５（水）ＡＭ	庄司美千代 （教育研修・事業部・主任研究員）	言語は聴覚機能と密接な関係がある。ことばの遅れを主訴とする相談等では、聴覚障害が疑われる場合も少なくない。したがって、言語障害教育に携わる場合、聴覚機能とその障害に関する知見は不可欠である。ここでは、聴覚機能について、生理学的、心理学的に解説するとともに実践事例にも触れる。さらに、聴力検査について解説し、演習を行う。
器質的構音障害（口蓋裂等）の指導 ２／２８（金）終日	今富　摂子 （目白大学・准教授）	構音障害の子どもへの指導・支援においては、口蓋裂等の器質的構音障害に関する専門性も不可欠である。ここでは、口蓋裂及びその類似領域を取り上げ、構音の特徴、鼻咽腔閉鎖機能、構音の評価について解説する。さらに、指導法についても具体的に説明するとともに、口蓋裂の子どもの学齢期における留意点、医療との連携等についても言及する。
口蓋裂の医療 ３／３（月）ＡＭ	大久保文雄 （昭和大学・教授）	口蓋裂の指導には医療との連携が不可欠である。この講義では口蓋裂の医療を概説する。口蓋裂は先天性の比較的頻度の多い疾患であり、その治療には多数の構成メンバーによるチーム医療が必要とされている。その理解のために、ここでは口蓋の解剖、生理、発生、口蓋裂の病理、外科的治療について解説する。
言語発達の遅れの指導 －読み・書きの指導を中心に－ ３／３（月）ＰＭ	斉藤　代一 （練馬区立南町小学校・主幹教諭）	近年、ことばの教室での指導・支援が増加傾向にある、言語の基礎的事項の発達に遅れや偏りが見られる子ども、とりわけ、読み・書きが困難な子どもに視点を当て、指導・支援の在り方を考える。ここでは、読み・書きに困難を抱える子どもの見方や理解、アセスメントの視点、方法、そして指導・支援の考え方やその実際について解説する。
吃音問題への支援と対応 ３／４（火）終日	伊藤　伸二 （日本吃音臨床研究会・会長）	吃音の問題は症状のみではない。吃音に起因して生じる様々な困難さを視野に入れ、また、生涯にわたり吃音症状が消失しない可能性も念頭において指導・支援を考える必要がある。では、症状の軽減・消失にとらわれない支援とはどのようなものなのか。子どもが自らの吃音と上手く向き合い、つきあっていくことを支えるために教育の場で何ができるのか、様々な実践、試みを通して提示する。

講義等題目	講　　師	講　　義　　等　　内　　容
【講義・演習】 吃音の指導の実践 ３／７（金）終日	瀧田　智子 （江東区立南陽小学校・ 主任教諭）	吃音のある子どもへの指導・支援について、主にことばの教室における実際的な取り組みを報告するとともに、それをもとに協議する。吃音について知る、個々の吃音の特徴を知る、子ども・保護者・担当教師自身の吃音についての感じ方を捉える、話し方を変化させる等の実践を提示し、実際の指導について考え合うとともに演習も行う。
言語発達の遅れの指導 －言語・コミュニケーションの指導を中心に－ ３／１０（月）ＰＭ	久保山茂樹 （企画部・主任研究員）	言語の基礎的事項の発達に遅れや偏りが見られる子ども、とりわけ音声言語、コミュニケーションに課題を抱える子どもに視点を当て、指導・支援の在り方を考える。ことばに遅れのある乳幼児との「早期出会いの場」である乳幼児健診、「早期からのかかわり」の場である療育について、その内容を保護者の思いも含めて解説するとともに、ことばの教室での支援について考える。また、音声言語の育ちを支える様々な視点にもふれる。
【講義・演習】 言語発達の遅れの指導の実践 ３／１１（火）終日	阿部　厚仁 （世田谷区立 烏山北小学校・ 主任教諭）	言語の基礎的事項に発達の遅れや偏りが見られる子どもの指導・支援について、主にことばの教室における実際的な取り組みを報告するとともに、それをもとに協議する。特に子どもをいかに理解するか、教材・教具の工夫と活用、ことば・コミュニケーションの基礎を育て拡げる指導実践等について提示し、共に考える。また、ことばの育ちを支えるうえでのことばの教室の経営、教室担当者の役割等についても考える。

○所外研修

講義等題目	講　　師	講　　義　　等　　内　　容
【講義・演習】 学校・地域におけることばの教室の役割 ３／６（木）終日	今井　昭子 （葉山町立葉山小学校・総括教諭）	特別支援教育体制においてことばの教室はその機能・役割が注目されているところであり、地域の状況に応じた柔軟な運営が求められている。ここでは、ことばの教室担当者の実践から、校内や地域においてことばの教室（ことばの教室担当者）がどのような役割を果たせるのか、どのような教室経営が考えられるのか、力量を高めるために地域でどのように研修を積んでいくのか等について考える。 **講義会場：葉山町立葉山小学校**

○実地研修

題　　目　　等	研　　修　　先	研　　修　　内　　容
言語障害児の指導の実際 ２／１９（水）終日	横浜市立八景小学校 言語障害通級指導教室	実地研修は、充実した取組を行っている関連機関を訪問・視察することを通して、環境整備の工夫や授業及び指導・支援の在り方等に関する知見を得ることを目的とする。 今回、言語障害通級指導教室において行われている教育実践と施設の見学を行う。 横浜市立八景小学校 〒 236-0021 横浜市金沢区泥亀 1 丁目 21 番 2 号

４．選択プログラム講義
①通常の学級における指導

※都合により一部変更する場合がある

講義等題目	講　　師	講　　義　　等　　内　　容
通常の学級における学級づくり① １／２２（水）ＡＭ	京極　澄子 （日野市立日野第三小学校・校長）	様々な子どもが在籍する通常の学級においては、過ごしやすく学びやすい学級づくりが必要である。本講義では、子ども同士の関係づくり、教師と子どもの関係づくり、学級のルールづくりなど学級づくりに求められる様々なポイントを挙げ、実践を紹介する。
【協議】 通常の学級における学級づくり② １／２２（水）ＰＭ	梅田　真理 （教育情報部・総括研究員） 海津亜希子 （教育支援部・主任研究員） 伊藤　由美 （教育研修・事業部・研究員）	「通常の学級における学級づくり①」の講義を受け、グループに分かれ協議を行う。
通常の学級における授業づくり① １／２３（木）ＡＭ	秋山　昌史 （つくばみらい市立小張小学校・教諭） 竹本　弥生 （神奈川県立綾瀬西高等学校・総括教諭）	通常の学級における分かりやすい授業づくりの工夫について学校の状況とともに実践を紹介する。前半は小学校、後半は高等学校と、在籍する子どもの年齢が異なる２校から紹介する。
【協議】 通常の学級における授業づくり② １／２３（木）ＰＭ	梅田　真理 （教育情報部・総括研究員） 海津亜希子 （教育支援部・主任研究員） 伊藤　由美 （教育研修・事業部・研究員）	「通常の学級における授業づくり①」の講義を受け、グループに分かれ協議を行う。
通常の学級における教材・教具の工夫と活用① １／２４（金）ＡＭ	荒川　一志 （鹿沼市立みなみ小学校・教諭） 萩原　明子 （茨城県立結城第二高等学校・教諭）	通常の学級における教材・教具の工夫と活用について、学校の状況とともに実践を紹介する。前半は小学校、後半は高等学校と、在籍する子どもの年齢が異なる２校から紹介する。なお、高等学校については、生徒が興味を持てる授業選択や試験の配慮の状況についても触れる。
【協議】 通常の学級における教材・教具の工夫と活用② １／２４（金）ＰＭ	梅田　真理 （教育情報部・総括研究員） 海津亜希子 （教育支援部・主任研究員） 伊藤　由美 （教育研修・事業部・研究員）	「通常の学級における教材・教具の工夫と活用①」の講義を受け、グループに分かれ協議を行う。また、協議の最後に３日間のまとめを行う。

②通級による指導

※都合により一部変更する場合がある

講義等題目	講　　師	講　　義　　等　　内　　容
通級指導教室の校内での役割① １／２２（水）ＡＭ	寺谷　正博 （静岡市教育委員会・指導主事）	通級指導教室において指導・支援の効果を上げるためには、管理職、学級担任、他の職員等からの理解をはじめ、校内における相互の連携は不可欠である。また、通級指導教室が校内においてどのように位置付き、どのような役割を担うのかも、通級指導教室の経営において重要な視点である。 ここでは、通級指導教室の設置校における役割、校内での連携について言及する。
【協議】 通級指導教室の校内での役割② １／２２（水）ＰＭ	笹森　洋樹 （企画部・総括研究員） 久保山茂樹 （企画部・主任研究員） 牧野　泰美 （教育研修・事業部・総括研究員） 佐藤　　肇 （教育情報部・総括研究員）	「通級指導教室の校内での役割①」の講義を受け、グループに分かれて協議を行う。
通級指導教室における保護者、他校との連携① １／２３（木）ＡＭ	山部　祐子 （藤沢市立大庭小学校・教諭） 相川　賢樹 （春日部市立武里中学校・教諭）	通級指導教室における指導・支援において、保護者や、子どもの在籍校の管理職や学級担任等との連携も重要である。 ここでは、通級による指導を受ける子どもの保護者や、子どもの在籍校等、他校との連携について、小学校の通級指導教室、中学校の通級指導教室のそれぞれから実践を紹介する。
【協議】 通級指導教室における保護者、他校との連携② １／２３（木）ＰＭ	笹森　洋樹 （企画部・総括研究員） 久保山茂樹 （企画部・主任研究員） 牧野　泰美 （教育研修・事業部・総括研究員） 佐藤　　肇 （教育情報部・総括研究員）	「通級指導教室における保護者、他校との連携①」の講義を受け、グループに分かれて協議を行う。
通級指導教室と地域、専門機関との連携① １／２４（金）ＡＭ	峯岸　幸弘 （高崎市立城山小学校・教諭）	通級指導教室は設置校のみの資源ではなく、地域における資源として期待されている。地域の状況にもよるが、他の教育機関、医療・福祉機関等との連携も重要である。 ここでは通級指導教室が地域においてどのような役割を果たし、専門機関とどのように連携をしているのか、その実際を紹介する。

講義等題目	講　　師	講　　義　　等　　内　　容
【協議】 通級指導教室と地域、専門機関との連携② １／２４（金）ＰＭ	笹森　洋樹 （企画部・ 総括研究員） 久保山茂樹 （企画部・ 主任研究員） 牧野　泰美 （教育研修・事業部・総括研究員） 佐藤　　肇 （教育情報部・ 総括研究員）	「通級指導教室と地域、専門機関との連携①」の講義を受け、グループに分かれて協議を行う。 また、協議の最後に３日間のまとめを行う。

③特別支援学級における指導

※都合により一部変更する場合がある

講義等題目	講　　師	講　　義　　等　　内　　容
特別支援学級における実態に応じた年間指導計画① １／２２（水）ＡＭ	佐藤　肇 （教育情報部・ 総括研究員）	特別支援学級は、在籍児童生徒が複数学年にまたがっており、実態が多様であるため、年間指導計画の作成が難しいことがあげられる。多様な実態の児童生徒が在籍する特別支援学級においては、その特性を踏まえて年間指導計画を作成する必要がある。本講義では、特別支援学級での年間指導計画の作成について、中学校、学校経営の観点から、実践を紹介する。
【協議】 特別支援学級における実態に応じた年間指導計画② １／２２（水）ＰＭ	柘植　雅義 （教育情報部・ 部長） 小林　倫代 （教育研修・事業部 ・部長） 棟方　哲弥 （企画部・ 総括研究員） 岡本　邦広 （教育情報部・ 主任研究員） 柳澤亜希子 （教育情報部・ 研究員） 石坂　　務 （教育情報部・ 研究員）	「特別支援学級における実態に応じた年間指導計画①」を受け、それぞれの参加者の課題意識を共有し、講義の内容を踏まえながらグループに分かれ協議を行う。
特別支援学級における実態に応じた年間指導計画③ １／２３（木）ＡＭ	海老原紀奈子 （取手市立取手小学校 ・教諭）	特別支援学級は、在籍児童生徒が複数学年にまたがっており、実態が多様であるため、年間指導計画の作成が難しいことがあげられる。多様な実態の児童生徒が在籍する特別学級においては、その特性を踏まえて年間指導計画を作成する必要がある。本講義では、特別支援学級での年間指導計画の作成について、小学校の観点からポイントを挙げ、実践を紹介する。
【協議】 特別支援学級における実態に応じた年間指導計画④ １／２３（木）ＰＭ	柘植　雅義 （教育情報部・ 部長） 小林　倫代 （教育研修・事業部 ・部長） 棟方　哲弥 （企画部・ 総括研究員） 岡本　邦広 （教育情報部・ 主任研究員） 柳澤亜希子 （教育情報部・ 研究員） 石坂　　務 （教育情報部・ 研究員）	「特別支援学級における実態に応じた年間指導計画③」を受け、それぞれの参加者の課題意識を共有し、講義の内容を踏まえながらグループに分かれ協議を行う。

講義等題目	講　　師	講　　義　　等　　内　　容
特別支援学級における交流及び共同学習① １／２４（金）ＡＭ	加藤　守昭 （横浜市立鴨居小学校・主幹教諭） 松尾　禎昭 （横須賀市公郷中学校・総括教諭）	交流及び共同学習は、相互のふれ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面がある。本講義では、特別支援学級における交流及び共同学習の実践を小学校、中学校の観点から紹介する。
【協議】 特別支援学級における交流及び共同学習② １／２４（金）ＰＭ	柘植　雅義 （教育情報部・部長） 小林　倫代 （教育研修・事業部・部長） 棟方　哲弥 （企画部・総括研究員） 岡本　邦広 （教育情報部・主任研究員） 柳澤亜希子 （教育情報部・研究員） 石坂　　務 （教育情報部・研究員）	「特別支援学級における交流及び共同学習①」を受け、それぞれの参加者の課題意識を共有し、講義の内容を踏まえながらグループに分かれ協議を行う。

６　平成２５年度セミナープログラム

平成２５年度国立特別支援教育総合研究所セミナー
参加のご案内

インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進
ー学校・地域の取組に視点を当ててー

◇ 期　日　平成２６年１月３０日（木）・３１日（金）

◇ 会　場　国立オリンピック記念青少年総合センター（東京都渋谷区）

◇ 定　員　７００名

◇ 主　催　独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

国立特別支援教育総合研究所では、研究活動等の成果普及や質の向上、教育関係者や関係機関との情報共有を図るため、毎年、「国立特別支援教育総合研究所セミナー」を開催しております。学校教育法の一部改正により、平成19年度に特殊教育から特別支援教育に移行し、今年度で7年目を迎えます。この間、特別支援教育は、関係者のご尽力により、着実にそのねらいが達成されつつあるところです。

平成24年の中教審報告を受けて、平成25年9月には学校教育法施行令の一部改正が行われ、障害のある子供たちの新しい就学の仕組みが示され、実施に移されたところです。こうした動きの中で、本研究所では、新たに「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」の作成にも取り組んでいます。

平成25年度の研究所セミナーでは、1日目に、文部科学省からの行政説明を予定し、最新の情報を参加者に提供していただくとともに、「インクルーシブ教育システム構築に向けた学校・地域の取組」と題して、基調講演やシンポジウムを行います。次いで2日目には、セッション2として、本研究所の中期特定研究の「特別支援教育におけるＩＣＴの活用に関する研究」に関して、その経過報告を行います。加えて、セッション3では、研究終了の課題について、分科会形式での成果報告を行う予定です。

特別支援教育は、多くの関係者の力を合わせて、一歩ずつ形作っていくものでもあります。本セミナーを通して、参加者から、本研究所の研究等に関するご意見やご要望を賜り、それらを特別支援教育の進展に役立てていければと考えています。

実り多い機会となりますよう、大勢の皆様のご参加を期待しております。

理事長　宍戸 和成

日　程

＜1日目＞　平成26年1月30日（木）（カルチャー棟：大ホール）

＜2日目＞　平成26年1月31日（金）（カルチャー棟：大ホール、小ホール　センター棟：417）

＊ポスターは、2日目の朝より掲示する予定です。

＊ポスター発表等は、昼食休憩の時間の一部（12:00～13:20）を利用して行います。

■このご案内は本研究所のホームページ（http://www.nise.go.jp/）にも掲載しております。

プログラム　１日目　１月３０日 13:00〜17:00

［行政説明］　特別支援教育行政の現状と課題　13:15～13:55

特別支援教育の現状、学校教育法施行令の一部改正、平成26年度特別支援教育関係予算及び障害のある児童生徒の教材の充実について等、特別支援教育の充実についてご説明いただく予定です。

［講師］　大山　真未　氏　　文部科学省初等中等教育局特別支援教育課　課長

［セッション１］基調講演・シンポジウム　14:00～17:00

インクルーシブ教育システム構築に向けた学校・地域の取組

基調講演では、インクルーシブ教育システム構築に向けて、学校として様々な資源をどのように活用し、連携を進めていくのか、サポート体制をどのように作り実践していくのか、子供の学校生活での情報を収集し、資源を見つけ、つないでいくことについて具体的にお話しいただきます。

それを受けて、シンポジウムでは、特別支援学校、中学校、教育委員会、保護者の各立場から、実際に進めている取組等について話題提供いただき、意見交換を通して、今後の学校・地域における取組の展開を探ります。

【基調講演】（14:00〜15:00）

司会　　柘植　雅義　（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）
講演者　　石隈　利紀　氏　（筑波大学副学長／附属学校教育局教育長）

【シンポジウム】（15:15〜17:00）

司会　　柘植　雅義　（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）
シンポジスト　樋口　陽子　氏　（北九州市立小倉南特別支援学校主幹教諭）
　　本道利枝子　氏　（青森県八戸市立下長中学校教諭）
　　田中　裕一　氏　（兵庫県教育委員会事務局特別支援教育課指導主事）
　　内田　照雄　氏　（日本自閉症協会理事／神奈川県自閉症協会会長）
指定討論者　　石隈　利紀　氏　（筑波大学副学長／附属学校教育局教育長）

２日目　１月３１日 9:30〜16:00

［セッション２］研究・トピック紹介　9:30～12:00

ここでは本研究所が取り組んでいる現在の研究活動、及び事業や調査に関するトピックを紹介します。

前半は、平成24年度から開始した、特別支援教育におけるＩＣＴ活用の課題に関わる3つの研究が、ほぼまとめの段階に入ったことから、この3課題について、これまでの研究活動から得られた成果を紹介します。

後半は、インクルーシブ教育システム構築支援データベース作成の経過と現状、及び平成24年12月に文部科学省が公表した調査結果について、文部科学省からの要請に基づき実施したフォローアップ調査の概要について紹介します。

司会　牧野　泰美（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）

前半の部　（9:30〜10:55）

【研究所の研究活動】　原田　公人（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）

【研究経過報告】 中期特定研究「特別支援教育におけるＩＣＴの活用に関する研究」

・専門研究Ａ「デジタル教科書・教材の試作を通じたガイドラインの検証」
　金森　克浩（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）
・専門研究Ｂ「特別支援学校（視覚障害）における教材・教具の活用及び情報の共有化に関する研究」
　金子　健　（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）
・専門研究Ｂ「特別支援学校（肢体不自由）のＡＴ・ＩＣＴ活用の促進に関する研究」
　長沼　俊夫（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）

後半の部　（11:10〜12:00）

【事業・調査報告】

・インクルーシブ教育システム構築支援データーベース作成の経過と現状
　藤本　裕人（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）
・「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について（平成24年12月文部科学省公表）」のフォローアップ調査から
　伊藤　由美（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）

ポスター発表・障害別教育分野紹介　12:00～13:20

本研究所の平成24年度終了研究課題の成果を、ポスター等により直接、所内研究担当者から説明します。また、各障害別教育分野のうち、今年度は、病弱・身体虚弱教育、言語障害教育、重複障害教育の各分野について、展示コーナーを設けて紹介します。発達障害教育情報センターの紹介コーナーも設けます。

［セッション3］ 研究成果報告　13:30～16:00

第１分科会　特別支援学校及び特別支援学級の教育課程の現状と課題 ～課題の整理と今後の方向性を考える～

本分科会では、「特別支援学校及び特別支援学級における教育課程編成とその実施に関する研究」についての報告をします。この研究では、特別支援学校における複数障害種に対応する教育課程編成、類型やコース制、交流及び共同学習、自立活動と他領域及び各教科の関連、高等部における職業教育について検討しました。また、特別支援学級における「特別の教育課程」の編成について、教育委員会調査、特別支援学級調査（3県）及び研究協力機関訪問により、現状と課題を明らかにしました。

研究で得られた知見と研究協力機関での実践を報告し、課題の確認と改善のための方策を研究協力機関の関係者やご参加の皆様とともに考えます。

司会　長沼　俊夫　（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）
研究報告　原田公人、柘植雅義、小林倫代（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）
西村　美貴　氏　（青森県立八戸第一養護学校教諭）
北村　宏美　氏　（香川県立香川中部養護学校教諭）
山本　哲也　氏　（福井県福井市清水東小学校教諭）

第２分科会　自閉症のある児童生徒の算数科・数学科の指導 ～自閉症の特性を踏まえて～

本分科会では、小学校及び中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する自閉症のある児童生徒の算数科・数学科の学習に関するアンケート調査の結果を報告します。また、自閉症・情緒障害特別支援学級での自閉症の特性を踏まえた算数科・数学科の実践について報告を行います。

これらを踏まえて、本分科会では、自閉症のある児童生徒に算数科・数学科の指導を行う際のポイントを整理し、自閉症の特性を踏まえた指導の在り方について、報告者やご参加の皆様と意見交換を行います。

司会　佐藤　肇　（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）
調査報告　岡本邦広、柳澤亜希子　（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）
実践報告　荒川　正敏　氏　（神奈川県横須賀市立船越小学校教諭）
藤田　直子　氏　（茨城県取手市立戸頭西小学校教諭）
深澤しのぶ　氏　（神奈川県伊勢原市立中沢中学校教頭）
指定討論　渡部　匡隆　氏　（横浜国立大学教授）

第３分科会　高等学校における特別支援教育の今、これからを語る

本分科会では、前半に「高等学校における発達障害等の特別な支援を必要とする生徒への指導・支援に関する研究」についての報告を行います。この研究では、研究協力機関での実践等を通して、発達障害等の特別な支援の必要な生徒への授業を中心とした指導・支援について検討しました。

また、後半には、研究で明らかになった「教育課程」における課題、多様化する生徒の実態に応じた指導・支援等を含め、高等学校の果たすべき役割や今後の在り方について、シンポジスト、さらにはご参加の皆様も含めたディスカッションを行います。

司会　梅田　真理　（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）
研究報告　笹森　洋樹　（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）
シンポジスト　濱野　清　氏　（国立教育政策研究所教育課程調査官）
髙橋　基之　氏　（東京都立目黒高等学校校長／全国高等学校校長協会常務理事）
鈴木　龍也　氏　（福島県教育庁特別支援教育課指導主事）
吉田　美穂　氏　（神奈川県立田奈高等学校教諭）
笹森　洋樹　（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）
渥美　義賢　（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）

◇　参加申込

（１）申 込 要 領　　参加申込は、本研究所のホームページ(http://www.nise.go.jp/)において、直接お申込ください。なお、インターネット環境にない場合などはＦＡＸでの申込も可能です。申込に当たっては、参加日、希望分科会（第２希望まで）、氏名（ふりがな）、所属・職名、連絡先電話番号をお知らせください。
　また、本セミナーへの参加に当たり、手話通訳、車いす等特別な配慮を必要とする場合は、申込時にその旨をお知らせ願います。
　参加申込を受付けましたら、後日メール等にてお知らせします。

（２）申 込 期 間　　平成２５年１２月１日（日）～平成２６年１月１０日（金）
※　１２月１日以前の申込は、受付いたしませんのでご注意ください。

（３）定　員　等　　７００名
※　先着順で受付け、定員を超えて受付ける場合は小ホールでの映像視聴となります。
　なお、参加に当たって、録音・撮影はできませんので、ご留意願います。

（４）参　加　費　　無　　料

（５）宿 泊 ・ 昼 食　　宿泊が必要な場合は、各自で手配してください。
また、昼食はセンター内の食堂等をご利用ください。
※　ホール内での飲食はできませんが、会場のロビーはご利用いただけます。

（６）問い合わせ先　　独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
総務部総務企画課企画係
〒239-8585　神奈川県横須賀市野比５－１－１
電話　　０４６－８３９－６８０８
ＦＡＸ　０４６－８３９－６９１９
e-mail　seminar@nise.go.jp

国立オリンピック記念青少年総合センター
〒151－0052　東京都渋谷区代々木神園町３－１
TEL(03)3469-2525(代表)　FAX(03)3469-2277

［交通案内］
■小田急線　参宮橋下車　徒歩約７分
■京王バス
　新宿駅西口（16番）　より　代々木５丁目下車
　渋谷駅西口（14番）　より　代々木５丁目下車
■地下鉄千代田線　代々木公園下車　［代々木公園方面4番出口］
（徒歩約１０分）

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

７　平成２５年度研究成果発表一覧

平成25年度研究成果の発表

（単行本）

	発表者	書名又は論文の標題	出版社等	発行年月
1	尾崎祐三 松見和樹	「働く」の教科書 １５人の先輩とやりたい仕事を見つけよう！	菊地一文監修／全日本手をつなぐ育成会編集，中央法規出版	H25.4
2	国立特別支援教育総合研究所	改訂新版　LD・ADHD・高機能自閉症の子どもの指導ガイド	東洋館出版社	H25.5
3	尾崎祐三 松矢勝宏編著	キャリア教育の充実と障害者雇用のこれから 特別支援学校における新たな進路指導	ジアース教育新社	H25.5
4	柘植雅義	特別支援教育 -多様なニーズへの挑戦-	中公新書（中央公論新社）	H25.5
5	柘植雅義 石隈利紀編著	高等学校の特別支援教育 Ｑ＆Ａ -教師・親が知っておきたい７０のポイント-	金子書房	H25.7
6	尾崎祐三 菊地一文監修	知的障害特別支援学校のキャリア教育の手引き実践編 小中高の系統性のある実践	全国特別支援学校知的障害教育校長会編著，ジアース教育新社	H25.8
7	国立特別支援教育総合研究所編集協力	全特長ビジョン 共生社会の礎を築く—10の提言	全国特別支援学校長会著作・編集，ジアース教育新社	H25.8
8	尾崎祐三	特別支援学校のセンター的機能等の活用及び外部機関との連携	全国特別支援教育推進連盟編集「学校経営と特別支援教育」 東洋館出版社	H25.8
9	金森克浩	マジカルトイボックスの教材&アイデア100連発—障がいの重い子の「わかる」「できる」みんなで「楽しめる」	エンパワメント研究所	H25.8
10	金森克浩	ICT機器によるコミュニケーションのこれまでとこれから	自閉症・発達障害の人と伝えあおう、わかりあおう，エスコアール，pp30-31	H25.8
11	松見和樹	実践キャリア教育の教科書 第２章.実践３．高等部総合的な学習 「チャレンジする意欲を学び直し自己理解を高める『ＳＴ学習』」	学研教育出版，pp99-103	H25.8
12	涌井恵	発達に遅れや凸凹にある子どもの協同（「ピア・ラーニング」中谷素之・伊藤宗達編著）	金子書房，pp205-219	H25.9
13	金森克浩 梅田真理	タブレットPCを教室で使ってみよう！〔実践〕特別支援教育とAT(アシスティブテクノロジー)第3集	明治図書	H25.10
14	土井幸輝他	福祉技術ハンドブック —健康な暮らしを支えるために—	朝倉出版（産業技術総合研究所ヒューマンライフテクノロジー研究部門 編）	H25.10

15	柘植雅義 葉養正明 加治佐哲也 監訳	エビデンスに基づく教育政策. （Dvid Bridges, Paul Smeyers and Richard Smith (2009) Evidence-Based Education Policy: What Evidence? What Basis? Whose Policy?. WILEY-BACKWELL, UK）	勁草書房	H25.11
16	長沼俊夫	指導の工夫・授業展開ー「表現する力」の育成	肢体不自由教育実践・授業力向上シリーズNO.1学習指導の充実を目指して, ジアース教育新社, pp20-25	H25.11
17	香川邦生 大内進 澤田真弓 柿澤敏文	我が国における弱視教育の展開	あずさ書店	H25.12
18	岡本邦広 （分担執筆）	共に学び合うインクルーシブ教育システム構築に向けた児童生徒への配慮・指導事例ー小・中学校で学習している障害のある児童生徒の１２事例ーpp42-55	ジアース教育新社	H26.1
19	国立特別支援教育総合研究所	すべての教員のためのインクルーシブ教育システム構築研修ガイド	ジアース教育新社	H26.1
20	国立特別支援教育総合研究所（研究代表者藤本裕人）	「共に学び合うインクルーシブ教育システム構築に向けた児童生徒への配慮・指導事例」	ジアース教育新社	H26.1
21	国立特別支援教育総合研究所（研究代表者藤本裕人：副代表齊藤由美子他）	５－５　肢体不自由のある児童生徒の交流及び共同学習の事例（その1）（その２）	共に学び合うインクルーシブ教育システム構築に向けた児童生徒への配慮・指導事例, ジアース教育新社, pp56-81	H26.1
22	田中良広他	特別支援教育とAT第４集 海外情報「CSUNカンファレンス」	明治図書出版	H26.1
23	国立特別支援教育総合研究所（研究代表者藤本裕人：副代表齊藤由美子他）	6. 総合考察	共に学び合うインクルーシブ教育システム構築に向けた児童生徒への配慮・指導事例, ジアース教育新社, pp123-134	H26.1
24	梅田真理	障害の理解と指導：ADHD/他の子どもたちとの関係, 保護者との連携, 専門機関	「特別支援教育ハンドブック」2014年版, 第一法規, pp1315-1322	H26.2
25	大崎博史	特別支援教育ハンドブック[法令・資料編]2014年版CD-ROM,MENU02関連資料情報「Ⅶ特別支援教育の推進に向けての動向」	第一法規株式会社	H26.2
26	原田公人編集	新生児・幼小児の難聴ー遺伝子治療から人工内耳手術、療育・教育までー　ろう学校における教育111-115、聴覚障害児と就職126-130,海外の聴覚障害教育の現状130-134	診断と治療社	H26.2
27	久保山茂樹	学びのしかけによる通常の学級における特別支援教育の深化	THE　教師力シリーズ　THE　特別支援教育ー通常の学級編ー, 明治図書, pp22-25	H26.2
28	涌井恵	子ども同士の学び合いでユニバーサルデザインな授業ができる！（「THE　特別支援教育～通常の学級編」青山新吾編）	明治図書, pp34-37	H26.2
29	上野一彦 緒方明子 柘植雅義 松村茂治 小林玄	改訂版：特別支援教育基本用語100.	明治図書	H26.3

30	小林倫代	発達障害児の医療・療育・教育（３版） 松本昭子・土橋圭子（編） 10章　教育相談	金芳堂，pp335-342	H26.3
31	笹森洋樹 大城政之編著	通級指導教室運営ガイド	明治図書	H26.3
32	田中良広	特別支援教育支援員養成講座用テキスト 「視覚障害の介助・支援の方法」	全国LD親の会	H26.3
33	長沼俊夫	肢体不自由教育の実際5－重複障害児の理解－	改訂版肢体不自由児の教育 ('14)，放送大学教育振興会， pp153-165	H26.3
34	長沼俊夫	肢体不自由教育の実際6－重度・重複障害児の指導－	改訂版肢体不自由児の教育 ('14)，放送大学教育振興会， pp166-176	H26.3
35	長沼俊夫	肢体不自由教育の実際7－キャリア教育と進路指導－	改訂版肢体不自由児の教育 ('14)，放送大学教育振興会， pp177-186	H26.3
36	長沼俊夫	理学療法士　作業療法士　言語聴覚士	改訂版特別支援教育の基本用語100，明治図書，pp21-22	H26.3
37	分担執筆 藤本裕人	「改訂版　特別支援教育基本用語１００」 （「障害者差別解消法P18、「合理的配慮P41、スクールクラスターP42」）	明治図書	H26.3
38	渡部匡隆 岡村章司 石坂務（３章執筆）	６つの領域から支援する　自閉症スペクトラムのある子どもの人間形成プログラム	学苑社	H26.3

（学術雑誌等）

	発表者	論文の標題	発表誌・巻号等	発行年月
1	柘植雅義	「教育・学校」における誤解と偏見 -特別支援教育の責務と共生社会の実現-．特集：自閉症スペクトラム障害の人々への誤解と偏見．	精神療法，金剛出版， 39，3，pp61-65	H25.6
2	徳永亜希雄 田中浩二 小林幸子 川間健之介	知的障害による学習上又は生活上の困難の把握：ICF-CY項目による分析	リハビリテーション連携科学 vol.14，No.1，pp80-91	H25.6
3	和田勉 土井幸輝 片桐麻優 藤本浩志	触知案内図のストライプパターンの線間隔が識別特性に及ぼす影響	日本感性工学会論文誌， Vol.12，No.3，pp441-446	H25.7
4	梅田真理	一般社団法人日本LD学会公開シンポジウム（青森）より 指定討論「学びを保障する支援体制づくり」	LD研究，第22巻，日本LD学会， pp241	H25.8
5	岡本邦広 井澤信三	行動問題を示す発達障害児をもつ家族との協働的アプローチにおける「協議ツール」の効果の検討	発達障害研究，35(3)，pp227-24	H25.8
6	柘植雅義	発達障害のある子どもへの支援について －６つの事例から考える「地域での支援」「学校での支援」「授業での支援」－	LD研究，22，3， pp218(4)-223(9)	H25.8

7	柘植雅義	『発達障害者支援法』の施行が特別支援教育の充実にもたらした効果	最新医学, 68（特集号：発達障害）, pp2050-2056	H25.9
8	長沼俊夫	特別支援教育の動向「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の平成25年度に実施する研究の紹介」	肢体不自由教育, No.211, pp58-59	H25.9
9	柘植雅義	発達障害の実態を探るための一般母集団を対象とした大規模調査の可能性と限界 -文部科学省調査(2012)後に求められる調査とは-	LD研究, 22, 4, pp399-405	H25.11
10	岡本邦広 井澤信三	自閉症児における写真カードを用いた御用学習による指示に従う行動の獲得	特殊教育学研究, 51(4), pp347-358	H25.12
11	(1)	先天性盲ろう乳幼児の保護者が養育時に抱える困難に関する研究	日本感性工学会論文誌, Vol.12, No.4, pp537-543	H25.12
12	涌井恵	学習障害等のある子どもを含むグループにおける協同学習に関する研究動向と今後の課題ー通常の学級における研究・実践を中心にー	特殊教育学研究, 51巻4号, pp381-390	H25.12
13	和田勉 土井幸輝 片桐麻優 藤本浩志	視覚障害者を対象とした触知案内図におけるストライプパターンの線間隔が識別容易性に及ぼす影響	日本生活支援工学会誌, Vol.13, No.2, pp17-22	H25.12

(1)熊田華恵・土井幸輝・杉中拓央・中澤惠江・畠山卓朗・中川辰雄

（大学等紀要等）

	発表者	論文の標題	発表誌・巻号等	発行年月
1	藤本浩志 土井幸輝 和田勉	凸記号・浮き出し文字・触知記号の触知容易性評価	人間科学研究, Vol.26, No.2, pp237-238	H25.9
2	(2)	「特別支援教育におけるICT活用」に関する教員研修の実態調査―特別支援教育関連センターを対象として―	東京学芸大学教育実践研究支援センター紀要, 第10集	H26.3

(2)中園正吾・小林巌・金森克浩・島治伸・三崎吉剛・丹羽登

（学会大会口頭発表等）

	発表者	論文の標題	学会名・論文集名等	発行・発表年月
1	Saito,Y., Kumata, H.	Current condition of education for students with special needs in Japan	Council for Exceptional Children, 2013 convention & expo, San Antonio:TX	H25.4
2	(3)	紫外線硬化樹脂点字・触図の新規作成装置の開発	日本機械学会ロボティクス・メカトロニクス講演会2013(ポスター発表), 2A1-A05	H25.5

3	(4)	強化プラスチック繊維を用いた高強度・軽量白杖の開発と路面タッチ動作時の上肢負担の評価	日本機械学会ロボティクス・メカトロニクス講演会2013(ポスター発表), 2A2-A05	H25.5
4	(5)	視覚障害者のための筆記具の開発とその評価	日本機械学会ロボティクス・メカトロニクス講演会2013(ポスター発表), 2A1-A06	H25.5
5	布川清彦 井野秀一 土井幸輝	白杖探索における打撃時の振動と硬さ感覚の関係	日本機械学会ロボティクス・メカトロニクス講演会2013(ポスター発表), 2A2-A10	H25.5
6	神山努	自閉性障害児の応答行動に対する保護者支援の検討ー家庭の日課内での指導を中心にー	日本行動分析学会第31回年次大会発表論文集	H25.7
7	土井幸輝	アクセシブルデザインと高齢者・障害者配慮設計に関する実践研究	日本ゴム協会第49回夏期講座講演要旨集, pp33-45	H25.7
8	土井幸輝 豊田航 藤本浩志	アラビア数字の浮き出し文字のサイズが識別容易性に及ぼす影響	第23回バイオメカニズムシンポジム(口頭発表), pp493-504	H25.7
9	豊田航 土井幸輝 藤本浩志	加齢及び触知経験を考慮した凸バーと凸点の識別容易性の評価	第23回バイオメカニズムシンポジム(口頭発表), pp481-492	H25.7
10	(6)	高等学校における特別支援教育の推進に関する実態調査（１）高等学校入学者選抜における現状を中心として	日本特殊教育学会第51回大会発表論文集CD-ROM（ポスター発表）	H25.8
11	(7)	高等学校における特別支援教育の推進に関する実態調査（２）平成21年度調査との比較	日本特殊教育学会第51回大会発表論文集CD-ROM（ポスター発表）	H25.8
12	大崎博史	特別支援教育制度の下での訪問教育の現状と課題（２）ー訪問教育措置理由と対象児童生徒の教育課程ー	日本特殊教育学会第51回大会発表論文集CD-ROM（ポスター発表）	H25.8
13	大崎博史 樋口和彦 堀内美紀	重度重複障害の子どもの学習とは？ー何のため、誰のための「学び」か？ー本人の将来の生き方・在り方につながる「学び」の視点の重要性ー	日本特殊教育学会第51回大会発表論文集CD-ROM（自主シンポジウム：話題提供者）	H25.8
14	(8)	自閉症・情緒障害特別支援学級における自閉症のある生徒の数学科の習得状況と学習上の特徴	日本特殊教育学会第51回大会発表論文集CD-ROM（ポスター発表）	H25.8
15	岡本邦広 野作貞行 井澤信三	行動問題を示す発達障害児をもつ保護者と教師の協働的アプローチにおける「協議ツール」の効果と支援行動の維持の検討	日本発達障害学会第48回大会, pp162	H25.8
16	小澤至賢 大内進 小松幸恵 牧野泰美 齊藤由美子	特別支援教育を推進する学校マネジメントと校長のリーダーシップの在り方（2）ー特別支援学校を設置する教育委員会へのアンケート調査の結果からー	日本特殊教育学会第51回大会発表論文集CD-ROM（ポスター発表）	H25.8
17	Yuko Kamazuka, Emi Furukawa, Masayoshi Tsuge	"Study Regarding the Solution Towards Mental and Physical Health Issues of Children Pervasive Developmental Disorders."	International Union for Health and Education(IUHPE), 21th World Conference on Health Promotion, Thailand. (Poster Presentaion).	H25.8
18	神山努	知的障害教育における学習評価の在り方―組織的・体系的な学習評価の推進を促す方策を考える―	日本発達障害学会第48回大会発表論文集	H25.8

19	神山努	保健センターのフォローアップ教室参加者を対象としたペアレント・トレーニングの実践報告	日本特殊教育学会第51回大会発表論文集CD-ROM（ポスター発表）	H25.8
20	笹森洋樹 大城政之	通級による指導の担当者の課題と今後の在り方 発達障害を対象とする通級指導教室の実態調査から	日本特殊教育学会第51回大会発表論文集CD-ROM（ポスター発表）	H25.8
21	澤田真弓 田中良広	全国小・中学校弱視特別支援学級等に関する調査研究－特別支援学校（視覚障害）との連携に関わる調査を中心に－	日本特殊教育学会第51回大会発表論文集CD-ROM（ポスター発表）	H25.8
22	武富博文	特別支援教育体制下における複雑ネットワーク理論の応用ネットワーク構築の在り方とネットワーク評価に関する理論的研究(その１)	日本特殊教育学会第51回大会発表論文集CD-ROM（ポスター発表）	H25.8
23	(9)	足底皮膚にずれ刺激を提示する装置の試作と閾値測定	電子情報通信学会福祉情報工学研究会（WIT）（口頭発表），pp5-10	H25.8
24	(10)	高強度・軽量化を実現するアラミド繊維強化プラスチック製白杖の開発とその評価 ～上肢負担軽減効果の評価法に関する実験的検討～	電子情報通信学会福祉情報工学研究会（WIT）（口頭発表），pp97-99	H25.8
25	(11)	特別支援学校(肢体不自由)における教員のAT(ICTを含む）の活用能力の自己評価及び研修ニーズに関する検討－静岡県立中央特別支援学校における調査結果を通して－	日本特殊教育学会第51回大会発表論文集CD-ROM（ポスター発表）	H25.8
26	布川清彦 井野秀一 土井幸輝	白杖を用いた対象のテクスチャー知覚～単独歩行する視覚障害者とアイマスクをした晴眼者の比較～	電子情報通信学会福祉情報工学研究会（WIT）（口頭発表），pp101-104	H25.8
27	畠山卓朗 渡辺崇史 土井幸輝	聴覚障がい学生の主体的な講義参加を可能にする手書きノートテイク支援システム（第２報）	第28回リハ工学カンファレンス（口頭発表），pp171-172	H25.8
28	(12)	特別支援学級における教育課程の編成と実施の現状と課題（１)全都道府県・指定都市教育委員会への調査から	日本特殊教育学会第51回大会発表論文集CD-ROM（ポスター発表）	H25.8
29	柳澤亜希子	自閉症スペクトラム障害のある幼児の子育てに対する父母の認識の比較	日本自閉症スペクトラム学会第12回記念研究大会論文集(ポスター発表），pp55	H25.8
30	(13)	自閉症・情緒障害特別支援学級における自閉症のある児童の算数科の習得状況と学習上の特徴 －自閉症・情緒障害特別支援学級（小学校）担当者への調査から－	日本特殊教育学会第51回大会論文集CD-ROM（ポスター発表）	H25.8
31	渡邉弘規 金森克浩	タブレット端末を活用した視覚認知の向上についての研究	日本特殊教育学会第51回大会発表論文集（ポスター発表）	H25.8
32	(14)	自閉症・情緒障害特別支援学級における自閉症のある生徒の数学科の習得状況と学習上の特徴－自閉症・情緒障害特別支援学級（中学校）担当者への調査から－	日本特殊教育学会第51回大会発表論文集CD-ROM（ポスター発表）	H25.8
33	庄司美千代 原田公人 藤本裕人 横尾俊	特別支援学校（聴覚障害）におけるコミュニケーション手段と教材活用に関する現状調査（１）	日本特殊教育学会第51回大会発表論文集CD-ROM（ポスター発表）	H25.8
34	田中良広 澤田真弓	全国小・中学校弱視特別支援学級等に関する調査研究－在籍児童生徒に関する実態調査を中心に－	日本特殊教育学会第51回大会発表論文集CD-ROM（口頭発表）	H25.8
35	田中良広 中野泰志他	教科書バリアフリー法と特別支援教育（４） －教科書の電子化をめぐる課題の整理－ 教科書を電子化する際の規格の整理	日本特殊教育学会第51回大会発表論文集CD-ROM（自主シンポジウム：話題提供者）	H25.8

36	尾崎祐三 森脇勤 中田正敏	特別支援教育におけるキャリア教育(5)－キャリア教育の視点から今後のインクルーシブ教育システムの構築を展望する－	日本特殊教育学会第51回大会発表論文集CD-ROM（自主シンポジウム：話題提供者）	H25.8
37	長沼俊夫 田口公彦	特別支援教育におけるICT及びアシスティブ・テクノロジーの活用(3) 肢体不自由教育を中心に	日本特殊教育学会第51回大会発表論文集CD-ROM（自主シンポジウム：話題提供者）	H25.8
38	柳川公三子 逵直美 松見和樹	キャリア教育の推進における実際と課題Ⅲ キャリア発達を促す評価の在り方とは	日本特殊教育学会第51回大会発表論文集CD-ROM（自主シンポジウム：話題提供者）	H25.8
39	熊田華恵 中川辰雄	先天性盲ろう乳幼児のコミュニケーション方法（手話）形成	日本特殊教育学会第51回大会発表論文集CD-ROM（自主シンポジウム：話題提供者）	H25.8
40	加瀬恵 熊田華恵	知的障害特別支援学校における言語環境の整理「きく」ことの理解を深める教員向けテキスト作成とその活用	日本特殊教育学会第51回大会発表論文集CD-ROM（自主シンポジウム：話題提供者）	H25.8
41	土井幸輝 西村崇宏 藤本浩志 田中隆	視覚障害児・者支援技術の実践的研究	第31回日本ロボット学会学術講演会特別併設シンポジウム紀要論文集，pp62-63	H25.9
42	布川清彦 井野秀一 土井幸輝	単独歩行する視覚障害者による白杖を用いた対象のテクスチャー知覚	ヒューマンインタフェースシンポジウム2013(ポスター発表)，pp571-572	H25.9
43	柘植雅義	「多様なニーズへの挑戦」は「学び」と「教え」を如何に進化させるか	日本LD学会第22回大会発表論文集（大会会長講演），pp149	H25.10
44	柘植雅義 宮本信也 花熊暁 緒方明子	改めて「LDとは何か」を問う～21世紀、LD概念はどのように変わっていくか～	日本LD学会第22回大会発表論文集（大会企画シンポジウム：話題提供者），pp154-155	H25.10
45	杉本陽子 森和彦 海津亜希子	我が国におけるRTIを基にした多層指導モデルへの期待と課題	日本LD学会第22回大会発表論文集（大会企画シンポジウム：話題提供者），pp160-161	H25.10
46	飯島知子 柘植雅義	LD等通級指導教室の担当者と担任との連携の在り方～教室開設後５年間のアンケート調査から～	日本LD学会第22回大会発表論文集（ポスター発表），pp652	H25.10
47	伊藤伸二 牧野泰美	支えること、支えられること	第42回全国公立学校難聴・言語障害教育研究協議会全国大会鹿児島大会報告集，pp32-40	H25.10
48	大城政之 笹森洋樹	通級による指導と通常の学級との連携に関する研究(3)～発達障害を対象とする通級指導教室の運営マニュアル（試案）の作成について～	日本LD学会第22回大会発表論文集（ポスター発表），pp588-589	H25.10
49	太田聡子 柘植雅義	特別支援学校におけるボランティアの活動前後の意識の変化について～質問紙調査を通して～	日本LD学会第22回大会発表論文集（ポスター発表），pp620-621	H25.10
50	尾﨑朱 柘植雅義	幼稚園から小学校へのクラスワイドSSTの効果～エビデンスから見る３年後の教育的効果～	日本LD学会第22回大会発表論文集（ポスター発表），pp356-357	H25.10
51	佐藤滋 森川治 金森克浩 梅田真理	発達障害の工学的支援の意義～姿勢保持ゲームの開発を例に～	日本LD学会第22回大会発表論文集（ポスター発表），pp488-489	H25.10
52	高橋宏昌 柘植雅義	自閉症理解のための研修会を通しての教職員の理解と意識の変化～特別支援学校におけるコーディネーターの実践から～	日本LD学会第22回大会発表論文集（ポスター発表），pp622-623	H25.10

53	田中裕一 柘植雅義	兵庫県における特別支援学校のセンター的機能の発揮に関する2006～2010年に渡る5年間の縦断的研究(1)	日本LD学会第22回大会発表論文集（ポスター発表）, pp780-781	H25.10
54	原田公人	Consideration of auditory compensation, communication, and support for cochlear implant (CI) children in the period of education and therapeutic care,	6th International Symposium on Remedial and Special Education,6th International Symposium on Remedial and Special Education,46	H25.10
55	牧野泰美	連携すること、指導・支援を連携して行うこと	第42回全国公立学校難聴・言語障害教育研究協議会全国大会鹿児島大会報告集, pp69-70	H25.10
56	金森克浩 長沼俊夫 徳永亜希雄 齊藤由美子	肢体不自由特別支援学校におけるタブレット端末活用に関する検討	日本教育情報学会第29回年会（口頭発表）, pp94-99	H25.11
57	外山世志之 金森克浩	特別支援学校におけるAT（Assistive Technology：支援技術）活用に関する相談・支援の実践から見る今後のAT活用支援の在り方の検討	日本教育情報学会第29回年会（口頭発表）, pp366-369	H25.11
58	土井幸輝 西村崇宏 藤本浩志	点字の触読性向上を目指した触読支援具の作成	日本人間工学会東海支部2013年研究大会(口頭発表), pp68-69	H25.11
59	松森ハルミ 土井幸輝 藤本浩志	ドットパターンの識別特性に触読経験が及ぼす影響	第34回バイオメカニズム学術講演会(口頭発表), pp71-72	H25.11
60	(15)	アクセシブルなデジタル教科書作成のためのガイドラインに基づいたデジタル教科書モデルの試作	ATACカンファレンス2013京都	H25.12
61	禿嘉人 金森克浩 外山世志之 谷本式慶	地域型のイベントから見えてきたこと マジカルトイボックスの実践より	ATACカンファレンス2013京都	H25.12
62	佐野将大 金森克浩 坂井聡	タブレットの入力方法に視点を向けたアプリ整理表作成の試み「もぞもぞ、とんとん、すりすり」から「タップ、スワイプ、ピンチ」まで	ATACカンファレンス2013京都	H25.12
63	布川清彦 関喜一 井野秀一 土井幸輝	白杖の接触音による対象の硬さ判断に関する実験的検討	第39回感覚代行シンポジウム(口頭発表), pp61-62	H25.12
64	松森ハルミ 土井幸輝 藤本浩志	加齢がドットパターンの識別特性に及ぼす影響	第39回感覚代行シンポジウム(口頭発表), pp39-40	H25.12
65	(16)	足圧分布パターンを考慮した足底感覚の評価	日本機械学会第26回バイオエンジニアリング講演会(口頭発表), 2A33	H26.1
66	(17)	点字触読初心者を対象とした英語点字の点字学習教材の作成	日本機械学会第26回バイオエンジニアリング講演会(口頭発表), 2A42	H26.1
67	布川清彦 井野秀一 土井幸輝	視覚障害ユーザにおける白杖を用いた対象のテクスチャー認知における握り方の影響	日本機械学会第26回バイオエンジニアリング講演会(口頭発表), 2A43	H26.1
68	大崎博史	関肢研　第3分科会「訪問教育」助言記録	平成25年度第50回関東・甲信越地肢体不自由教育研究協議会山梨大会報告書, pp37-38	H26.2

69	久保山茂樹	言語発達遅滞のある幼児への指導	全難言協機関誌「きこえとことば」，第32号，全国公立学校難聴・言語障害教育研究協議会，pp50-51	H26.2
70	Hisashi Takeshima, Katsuhiro Kanamori	How to Create Educational Software for Children with Severe Disabilities Session Description	29TH ANNUAL INTERNATIONAL TECHNOLOGY & PERSONSWITH DISABILITIES CONFERENCE(Oral)	H26.3

(3)土井幸輝・河野勝・西村崇宏・藤本浩志・田中良広・澤田真弓・大内進・金子健・金森克浩
(4)土井幸輝・菅間敦・西村崇宏・瀬尾明彦・井野秀一・布川清彦・小菅一彦・宮崎明人・杉山雅章・田中良広・澤田真弓・金子健・大内進・金森克浩
(5)土井幸輝・西村崇宏・田中隆・菅間敦・金森克浩・畠山卓朗
(6)伊藤由美・梅田真理・岡本邦広・笹森洋樹・柘植雅義・玉木宗久・渥美義賢・植木田潤・海津亜希子
(7)梅田真理・伊藤由美・岡本邦広・笹森洋樹・柘植雅義・玉木宗久・渥美義賢・植木田潤・海津亜希子
(8)岡本邦広・佐藤肇・柳澤亜希子・石坂務・笹森洋樹・渥美義賢
(9)近井学・井野秀一・高橋紀代・大西忠輔・佐藤満・布川清彦・土井幸輝・吉村眞一
(10)土井幸輝・菅間敦・西村崇宏・瀬尾明彦・井野秀一・布川清彦・小菅一彦・宮崎明人・杉山雅章・田中良広・澤田真弓・金子健・大内進・金森克浩
(11)徳永亜希雄・長沼俊夫・金森克浩・齊藤由美子・高木達夫・太田剛・采女靖彦・小島洋・望月導章・田中浩二
(12)原田公人・長沼俊夫・柘植雅義・尾崎祐三・小林倫代・金子健・柳澤亜希子・神山努・日下奈緒美・滝川国芳
(13)柳澤亜希子・石坂務・岡本邦広・佐藤肇・笹森洋樹・渥美義賢
(14)岡本邦広・佐藤肇・柳澤亜希子・石坂務・笹森洋樹・渥美義賢
(15)金森克浩・梅田真理・田中良広・棟方哲弥・土井幸輝・武富博文・横尾俊
(16)近井学・井野秀一・大西忠輔・山下和彦・土井幸輝・布川清彦・三宅仁・本田哲三
(17)土井幸輝・河野勝・西村崇宏・藤本浩志・田中良広・澤田真弓・大内進・金子健・金森克浩

（商業誌等における研究成果の発表状況）

	発表者	論文の標題	発表誌・巻号等	掲載・発表年月
1	金森克浩	障がいの重い子供のコミュニケーション支援 ーマジカルトイボックスの活動からー	肢体不自由教育，No.210	H25.4
2	久保山茂樹	連載『気になる子への支援』①『初めて』への不安	Piccolo（ピコロ），2013年4月号，学研教育みらい，pp78-81	H25.4
3	笹森洋樹	発達障害に対する教育の今後の展開	「特別支援教育研究」，東洋館出版社，2013年5月号，No.669	H25.4
4	齋藤由美子	特総研は今・・ 諸外国の障害のある子どもの教育に関する情報収集	実践障害児教育，vol.478，学研教育出版，pp58	H25.4
5	大崎博史	用語解説「特別支援教育コーディネーター」	財団法人日本知的障害者福祉協会，知的障害福祉研究support（さぽーと），No.676	H25.5
6	久保山茂樹	連載『気になる子への支援』②集団活動になじまない	Piccolo（ピコロ），2013年5月号，学研教育みらい，pp74-77	H25.5
7	齊藤由美子	見ることへの配慮が必要な子供の指導（1）障害の重い子供の主体的な活動を支えるコミュニケーション支援と環境づくり	肢体不自由教育，210，pp40－43	H25.5
8	藤本裕人	特総研は今・・ 教育支援部の取り組みについて	実践障害児教育，vol.479，学研教育出版，p60	H25.5

9	金森克浩	iディバイスを利用した支援技術の意義・開発動向	福祉介護テクノプラス，2013年6月号	H25.6
10	久保山茂樹	連載『気になる子への支援』③友達の嫌がることをする	Piccolo（ピコロ），2013年6月号，学研教育みらい，pp74-77	H25.6
11	笹森洋樹	高機能自閉症などの特徴と支援	「指導と評価」，図書文化，2013年7月号	H25.6
12	長沼俊夫	久里浜だより 企画部調査担当の業務について	教育と医学，第61巻6号，慶應義塾大学出版会，pp78-79	H25.6
13	涌井恵	特総研は今・・ 発達障害教育情報センターWebサイトによる情報発信	実践障害児教育，vol.480，学研教育出版，pp60	H25.6
14	原田公人	特別支援学校高等部（選考科）における進路指導・職業教育支援プログラムの開発	季刊 特別支援教育，No.50，東洋館出版社，pp56-57	H25.6
15	笹森洋樹	小・中学校の通常の学級における特別支援教育の取組	岡山県教育委員会「教育時報」	H25.7
16	長沼俊夫	特総研は今・・ 企画部調査担当の業務と平成24年度の調査の報告	実践障害児教育，vol.481，学研教育出版，pp58	H25.7
17	久保山茂樹	連載『気になる子への支援』④「こだわり」が強い	Piccolo（ピコロ），2013年7月号，学研教育みらい，pp74-77	H25.7
18	小澤至賢	久里浜だより 教育支援部の取り組みについて	教育と医学，第61巻7号，慶應義塾大学出版会，pp84-86	H25.7
19	原田公人	久里浜だより 本研究所の研究について	教育と医学，第61巻8号，慶應義塾大学出版会，pp76-77	H25.8
20	久保山茂樹	連載『気になる子への支援』⑤保育者からのお悩みQ&A	Piccolo（ピコロ），2013年8月号，学研教育みらい，pp74-77	H25.8
21	柘植雅義	巻頭言：学習でつまずく子どもたち -教師が気づき、適切な支援をするには-（特集：学習につまずく子どもの支援を見直そう（読み・書き・計算・自尊感情への対応））	実践障害児教育，vol482，学研教育出版，pp2-5	H25.8
22	梅田真理	久里浜だより 発達障害教育情報センターから発信 ー動画で配信「研修講義」に関する情報	教育と医学，第61巻9号，慶應義塾大学出版会，pp94-95	H25.9
23	原田公人	特総研は今・・ 本研究所の研究について	実践障害児教育，vol.483，学研教育出版，p60	H25.9
24	尾崎祐三	多様な教育的ニーズに応えるための特別支援学校の機能と役割	発達障害白書2014年度版，明石書房	H25.9
25	久保山茂樹	連載『気になる子への支援』⑥行事への参加が難しい	Piccolo（ピコロ），2013年9月号，学研教育みらい，pp74-77	H25.9
26	齊藤由美子	見ることへの配慮が必要な子供の指導（２）見えにくさをもった障害の重い子供の視機能の特性と実態把握	肢体不自由教育，211，pp42－45	H25.9

27	武富博文	文部科学省通知「病気療養児に対する教育の充実について」の概要　他	特別支援教育の実践情報，No.155，明治図書，pp56-57	H25.9
28	柘植雅義	特別支援教育の現状と課題 -成熟と未成熟を確かに見極めて-.	教育展望，9月号，pp41-45	H25.9
29	牧野泰美	言語障害のある子どもの通常の学級における障害特性に応じた指導・支援の内容・方法に関する研究-通常の学級と通級指導教室の連携を通して-	季刊 特別支援教育，No.51，東洋館出版社，pp56-57	H25.9
30	金森克浩	発達障害者に対するＩＣＴ活用	教育展望，2013年10月号	H25.10
31	久保山茂樹	連載『気になる子への支援』⑦言葉の指示が伝わりにくい	Piccolo（ピコロ），2013年10月号，学研教育みらい，pp74-77	H25.10
32	柘植雅義	特別支援教育と発達障害	季刊 栄養教諭，33号，pp4-21	H25.10
33	柘植雅義	特別支援教育のこれから	月刊福祉，論点：社会福祉，10月号，pp54-55	H25.10
34	柘植雅義	発達障害とは何か -教室の中の多様性の認識と対応-	日本教育，10月号（特集：発達障害），pp6-9	H25.10
35	徳永亜希雄	久里浜だより 教育支援部および同部特別支援学校担当の取り組みについて	教育と医学，第61巻10号，慶應義塾大学出版会，pp83-84	H25.10
36	佐藤肇	特総研は今・・ 発達障害教育情報センターWebサイト	実践障害児教育，vol.484，学研教育出版，p62	H25.10
37	尾崎祐三	キーワードでわかる！「学習評価」のすべて	特別支援教育の実践情報14年12ー1月号，明治図書	H25.11
38	久保山茂樹	連載『気になる子への支援』⑧動きがぎこちない	Piccolo（ピコロ），2013年11月号，学研教育みらい，pp74-77	H25.11
39	齊藤由美子	見ることへの配慮が必要な子供の指導（３）実態把握から得られた情報を活かす教育的支援のあり方	肢体不自由教育，212，pp46－49	H25.11
40	松見和樹	トピックス 「障害者の雇用を支える連携体制の構築・強化について」 「就労系障害福祉サービスにおける教育と福祉の連携の一層の推進について」	特別支援教育の実践情報，No.156，明治出版，pp56-57	H25.11
41	牧野泰美	久里浜だより 平成25年度国立特別支援教育総合研究所セミナーについて	教育と医学，第61巻11号，慶應義塾大学出版会，pp92-93	H25.11
42	庄司美千代	特総研は今・・ 新規実施研修「就学相談・支援担当者研究協議会」について	実践障害児教育，vol.485，学研教育出版，pp61	H25.11
43	久保山茂樹	連載『気になる子への支援』⑨友達とかかわらない	Piccolo（ピコロ），2013年8月号，学研教育みらい，pp74-77	H25.12

44	藤本裕人	インクルーシブ教育システム構築に関わるデータベース作成について	季刊 特別支援教育，No.52，東洋館出版社，pp36-37	H25.12
45	藤本裕人	合理的配慮と基礎的環境整備の観点で整理した指導事例（通級による指導）	季刊 特別支援教育，No.52，東洋館出版社，pp38-41	H25.12
46	澤田真弓	インクルーシブ教育システムにおける教育の専門性と研修カリキュラムの開発に関する研究	季刊 特別支援教育，No.52，東洋館出版社，pp68-69	H25.12
47	伊藤由美	久里浜だより 各都道府県等が実施する研修への支援（講義配信）について	教育と医学，第61巻12号，慶應義塾大学出版会，pp98-99	H25.12
48	松見和樹	特総研は今・・ 「国立特別支援教育総合研究所セミナー」の開催について	実践障害児教育，vol.486，学研教育出版，p60	H25.12
49	国立特別支援教育総合研究所	「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」の開設について	教育委員会月報，第一法規，p122	H26.1
50	柘植雅義	発達障害のある子供の教育について最近思うこと（特集：特別支援教育の推進・工夫・改善）.	埼玉県立総合教育センター，埼玉教育，764，pp2-3	H26.1
51	大崎博史	訪問教育の今（一）訪問教育の現状と課題	社会福祉法人日本肢体不自由児協会，肢体不自由教育，No.213，pp42-45	H26.1
52	尾崎祐三	通常の学級における「合理的配慮」の提供の在り方	特別支援教育研究1月号，東洋館出版社	H26.1
53	久保山茂樹	連載『気になる子への支援』⑩保護者とのかかわりに悩む	Piccolo（ピコロ），2014年1月号，学研教育みらい，pp74-77	H26.1
54	武富博文	久里浜だより 教育支援部及び同部「幼・小・中・高等学校担当」の役割について	教育と医学，第62巻1号，慶應義塾大学出版会，pp90-91	H26.1
55	田中良広	特総研は今・・ 教育相談情報提供システムの活用について	実践障害児教育，vol.487，学研教育出版，p63	H26.1
56	徳永亜希雄	あらためて「個別の指導計画」について考える―「個別の教育支援計画」との関連において―	肢体不自由教育，213号，pp6-11	H26.1
57	久保山茂樹	連載『気になる子への支援』⑪個別の支援を次年度につなぐ	Piccolo（ピコロ），2014年2月号，学研教育みらい，pp74-77	H26.2
58	田中良広他	日本人学校と特別支援教育	海外子女教育	H26.2
59	棟方哲弥	久里浜だより 諸外国における障害のある子どもの教育について	教育と医学，第62巻2号，慶應義塾大学出版会，pp94-95	H26.2
60	小澤至賢	特総研は今・・ 学校教育支援担当の調査支援活動	実践障害児教育，vol.486，学研教育出版，p60	H26.2
61	大崎博史	訪問教育の今（二）訪問教育の指導の実際	社会福祉法人日本肢体不自由児協会，肢体不自由教育，No.214，pp40-43	H26.3

62	久保山茂樹	連載『気になる子への支援』⑫子どもや保育者の姿から学ぶ	Piccolo（ピコロ），2014年3月号，学研教育みらい，pp74-77	H26.3
63	武富博文	学校教育法施行令の一部を改正する政令の概要について	特別支援教育の実践情報，No.158，明治図書，pp56-57	H26.3
64	涌井恵	学び方を選べるユニバーサルデザインな授業ーマルチ知能と協同学習で多様性に応える（特集：自分に合った学習方法を選べる力を育てて学力アップ！「学び方を学ぶ」授業と協同学習）	実践障害児教育，vol.489，学研教育出版，pp2-5	H26.3
65	尾崎祐三	共生社会の実現に資するキャリア発達支援の充実を！（雇用の現場を知れば就労支援が見えてくる：最終回）	実践障害児教育，vol.489，学研教育出版，pp52-55	H26.3
66	藤本裕人	特総研は今・・・ インクルーシブ教育システム構築支援データベースの開発について	実践障害児教育，vol.489，学研教育出版，pp61	H26.3
67	藤本裕人 森山貴史	久里浜だより 「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」について	教育と医学，第62巻3号，慶應義塾大学出版会，pp82-83	H26.3

（研究所研究紀要）

	発表者	論文の標題	発表誌・巻号等	発行年月
1	石坂務 藤田継道	特別支援学校（知的障害）に在籍する自閉症児の自傷行為に対する学校コンサルテーション事例の報告	国立特別支援教育総合研究所研究紀要，第41巻，pp53-62	H26.3
2	伊藤由美 植木田潤	緘黙児の自己表現の変容に関する一考察－母子分離不安への支援を通して－	国立特別支援教育総合研究所研究紀要，第41巻，pp37-51	H26.3
3	岡本邦広	漢字書字に困難のある児童生徒への指導に関する研究	国立特別支援教育総合研究所研究紀要，第41巻，pp63-76	H26.3
4	澤田真弓	特集「インクルーシブ教育システムにおける教育の専門性と研修カリキュラムの開発に関する研究」 研修カリキュラム立案のための方策とその具体例の検討	国立特別支援教育総合研究所研究紀要，第41巻，pp3-14	H26.3
5	(18)	紫外線硬化樹脂点字のマス間隔比が触読性に及ぼす影響	国立特別支援教育総合研究所研究紀要，第41巻，pp27-36	H26.3
6	藤本裕人	インクルーシブ教育システム構築に向けた特別な支援を必要とする児童生徒への配慮や特別な指導に関する研究　－具体的な配慮と運用に関する参考事例－	国立特別支援教育総合研究所研究紀要，第41巻，pp15-24	H26.3
7	柳澤亜希子	特別支援教育における教師と保護者の連携 －保護者の役割と教師に求められる要件－	国立特別支援教育総合研究所研究紀要，第41巻，pp77-87	H26.3

(18)土井幸輝・西村崇宏・藤本浩志・和田勉・田中良広・澤田真弓・大内進・金子健・金森克浩

（国立特別支援教育総合研究所ジャーナル）

	発表者	論文の標題	発表誌・巻号等	発行年月
1	澤田真弓 田中良広	「平成24年度弱視特別支援学級等設置校調査」結果報告	国立特別支援教育総合研究所ジャーナル，第3号，pp7-11	H26.3
2	森山貴史 日下奈緒美 新平鎮博	病弱教育におけるICT活用の意義に関する検討 ー病弱教育研究班活動を通してー	国立特別支援教育総合研究所ジャーナル，第3号，pp12-17	H26.3
3	日下奈緒美 森山貴史 新平鎮博	慢性疾患をもつ児童生徒の特別支援学校（病弱）及び病弱・身体虚弱特別支援学級の在籍に関する疫学的検討	国立特別支援教育総合研究所ジャーナル，第3号，pp18-23	H26.3
4	齊藤由美子 熊田華恵	Council for Exceptional Children 年次総会参加及びテキサス盲学校訪問についての報告	国立特別支援教育総合研究所ジャーナル，第3号，pp24-29	H26.3
5	大崎博史	オランダとデンマークにおける障害のある人が利用するスヌーズレン関連施設の視察報告	国立特別支援教育総合研究所ジャーナル，第3号，pp30-38	H26.3
6	柘植雅義	日本ＬＤ学会第22回大会報告	国立特別支援教育総合研究所ジャーナル，第3号，pp46-51	H26.3
7	牧野泰美	平成25年度国立特別支援教育総合研究所セミナー報告	国立特別支援教育総合研究所ジャーナル，第3号，pp52-58	H26.3
8	田中良広他	教育支援部の事業について	国立特別支援教育総合研究所ジャーナル，第3号，pp59-63	H26.3
9	田中良広	平成25年度東アジア・大洋州地区日本人学校校長研究協議会参加報告	国立特別支援教育総合研究所ジャーナル，第3号，pp64-69	H26.3
10	企画部国際調査・交流担当 国別調査班	諸外国における障害のある子どもの教育	国立特別支援教育総合研究所ジャーナル，第3号，pp70-84	H26.3

（その他）

	発表者	論文の標題	発表誌・巻号等	発行年月
1	国立特別支援教育総合研究所	「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の補足調査　調査報告書	国立特別支援教育総合研究所	H26.3
2	国立特別支援教育総合研究所 知的班	知的障害特別支援学級（小・中）の担任が指導上抱える困難やその対応策に関する全国調査－研修、支援体制からの考察－（平成24～平成25年度調査報告書）	平成24～平成25年度知的班の研究班活動による調査報告書	H26.3
3	国立特別支援教育総合研究所 知的班	平成24～25年度「知的障害特別支援学級（小・中）の担任が指導上抱える困難やその対応策に関する全国調査」（小学校の結果と考察）	成果普及リーフレット（小学校版）	H26.3
4	国立特別支援教育総合研究所 知的班	平成24～25年度「知的障害特別支援学級（小・中）の担任が指導上抱える困難やその対応策に関する全国調査」（中学校の結果と考察）	成果普及リーフレット（中学校版）	H26.3
5	笹森洋樹	多様化する生徒実態への対応急務（第１回）	日本教育新聞「連載記事」個を見つめて高校での特別支援教育	H26.3
6	笹森洋樹	多角的実態把握と組織的対応を（第２回）	日本教育新聞「連載記事」個を見つめて高校での特別支援教育	H26.3
7	笹森洋樹	学び直し、学び合いを生かす（第３回）	日本教育新聞「連載記事」個を見つめて高校での特別支援教育	H26.3
8	笹森洋樹	社会人基礎力を育てるキャリア教育（第４回）	日本教育新聞「連載記事」個を見つめて高校での特別支援教育	H26.3

８　平成２５年度講師派遣実績

1）国、独立行政法人からの依頼によるもの

	依頼元	人数
1	文部科学省	19 名
2	厚生労働省	1 名
3	総務省	2 名
4	内閣府	1 名
5	国立教育政策研究所	3 名
6	国立障害者リハビリテーションセンター	4 名
7	独立行政法人国立高等専門学校機構	1 名
8	独立行政法人日本学生支援機構	1 名
9	独立行政法人国立がん研究センター	2 名
10	独立行政法人環境再生保全機構	3 名
	延べ人数	37 名

2）都道府県、指定都市からの依頼によるもの

	依頼元	人数
1	北海道教育委員会	3 名
2	札幌市教育委員会	1 名
3	青森県教育委員会	5 名
4	青森県総合学校教育センター	3 名
5	青森県教育委員会東青教育事務所	1 名
6	岩手県教育委員会	1 名
7	岩手県立総合教育センター	1 名
8	宮城県教育委員会	1 名
9	宮城県総合教育センター	1 名
10	山形県教育庁	2 名
11	福島県養護教育センター	1 名
12	茨城県教育研修センター	1 名
13	埼玉県教育委員会	2 名
14	埼玉県立総合教育センター	2 名
15	千葉県教育委員会	1 名
16	千葉県教育庁	1 名
17	千葉県総合教育センター	6 名
18	千葉市養護教育センター	1 名
19	東京都教職員研修センター	2 名
20	神奈川県教育委員会	3 名
21	神奈川県立総合教育センター	3 名
22	神奈川県ライトセンター	3 名
23	横浜市教育委員会	6 名
24	横浜市中部地域療育センター	1 名

25	川崎市教育委員会	1名
26	川崎市役所市民・こども局こども本部	1名
27	相模原市立総合学習センター	1名
28	新潟県教育委員会	1名
29	新潟県立教育センター	2名
30	石川県教育センター	2名
31	福井県教育委員会	2名
32	福井県特別支援教育センター	1名
33	長野県教育委員会	2名
34	長野県総合教育センター	2名
35	静岡県総合教育センター	2名
36	静岡市教育委員会	2名
37	三重県教育委員会	1名
38	京都府総合教育センター	1名
39	京都市総合教育センター	2名
40	兵庫県教育委員会	1名
41	兵庫県立特別支援教育センター	2名
42	鳥取県教育委員会	3名
43	岡山県教育庁	1名
44	岡山県総合教育センター	2名
45	山口県教育庁	1名
46	徳島県教育委員会	1名
47	愛媛県教育委員会	1名
48	高知県教育センター	4名
49	北九州市立教育センター	1名
50	熊本県立教育センター	1名
51	大分県教育委員会	1名
52	大分県教育センター	2名
53	宮崎県教育庁	3名
54	宮崎県教育研修センター	1名
55	鹿児島県教育委員会	1名
56	沖縄県教育委員会	1名
57	沖縄県教育庁	3名
	延べ人数	105名

3）市町村からの依頼によるもの

	依頼元	人数
1	福岡県飯塚市教育委員会	3名
2	山形県大江町教育委員会	1名
3	佐賀県佐賀市教育委員会	1名

4	東京都世田谷区教育委員会	1 名
5	神奈川県平塚市子ども教育相談センター	1 名
6	神奈川県横須賀市	1 名
7	神奈川県横須賀市教育委員会	2 名
	延べ人数	10 名

4）大学等からの依頼によるもの

	依頼元	人数
1	秋田県潟上市立大豊小学校	1 名
2	秋田県立栗田養護学校	1 名
3	秋田県立ゆり養護学校	1 名
4	石川県立医王特別支援学校	2 名
5	石川県立ろう学校	1 名
6	長野県伊那養護学校	1 名
7	茨城大学	1 名
8	愛媛県立しげのぶ特別支援学校	1 名
9	大分県立中津支援学校	1 名
10	大阪府立だいせん聴覚高等支援学校	2 名
11	岡山県立早島支援学校	2 名
12	鹿児島県立鹿児島高等特別支援学校	1 名
13	学校法人敬心学園日本福祉教育専門学校	1 名
14	学校法人高千穂学園	1 名
15	学校法人明星学苑	2 名
16	神奈川県立平塚ろう学校	1 名
17	川崎市立聾学校	1 名
18	高知県立高知ろう学校	1 名
19	高知県立中村特別支援学校	1 名
20	甲南大学教職教育センター	1 名
21	公立大学法人大阪市立大学	2 名
22	国立大学法人兵庫教育大学	2 名
23	佐賀県立大和特別支援学校	1 名
24	札幌学院大学	1 名
25	滋賀県立日野高等学校	1 名
26	静岡県浜松市立泉小学校	1 名
27	静岡県立静岡聴覚特別支援学校	1 名
28	静岡県立浜松特別支援学校	1 名
29	小中一貫教育校高砂けやき学園 葛飾区立高砂小学校	1 名
30	学校法人聖坂学園 聖坂養護学校	1 名
31	政策研究大学院大学	1 名
32	星槎大学	1 名

33	千葉県立袖ケ浦特別支援学校	1 名
34	筑波大学	1 名
35	筑波大学附属久里浜特別支援学校	3 名
36	筑波大学附属聴覚特別支援学校	1 名
37	東京国際大学人間社会学部	1 名
38	東京都立青峰学園	1 名
39	東京都立葛飾盲学校	2 名
40	東京都立墨田特別支援学校	1 名
41	富山県立志貴野高等学校	1 名
42	練馬区立光が丘さくら幼稚園	2 名
43	ノートルダム清心女子大学	1 名
44	兵庫県立神戸聴覚特別支援学校	1 名
45	兵庫県立豊岡聴覚特別支援学校	1 名
46	広島大学大学院	2 名
47	福島県立郡山養護学校	2 名
48	三重県立特別支援学校　北勢きらら学園	1 名
49	宮城県立石巻支援学校	1 名
50	宮崎県立都城さくら聴覚支援学校	1 名
51	明治学院大学	1 名
52	山形県立新庄養護学校	1 名
53	横須賀市立看護専門学校	1 名
54	横須賀市立ろう学校	4 名
55	横浜国立大学	10 名
56	早稲田大学大学院人間科学研究科	1 名
57	早稲田大学人間科学学術院	1 名
58	山梨大学教育人間科学部	1 名
59	神奈川県立武山養護学校	1 名
60	放送大学	4 名
	延べ人数	87 名

5）研究会等からの依頼によるもの

	依頼元	人数
1	NPO 法人 e-AT 利用促進協会	1 名
2	愛知県肢体不自由教育研究協議会	1 名
3	愛知県特別支援教育推進連盟	1 名
4	秋田県聴覚・言語障がい教育研究会	1 名
5	一般社団法人日本発達障害ネットワーク	1 名
6	茨城県特別支援学校教育研究会	2 名
7	岩手県高等学校教育研究会	1 名
8	沖縄県聴覚障害教育研究会実行委員会	1 名

9	鹿児島県特別支援教育研究会	1 名
10	神奈川県肢体不自由養護学校 PTA 連合会	1 名
11	神奈川県特別支援学校長会	1 名
12	神奈川県難聴言語障害教育研究協議会	1 名
13	神奈川県立特別支援学校情報教育担当者研究協議会	1 名
14	株式会社新興出版社啓林館	1 名
15	川崎市幼稚園協会	1 名
16	関東甲越地区肢体不自由教育研究協議会	6 名
17	関東甲信越地区病弱虚弱教育研究連盟	2 名
18	関東地区聾学校教頭会	1 名
19	関東地区聾学校長会	1 名
20	岐阜県公立幼稚園長会	1 名
21	岐阜県障害幼児研究会	1 名
22	熊本県特別支援教育研究会	1 名
23	公益財団法人母子衛生研究会	1 名
24	公益財団法人幼少年教育研究所	1 名
25	公益社団法人発達協会	1 名
26	静岡県聴覚障害教育研究会	2 名
27	静岡県特別支援学校教育研究会	1 名
28	静岡県浜松市特別支援教育研究部	1 名
29	静岡市校長会	1 名
30	島根県特別支援学校教育研究会	1 名
31	新宿区立中学校教育研究会・肢体不自由教育教科部会	1 名
32	全国肢体不自由特別支援学校 PTA 連合会	2 名
33	全国特別支援学校肢体不自由教育学校長会	1 名
34	全国特別支援学校肢体不自由教育校長会	4 名
35	全国特別支援学校知的障害教育校 PTA 連合会	1 名
36	全国特別支援学校知的障害教育校長会	3 名
37	全国特別支援学校知的障害教育校長研究大会	1 名
38	全国特別支援学校病弱教育校長会	2 名
39	全国特別支援教育推進連盟	2 名
40	全国病弱虚弱教育研究連盟	3 名
41	全国放送教育研究会連盟	2 名
42	全国訪問教育研究会	1 名
43	全日本特別支援教育研究連盟	2 名
44	全日本盲学校教育研究会	1 名
45	全日本聾教育研究会	2 名
46	中国・四国地区盲学校教育研究会	1 名
47	東海地区特別支援学校知的障害教育校長会	2 名
48	東京都特別支援学級設置校長協会	1 名

49	東京都立ろう学校長会	1 名
50	東北地区聾教育研究会中学部会研究会	1 名
51	東北盲学校教育研究会	1 名
52	栃木県高等学校教育研究会	1 名
53	栃木県特別支援学校長会	1 名
54	富山県特別支援教育研究会	1 名
55	長崎県高等学校・特別支援学校教育研究会	1 名
56	日本肢体不自由教育研究会	1 名
57	日本弱視教育研究会	4 名
58	東アジア大洋州地区日本人学校校長研究協議会	1 名
59	広島県特別支援学校教育研究会	1 名
60	北米・欧州地区日本人学校校長研究協議会	1 名
61	香港日本人学校小学部香港校	1 名
62	宮崎東諸県エリア連携協議会	1 名
63	横浜市立学校通級指導教室等研究協議会 難聴言語部会	1 名
	延べ人数	88 名

９　インクルーシブ教育システム構築支援データベースウェブサイトのコンテンツ内容

「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」（インクルＤＢ）の開設について

国立特別支援教育総合研究所

平成 24 年７月に中央教育審議会初等中等教育分科会において，「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」が報告されました。

これを受けて，国立特別支援教育総合研究所では，インクルーシブ教育システム構築に関連する様々な情報を掲載した標記 Web サイトを文部科学省の協力を得て，下図のとおり平成 25 年 11 月に開設しました。

なお，文部科学省では，平成 25 年度から，各学校の設置者及び学校が，障害のある子供に対して，その状況に応じて提供する「合理的配慮」の実践事例の収集等を行う「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」を実施しており，本研究所では，このモデル事業等で得られた事例についてデータベース化を行い，平成 26 年７月に Web 上に公表することを予定しています。

是非本 Web サイトをご活用くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」（インクルＤＢ）Web サイトアドレス（国立特別支援教育総合研究所 Web サイト内）

http://inclusive.nise.go.jp/

インクルーシブ教育システム構築支援データベース

インクルDB

http://inclusive.nise.go.jp/

インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクルDB）Webサイトの内容

1. インクルーシブ教育システムに関する基礎的情報

（1）障害者の権利に関する条約への対応（これまでの経緯）

障害者の権利に関する条約は、平成18年12月に国連総会で採択され、20年5月に発効しました。日本政府は早期の締結を目指し、障害者基本法の改正、障害者差別解消法の成立など必要な国内法令の整備等を進め、25年12月4日に国会で承認され、26年1月20日に批准されました。なお、本条約は平成26年2月19日に我が国について効力を生ずることとなります。

障害者の権利に関する条約の中で、教育については第24条に記載されており、同条約が求めるインクルーシブ教育システム（inclusive education system）について、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度（general education system）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」（reasonable accommodation）が提供される等が必要とされています。

障害者の権利に関する条約（第185回 国会提出）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000018093.pdf（外務省HP）

（２）関連する法令・施策

①教育制度に関する法令改正

＜就学先を決定する仕組みの改正（平成 25 年 9 月）＞

障害のある児童生徒の就学先決定の仕組みについて、「特別支援学校への就学を原則とし、例外的に小中学校へ就学することも可能」としていた従前の規定が改められ、個々の児童生徒について、市町村の教育委員会が、その障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることなどが規定されました。

・学校教育法施行令の一部改正について（通知）（平成 25 年 9 月 1 日付け　文部科学事務次官通知）

（別添）

学校教育法施行令の一部を改正する政令　要綱

学校教育法施行令の一部を改正する政令　改め文

学校教育法施行令の一部を改正する政令　理由

学校教育法施行令の一部を改正する政令　新旧対照表

学校教育法施行令の一部を改正する政令　参照条文

・障害のある児童生徒に対する早期からの一貫した支援について（通知）（平成 25 年 10 月 4 日付け　文部科学省初等中等教育局長通知）

＜特別支援教育への移行（平成 19 年 4 月）＞

児童生徒等の個々のニーズに柔軟に対応し、適切な指導及び支援を行う観点から、複数の障害種別に対応した教育を実施することができる特別支援学校の制度が創設されるとともに、各学校における「特別支援教育」の推進が学校教育法上に明確に位置づけられました。

・特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正について（通知）（平成 18 年 7 月 18 日付け文部科学省事務次官通知）

別添１　学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）

別添２　学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参議院文教科学委員会）

別添３　学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院文部科学委員会）

・学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令等の整備について（通知）（平成 19 年 3 月 30 日付け文部科学事務次官通知）
別添 1　学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令
別添 2　「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令
別添 3　「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則及び柔道整復師学校養成施設指定規則の一部を改正する省令」
別添 4　「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示」

・特別支援教育の推進について（通知）（平成 19 年 4 月 1 日付け初等中等教育局長通知）

＜「通級による指導」の対象障害種の追加等（平成 18 年 4 月）＞

通級による指導の対象となる者として、学習障害者及び注意欠陥多動性障害者が追加されるとともに、「自閉症者」も対象として明示されました。

・学校教育法施行規則の一部改正等について（通知）（平成 18 年 3 月 31 日付け初等中等教育局長通知）
別添 1　学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成十八年文部科学省第二十二号）
別添 2　学校教育法施行規則第七十三条の二十一第一項の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する件

・通級による指導の対象とすることが適当な自閉症、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について（通知）（平成 18 年 3 月 31 日付け初等中等教育局長通知）

②その他関連する法令等

＜障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）＞

国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」の禁止、国の行政機関や地方公共団体等による「合理的配慮の不提供」の禁止、差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」の作成等について定められており、一部を除き平成 28 年 4 月 1 日に施行されることとなっています。

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html　（内閣府 HP）

・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の公布について（通知）（平成 25 年 6 月 28 日付け　文部科学省初等中等教育局長通知）

＜障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）＞

国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに障害者虐待の防止等の責務を課すとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務を課しています。また、学校については、校長に障害者の理解のための研修の実施、虐待に関する相談体制の整備等の措置が義務づけられています。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/gyakutaiboushi/index.html（厚生労働省 HP）

・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に向けた適切な対応の徹底について（通知）（平成 24 年 7 月 20 日付け　文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長・初等中等教育特別支援教育課長・高等教育局高等教育企画課長通知）

＜障害者基本法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 90 号）＞

障害者の権利に関する条約の締結に向け、障害者基本法の一部が改正されました。教育については、第 16 条に規定されています。

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonhou/kaisei2.html（内閣府 HP）

・障害者基本法の一部を改正する法律の公布・施行について（通知）（平成 23 年 8 月 5 日付け　文部科学省初等中等教育局長通知）

＜障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成 20 年法律第 81 号）＞

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の発行の促進を図るため、教科用図書発行者からの電磁的記録の提供に関して明示するとともに、視覚障害だけでなく、発達障害その他の障害のある児童及び生徒の使用する教科用特定図書等についても調査研究等を推進することが規定されています。

・障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律等の施行について（通知）（平成 20 年 9 月 17 日 文部科学省初等中等教育局長通知）

別添 1　障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/kakudai/houritsu/08092210.htm（文部科学省 HP）

別添 2　障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律施行令

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/kakudai/houritsu/08092212.htm（文部科学省 HP）

別添 3　障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律施行規則

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/kakudai/houritsu/08092214.htm（文部科学省 HP）

＜発達障害者支援法（平成 16 年 12 月 10 日法律第 167 号）＞

発達障害に関し、早期発見や発達支援に対する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における支援や就労の支援等について定められています。

http://www.mhlw.go.jp/topics/2005/04/tp0412-1.html（厚生労働省 HP）

・発達障害者支援法の施行について（通知）（平成 17 年 4 月 1 日付け文部科学事務次官・厚生労働事務次官通知）

・発達障害のある児童生徒等への支援について（通知）（平成 17 年 4 月 1 日付け文部科学省初等中等教育局長・文部科学省高等教育局長・文部科学省スポーツ・青少年局長通知）

③答申・報告書

＜就学先を決定する仕組みの改正（平成 25 年 9 月）＞

学校教育法施行令の改正等に伴う就学手続の大幅な見直しが行われたことを踏まえ、就学手続き等に携わる者が、学校教育法施行令の改正等の趣旨及び内容について十分に理解した上で、円滑に障害のある児童生徒等への教育支援がなされるよう、これまでの「就学指導資料」を改め、新たに「教育支援資料」としてとりまとめられました。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250.htm（文部科学省 HP）

＜特別支援教育への移行（平成 19 年 4 月）＞

文部科学省初等中等教育局長のもとに設置された障害のある児童生徒の教材の充実に関する検討会において、障害のある児童生徒の教材の現状と課題、その推進方策について検討され、報告書として取りまとめられました。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1339114.htm（文部科学省 HP）

＜「通級による指導」の対象障害種の追加等（平成 18 年 4 月）＞

中央教育審議会初等中等教育分科会において、障害者権利条約のインクルーシブ教育システムの構築の理念を踏まえた教育制度の在り方等について検討され、平成 24 年 7 月に本報告が取りまとめられました。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm（文部科学省 HP）

（３）関係用語の解説

(Q1)「インクルーシブ教育システム」とは

A.障害者の権利に関する条約第 24 条によれば、「インクルーシブ教育システム」（inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度）とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」（署名時仮訳：教育制度一般）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

(Q2)「合理的配慮」とは

A.「障害者の権利に関する条約」第 2 条の定義において、「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合に

おいて必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」とされている。なお、「負担」については、「変更及び調整」を行う主体に課される負担を指すとされている。

「合理的配慮」の決定・提供に当たっては、各学校の設置者及び学校が体制面、財政面をも勘案し、「均衡を失した」又は「過度の」負担について、個別に判断することとなる。各学校の設置者及び学校は、障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶというインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、「合理的配慮」の提供に努める必要がある。その際、現在必要とされている「合理的配慮」は何か、何を優先して提供する必要があるかなどについて、共通理解を図る必要がある。

※　平成 28 年 4 月から施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」では、行政機関等について、合理的配慮の提供が具体的な法的義務となっている。

（参考：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条

2　行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(Q3)「基礎的環境整備」とは

A.障害のある子供に対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶ。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子供に対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供する。

「合理的配慮」の充実を図る上で、「基礎的環境整備」の充実は欠かせない。そのため、必要な財源を確保し、国、都道府県、市町村は、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、「基礎的環境整備」の充実を図っていく必要がある。その際、特別支援学校の「基礎的環境整備」の維持・向上を図りつつ、特別支援学校以外の学校の「基礎的環境整備」の向上を図ることが重要である。また、「基礎的環境整備」を進めるに当たっては、ユニバーサルデザインの考え方も考慮しつつ進めていくことが重要である。

なお、「基礎的環境整備」については、「合理的配慮」と同様に体制面、財政面を勘案し、均衡を失した又は過度の負担を課さないよう留意する必要がある。また、「合理的配慮」は、「基礎的環境整備」を基に個別に決定されるものであり、それぞれの学校における「基礎的環境整備」の状況により、提供される「合理的配慮」は異なることとなる。

合理的配慮と基礎的環境整備の関係

(Q4)「交流及び共同学習」とは

A.小・中学校等や特別支援学校の学習指導要領等においては、「交流及び共同学習」として、障害のある子供と障害のない子供が活動を共にする機会を積極的に設けるよう示されている。

障害のある子供と障害のない子供が一緒に参加する活動は、相互のふれ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があるものと考えられ、「交流及び共同学習」とは、このように両方の側面が一体としてあることをより明確に表したものである。

(Q5)「スクールクラスター（域内の教育資源の組合せ)」とは

A.地域内の教育資源（幼・小・中・高等学校及び特別支援学校等、特別支援学級、通級指導教室）それぞれの単体だけでは、そこに住んでいる子供一人一人の教育的ニーズに応えることは難しい。こうした域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）により域内のすべての子供一人一人の教育的ニーズに応え、各地域におけるインクルーシブ教育システムを構築することが必要である。

例えば、地域内の関係者でケース検討会議を行い特定の子供の合理的配慮について検討したり、通級指導担当教諭が地域内の各学校を巡回指導したりするなどの取組が考えられる。

(Q6)「特別支援学校のセンター的機能」とは

A.特別支援学校は、小・中学校等の教員への支援機能、特別支援教育に関する相談・情報提供機能、障害のある児童生徒等への指導・支援機能、関係機関等との連絡・調整機能、小・中学校等の教員に対する研修協力機能、障害のある児童生徒等への施設設備等の提供機能といったセンター的機能を有している。今後、域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）の中でコーディネーター機能を発揮し、通級による指導など発達障害をはじめとする障害のある児童生徒等への指導・支援機能を拡充するなど、インクルーシブ教育システムの中で重要な役割を果たすことが求められる。

（参考：学校教育法（抄））

第七十二条　　特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

第七十四条　　特別支援学校においては、第七十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第八十一条第一項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

(Q7)「特別支援教育支援員」とは

A.「特別支援教育支援員」とは、公立幼・小・中・高等学校等において、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教師等と連携し、日常生活上の介助（食事、排泄、教室の移動補助等）、学習支援、健康・安全確保、周囲の幼児児童生徒の障害理解促進等を行う者であり、平成19年度より、その配置に係る経費について、地方財政措置がなされている。

なお、その名称については、法令上の規定はなく、「特別支援教育支援員」以外の名称で呼ばれることもある。

(Q8)「個別の教育支援計画」とは

A.「個別の教育支援計画」は、学校と他機関との連携を図るための長期的な視点に立った計画であり、障害のある子供の一人一人のニーズを正確に把握し、

教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な支援を行うことを目的として策定される。

障害のある子供に対し、一貫して的確な支援を行うためには、教育のみならず、福祉、医療、労働等の様々な関係機関、関係部局の連携協力が必要であり、連携協力する上で「個別の教育支援計画」を活用することが期待されている。

(Q9)「個別の指導計画」とは

A.「個別の指導計画」は、障害のある幼児児童生徒への指導を行うためのきめ細かい計画であり、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画である。例えば、単元や学期、学年等ごとに作成され、各学校において、これに基づいた指導等が行われる。

２．インクルーシブ教育システム構築に関するＱ＆Ａ

（１）インクルーシブ教育システムに関する基本的な考え方

(Q1)「インクルーシブ教育システム」とは何ですか？

A.インクルーシブ教育システム（inclusive education system)とは、人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みです。そこでは、障害のある者が一般的な教育制度（general education system）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」(reasonable accommodation)が提供されること等が必要とされています。

また、報告では、インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である、とされています。

参考：中教審初等中等教育分科会報告【1-(1)】
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm
参考：障害者の権利に関する条約
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page22_000599.html

(Q2)「インクルーシブ教育システム」において、障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶことは、どのように考えられていますか？

A.基本的な方向性としては、障害のある子供と障害のない子供が、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すことが大切です。その場合には、それぞれの子供が、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要です。

参考：中教審初等中等教育分科会報告【1-(2)】
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm

(Q3)「インクルーシブ教育システム」と「特別支援教育」の関係はどうなっていますか？

A.特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構

築のために必要不可欠なものです。そのため、以下の①から③までの考え方に基づき、特別支援教育を発展させていくことが必要です。

①障害のある子供が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、障害のある子供の教育の充実を図ることが重要である。

②障害のある子供が、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子供や人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められている。このため、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要である。

③特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子供と共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である。

参考：中教審初等中等教育分科会報告【1-(2)】
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm

(Q4)「合理的配慮」と「基礎的環境整備」の関係はどうなっていますか？

A.「合理的配慮」とは、障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者や学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものです。

「基礎的環境整備」とは、この「合理的配慮」の基礎となるものであって、障害のある子供に対する支援について、法令に基づき又は財政措置等により、例えば、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、それぞれ行う教育環境の整備のことです。

また、「合理的配慮」は、「基礎的環境整備」を基に個別に決定されるものであり、それぞれの学校における「基礎的環境整備」の状況により、提供される「合理的配慮」も異なることとなります。

なお、「基礎的環境整備」についても、「合理的配慮」と同様に体制面、財政面を勘案し、均衡を失した又は過度の負担を課すものではないことに留意する必要があります。

参考：中教審初等中等教育分科会報告【3-(1)，(2)】
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm

(Q5)「合理的配慮」における「均衡を失した」又は「過度の」負担の判断基準は何ですか？

A.「合理的配慮」における「均衡を失した」又は「過度の」負担について、一律の判断基準があるものではありません。「合理的配慮」の決定・提供に当たっては、各学校の設置者及び学校が体制面、財政面をも勘案し、「均衡を失した」又は「過度の」負担について、個別に判断することとなり、その際、現在必要とされている「合理的配慮」は何か、何を優先して提供する必要があるかなどについて共通理解を図る必要があります。

参考：中教審初等中等教育分科会報告【3-(1)，(2)】

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm

(Q6) 特別支援教育において行われてきた配慮と「合理的配慮」の関係はどうなっていますか？

A.「特別支援教育」とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、これまでも、学校の設置者及び学校においては、障害のある子供に対して必要な変更・調整が行われてきたところです。

報告では、学校教育において行われてきたこれらの配慮について、「合理的配慮」の観点として改めて整理を行っています。

参考：中教審初等中等教育分科会報告【1-(2)】

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm

(Q7)「多様な学びの場」とは、具体的にどういう場のことを示していますか？

A.「多様な学びの場」とは、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった学びの場のことを示しています。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。

そのため、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要です。

参考：中教審初等中等教育分科会報告【1-(1)】

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm

(Q8)「スクールクラスター」(域内の教育資源の組合せ) とは何ですか？

A.「スクールクラスター」とは、域内の教育資源（幼・小・中・高等学校及び特別支援学校等、特別支援学級、通級指導教室）の組合せのことを指します。域内の教育資源それぞれが単体だけでは、そこに住んでいる障害のある子供一人一人の多様な教育的ニーズに応えることは難しいため、スクールクラスターにより子供一人一人の教育的ニーズに応え、各地域におけるインクルーシブ教育システムを構築していくことが重要です。

その際、交流及び共同学習の推進や特別支援学校のセンター的な機能の活用が効果的です。

参考：中教審初等中等教育分科会報告【4-(2)】

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm

(Q9) 諸外国におけるインクルーシブ教育システムの状況はどうなっていますか？

A. 国連で採択された「障害者の権利に関する条約」は、「第 24 条教育」においてインクルーシブ教育システムの構築を求めています。この条約は、既に多くの国々によって批准されています（平成 26 年 1 月 20 日現在で署名 158 か国、批准 141 か国)。我が国を含め批准した国は、それぞれの国の実情に即してインクルーシブ教育システムの構築に努力しているといえます。その実現方法はさまざまです。イタリアのように、法律で特別な学校や学級を廃止した国もありますが、イギリスやフランスをはじめ、多くの国々は、程度の差こそあれ特別な学校や学級などの多様な学びの場を教育システムの中に維持しています。

参考：諸外国における障害のある子供の教育に関する情報

http://inclusive.nise.go.jp/?page_id=47

（２）インクルーシブ教育システム構築に向けて＜学校・地方公共団体向け＞

(Q1) 障害のある子供の就学について、どのように手続きを進めればよいですか？

A.障害のある子供の就学先の決定に当たっては、障害のある子供の年齢及び能力に応じて、かつ、その子供の特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害のある子供が障害のない子供と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、必要な施策を講じることが基本的な考え方となります。

このため、市町村教育委員会は、乳幼児期を含めた早期からの教育相談の実施や学校見学、関係機関との連携等を通じて、保護者に対して就学に関する手続き等についての十分な情報提供を行うことが大切です。

また、市町村教育委員会に義務づけられている就学手続きとしては、10 月末までの新入学者の学齢簿の作成、11 月末までの就学時健康診断の実施があります。

具体の就学先の決定に関しては、早期からの支援やこれらの手続き等を経て、当該の子供が学校教育法施行令第 22 条の 3 に該当する場合は、市町村教育委員会が、子供の障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、保護者や専門家の意見などを総合的に勘案して、適

切な就学先を決定します。　なお、この際、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないことに留意する必要があります。

障害のある子供の就学先決定等については、「教育支援資料」（平成 25 年 10 月）において具体的なモデルプロセス等が解説されていますので、同資料を参照してください。

参考：文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「教育支援資料」（平成 25 年 10 月）【第 2 編】

http://inclusive.nise.go.jp/?action=common_download_main&upload_id=181

参考：「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」文部科学省初等中等教育局長　25 文科初第 756 号（平成 25 年 10 月 4 日）

（Q2）障害のある子供の就学に際して、教育的ニーズと必要な支援について、学校・教育委員会と保護者が、合意形成を図る上で留意すべきことは何ですか？

A.障害のある子供への教育においては、それぞれの子供が、授業内容がわかり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点となります。

その上で、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当です。

参考：文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「教育支援資料」（平成 25 年 10 月）【第 2 編】

http://inclusive.nise.go.jp/?action=common_download_main&upload_id=181

（Q3）学校における「合理的配慮」の提供はどのように決定されますか？

A.「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、その検討の前提として、各学校の設置者及び学校は、興味・関心、学習上又は生活上の困難、健康状態等の当該の子供の状態把握を行う必要があります。これを踏まえて、設置者及び学校と本人及び保護者により、個別の教育支援計画を作成する中で、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望まれます。また、個別の指導計画にも活用されることが望まれます。

「合理的配慮」の決定に当たっては、各学校の設置者及び学校が体制面、財政面をも勘案し、「均衡を失した」又は「過度の」負担について、個別に判断す

ることとなります。その際、現在必要とされている「合理的配慮」は何か、何を優先して提供する必要があるかなどについて、関係者間の共通理解を図る必要があります。

参考：中教審初等中等教育分科会報告【3-(1)，(3)】
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm

(Q4) 報告で「合理的配慮」の観点が示されていますが、どのような点に留意して活用すれば良いですか？

A.「合理的配慮」については、個別の状況に応じて提供されるものであり、これを具体的かつ網羅的に記述することは困難なことから、報告では、「合理的配慮」を提供するに当たっての観点を類型化するとともに、観点ごとに、各障害種に応じた「合理的配慮」を例示するという構成で整理しています。

なお、報告に示されている観点は、あくまで例示であり、これ以外は「合理的配慮」として提供する必要がないというものではなく、「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであることに留意が必要です。

参考：中教審初等中等教育分科会報告【3-(1)，(3)】
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm

(Q5) 学校・教育委員会が、「合理的配慮」を提供する際に、保護者に協力等を求めることはできますか？

A.「合理的配慮」の具体的内容は、個別の状況に応じて判断・決定されるものであり、その提供に際して必要な範囲で保護者等の協力を求めることは、必ずしも否定されるものではありませんが、報告においては、「設置者及び学校が決定するに当たっては、本人及び保護者と、個別の教育支援計画を作成する中で、「合理的配慮」の観点を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましい。例えば、設置者及び学校が、学校における保護者の待機を安易に求めるなど、保護者に過度の対応を求めることは適切ではない。」とされており、このことを踏まえ、適切に検討をすることが必要です。

参考：中教審初等中等教育分科会報告【3-(1)，(3)】
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm

(Q6) 小中学校で特別な教育課程を編成することができるのはどのような場合ですか?

A.現行制度上、特別な教育課程の編成は、特別支援学級（学校教育法施行規則第 138 条）及び通級による指導（学校教育法施行規則第 140 条）等において、可能とされています。

(Q7)「合理的配慮」の内容について、個別の教育支援計画や個別の指導計画への記載は必要ですか？

A.「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、その検討の前提として、各学校の設置者及び学校は、興味･関心、学習上又は生活上の困難、健康状態等子供の状態把握を行う必要があります。

これを踏まえて、設置者及び学校と本人及び保護者により、個別の教育支援計画を作成する中で、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望まれます。また、個別の指導計画にも活用されることが望まれます。

参考：中教審初等中等教育分科会報告【3-(1)】

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm

(Q8) 学校において提供する「合理的配慮」は、どのように見直していくことが必要ですか？

A.「合理的配慮」の具体的内容は、個別の状況に応じて判断・決定されるものであり、必要に応じて適時見直しを行うことが必要です。「合理的配慮」の決定後も、子供一人一人の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直しができることを共通理解とすることが重要であり、定期的に教育相談や個別の教育支援計画に基づく関係者による会議等を行う中で、必要に応じて「合理的配慮」を見直していくことが適当です。

参考：中教審初等中等教育分科会報告【3-(1)】

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm

(Q9) 学校・教育委員会が、特定の子供に「合理的配慮」を提供するときに、他の子供に対して留意することはありますか？

A.「合理的配慮」は、障害のある子供に対して提供されるものですが、その実施にあたっては、周囲の子供への対応やその保護者への理解啓発にも留意することが重要です。

多様な子供達が学ぶ学校において個々に応じた様々な「合理的配慮」をスム

ーズに提供するためには、毎日の指導の中で、障害の有無のみならず一人一人の多様性を受け容れられる学級集団とすることが大切です。

障害のある子供にとっても、障害のない子供にとっても、障害に対する適切な知識を得る機会を提供するとともに、バランスのとれた自己理解、達成感の積み重ねから得られる自己肯定感、自己の感情等を管理する方法を身に付けつつ、他者理解を深めていくことが適当であり、子供の多様性を踏まえた学級づくりや学校づくりが望まれます。

参考：中教審初等中等教育分科会報告【1-(2)】
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm

(Q10)　子供が転校する場合、転入先の学校においても、同様な「合理的配慮」を提供する必要があるのでしょうか？

A.障害のある子供に対する一貫した支援のためには、移行時における情報の引継ぎを行い、途切れることのない支援を提供することが必要であり、個別の教育支援計画の引継ぎ、学校間や関係機関も含めた情報交換等により、「合理的配慮」の引継ぎを行うことが必要です。

ただし、「合理的配慮」の具体的内容は、個別の状況に応じて判断・決定されるものであり、子供が転校する場合に、その前後において提供される「合理的配慮」が必ずしも同一であるとは限りません。また、「合理的配慮」は、「基礎的環境整備」を基に個別に決定されるものであり、それぞれの学校における「基礎的環境整備」の状況により、提供される「合理的配慮」は異なり得ることとなります。

なお、「基礎的環境整備」についても、「合理的配慮」と同様に体制面、財政面を勘案し、均衡を失した又は過度の負担を課さないよう留意する必要があります。

参考：中教審初等中等教育分科会報告【3-(1)，(2)】
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm

(Q11)　インクルーシブ教育システム構築を推進する際に、教員に必要な専門性とは何ですか？

A.インクルーシブ教育システム構築を推進するためには、すべての教員に求められる「集団形成（学級づくり）」、「学習指導（授業づくり）」、「生徒指導」という教育の専門性に加え、「特別支援教育に関する知識・技能の活用」、「教職員及び関係者の連携・協働」、「共生社会の形成に関する意識」という３つの要素を含めて、特別支援教育の専門性を考えることが重要です。

特に、発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある子供

の多くが通常の学級に在籍していることから、専門性として必須の内容であるといえます。

　また、特別支援教育に関わる教員には、インクルーシブ教育システムについて正しく認識して取り組むこととともに、その理解と啓発を図っていくことが求められています。

参考：中教審初等中等教育分科会報告【5-(1)】
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm
参考：通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1328729.htm（文部科学省 HP）
参考：「インクルーシブ教育システムにおける教育の専門性と研修カリキュラムの開発に関する研究」、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（2013）
http://www.nise.go.jp/cms/7,8611,32,142.html

(Q12)　インクルーシブ教育システム構築に関する研修は、どのように進めればよいのでしょうか？

A.インクルーシブ教育システム構築に関する研修は、都道府県や市区町村、または学校の教育課題として位置付けていくことが重要です。学校の設置者及び各学校では、インクルーシブ教育システムについての理解と啓発を図るための

研修を企画することが必要です。

また、インクルーシブ教育システムは、学校の教育活動の全体に関連するため、各教科等の指導に関わる研修、生徒指導・教育相談に関わる研修、学級経営に関わる研修などにおいても、必要な内容を取り上げて研修を行っていくことが大切です。

研修を進める際には、下記の研究成果報告書が参考になります。

参考：「インクルーシブ教育システムにおける教育の専門性と研修カリキュラムの開発に関する研究」、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（2013）
http://www.nise.go.jp/cms/7,8611,32,142.html

３．その他関連情報

（１）障害のある子供の就学に関する手続き

①学校教育法施行令の一部改正について（通知）： 25 文科初第 655 号、平成 25 年 9 月 1 日

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1339311.htm（文部科学省 HP）

②学校教育法施行令の一部を改正する政令　（政令第二百四十四号）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1321526.htm（文部科学省 HP）

③教育支援資料　（平成 25 年 10 月、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250.htm（文部学省 HP）

（２）平成 24 年度　早期からの教育相談・支援体制構築事業　成果報告書（概要）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/006/h24/1340956.htm（文部科学省 HP）

（３）インクルーシブ教育システム構築に関する研究成果

①「インクルーシブ教育システムにおける教育の専門性と研修カリキュラムの開発に関する研究」

http://www.nise.go.jp/cms/7,8611,32,142.html　（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 HP）

②「インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別な支援を必要とする児童生徒への配慮や特別な指導に関する研究　－具体的な配慮と運用に関する参考事例－」

http://www.nise.go.jp/cms/7,8612,32,142.html　（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 HP）

（４）障害のある子供の教材・支援機器等に関する情報

①発達障害教育情報センター

http://icedd.nise.go.jp/index.php?action=pages_view_main&page_id=97　（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 HP）

②i ライブラリー

http://forum.nise.go.jp/ilibrary/htdocs/?page_id=74（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 HP）

（５）諸外国における障害のある子供の教育に関する情報

①中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会における諸外国の状況に関する情報

中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会では、その検討過程において、諸外国の障害のある児童生徒の教育に関する情報をヒアリング等によって検討しています。

ここでは同分科会の平成 24 年 7 月 23 日の「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」の参考資料と、上記委員会に、国立特別支援教育総合研究所より提供された諸外国（イギリス、イタリア、フランス）の状況に関する情報を紹介します。

・共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）参考資料

参考資料 5：諸外国におけるインクルーシブ教育システムの構築状況

参考資料 6：日、英、米の特別支援教育として特別な指導を受けている児童生徒の割合

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321670.htm（文部科学省 HP）

・特別支援教育の在り方に関する特別委員会（第 10 回）における諸外国の状況

資料 6-1：イギリスにおける障害のある子どもの教育について

資料 6-2：フランスにおける障害のある子どもの教育について

資料 6-3：イタリアにおける障害のある子どもの教育について

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/siryo/1306551.htm（文部科学省 HP）

②独立行政法人国立特別支援教育総合研究所「国立特別支援教育総合研究所ジャーナル」に掲載されている諸外国の状況

本研究所では、諸外国の特別支援教育に関する統計データなどの情報収集を実施しております。また、外国調査等の報告も行っております。

調査結果等は、特総研ジャーナル（最新号は、平成 25 年 3 月）に掲載しております。是非、ご覧下さい。

・国立特別支援教育総合研究所ジャーナル 創刊号は、こちらからご覧頂けます。

http://www.nise.go.jp/cms/7,6231,32,133.html

・国立特別支援教育総合研究所ジャーナル 第 1 号は、こちらからご覧頂けます。

http://www.nise.go.jp/cms/7,8001,32,133.html

③諸外国の障害のある児童生徒の教育に関する研究文献に関する情報

国立特別支援教育総合研究所では、特別支援教育情報データベースを提供しております。この中には 1964 年 1 月から現在までの研究文献をデータベース化した「特別支援教育関係文献目録」があります。このデータベースの中から諸外国の障害のある児童生徒の教育に関する文献情報を国別にまとめたデータがご覧いただけます。現在整備中ですが、1999 年から 2010 年までの研究文献の情報（標題、著者名、掲載誌名、巻号、掲載ページ、発表年）が入手できます。

・諸外国の特別支援教育に関する文献目録は、こちらからご覧頂けます。
http://www.nise.go.jp/kenshuka/josa/sekai/bunken/index.html#research

④障害者の権利に関する条約」に関する情報

平成 26 年 1 月 20 日現在、国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」を署名した国は、158 か国であり、批准した国は 141 か国となっています。諸外国における障害のある児童生徒の教育システムについての理解を深めるために、条約に関する情報を紹介します。

・国際連合「障害者の権利に関する条約」に関する正式ページ“enable”

ここでは条約本文、選択議定書の各国訳や関連する会議の情報に加えて、増加する最新の署名、批准の状況、批准に際しての留保条件などの情報が提供されています。（英文）
http://www.un.org/disabilities/

・「障害者の権利に関する条約」（外務省 HP）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page22_000599.html

⑤その他の関連情報

・障害者保健福祉研究情報システム「障害者海外事情調査研究情報リンク集」
http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/resource/hikaku/information.html
・ヨーロッパの特別支援教育に関する情報（英文）
Eurydice という教育関連の情報サイトです。各国情報の中に、特別支援教育に関する情報が提供されています。
http://eacea.ec.europa.eu/education/eurydice/eurypedia_en.php
・「The European Agency for Development in Special Needs Education」とい

う、特別支援教育関連の各国報告や調査プロジェクトの報告が掲載されています。

http://www.european-agency.org/

（６）文部科学省による実施事業の情報

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/006.htm（文部科学省HP）

「インクルーシブ教育システム構築支援データベース企画運営委員会」
設置要項

平成２５年３月２８日
理事長決定
平成２５年８月１日改正
平成２５年１０月７日改正

１．目的

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が行う合理的配慮の実践事例及びこれに関連したインクルーシブ教育システム構築に関連するデータベースの企画及び運営を行うため、「インクルーシブ教育システム構築支援データベース企画運営委員会」を置く。

２．組織

（１）委員会は別紙の委員をもって組織する。
（２）なお、必要に応じ、本委員会以外の者の協力を得ることができるものとする。

３．委員長

（１）委員会に委員長を置き、委員の中から、理事長が指名する。
（２）委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
（３）委員長に事故のあるときは、あらかじめ理事長が指名したメンバーがその職務を代行する。

４．実施期間

平成２５年４月１日から平成２８年３月３１日までとする。但し、必要に応じ、期間を延長することがある。

５．その他

この委員会の庶務は、文部科学省特別支援教育課の協力を得て、「インクルーシブ教育システム構築支援データベースに係る総務部支援チーム」設置要項（平成２５年８月１日総務部長決定）に規定するインクルーシブ教育システム構築支援データベースに係る総務部支援チーム（以下「総務部支援チーム」という。）において処理する。

附　則

この要項は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要項は、平成２５年８月１日から施行する。

附　則

この要項は、平成２５年１０月７日から施行する。

「インクルーシブ教育システム構築支援データベース企画運営委員会」メンバー

No	氏名 （◎は委員長）	所属
1	◎柘植　雅義	教育情報部（上席総括研究員）
2	尾崎　祐三	教育支援部（上席総括研究員）
3	藤本　裕人	教育情報部（上席総括研究員）
4	上野　一彦	東京学芸大学名誉教授
5	田中　容子	三鷹市教育委員会学務課教育支援担当課長・指導課支援教育担当課長・総合教育相談室長
6	中村　文子	NPO法人東京都自閉症協会理事
7	宮﨑　英憲	東洋大学参与
8	山中　ともえ	調布市立調和小学校長
9	大山　真未	文部科学省特別支援教育課長

○オブザーバー

1	大内　　進	客員研究員
2	徳永亜希雄	教育支援部（主任研究員）
3	西牧　謙吾	国立障害者リハビリテーションセンター第3診療部長

※必要に応じ、上記以外の者の協力を得ることができるものとする。
※事務局は総務部支援チームとする。
※ロジは総務部支援チームが担当する。

インクルーシブ教育システム構築支援データベース作業ワーキンググループ」設置要項

平成２５年３月２８日
理事長決定
平成２５年７月８日改正
平成２５年８月１日改正
平成２５年１０月７日改正

１．目的

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下、「研究所」という。）に設置する「インクルーシブ教育システム構築支援データベース企画運営委員会」の下で、合理的配慮の実践事例のデータベースの整備等に関する作業を行うため、インクルーシブ教育システム構築支援データベース作業ワーキンググループ」（以下、「ＷＧ」という。）を置く。

２．組織

（１）ＷＧのメンバーは別紙のとおりとする。

（２）なお、必要に応じ、本ＷＧメンバー以外の者の協力を得ることができるものとする。

３．主査

（１）ＷＧに主査を置き、ＷＧメンバーの中から、理事長が指名する。

（２）主査は、ＷＧを招集し、その議長となる。

（３）主査に事故のあるときは、あらかじめ理事長が指名したメンバーがその職務を代行する。

４．実施期間

平成２５年４月１日から平成２８年３月３１日までとする。但し、必要に応じ、期間を延長することがある。

５．その他

このＷＧの庶務は、文部科学省特別支援教育課の協力を得て、「インクルーシブ教育システム構築支援データベースに係る総務部支援チーム」設置要項（平成２５年８月１日総務部長決定）に規定するインクルーシブ教育システム構築支援データベースに係る

総務部支援チーム（以下「総務部支援チーム」という。）において処理する。

附　則

この要項は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要項は、平成２５年７月８日から施行する。

附　則

この要項は、平成２５年８月１日から施行する。

附　則

この要項は、平成２５年１０月７日から施行する。

「インクルーシブ教育システム構築支援データベース作業ワーキンググループ」メンバー

No	氏名 （◎は主査）	所属
1	◎藤本　裕人	教育情報部（上席総括研究員）
2	笹森　洋樹	企画部（総括研究員）
3	森山　貴史	教育情報部（研究員）
4	齋藤　憲一郎	文部科学省特別支援教育課（特別支援教育企画官）
5	吉田　道広	文部科学省特別支援教育課（特別支援教育調査官）

※必要に応じ、上記以外の者の協力を得ることができるものとする。
※事務局は総務企画課とする。
※ロジは計画評価係が担当する。

１０　平成２５年度科学研究費による研究の実施状況

平成 25 年度科学研究費による研究の実施状況

研究種目	研　究　課　題　名	研究代表者	金　額 (千円)	研究期間 (年度)	備考
基盤研究（B）	フランス通常教育の学業不振児課程への障害児統合の実態とインクルージョンの俯瞰図	棟方　哲弥	4,300	24～26	
	多層指導モデルによる学習困難への地域ワイドな予防的支援に関する汎用性と効果持続性	海津亜希子	5,000	25～27	
基盤研究（C）	日本型人工内耳教育支援システムの構築に関する研究	原田　公人	500	22～25	
	発達障害児への災害時支援に関する研究－東日本大震災の被災体験調査をふまえて－	梅田　真理	800	24～26	
	2 次元画像から 3 次元空間理解を促すための障害児教育用教材の開発と活用に関する研究	大内　進	1,300	24～26	
	言語障害のある子どもに対する協調運動面の指導に関する実践的研究	小林　倫代	1,300	25～27	
	吃音のある子どもの自己肯定感形成に向けた教員と保護者の協働支援プログラムの開発	牧野　泰美	1,000	25～27	
	一貫した支援を実現するための幼稚園と小学校との連携内容・方法に関する実証的研究	久保山茂樹	1,200	25～27	
	盲ろう乳幼児と家族に対する超早期からの教育的支援プログラムの開発	熊田　華恵	1,500	25～27	
挑戦的萌芽研究	点字学習者のための点字触読支援具の製法提案	土井　幸輝	500	24～26	
	知的障害のある学習者を支援する"アニマター機能"と新しい教科書アクセシビリティ	棟方　哲弥	1,200	24～25	
	発達障害のある子どもの東日本大震災における実態と必要な支援に関する研究	渥美　義賢	800	24～26	
	聴覚障害児の数的事象を表す文理解の特徴を踏まえた教師用指導資料の作成	庄司美千代	900	25～26	
若手研究（B）	自閉症幼児の家族と教員との連携をめざしたパートナーシップの形成条件に関する研究	柳澤亜希子	1,100	24～27	

若手研究（B）	発達障害児と共に学ぶ通常学級の学び方を学ぶ学習と協同学習を組合わせた指導の開発	涌井　恵	800	24～26	
	発達障害児の保護者に対する物理的環境調整を主としたペアレント・トレーニングの開発	神山　努	1,300	25～27	
合　計	16 題（内　新規 7、継続 9）		23,500		

（研究課題名）フランス通常教育の学業不振児課程への障害児統合の実態とインクルージョンの俯瞰図

（研究種目名）基盤研究（B）

（研究代表者）棟方哲弥（企画部）

（研究の概要）

フランスは2008年の教育法典の改正において「すべての障害のある子どもが居住地に最も近い通常学校に学籍を登録すること」として、2010年２月18日に国連障害者権利条約を批准した。そして統計上、年々多くの児童生徒が通常学校へ通うようになった。しかし、中等教育段階では、フランス全体でインクルージョンされた障害の児童生徒の約 26％が全体としては２％程度のシェアしかない学業不振児のための教育部門に入学している。本研究では、この実態調査を中心として、法律や表面的な統計から明らかでない実態としてのフランスのインクルージョン教育の全体像（俯瞰図）を明らかにすることを目指している。

（本年度の研究実施状況）

本年度は、国内におけるWebサイト、法令データベースによる基礎資料の収集に加えて、現地への渡航による教員、コーディネーター、保護者、児童生徒、学校管理者、視学官へのインタビュー（倫理規定に基づいた承諾書による）、国立障害・適用教育高等研究所（INS-HEA）の資料センターに保管された文献調査を実施した。インタビューの実施と、内容の解釈は、研究協力者である INS-HEA の名誉教授でフランス中等教育段階職業教育研究会研究誌の編集主幹であるアンドレ・フィリップ氏に助言を受けることができた。インタビューの一部はテキスト化して、インタビュー対象者が現状の教育システムに対して持っている肯定的意見と否定的意見を分類するための、テキストの定量的分析の準備を行った。学業不振児の教育機関については、地方とパリ近郊の同種の教育機関を複数訪問したことで、国の法律のもとに行われる教育の地域格差やそれぞれの機関における独自性の許容範囲なども見いだされた。文献調査では、学習不振児の中等教育の成立の過程について、当時の通常教育システムの改革（例えば、義務教育年限の延長）との関連などが明らかになった。

（本年度の研究成果）

上記の一部を" Where should we go after the ratifications of CRPD? : Japan and France "として、CEC(Council for Exceptional Children)とポルトガルのMinho大学の共催で2014年7月14-17日に開催される国際学会で発表予定である（1月14日発表受理済）。

（本年度の自己評価・課題）

本年度は、渡航回数が4回となり、初年度に比べると訪問調査を順調に進めることができた。また、実際に行ったインタビューに加えて、研究協力者を通じて、同種のインタビュー（フランスで公刊される予定）のテキストデータの提供をうけたことで、データの充実につながった。次年度は最終年度であり、シンポジウムなどの準備を年度開始の早い時期に行う必要がある。

（研究課題名）多層指導モデルによる学習困難への地域ワイドな予防的支援に関する汎用性と効果持続性

（研究種目名）基盤研究（B）

（研究代表者）海津亜希子（教育支援部）

（研究の概要）

多層指導モデル Multilayer Instruction Model（MIM）は、「先行研究［平成 18-20 年度文部科学省科学研究費　若手研究（A）「通常の学級における学習につまずきのある子供への多層指導モデル（MIM）開発に関する研究」（研究代表者：海津亜希子、課題番号 18683008）］）」で開発に至った学力指導モデルである。具体的には通常の学級において、まずは効果的指導を全ての子どもを対象とする授業で行い、それでも習得が難しい子どもに対しては第２段階として通常の学級内での補足的指導、それでも困難な場合には第３段階としてより個に特化した指導を行う。それに続く研究「先行研究［平成 22-24 年度　JSPS 科研費　若手研究（A）「通常学級のＬＤ等へ科学的根拠のある指導提供をめざした多層指導モデル汎用化の構築」（研究代表者：海津亜希子、課題番号　22683015）］」では、学校内に留まらず、MIM を市内全ての小学校（22 校）で導入するといった一地域での実践事例へとつなげた。

そこで、第３期とでもいうべき本研究では、この一地域の事例としても明らかになった成功要因と課題要因を整理し、条件の異なる地域での適用、汎用性の検証を行っていくことを目的とする。このように、学校間の横のつながりや、地方自治体のバックアップにより、地域ワイドでの実践が叶えば、取組の継続性や安定性が保障されるのではないかと期待する。

その他にも、「読みの流暢性に関する多層指導モデル MIM による指導を小学１年時に受けた児童の効果に関する（小学校２年生以降）追跡調査」、「Web 上での多層指導モデルに関する広場（フォーラム）の開設」、「異教科多層指導モデル MIM の汎用化」を目的とする。

（本年度の研究実施状況）

１．多層指導モデル MIM の地域ワイドでの実践の拡大

「地域ワイド」での理解啓発に重要な意味をもつ「研修システム」のモデル案を実践研究（福岡県飯塚市、東京都足立区）を行いながら提案した。加えて、日常の各学校の実践をいかに地方自治体としてバックアップしていくかについても検討し、その体制整備についての条件の整理・提案を行った（例：実践モデル校の指定、地域多層指導モデル MIM 研究会の設立、地域多層指導モデル MIM コーディネーターの設置等）。

２．読みの流暢性に関する多層指導モデル MIM による指導を小学１年時に受けた児童の効果に関する（小学校２年生以降）追跡調査

福岡県飯塚市内の全小学校（22 校）１年生においては、MIM を導入してきて今年度で３年が経過した。つまり、１年生時に MIM による指導を受けた児童が３年生になったことになる。そこで、年度末の MIM による指導の効果検証にあたっては、当該学年である１年生だけでなく、MIM による指導が１年間経過した２年生、および２年間経過した３年生についても効果検証の対象とした。さらには、来年度から MIM を地域全体で導入予定の滋賀県彦根市についても１年生から３年生に対して対照群としての参加を促し、MIM 実践地域との比較対照群として、さらには、来年度から実施する自地域内での MIM の効果実証のためのプレテストとしても重

要な意味をもつデータの収集が叶った。

３．Web 上での多層指導モデル MIM に関する広場（フォーラム）の開設

今年度は、フォーラムのコンテンツともなるであろう、MIM を実践している学校や教師から寄せられた質問や、それに対する回答、実践校による活用実践の工夫例について収集および整理を行った。

（本年度の研究成果）

１．海津亜希子(2014)：高い実践性を有する多層指導モデル MIM の創造をめざして．LD 研究、23(1)、 41-45.

（本年度の自己評価・課題）

今年度は、多層指導モデル MIM を一地域での実践から、より広範囲での実践へと広げるべく準備を行ってきた。その中の成果として大きかったのは、３年前から実践している福岡県飯塚市の実践（各校の実践事例集の作成、教育委員会による年間を通して研修プログラムの提案と成果、MIM 地域コーディネーターの役割の整理、多層指導モデル MIM を実践したことによる現段階での研究成果）をまとめ、様々な形で公表（研修や学会発表等の場において）したことが挙げられる。このことが、来年度以降、導入を検討している地域にとってのヴィジョン構築に貢献したようで、来年度多層指導モデル MIM を自治体として導入したいと申し入れのあった地域が既に現段階でも 10 を超えたというのは大きな成果といってよいであろう。来年度は、こうした地域からデータを得るとともに、実践面での支援も行っていく予定である。

また、読みの流暢性に関する多層指導モデル MIM による指導を小学１年時に受けた児童の効果に関する（小学校２年生以降）追跡調査については、まだ分析途中であるが、MIM を実践した子どもの群については、２、３年生になっても尚、全国平均よりも高い平均値がみられた。ともすると、平均値の高さの背景には二極化の様相がみられたりもするが、本データにおいては、低学力群の割合が減り、平均および高学力群の方へ移行するといった右寄りの傾向として見られている点も研究成果としては大きいと考える。

（研究課題名）日本型人工内耳教育支援システムの構築に関する研究

（研究種目名）基盤研究（C）

（研究代表者）原田公人

（研究の概要）

本研究は，以下の 2 点を目的としている。

１）国内外の人工内耳装用児支援プログラムに関する調査及び保護者、担当教員に対する面接調査により，人工内耳装用児に対する教育支援活動の現状を明らかにする。

２）日本型の人工内耳装用児に対する教育支援システムを提案する。

（本年度の研究実施状況）

１）国内の聾学校を訪問（静岡県立聴覚支援学校，横須賀市立ろう学校他）し，教育現場における人工内耳装用児の指導の現状と課題について情報収集した。

２）聴覚特別支援学校、人工内耳施術医療機関、人工内耳装用児（当事者）及び保護者を対象として、アンケート調査及び面接調査の実施、国内外の人工内耳教育施設、関係機関訪問による実地調査を実施し、人工内耳装用児の指導･支援の課題について理解を深め、人工内耳装用児に対する教育プログラムについて検討した。

ア．人工内耳装用児・家族に対し、早期から就学後に至る支援を一貫して、継続して支援することが重要であり、このため地域連携機能を活用し校内の諸機能を整備することが必要不可欠な要件であると結論し、「特別支援教育体制における人工内耳装用児・家族支援モデル」を提案した。

イ．本研究を通して人工内耳装用児支援に関与した教員に半構造化面接を実施し、M-GTA により質的解析を行った。そして、主要な 20 カテゴリーと 56 概念を抽出して、保護者支援、校内組織、指導計画、教師の専門性に関する現状と課題を解明した。

３）日本型の人工内耳装用児に対する教育支援システム、すなわち、医療機関での障害発見から手術、術後のリハビリテーションにいたる過程において、特別支援学校での教育相談活動から就学期における教育支援の体制化について、人工内耳装用児・家族への早期支援モデル（「乳幼主導型」、「学部主導型」、「乳幼発展型」「連携主導型」、「全校連携型」）を提案した。

（本年度の研究成果）

研究成果は、国内の関係学会（聴覚医学会、日本リハビリテーション連携科学学会）に論文投稿（原著）した。

ア．教育・療育期の人工内耳装用の聴覚補償とコミュニケーションと支援に関する検討. Audiology Japan, 56,65-72,2013.

イ．人工内耳装用児･者における聴取･会話能力と学校適応および教育的支援に関する検討. リハビリテーション連携科学，14(1)，92-99，2013.

また､10 月ミュンヘン大学（ドイツ）で開催された International Symposium on Remedial and Special Education）で人工内耳装用児の保護者調査の一部を口頭発表した。

（本年度の自己評価・課題）

本年度では、研究の最終年度として「特別支援教育体制における人工内耳装用児・家族支援モデル」を提案し、一応の成果を見た。しかし、今後のインクルーシブ教育システムを踏まえ、特別支援教育における人工内耳装用児への教育支援システム（体制化に関するモデル）の実証的研究を実施し、人工内耳装用児及び家族支援に寄与することが課題として残った。

（研究課題名）発達障害児への災害時支援に関する研究－東日本大震災の被災体験調査を踏まえて－

（研究種目名）基盤研究（C）

（研究代表者）梅田真理（教育情報部）

（研究の概要）

本研究は、小中学校における震災時支援及び防災教育、ストレスマネジメントのあり方につい

て、震災発生後の詳細な実態や支援の状況を明らかにすると共に、震災発生から２～３年経過後の発達障害児の状況についても明らかにし、検討することを目的とする。

特に、①小中学校における発達障害児への災害後の教育活動のあり方、②発達障害児の特性に配慮した防災体制のあり方について検討し、今後の災害時における発達障害児への学校での支援の柱を明らかにしたい。

（本年度の研究実施状況）

本年度は以下のことに取り組んだ。

１．　東日本大震災後に発行された防災教育や障害児支援に関する資料及び学校等の防災教育に関する調査結果の収集

２．　教育委員会、保健センター等への聞き取り調査

３．　学校訪問及び学校長、教員への聞き取り調査

４．　研究協力者会議の開催

５．　関連シンポジウムへの参加

１については、仙台市小学校長会でまとめられた「震災後 2 年間の記録」、震災後の「教育復校実践事例集」、地域住民だけでなく多数の市民の避難所となった学校でまとめられた研究紀要、被災高校の記録、仙台市のまとめた「震災記録」、仙台市小学校長会で行った調査結果のデータ等を収集した。また、障害のある子どもに関連する震災関連の書籍を 14 冊収集した。

２については、仙台市教育委員会特別支援教育課　赤間宏課長、同教育相談課　間山裕康指導主事から、仙台市の取組について聞き取り調査を行った。赤間課長からは，仙台市が行った心のケアに関わる事業全体の状況について情報収集し，さらに詳しい内容について教育相談課間山氏への聞き取りを行った。間山氏からは仙台市の取組として、震災発生後早期に「心のケア緊急支援チーム」を立ち上げ、第 1 次から第 6 次まで被害が甚大だった 9 地域の学校へ派遣、児童生徒の実態把握やケアにあたったこと、その効果について話を聞いた。また、この取組を中心に、仙台市が行ってきた「心のケアの取組」についても聞き取った。

仙台市精神保健福祉総合センター　林みづ穂所長へも調査を行った。林氏からは、主に保護者支援と乳幼児への支援について、仙台市の取組について話を聞いた。また、林氏は前述の「心のケア緊急支援チーム」の一員として学校支援にも当たっていたため、学校現場での支援の状況についても話が聞けた。

３については、①仙台市立東六番丁小学校、②荒町小学校、③沖野小学校、④鶴が丘小学校、⑤高砂中学校、⑥高森小学校を訪問し、①②では渡部校長、堀越校長より、市中心部にあり多くの避難者への対応を迫られた学校の状況について詳しく話を聞いた。また、渡部校長からは、震災後の学校としての防災教育への取組についても話が聞けた。③④⑥の小学校では、特別支援学級担任や通級指導教室担当者から、震災時の障害のある子どもの様子や、震災後の子どもたちの状況について話が聞けた。震災そのものが大きなきっかけとなって状態が悪化したという児童はほとんどいなかったが、震災により家庭の状況が変わった、保護者の生活や精神状態が不安定になった等の理由から、以前は目立たなかった特徴が顕著になり対応が必要となった子ども、担任曰く「あぶり出された子ども」はいるとのことであった。

⑤の高砂中学校は、沿岸部にあり津波の被害を受けた学校である。当時からいる生徒指導主

任より、震災時、その後の 1 年間の様子について詳しく話を聞いた。また、特別支援学級担任からも在籍生徒の様子について話を聞くことができた。

４については、今年度は 4 回の会議を行った。日時等は以下の通りである。

・第 1 回　平成 25 年 6 月 23 日（日）　14:00～17:00　AP 品川　9F　R ルーム

①　研究の進捗状況の報告、②　今後の研究の進め方についての検討

③　聞き取り調査の項目の検討

・第 2 回　平成 25 年 8 月 23 日（金）　14:00～17:00　AP 品川　9F　R ルーム

①　研究の進捗状況の報告、②　聞き取り調査結果の報告（沖野小、鶴が丘小）

③　今後の訪問計画についての検討

・第 3 回　平成 25 年 12 月 20 日（金）　13:00～15:00　AP 品川　9F　R ルーム

①　研究の進捗状況の報告、②　聞き取り調査結果の報告（高砂中学校）

③　今後の調査についての検討

・第 4 回　平成 26 年 3 月 8 日（土）　17:00～19:00　AP 品川　10F　I ルーム

①　研究の進捗状況の報告、②　校長会調査データの分析方法についての検討

③　今後の研究計画についての検討（学会発表等）

特殊教育学会での発表を視野に入れ、2 年間の成果をまとめること、また、全体のまとめに向け、今後の調査や結果の分析等に向け協議を行った。

５については、2 月 27 日～3 月 1 日に行われた、国際シンポジウム「災害と子どものメンタルヘルス」の東京会場（大手町日経ホール）における会議（2/28、3/1）に参加した。岩手、宮城、福島の子どもたちの様々な現状について報告があった。なお、この内容については、上記の第 4 回研究協議会で報告を行った。

（本年度の研究成果）

本年度は、実際に支援に当たった行政機関や学校を訪問し、それぞれの取組について聞き取り調査が実施でき、内容を把握することができた。また、子どもと関わる学級担任等にも話を聞くことができ、子どもたちの現状についても把握することが少しはできた。現状として、震災そのものがきっかけとなり、状態が悪化している子どもは少数であるが、家屋の倒壊、保護者の離職等の原因で転居し環境が大きく変わった、地域そのものがなくなり受け皿としての環境が大きく変わった、などが影響し、子どもの状態が厳しくなっている例はいくつかあった。学級担任がつぶやいた「あぶり出された子ども」という表現は、まさに状況を表しているように感じた。これらの調査結果をまとめ、2 年次の報告として特殊教育学会をはじめとした学会で発表したいと考えている。

（本年度の自己評価・課題）

今年度の調査は限られた学校で行ったが、質問紙調査等では得られないより深い聞き取りができたと考える。この結果を早急にまとめ、経過報告として発表できるよう整えたい。

また、仙台市小学校長会が行った、各学校における特別な支援を必要とする児童生徒の被災時の状況及びその後の防災教育の取組に関する質問紙調査の結果が入手できたので、昨年度入手した、特別支援学級担任への防災教育に関する質問紙調査とともに、内容を分析していきたい。

これらの結果をふまえ、本研究の目的である、震災発生後の詳細な実態や支援の状況を明らかに

すると共に、発生から２～３年経過後の発達障害児の状況についても明らかにし、併せて「発達障害児の小中学校における災害後の教育活動のあり方」について検討したい。

（研究課題名）２次元画像から３次元空間理解を促すための障害児教育用教材の開発と活用に関する研究

（研究種目名）基盤研究（C）

（研究代表者）大内進

（研究の概要）

視覚活用が困難であっても2次元画像を理解することは可能である。これまでに絵画を半立体的なレリーフに翻案するとともにレリーフを原盤とした真空成型法教材作成法や立版古法による簡便な3次元提示教材などの活用の可能性を提案した。これにより3次元形状の表現に制限はあるが、低コストで立体教材を作成することが可能となる。

点字教科書の図は, 2次元的な触図が中心で, その表現力は限定的であることから､本研究では、真空成型法及び立版古法を用いた小・中学校の検定教科書に掲載されている図版の半立体グラフィック教材の作成と活用法について考究する。そのためには半立体への翻案の原則を確立する必要がある。また、視覚活用可能な弱視者のための色彩情報も重要な課題である。

（本年度の研究実施状況）

(1)真空成型半立体及び立版古法による教材の試作と検証

小・中学校の社会科、理科、算数・数学教科書における半立体化翻案候補図版の選定を行った。

(2)真空成型教材の試作と検証

複雑な立体形状でも真空成型が可能な組み込み細工の原理を応用した成型用母型の開発に取り組んだ。真空成型立体教材作成方法についてのガイドブックをまとめた。

(3)立版古法による教材の試作と検証

立版古翻案原則に基づいて、社会科、理科、算数・数学教科書において選定された図版の立版古教材を試作した。

(4)海外調査

イタリアにおける触覚教材開発の最新の取組状況を調査し、とりまとめ、その成果を当研究所ジャーナルに速報として報告した。

（本年度の研究成果）

大内進・藤原紀子（2014）イタリアにおける視覚障害者のための「手でみる絵」の取組とその普及, 国立特別支援教育総合研究所ジャーナル第３号, pp.39-45.独立行政法人国立特別支援教育総合研究所.

（本年度の自己評価・課題）

複雑な立体形状でも真空成型が可能な母型作成の基盤が整い、真空成型立体教材作成方法についてのガイドブックをまとめることができた。24 年度及び 25 年度におけるイタリアの触覚教材

開発と活用状況の調査結果を当研究所ジャーナルに速報として報告した。３D 造形技術の普及が急速に進んでおり、本研究期間中に真空成型用母型の作成に反映させることができるよう努力したい。

（研究課題名）言語障害のある子どもに対する協調運動面の指導に関する実践的研究
（研究種目名）基盤研究（C）
（研究代表者）小林倫代（教育研修・事業部）
（研究の概要）
本研究は、経験知として受け止められている言語障害と協調運動の関連性を、以下の 2 点から実証的に明らかにすることを目的としている。
①「ことばの教室」で指導を受けている言語障害のある子どものうち、発達性協調運動障害の傾向のある子どもがどのくらいの割合で存在するのか、
②言語障害のある子どものうち、発達性協調運動障害の傾向（疑い）のある子どもを対象に事例研究として、言語障害に対する指導と共に協調運動面への指導を行い、言語障害と協調運動の改善の程度を調べ、その関連性について検討する。
（本年度の研究実施状況）
児童の言語面と協調運動面の実態把握を行うための簡易チェックリストの作成を行い、それを用いて協調運動面でも課題がある子どもについて予備的・試行的な調査を行った。
簡易チェックリストの作成については、「ことばの教室」の連絡会に参加し、初回面接の際の観察項目の検討・作成の協議に参加し、情報の収集を行った。初回面接観察項目、「改訂版　随意運動発達検査」の項目（90%通過年齢 5 歳以上の項目）の選択、新版 K 式等を参考にしてチェックリストを作成した。さらに、DCDQ（The Developmental Coordination Disorder Questionnaire）のチェックリストを加えた。
予備的・試行的な調査に関しては、小学校の「ことばの教室」の担当者（10 名）に対して通級している児童のチェックを依頼した。なお、この調査の実施については、当研究所の倫理委員会の審査を経ている。
（本年度の研究成果）
予備的・試行的な調査として、小学校の「ことばの教室」に通級している児童 65 名について調査を行った。その結果、約 8 割の子どもに発達性協調運動障害の傾向（疑い）のある子どもがいる結果となった。予想よりかなり高い結果が示された。この結果は、チェックの観点の統一性や対象児の選択の仕方などから、どの程度の信頼性があるか検討を要するが、言語障害と協調運動の関連性は、かなり高い確率であると推測された。
（本年度の自己評価・課題）
予備的・試行的な調査を実施することができ、次年度の本調査実施の手がかりを得ることができた。研究成果で述べたように、現場の教員にとってチェックしやすいチェックの観点が明確になっている質問項目の作成と対象児の選定について、次年度に向けた検討課題としたい。

（研究課題名）吃音のある子どもの自己肯定感形成に向けた教員と保護者の協働支援プログラムの開発

（研究種目名）基盤研究（C）

（研究代表者）牧野泰美（教育研修・事業部）

（研究の概要）

吃音のある子どもが、自己の吃音に翻弄され続けることなく、吃音と上手く向き合い、自己肯定感を育んでいくためには、個々の状況に応じて、自らの吃音や自己について理解していくこと、学んでいくことが重要であり、現在、そのための指導・支援の内容・方法が構築されつつある。

しかし、いかに指導内容・方法が構築されても、多くの時間を子どもと共に過ごす保護者の吃音に対する考え方、子どもとの関わり方にアプローチしない限り、効果は限定的である。

本研究は、吃音のある子どもの自己肯定感を育むために、教員の保護者への情報提供の内容・方法、保護者支援の在り方、教員と保護者が共に取り組める内容・方法を明らかにし、教員と保護者の協働を支援するためのプログラムを開発・提案することを目的としている。

（本年度の研究実施状況）

本年度は、吃音について教員が保護者に情報提供すべき内容、教員の保護者支援の在り方にアプローチするため、以下の資料収集及び検討を進めた。

1　これまでの吃音に関する研究の中で、子どもの吃音理解、自己認識、自己肯定感を取り上げているものを収集・概観し、子どもが吃音と向き合うための知見の整理を進めた。

2　各地の言語障害通級指導教室や研究団体等が、保護者向けに作成・配布している吃音の啓発リーフレット等を収集・概観し、吃音に関して情報提供されている内容の整理を進めた。

3　各地の言語障害通級指導教室等が保護者に対して行っている学習会や、研究団体・当事者団体等が行っている学習会・交流会等の内容の収集を進めた。

4　「第2回親・教師・言語聴覚士のための吃音講習会（8月・鹿児島）」、「第1回日本吃音・流暢性障害学会（9月・金沢）」、「吃音キャンプ in 群馬（11月・前橋）」に参加し、吃音と上手く向き合っていくために必要な情報を、研究・実践報告や、成人吃音者及び保護者との意見交換を通して収集した。

5　各地の言語障害通級指導教室を訪問し、教室担当の教員から、吃音のある子どもの保護者への支援・情報提供の現状及び意見を収集するとともに、本研究における言語障害通級指導教室担当教員、成人吃音者、保護者からの資料収集の方法・内容について検討を進めた。

6　各地の言語障害通級指導教室の親の会・保護者会を訪問し、吃音のある子どもの保護者の思い等を収集した。

（本年度の研究成果）

・上記の活動を通して、吃音のある子どもが自己の吃音と上手く折り合っていくために必要な事項、保護者や教師が知っておくべき事項をある程度整理することができた。

・吃音の啓発リーフレット等の収集を通して、吃音について、どのような事項がどのような説明の仕方で情報提供されているのか、概ね把握することができた。吃音の症状、原因、有症率、発吃の時期等の基本情報についてはリーフレット間に差はあまり見られないが、吃音をどう捉えたらよいか、子どもにどう関わっていったらよいかに関しては、説明の深さ、踏み込み方に差が見

られた。また、当事者の思いがどの程度掲載されているかにも違いが見られた。
・参加した研究会等における成人吃音者との意見交換を通して、吃音の捉え方、吃音に対する考え方が変化した時期・背景・要因、吃音を受け入れて生きることを困難にさせる要因、吃音を受け入れて生きることを可能にするための様々な取組等について、ある程度整理することができた。
・言語障害通級指導教室への訪問を通して、子どもが吃音と上手く折り合っていくための情報提供の在り方を検討するために、本研究において、これから進めていくべき、言語障害通級指導教室担当教員、成人吃音者、保護者からの資料収集の方法・内容についての知見が得られた。
（本年度の自己評価・課題）
・本年度は3年計画の1年目であり、文献やリーフレット類の収集・検討、言語障害通級指導教室への訪問や研究会等への参加を通して、ある程度、知見の整理を進めることができた。次年度は資料をより充実させるとともに、言語障害通級指導教室担当教員、成人吃音者、保護者からの資料収集を進め、吃音に関して提供すべき情報の整理、教員と保護者が協働で取り組むべき事項の検討へと展開させていくことが課題である。

（研究課題名）一貫した支援を実現するための幼稚園と小学校との連携内容・方法に関する実証的研究
（研究種目名）基盤研究（C）
（研究代表者）久保山　茂樹（企画部）
（研究の概要）
特別な支援を必要とする子どもやその保護者に対して、早期からの一貫した支援の実現が求められている。特に、特別な支援を要する子どもの就学にあたって支援が連続したものになるよう様々な取組が行われている。しかし、こうした取組は市町村や各幼稚園・小学校によって大きく異なる現状があり、それらを全国的に調査した研究や、幼稚園と小学校との連携内容・方法や幼稚園と保護者との連携内容・方法を具体的に調査した研究は見られない。
そこで本研究では、特別な支援を要する子どもの就学に関して、就学支援シート等の内容や活用方法、就学に向けてのケース会議や体験入学等の実施状況、子どもの状態に関して幼稚園と保護者とが共通理解を深める方法等について、調査研究や事例研究を通じて明らかにし、教育現場で活用できる資料を提供することを目的とする。
上記目的の達成のため、本研究は3年間で以下の研究①から研究④を実施する。
・研究①：特別な支援を要する子どもについて、幼稚園と保護者とが共通理解を深める方法に関する調査研究（平成25～27年度）
・研究②：就学に際し幼稚園が小学校に提出する文書や引き継ぎ方法等に関する調査研究（平成26年度）
・研究③：特別な支援を要する子どもの支援を継続するための取組に関する調査研究（平成26・27年度）
・研究④：一貫した支援を実現するための取組を利用した子どもに関する事例研究（平成25

～27 年度）

（本年度の研究実施状況）

本年度は研究①と研究④の１年目を実施した。

研究①では、幼稚園教諭が子どもの姿や教育的ニーズについて保護者と共通理解を深めるためにどのような工夫をしているかを明らかにするため、聞き取りやグループディスカッションによる調査を実施した。調査対象は幼稚園５園（公立３園、私立２園）の教諭 48 名（公立 25 名、私立 23 名）であった。調査結果から「保護者とのかかわりにおける課題」、「保護者とつながるために心がけていること」、「保護者とつながるための具体的な方法」の３点について整理した。

研究④について、今年度は、事例研究を３年間実施する幼稚園と小学校を決定するため特別支援教育に積極的に取り組んでいる幼稚園や小学校を訪問し事例検討を行った。その結果、幼稚園２園（公立１園、私立１園）と小学校１校を研究協力機関に委嘱し、事例研究を依頼できる子どもと保護者について検討を開始した。平成 26 年度から倫理審査を経て事例研究を開始する計画である。

（本年度の研究成果）

研究①の本年度実施分の成果についてまとめ、日本保育学会第 67 回大会（平成 26 年 5 月）のポスター発表として投稿した。また、研究②の事例研究に向けての検討によって得られた知見を日本特殊教育学会の自主シンポジウムで話題提供者（企画者）として発表した。

・久保山茂樹(2014)：特別な支援を必要とする幼児の保護者とつながるためにー幼稚園教諭にとって何が課題でどう対応しようとしているのかー．日本保育学会第 67 回大会発表要旨集（掲載予定）.

・青山新吾・堅田利明・久保山茂樹他（2013）：保育・教育現場の多様な実態に応じた取組を考えるその３－「学びのしかけ」を支えるものは何かー．日本特殊教育学会第 51 回大会発表論文集.

（本年度の自己評価・課題）

研究①については、幼稚園教諭が実感している保護者とのかかわりの課題や工夫についてデータを示して検討することができた。調査対象者が少数であったのでより多くのデータを収集し分析する必要がある。研究④については事例研究を依頼できる幼稚園、小学校の決定することができたが、時間を要したため、事例研究の進行が遅れている。平成 26 年度は当初から事例研究に取り組んでいく必要がある。

（研究課題名）先天性盲ろう乳幼児と家族に対する超早期からの教育的支援プログラムの開発

（研究種目名）基盤研究（C）

（研究代表者）熊田華恵

（研究の概要）

視覚と聴覚に障害がある「盲ろう」は、重度の情報障害とコミュニケーション障害をもたらす。

我が国における「盲ろう」の発生頻度は著しく低い。また、我が国では「盲ろう」が独自の障害と認められていないため、生後早期に我が子に「盲ろう」という障害があると分かった際、家族が養育に関する情報を入手することは極めて困難である。顔を見せても声をかけても、見えない・きこえないために反応が乏しい我が子を前に、どうすれば愛着関係を築けるのか、どう養育すべきかなどの情報がないが故に、より大きな不安の中に家族は置かれることになる。

本研究では、海外の文献研究、事例研究、アメリカの学校の現地調査を通して、我が国における先天性盲ろう乳幼児とその家族に対する超早期からの教育的支援プログラムを開発することを目的としている。

（本年度の研究実施状況）

本年度は、国内における資料収集と海外の関連文献のレビューを行った。

国内においては、盲ろう乳幼児と家族が定期的に母子通園している特別支援学校や、盲ろう乳幼児が入所している施設、盲ろう乳幼児を養育している家庭を訪問し、教育活動や生活の様子を観察、担当教員や施設職員、家族への聞き取りを行い、情報を整理した。

また、アメリカ、カナダ、イギリス、北欧の文献を収集し、「早期介入」「早期支援」に視点をあててレビューを行った。

（本年度の研究成果）

本年度は本研究の準備段階として資料収集に重点をおき、研究成果を次年度に発表するために情報の整理を進めているところである。

海外の関連文献のレビューと並行しながら、国内の教育活動や家庭・施設における実際の生活を観察すること、盲ろう乳幼児はもちろん関係教職員および保護者のニーズを把握することにより、教育的支援プログラムの内容だけではなく、有益な情報提供のあり方をも検討することができたことは大変意義深いと考えられる。

（研究課題名）点字学習者のための点字触読支援具の製法提案

（研究種目名）挑戦的萌芽研究

（研究代表者）土井幸輝（教育情報部）

（研究の概要）

スクリーン印刷方式を用いた無色透明な紫外線硬化樹脂インクによる点字（UV 点字）は様々な素材への適用が可能であり、一般印刷物上の文字や図を損なわないため晴眼者と視覚障害者が同じ印刷物の情報を共有できる．それ故、現在、カレンダーや階段の手摺り等に採用され、急速に普及している．UV 点字は紙点字に比べて指先に伝わる刺激が強く、中途視覚障害者の点字習得には有効であるといわれ、点字学習本も UV 点字に置き換えられている．しかし、中途視覚障害者は、懸命に点字を触読しようとするあまり強く点字に触れてしまい、指先の精神性の発汗も伴って指と点字の印刷された素材との動摩擦が大きくなる．そのため、点字の刺激が指先から伝わり難く点字触読に支障をきたすことが問題視されている．そこで本研究では、点字学習者のための点字触読支援具を考案し、その効果を明らかにすると共に実用化に向けた製法や使用素材を

検討することを目的とする.

（本年度の研究実施状況）

本研究では、UV 点字の触読性向上を目指し、点字触読支援具に用いる素材の検討を行うこととした．具体的には、「曲げ剛性」「摩擦抵抗（動摩擦係数）」「表面粗さ」の 3 つの評価指標を用いて適切な素材を選定した．著者らの先行研究において、ポリエステル長繊維不織布（以下、不織布）で触読性は有意に向上することを示したが、実用化を想定した場合に素材の耐久性が懸念された．そのため、薄く柔らかいという基準に基づいて朱子織物と絹織物を用意し、これらの素材の硬さ（曲げ剛性）と滑り易さ（平均動摩擦係数、表面粗さ）を測定し、不織布と比較をしながら、点字触読支援具に用いる適切な素材の検討を行った．その結果、曲げ剛性で顕著な差はないが、平均動摩擦係数と表面粗さで良い結果が得られ、主観的にも触感の良かった朱子織物を点字触読支援具の素材として用いることとした．そして，独自に開発した点字触読支援具作成装置を用いて朱子織物と不織布の各素材で指サック形状の点字触読支援具を作成し、着用効果を検証した．その結果、不織布よりも耐久性に優れた朱子織物製の触読支援具は、従来の不織布製と同等の触読性を確保できていることが明らかとなり、点字触読支援具の現場への実用化に向けて有用な知見を得ることができた.

（本年度の研究成果）

３．学会発表や原著論文の投稿

本年度は、点字触読支援具の作成装置を開発し、研究成果を国内の学会で発表することができた.

【学会発表】

・土井幸輝、西村崇宏、藤本浩志：点字の触読性向上を目指した触読支援具の作成、日本人間工学会東海支部 2013 年研究大会論文集、pp.68-69, 2013

（本年度の自己評価・課題）

本年度は、従来の不織布よりも耐久性が高く、同等の触読性をもつ朱子織物を選定し、点字触読支援具作成装置を開発することができた．これらの成果は、点字触読支援具の実用化に向けて有用な知見を示すものであり、評価に値すると考えられる．次年度は、指サック形状以外の形状の支援具についても検討する予定である.

（研究課題名）知的障害のある学習者を支援する“アニマター機能”と新しい教科書アクセシビリティ

（研究種目名）挑戦的萌芽研究

（研究代表者）棟方哲弥（企画部）

（研究の概要）

本研究は、知的障害のある学習者のための新しい教科書アクセシビリティの提案を行うものである。これは「教科書は学習者が能動的に使うもの」という従来のパラダイムから離れ「能動的に学習者に向かい合う教科書」という新たなコンセプトの提案を目指している。

（本年度の研究実施状況）

知的障害のある学習者のための新しい教科書アクセシビリティについて、初年度に提案した知的障害教育における動機づけの観点を重視したアクセシビリティ項目（ウェブコンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン (WCAG) 2.0 の「知覚可能」、「操作可能」、「理解可能」、「互換性・堅牢性」ばかりでなく、米国の CAST が提唱する「学びのユニバーサルデザイン」の「行動表出（Action & Expression）」と「取組(Engagement)」の原則を重視して作成）の具体的な実装について検討を進めた。まず、項目に関連するロボット、コンピュータなどの教材を用いた先行研究、関連研究を改めて整理するとともに、これを実装するためのプラットフォームである日本電気株式会社製パーソナルロボット PaPeRo R500 上での動作を想定したアクセシビリティ項目の具体化の作業を進めた。このプラットフォームで実現可能な教科書アクセシビリティの実装の具体的な内容から、デジタル教科書テキストの読み上げ音声と学習者及び教師の発語を区別する機能など、今後必要とされる知的障害教育における教科書のコンテナの機能についても検討した。

（本年度の研究成果）

上記の成果について来年度の電子情報通信学会技術研究報告等に発表する予定である。

（本年度の自己評価・課題）

初年度に提案した新しい教科書アクセシビリティの項目を教科書のコンテナとなる装置（既存のパーソナルロボット）の機能をもとに改訂した。本研究の目的である「知的障害のある学習者のための新しい教科書アクセシビリティ」の提案を行った一方で、教科書の実装、教室での実証には至らなかった。これらの実証と合わせて、パーソナルロボット以外の通常のデジタル教科書の端末への適応も課題である。

（研究課題名）発達障害のある子どもの東日本大震災における実態と必要な支援に関する研究

（研究種目名）挑戦的萌芽研究

（研究代表者）渥美義賢（企画部）

（研究の概要）

災害は誰にとっても大きな試練であるが、障害のある子どもが直面する困難は一層おおきなものである。本研究では、災害において障害のある子ども特に発達障害のある子どもが震災時にどのような困難を抱え、それに対してどのような支援が必要で、現実的にどのような支援が可能であるのかを研究することを目的としている。

このために、東日本大震災の際に発達障害のある子ども達が、どのような状況下にあったのかの実態についてアンケート調査と聞き取り調査を行うことを予定していた。しかし、アンケート調査は震災後に多数が行われ、被災地の関係者は調査に辟易している状況にあることが分かり、当面は聞き取り調査を主に行うこととした。対象は発達障害のある子どもの保護者や担任している特別支援学級の教師、特別支援学校の教師等である。

一方で、地震及び津波とそれらによる被害に関連する書籍・資料を広く収集し、地震による様々な様相や被害、及び東日本大震災における被害状況や発達障害の子どもの状況に関して公表され

ている情報を収集・整理した。

これらの情報から、1) 発達障害の障害特性から震災時にどのような困難が強く起きるのか、2) それを考慮し、今後の発達障害のある子どもの防災に関して必要なことは何かを明らかにする。

（本年度の研究実施状況）

本年度は、昨年度に引き続き文献・書籍・資料を収集して整理する作業を行った。また、月に１回程度岩手県沿岸部に行き、発達障害のある子どもの保護者や震災時に発達障害のある子どもを担任していた特別支援学級や特別支援学校の教師からの聞き取り調査を行った。

（本年度の研究成果）

聞き取り調査から得られたことを、1)震災前の防災活動、2)地震の時、3)地震直後（～２日）、4)避難時（3～７日）、5)安定的避難時（８日～３ヶ月）、6)その後に分けて整理を進めた。

1) 防災活動については、通常の学校の防災活動において発達障害のある子どもの障害特性を考慮しよく分かるような防災活動はほとんど行われていなかった。また大勢の子どもの中に入るとパニックになりやすい自閉症の子どもが在籍する特別支援学級では防災訓練への参加を免除されていた。
2) 知的障害を伴う自閉症のある子どもで、保護者が在宅していなかった場合に適切な避難ができなかったと推測され、死亡または行方不明になった場合があった。
3) 地震直後では、地震発生の時刻から子どもが学校にいた場合があり、この場合には子どもについて保護者との連絡が困難で安全確認や子どもの引き渡しに困難がみられた場合があった。当初から保護者は大勢の人のいる指定避難所への避難を躊躇することが多かった。
4) 岩手県では福祉避難所が１カ所しか指定されておらず、またそれは老人施設で発達障害のある子どもの避難ができなかったため、発達障害のある子どものいる家庭は避難所に入れないことが多かった。
5) この時期になると、一部で発達障害のある子どもが避難できる場所が用意されるようになったが、数が少なくこの対応を受けられなかった子どもも多かった。
6) 震災直後には予想より落ち着いていた発達障害のある子どもがみられたが、むしろ状況が比較的安定した時期からパニック等がみられたりする PTSD と考えられる状態がみられる場合があった。

（本年度の自己評価・課題）

被災地の関係者における調査への辟易感があるため、慎重に聞き取り調査を進めており、必ずしも順調に情報を集積できてはいない。この点は予想よりも研究が十分に進んでいない点である。一方で、本研究に協力的な姿勢の方々も多くなっており、平成 26 年度には小規模になるかもしれないが、アンケート調査に協力が得られそうな状況になっており、この点は予想よりも研究が発展できる目安が見えてきた。

総合的には標準的な研究の進行状況であると考えられる。

（研究課題名）聴覚障害児の数的事象を表す文理解の特徴を踏まえた教師用指導資料の作成

（研究種目名）挑戦的萌芽研究
（研究代表者）庄司美千代（教育研修・事業部）
（研究の概要）
本研究は、以下の２点を目的としている。
１．小学１～２年で扱う「加法」と「減法」であげもらい等による数の増減についての理解に関する調査を実施し、聴覚障害児の数的事象に関する文理解の特徴を明らかにする。
２．上記調査で明らかになった特徴を踏まえ、聴覚障害児への言語指導及び算数科の指導の在り方を提案する。
（本年度の研究実施状況）
研究１年目となる本年度の研究実施状況は、以下のとおりである。
１．聴覚障害児の算数指導、文理解、言語指導に関する先行研究、文献を収集・分析し、聴覚障害児の算数指導における問題点と課題を整理した。
２．特別支援学校（聴覚障害）に訪問し、授業参観及び指導者との面談を通して、算数指導における問題点と取組に関する情報を収集した。
３．検定教科書（啓林館、東京書籍）の記述（語彙、文章表現の特徴）について、聴覚障害児にとって文理解が困難と予想される箇所を検討した。
４．１～３に基づき、聴覚障害児の数的事象に関する文理解の特徴を明らかにするための調査票（試案）を作成した。
（本年度の研究成果）
１．聴覚障害児の算数指導における文理解の困難さについて、先行研究や文献、実際の授業参観や面談を通して情報収集及び分析を行った。さらに、本研究所聴覚障害教育研究班の教材活用に関する調査で得られた結果も参考にすることで、必要な指導事項についても併せて検討することができた。
２．上記の取組を経て、検定教科書の記述を聴覚障害児の文理解の困難さの視点から検討することにより、必要な指導事項と指導の場を想定することができ、指導の在り方を提案するための視点を明らかにすることができた。
（本年度の自己評価・課題）
本年度は、調査票を作成するために必要な先行研究の分析、教科書記述の分析、そして、それらに基づいた調査票（試案）の作成を行った。また、調査票（試案）の作成と並行して、指導の在り方を提案するための視点（指導内容、指導の場）を明らかにすることができた。研究２年目は、調査の実施と結果の分析を行い、聴覚障害児の数的事象を表す文理解の特徴を明らかにするとともに、研究１年目に想定した必要な指導事項と指導の場との関連を検討していく。研究で得られた成果は、学会、研究会等で報告し、広く普及を図ることとする。

（研究課題名）自閉症幼児の家族と教員との連携をめざしたパートナーシップの形成条件に関する研究

（研究種目名）若手研究（B）
（研究代表者）柳澤　亜希子
（研究の概要）
診断間もない自閉症のある幼児の家族は、見通しのつかない将来への不安を抱え、自閉症のある子どもへの対応に苦慮しており支援の必要性は極めて高い。National Research Council（2001）は、自閉症のある子どもの教育は、家族の参画のもと自然な環境（幼稚園等）の中で進めることを推奨している。このような取組は、家族と指導者とのパートナーシップを形成していくことにつながるとされている。学習指導要領（平成 21 年）には、学校と家族との相互連携及び協力する旨が明記されており、自閉症を含む障害のある子どもの家族と指導者の連携強化に向けては、パートナーシップを視野に入れた取組がなされることが求められる。
本研究では、自閉症のある幼児の家族と教員とのパートナーシップの形成に関わる条件とパートナーシップの形成を促すための支援のあり方を調査及び実践を通して検討し、自閉症のある子どもと暮らす家族と教員との連携のための手引きを作成することを目的としている。
（本年度の研究実施状況）
○　研究協力機関での家族（保護者）への支援、家族（保護者）との連携に関わる実践の情報収集
各研究協力機関 3 校を定期的に訪問し、幼稚部での教育活動（親子教室、親学習会を含む。）の参観、各校の家族（保護者）への支援及び家族（保護者）との連携にかかる実践の進捗状況を確認し、実践の成果と改善点について協議を重ねてきた。各研究協力機関においては、それぞれの重点課題に基づきながら昨年度明らかになった課題の改善に努めて実践を進展させている。
○　日本自閉症スペクトラム学会第 12 回記念大会での自主シンポジウムの実施
筑波大学附属久里浜特別支援学校、同附属聴覚特別支援学校、同附属視覚特別支援学校の幼稚部教員、障害のある子どもの幼児期の教育に造詣の深い研究者に協力いただき、自閉症のある幼児を養育する家族（保護者）への支援と家族（保護者）との連携を進めていくうえで求められる幼稚部教師の役割や幼稚部内での体制の在り方について議論した。本シンポジウムを通して、幼児期の家族（保護者）への支援と家族（保護者）との連携にあたっては、家族（保護者）が障害のあるわが子に向き合う意欲をもてるように子どもや家族の生活に根差した形で支援を行い、子育てを楽しいと思える気持ちや子どもの障害への理解を促していくこと、教師が家族の置かれている環境や家族（保護者）の悩みを汲み取り理解し、保護者が自信をもって子育てを行えるように支援すること、特定の教師だけでなく学部全体で家族を支えるチームアプローチが重要であること等が確認された。
○　国内外の障害のある子どもの保護者と教員との連携に関する先行研究の整理及びまとめ
当研究所研究紀要第 41 巻に展望論文「特別支援教育における教師と保護者の連携－保護者の役割と教師に求められる要件－」としてまとめ、公表した。
○　第 2 回研究協議会の開催
各研究協力機関での今年度の家族（保護者）支援や家族（保護者）との連携にかかる実践の成果と課題について報告いただき、各校の次年度の実践の方向性について検討した。また、先

行研究で示されている家族（保護者）との連携において教師に求められる資質や能力に基づきながら、各校幼稚部が家族（保護者）と連携する際に重視していること、また、各校が、家族（保護者）との連携の核となる信頼関係の構築のために行っている工夫やその意義について協議した。

○　その他

筑波大学附属久里浜特別支援学校では、校内の幼・小学部の保護者を対象にした親子学習教室において、自閉症のある子どものきょうだいの抱える問題や家庭での支援のあり方、保護者のきょうだいへの関わり方等について講演した。

（本年度の研究成果）

○　柳澤亜希子（2014）「特別支援教育における教師と保護者の連携－保護者の役割と教師に求められる要件－」.国立特別支援教育総合研究所研究紀要第 41 巻, p 77-87.

○　柳澤亜希子（2013）「自閉症スペクトラム障害のある幼児の子育てに対する父母の認識の比較」.日本自閉症スペクトラム学会第 12 回記念大会論文集, p 55.

○　柳澤亜希子・加藤敦・冨谷俊輔・佐藤幸子・原田公人・高見節子（2013）自主企画シンポジウム 8「特別支援学校（知的障害）幼稚部における自閉症のある子どもの家族への支援と連携に向けた取組」.日本自閉症スペクトラム学会第 12 回記念大会論文集, p 47.

（本年度の自己評価・課題）

研究協力機関 3 校とは、定期的に幼稚部教員全員と本研究や実践について協議する機会をもつことができ、幼稚部全体で取組の課題を共有しながら実践を進展させることができた。

一方、今年度予定していた特別支援学校幼稚部を対象にしたアンケート調査を実施することができなかった。今年度整理した先行研究や研究協力機関から収集した情報を基にアンケート調査の内容を検討し、計画的に調査を実施していきたい。

（研究課題名）発達障害児と共に学ぶ通常学級の学び方を学ぶ学習と協同学習を組合わせた指導の開発

（研究種目名）若手研究（B）

（研究代表者）涌井恵（教育情報部）

（研究の概要）

発達障害児の多くは、学習の困難と共に二次的に派生する仲間とのトラブルなど社会性の問題も抱えているが、 個別的な対応に関する研究と比較して、彼らの生活場面となる通常学級における支援方法に関する研究は遅れている。これに対し、筆者による先行研究［平成 21-23 年度文部科学省科学研究費　若手研究(B)「発達障害児の在籍する通常学級における協同学習のユニバーサルデザイン化に関する研究」（研究代表者 : 涌井恵, 課題番号 : 21730730）］では「学び方を学ぶ」授業と協同学習を組み合わせて行った漢字学習の実践により、漢字の習得と社会性や仲間関係の改善に関して一定の効果が示された。しかし、年齢段階別の「学び方を学ぶ」授業の教師・子ども向けの手引きの作成や、他の教科・学習活動における展開が課題として残された。そこで、本

研究では、「学び方を学ぶ」授業と協同学習の組み合わせによる指導プログラムの開発を行い、学力や社会性、仲間関係の改善に及ぼす効果について検討する。最終的には効果のあったプログラムをまとめた教師向け及び子ども向けガイドブックの作成を行うことを目的としている。

（本年度の研究実施状況）

先行研究で課題として残された、年齢段階別の「学び方を学ぶ」授業の教師・子ども向け手引きの作成や、国語以外の教科・学習活動における授業の展開について、重点的に取り組む計画であり、本年度は研究目的の達成のため、以下の３点について研究を進めた。

１．年齢段階別の「学び方を学ぶ授業」カリキュラムの開発：研究協力者の学級(通常学級小学６年生)において試行的な実践を行い、データを収集した。先行研究において試作したガイドブックを教材として授業を行った。子どもからのふり返りシートの内容について、現在分析中である。

また、A 研究協力校では、自己肯定感を高め、やる気を育てるために、パーソナルポートフォリオの取り組みも行った。具体的には、マルチ知能や「やる気・注意・記憶」の観点から友達のいいところを探す道徳の授業等を行った。年度末に実施した自分を好きかを問うアンケートでは、自分を好きと回答した児童が多くなった。理由として、あるマルチ知能の力が得意だねと友達に言われたからと挙げている子どもが何名もいた。

２．「学び方を学ぶ授業」と協同学習を組み合わせた指導プログラムの開発：A 研究協力校の学校全体での取り組みより、算数や理科や図工に関する実践データを収集することができた。高学年のみならず、低学年でも、また多様な教科において「学び方を学ぶ授業」と協同学習を組み合わせた指導の実践が可能であった。効果についてのデータ分析は次年度行う予定である。また、教員に対して、マルチ知能や「やる気・注意・記憶」の観点から授業づくりを行うことの効果等についてアンケート調査を行った。これについては現在分析中である。さらに、別の研究協力者より、特別支援学級での取り組みと、交流及び共同学習の場面において「学び方を学ぶ授業」と協同学習を組み合わせた授業事例データを得ることが出来た。

また、発達障害について学ぶ現職教員より、「学び方を学ぶ」授業や協同学習を組み合わせた授業実践に関する指導案についての資料収集もすることもできた。

このほか、公開研究会や学会等により、協同学習に関する授業実践の資料収集を行った。また協同学習に関する文献研究を行ったレビュー論文が学術雑誌（特殊教育学研究）に掲載された。

３．教員向けガイドブックの開発：地方自治体の教員研修会等において、スイミー風呂プログラムの概略についての説明と共に、体験的なワークを行った。受講生からのアンケートやワーク課題での質疑応答から、どのようにすれば教員の理解を深め、授業実践へとつなげられるかについて貴重な資料を得た。

（本年度の研究成果）

1. 涌井恵（2013）学習障害等のある子どもを含むグループにおける協同学習に関する研究動向と今後の課題－通常の学級における研究･実践を中心に－. 特殊教育学研究, 51 巻 4 号, pp381-390.
2. 涌井恵（2013）発達に遅れや凸凹にある子どもの協同（「ピア・ラーニング」中谷素之・伊藤宗達編著），金子書房，p.205-219.
3. 涌井恵（2014）子ども同士の学び合いでユニバーサルデザインな授業ができる！（「THE　特

別支援教育～通常の学級編」青山新吾編），明治図書，p.34-37.
4. 涌井恵（2013）学び合いで支え合うインクルーシブ教育の可能性－「学びの共同体」の取り組みから－（自主シンポジウム J-35，指定討論），日本 LD 学会第 22 回大会プログラム・発表論文集，発表年月日：2013.10.12-14. パシフィコ横浜（神奈川県）.
5. 涌井恵（2014）概論：学び方を選べるユニバーサルデザインな授業―マルチ知能と協同学習で多様性に応える―．実践障害児教育, 3 月号 (通巻 489 号), p. 2-5.
6. 小林真也（2014）実践１：すべての子どもの学びを「充足する」算数の授業．実践障害児教育, 3 月号 (通巻 489 号), p.6-9.
7. 小野典利（2014）実践２：マルチ知能を使った理科の授業の実践．実践障害児教育, 3 月号 (通巻 489 号), p. 10-13.
8. 佐々木弥生（2014）実践３：「自己理解と自己実現」に向けた中学校での実践．実践障害児教育, 3 月号 (通巻 489 号), p. 14-17.

注）6.～8.は本研究の一環として行った研究協力者の実践をまとめたものである。

（本年度の自己評価・課題）

年齢段階別の「学び方を学ぶ授業」カリキュラムの開発については、研究協力者の学級(通常学級)において試行的な実践を行い、データを収集することができた。「学び方を学ぶ授業」と協同学習を組み合わせた指導プログラムの開発については、様々な学年の様々な教科等についての実践事例を収集することできた。当初の研究計画に沿って、順調に進展している。今後は、未だ公表していない成果についてまとめ、論文や学会で報告していく予定である。

（研究課題名）発達障害児の保護者に対する物理的環境調整を主としたペアレント・トレーニングの開発

（研究種目名）若手研究（B）

（研究代表者）神山　努（企画部）

（研究の概要）発達障害児の保護者は子どもとの関わりにおいて困難を抱くことが多く、保護者に対する支援の必要性が指摘されている。保護者に対する子どもとの関わり方に対する支援方法として、体系的な指導により子育ての方法を教える、ペアレント・トレーニング（parent training）の有効性が指摘されている。

申請者は、ペアレント・トレーニングの先行研究の展望から、保護者に掛かる負担が大きい場合があったことを明らかにした(神山・上野・野呂，2011)。そこで、日常環境のアセスメントに基づき、実施に掛かる負担が低いとされている、物理的環境の調整を主としたペアレント・トレーニングの有効性を個別支援において示した（神山・野呂，2010a、2010b、2011）。一方、保護者同士が支え合う関係性の構築や、支援に掛かる支援者の人的コストをふまえると、集団支援のペアレント・トレーニングに関しても、保護者に掛かる負担の軽減を検討する必要がある。さらに、有効性が明らかとなったトレーニング方法を、学校等の支援機関においてどのように運用するのかも検討してはじめて、トレーニング方法が支援機関に普及すると考えられる。

（本年度の研究実施状況）

本年度は、物理的環境調整を主とした集団式のペアレント・トレーニングの手続きや、トレーニング手続きを実施する支援機関における運用方法を明らかにするするために、ペアレント・トレーニングを既に実施している特別支援学校や発達障害児の療育機関から、実施しているトレーニングの内容や運用方法について情報を収集および分析し、手続きや運用方法の試案を作成した。さらに、中学校の特別支援学級や発達障害者支援センターにおいて、作成した試案に基づくペアレント・トレーニングを予備的に実施してもらい、その効果について、主に子どもや保護者の行動改善、実施機関にかかる負担、実施機関が行っている支援への影響等に関して、実施者と協議した。

（本年度の研究成果）

研究協力者による、物理的環境調整を主とした集団式のペアレント・トレーニングの予備的実施の結果から、作成した試案手続きの有効性や課題が明らかとなった。実施結果については、2014 年度に学会発表することを予定している。

（本年度の自己評価・課題）

本年度はペアレント・トレーニングの実践者からの情報収集や協議から、物理的環境調整を主とした集団式のペアレント・トレーニングの手続きと支援機関内での運用方法について試案を作成し、予備的検討をすることができた。その結果、参加者の子どもの行動改善、保護者の満足度、実施者の実行負担の低さについて、肯定的な評価が得られた。一方、課題としては、実施者が参加保護者からの相談にどのように対応するか等が整理された、より詳細なマニュアルの作成や、実施する機関の特徴に応じて運用方法を修正することに関して更なる事例収集が挙げられた。来年度は、本年度の結果をふまえて、物理的環境調整を主とした集団式のペアレント・トレーニングの手続きや運用方法についてより詳細なマニュアルを作成すること、特別支援学校を中心とした質問紙調査から、現在どのような保護者支援が行われどのような課題があるのかを整理することで、特にトレーニングの運用方法についての基礎資料を得ることを予定している。

文献

神山努・野呂文行（2010a）発達に障害がある児童・生徒における地域・家庭生活スキルの日常生活への自発的開始・般化の検討―保護者による記録に基づいた保護者支援による介入―．特殊教育学研究，48，85-96.

神山努・野呂文行（2010b）知的障害幼児・生徒の保護者支援における保護者の負担軽減の検討―物理的手がかりを主とした支援手続きおよび保護者による行動記録を中心に―．特殊教育学研究，48，311-322.

神山努・野呂文行（2011）自閉性障害児の排泄行動に対する保護者支援の検討：機能的アセスメントに基づいた指導手続きの検討．行動分析学研究，25，153-164.

神山努・上野茜・野呂文行（2011）発達障害児の保護者支援に関する現状と課題―育児方法の支援において保護者にかかる負担の観点から―．特殊教育学研究，49，361-375.

１１　組織規則・会計規程・会計細則

○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所組織規則

（平成１６年　３月３０日制定）
平成１７年　５月３１日改正
平成１８年　４月　１日改正
平成１８年　５月　１日改正
平成１９年　３月３０日改正
平成２０年　４月　１日改正
平成２０年　７月１５日改正
平成２１年　４月　１日改正
平成２２年　７月２０日改正
平成２３年　４月　１日改正
平成２５年　３月２９日改正
平成２５年　７月　１日改正

（趣旨）
第１条　この規則は，独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）及び独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法（平成１１年法律第１６５号）に定めるもののほか，独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）の組織，職制及び事務の分掌を定めるものとする。

（事務所）
第２条　研究所の事務所は，神奈川県横須賀市に置く。

（組織）
第３条　研究所に次の５部を置く。
一　企画部
二　総務部
三　教育支援部
四　教育研修・事業部
五　教育情報部
２　前項第五号の教育情報部に発達障害教育情報センターを置く。
３　研究所に監査・コンプライアンス室を置く。

（企画部の所掌事務）
第４条　企画部は次の事務をつかさどる。
一　研究所の業務に係る調査及び研究に関する総合的な企画及び立案並びに調整に関すること。
二　研究基本計画及び研究の実施計画に関すること。
三　特別支援教育政策に係る情報収集，関係省庁との連携・連絡調整に関すること。
四　研究課題設定の助言及び調整に関すること。
五　特別支援教育に関する研究動向及び大学等関係機関との研究協力にかかる調整に関すること。

六　筑波大学附属久里浜特別支援学校との研究協力に関すること。
七　特別支援教育に関する関係法制及び行財政施策に関する調査・分析に関すること。
八　研究所の業務に係る評価に関する企画及び立案に関すること。
九　特別支援教育に関する調査の計画立案及び実施に関し，研究所全体の調整を図ること。
十　外国の特別支援教育に関する調査・分析並びに国内の特別支援教育情報の諸外国への提供に関すること
十一　外国の研究機関，大学等の連携協力及び研究者との国際交流に関すること。
十二　企画部の所掌事務にかかる調査及び研究に関すること。

（総務部）
第５条　総務部に次の３課を置く。
一　総務企画課
二　財務課
三　研修情報課

（総務企画課の所掌事務）
第６条　総務企画課は，次の事務をつかさどる。
一　職員の人事に関すること。
二　職員の衛生，医療その他の福利厚生に関すること。
三　研究所印及び理事長印の保管に関すること。
四　文書類の接受，発送，編集及び保存に関すること。
五　公文書管理並びに個人情報保護に関すること。
六　研究所の研究活動の推進に関すること。（企画部の所掌に係るものを除く。）
七　研究所の中期計画及び年度計画に関すること。
八　研究所の諸評価の事務に関すること。
九　研究所規則等の制定及び改廃に関すること。
十　情報の公開及び広報に関すること。
十一　科学研究費等外部研究資金に係る申請及び調整に関すること。
十二　研究所の所掌事務に関する連絡調整に関すること。
十三　運営委員会，役員会の運営に関すること。
十四　企画部，教育支援部，教育研修・事業部及び教育情報部の業務の支援に関すること。
十五　研究業務の支援に関すること。
十六　前各号に掲げるもののほか，研究所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（財務課の所掌事務）
第７条　財務課は次の事務をつかさどる。
一　予算及び決算に関すること。
二　収入及び支出に関すること。
三　財産及び物品の管理に関すること。
四　建物及び設備の維持及び管理に関すること。
五　研究所内の管理に関すること。

（研修情報課の所掌事務）
第８条　研修情報課は，次の事務をつかさどる。
一　教育研修・事業部の企画・立案する研修事業の実施に関すること。

二　障害者の教育に関する図書その他の資料及び情報を収集し，整理し，保存し，及び提供すること。
三　情報システムの管理及び利用に関すること。

（教育支援部の所掌事務）
第９条　教育支援部は次の事務をつかさどる。
一　特別支援教育の理解啓発及び関連事業の実施に関すること。
二　地方自治体等が実施する特別支援教育推進事業及び教員の資質向上事業への支援にかかる所内の調整に関すること。
三　各種学校長会，学会その他関係機関との情報交換及び連携協力に関すること。
四　特別支援学校への支援及び連携協力に関すること。
五　幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び中等教育学校への支援及び連携協力に関すること。
六　都道府県特別支援教育センター等への支援及び連携協力に関すること。
七　地方公共団体等の行う教育相談を支援するための教育相談情報提供システムの整備に関すること。
八　地方公共団体等と連携した専門的かつ総合的な教育相談並びに学校コンサルテーションに関すること。
九　在外日本人学校等及び在外邦人に係る特別支援教育に関する教育相談及び支援並びに企業等への理解啓発に関すること。
十　教育支援部の所掌事務にかかる調査及び研究に関すること。

（教育研修・事業部の所掌事務）
第１０条　教育研修・事業部は次の事務をつかさどる。
一　研究所の行う研修事業の企画及び立案に関すること。
二　研究所の行う研修の受講者のフォローアップに関すること。
三　地方公共団体の行う研修等の調査及び支援に関すること。
四　インターネットによる配信講義等の開発・提供に関すること。
五　国立特別支援教育総合研究所セミナーの企画立案及び実施並びに研究所が実施するその他のセミナー計画等の調整に関すること。
六　医療・労働・福祉等にかかる関係機関との情報交換及び連携協力に関すること。
七　教育研修・事業部の所掌事務にかかる調査及び研究に関すること。

（教育情報部の所掌事務）
第１１条　教育情報部は次の事務をつかさどる。
一　研究所ホームページからの特別支援教育情報の提供に関すること。
二　特別支援教育に関する教材及び教育支援機器に関する情報・資料の収集・提供に関すること。
三　特別支援教育関係教職員等に対する情報提供システムの構築に関すること。
四　情報手段活用及び教育支援機器の評価・活用及び関係者に対する支援に関すること。
五　発達障害教育情報センター(Webサイトを含む。）に関すること。
六　発達障害教育情報の収集・提供に関すること。
七　発達障害に関する理解啓発及び関係者への支援に関すること。
八　発達障害関係諸機関との連携及び調整に関すること。
九　世界自閉症啓発デー関連行事に関すること。
十　教育情報部の所掌事務にかかる調査及び研究に関すること。

（監査・コンプライアンス室の所掌事務）
第１２条　監査・コンプライアンス室は次の事務をつかさどる。
一　監事との情報交換に関すること。
二　監事との協力関係の維持に関すること。
三　研究所の業務及び会計の監査に関すること。
四　研究所のコンプライアンスの推進に関すること。
五　コンプライアンス委員会の事務局に関すること。

（職制）
第１３条　第３条第一項に規定する部に部長を，同条第二項に規定するセンターに，センター長を，同条第三項に規定する室に室長を置く。
２　第５条に規定する課に課長を置く。
３　部長，センター長，室長及び課長は，上司の命を受け，当該部，課及び室の事務を掌理し，所属の職員を指揮監督する。
４　部（総務部を除く。以下同じ。）に別に理事長が定める数の上席総括研究員を置く。
５　部長及びセンター長は当該部の上席総括研究員をもって充て，監査・コンプライアンス室長は企画部長をもって充てる。
６　上席総括研究員（部長を除く。）は，当該部の部長を補佐し，特定の分野の事務を総括する。
７　部に別に理事長が定める数の総括研究員を置く。
８　総括研究員は，当該部の特定の分野の事務を整理する。
９　部に主任研究員及び研究員を置くことができる。
１０　監査・コンプライアンス室に室員を置くことができる。
１１　室員は室長の命を受け，当該室の事務を処理する。

第１４条　研究所に，研究職員，事務職員その他必要な職員を置く。
２　研究職員は，研究所の業務達成のための調査，研究及び所属する部の所掌事務を行うとともに次に掲げる研究，研修，教育相談及び情報普及等を行う。
一　基幹研究等への参画・実施
二　研修，講習会等への参画・実施
三　教育相談活動への参画・実施
四　研究所の主催するセミナーへの参画・実施
五　関係機関との連携協力
六　広報活動等への協力

第１５条　課（第５条に規定する課をいう。以下同じ。）別に定めるところにより係を置く。また，課に課長補佐，専門員及び専門職員を置くことができる。
２　課長補佐は，課長を補佐するとともに，課の事務を処理する。
３　専門員は，上司の命を受け，高度の専門的知識又は経験を必要とする特定の分野の事務を処理するとともに，専門的見地から課長を補佐する。
４　専門職員は，上司の命を受け，専門的知識若しくは経験を必要とする特定又は一定範囲の分野の事務を処理する。
５　第１項に規定する係に係長を置く。係長は，上司の命を受けてその係の事務を処理する。
６　第１項に規定する係に主任を置くことができる。主任は，上司の命を受けて事務を処理する。

（研究班）
第１６条　第１４条第１号にかかる基幹研究等への参画・実施のため，研究班を置く。
２　研究班の組織その他については，別に定める。

（客員研究員）
第１７条　研究所に客員研究員を置くことができる。
２　客員研究員は，命を受けて研究所において行う研究に参画する。
３　客員研究員は，非常勤とする。

（運営委員）
第１８条　研究所に運営委員２１人以内を置く。
２　運営委員は，研究所の管理及び運営に関する重要事項に関し，理事長に助言する。
３　運営委員は，非常勤とする。

（役員会）
第１９条　研究所に役員会を置く。
２　役員会は，研究所における業務運営に関する重要事項を審議する。
３　役員会の組織及び運営については，別に定める。

（雑則）
第２０条　この規則に定めるもののほか，研究所の組織，職制及び事務の分掌に関し必要な事項は，別に定める。

附　則
この規則は，平成１６年４月１日から実施する。
附　則
この規則は，平成１７年６月１日から施行する。
附　則
第１条　この規則は，平成１８年４月１日から施行する。
第２条　次に掲げる規則中「総合研究官」を「上席総括研究員」に，「総括主任研究官」を「総括研究員」に，「主任研究官」を「主任研究員」に改める。
一　独立行政法人国立特殊教育総合研究所総合調整会議，運営企画会議及び各種委員会等に関する規則
二　独立行政法人国立特殊教育総合研究所評価委員会規程
三　国立特殊教育総合研究所・筑波大学附属久里浜養護学校連絡会議に関する要項
四　独立行政法人国立特殊教育総合研究所総合調整会議，運営企画会議及び各種委員会等に関する規則第第８条第３項に定めるワーキンググループに関する要項
五　独立行政法人国立特殊教育総合研究所研究職員の採用，昇任の基準及び定年に関する規程
六　独立行政法人国立特殊教育総合研究所研究職員の選考に関する規則
七　研究職員候補者の審査手続き及び審査基準
八　勤務成績の評定の手続き及び記録に関する細則
九　独立行政法人国立特殊教育総合研究所職員給与規程
十　独立行政法人国立特殊教育総合研究所免許法認定講習規程
十一　独立行政法人国立特殊教育総合研究所研究紀要規程

十二　独立行政法人国立特殊教育総合研究所英文紀要規程
十三　独立行政法人国立特殊教育総合研究所教育相談センター規程
附　則
第１条　この規則は，平成１８年５月１日から施行する。
第２条　次に掲げる規則中「教育相談センター」を「教育相談部」に，「教育相談センター長」を「教育相談部長」に改める。
一　独立行政法人国立特殊教育総合研究所総合調整会議，運営企画会議及び各種委員会等に関する規則
二　独立行政法人国立特殊教育総合研究所Webサイト運営要項
三　独立行政法人国立特殊教育総合研究所法人文書管理規程
附　則
この規則は，平成１９年４月１日から施行する。
附　則
この規則は，平成２０年４月１日から施行する。
附　則
この規則は，平成２０年７月１５日から施行する。
附　則
この規則は，平成２１年４月１日から施行する。
附　則
この規則は，平成２２年７月２０日から施行する。
附　則
（施行期日）
１　この規則は，平成２３年４月１日から施行する。
（教育相談部に関する特例）
２　平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの間は，第３条第一項により置かれる５部に加えて教育相談部を置き，第９条第七号から第九号まで及び第十号の教育相談に係る部分の事務を教育相談部の所掌とする。また，この場合，第６条第九号中「教育支援部,」とあるのは「教育支援部，教育相談部,」と読み替えるものとする。
附　則
第１条　この規則は，平成２５年４月１日から施行する。
第２条　次に掲げる規則中「企画調整課」を「総務企画課」に，「総務課」を「財務課」に改める。
一　独立行政法人国立特別支援教育総合研究所役員会規程（平成１４年４月１日制定）
二　独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営委員規程（平成１３年４月２日制定）
三　国立特別支援教育総合研究所・筑波大学附属久里浜特別支援学校連絡会議に関する要項（平成１６年７月９日制定）
四　独立行政法人国立特別支援教育総合研究所総合調整会議等に関する規則第８条第３項に定めるワーキンググループに関する要項（平成１８年３月７日制定）
五　独立行政法人国立特別支援教育総合研究所内規則の基準及び制定手続きに関する規則（平成１３年４月２日制定）
六　独立行政法人国立特別支援教育総合研究所閲覧窓口の設置及び閲覧事務の処理に関する規程（平成１３年４月２日制定）
七　独立行政法人国立特別支援教育総合研究所電気工作物保安規程(平成１３年４月２日制定)
八　独立行政法人国立特別支援教育総合研究所グリーン調達連絡会議の設置について（平成２０年８月６日制定）

九　日本学術振興会特別研究員（PD）申請者に関する要項（平成２１年１２月１５日制定）
十　独立行政法人国立特別支援教育総合研究所発明規則（平成１３年４月２日制定）
十一　　独立行政法人国立特別支援教育総合研究所セミナーの実施に関する要項（平成１３年４月２日制定）
十二独立行政法人国立特別支援教育総合研究所研究成果普及リーフレット作成要項（平成１９年１月１５日制定）
十三　特別支援教育助成事業推薦要項

附　則

この規則は，平成２５年７月１日から施行する。

○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計規程

（平成１３年４月２日制定）
平成１５年　２月２６日改正
平成１５年　３月３１日改正
平成１８年　４月　１日改正
平成１９年　３月３０日改正
平成２０年１２月　１日改正
平成２２年　３月３１日改正
平成２３年１２月　１日改正

目次

第１章　総則（第１条～第６条）
第２章　会計職員（第７条～第１４条）
第３章　資産管理（第１５条～第２６条）
第４章　予算（第２７条～第２８条）
第５章　取引及び出納（第２９条～第５０条）
第６章　契約（第５１条～第６４条）
第７章　決算（第６５条～第６９条）
第８章　監査（第７０条～第７１条）
第９章　雑則（第７２条～第７３条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）の財務及び会計に関する基準を定め、経理の適正を期するとともに、経理の統一的処理を通じて財政状態及び経営成績を把握し、もって業務の能率的かつ適正な運営を期することを目的とする。

（準拠規定）

第２条　研究所の財務及び会計に関しては、独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号。以下「通則法」という。）、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法（平成１１年法律第１６５号。以下「個別法」という。）独立行政法人通則法等の施行に伴う関係法令の整備及び経過措置に関する政令（平成１２年政令第３２６号。以下「政令」という。）独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に関する省令（平成１３年省令第２８号。以下「省令」という。）その他の関係法令等に定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

（会計の原則）

第３条　研究所の会計は、次の各号の原則に適合するものでなければならない。

一　真実性の原則（研究所の財政状態及び運営状況に関して真実な報告を提供するものでなけ

ればならない。）

二　正規の簿記の原則（すべての取引について、複式簿記の原則に従って正確な会計帳簿を作成しなければならない。）

三　明瞭性の原則（財務諸表には、必要な会計情報を明瞭に表示しなければならない。）

四　重要性の原則（取引及び事象の金額的側面及び質的側面の両面からの重要性を勘案して、適切な記録、計算及び表示を行わなければならない。）

五　資本取引・損益取引区分の原則（資本取引と損益取引を明瞭に区別しなければならない。）

六　継続性の原則（会計処理方法及び手続きを毎年継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。正当な理由によって変更を加えたときは、これを財務諸表に注記しなければならない。）

七　保守主義の原則（研究所の財政に将来不利な影響を及ぼす危険がある場合は、慎重な判断に基づく健全な会計処理をしなければならない。）

（財務諸表）

第４条　通則法第３８条に規定する財務諸表は、次の各号に定めるところにより、別記第１～６号様式により作成するものとする。

一　貸借対照表は、研究所の財政状態を明らかにするため、貸借対照日におけるすべての資産、負債及び資本を記載しなければならない

二　損益計算書は、研究所の運営状況を明らかにするため、一会計期間に属する研究所のすべての費用とそれに対応するすべての収益とを記載し当期純利益を表示するとともに、通則法第４４条に規定する利益又は損失を確定するため、当期純利益に必要な項目を加減して、当期総利益を表示しなければならない。

三　キャッシュ・フロー計算書は、研究所の一会計期間におけるキャッシュ・フローの状況を報告するため、業務活動、投資活動、財務活動の区分を設けてキャッシュ・フローを表示しなければならない

四　利益の処分又は損失の処理に関する書類においては、研究所の当期未処分利益の処分又は当期未処理損失の処理の内容を明らかにしなければならない

五　行政サービス実施コスト計算書においては、一会計期間に属する研究所の業務運営に関し、国民が負担するコストを集約し表示しなければならない

六　附属明細書は、貸借対照表及び損益計算書の内容を補足するために作成しなければならない

七　前項に定める附属明細書に示した事項以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細についても開示することが適当であると理事長が判断した場合には、これを作成するものとする。

（勘定区分及び勘定科目）

第５条　研究所の経理は、貸借対照表は資産、負債及び資本に、損益計算書は費用及び収益にそれぞれ区分して、取引の整理を行うものとする。

２　前項の各区分に属する勘定科目は、別に定める。

（年度所属区分）

第６条　研究所は、資産、負債、又は資本の増減異動並びに収益及び費用について、その原因となった事実の発生した日（その日を決定しがたいときは、その原因となった事実を確認した日）を基準として年度所属を区分する。

第２章　会計職員

（理事長）

第７条　理事長は、研究所のすべての資産を管理する。

２　契約その他、収入又は支出の原因となる行為は、契約担当役である理事長又は第３項に規定する契約担当役代理（以下「契約担当役等」という。）でなければこれをすることができない。

３　理事長は、必要があるときは、研究所所属の職員に契約事務を代理させることができる。

４　理事長は、必要があるときは、職員のうちから契約担当役の補助者を、その責任を明らかにして命ずることができる。

（出納命令役）

第８条　理事長は、役員または職員のうちから出納命令役１人を任命し、取引の命令に関する事務をつかさどらせるものとする。

（出納専門役）

第９条　理事長は、職員のうちから出納専門役１人を任命し、出納命令役の命令に基づく取引の遂行、第２０条第１号及び第２号に掲げる資産の出納保管及び帳簿その他の証拠書類の保存に関する事務をつかさどらせるものとする。

２　理事長は、必要があるときは、職員のうちから出納専門役の補助者を、その責任を明らかにして命ずることができる。

（指定資産管理者）

第１０条　理事長は、研究所の資産のうち、第２０条第四号に掲げる資産（以下「指定資産」という。）の維持・管理を図るため、指定資産管理者を任命し、その事務をつかさどらせるものとする。

２　指定資産の維持・管理に関してはこの規程に定めるところによるほか、指定資産管理規程（平成１３年４月２日制定）の定めるところによる。

（物品管理者）

第１１条　理事長は、研究所の資産のうち第２０条第３号に掲げる動産（以下「物品」という。）の適正かつ効率的な供用その他良好な管理を図るため物品管理者を任命し、その事務をつかさどらせるものとする。

２　物品の管理に関しては、この規程の定めるところによるほか、物品管理規程（平成１３年４月２日制定）の定めるところによる。

（代理）

第１２条　理事長は、必要と認める場合には、職員のうちから出納命令役、出納専門役、指定資産管理者、物品管理者の代理を命ずることができる。

（会計職員として指定する職）

第１３条　第７条から第１２条に規定する会計職員に関し、その指定する職、事務の範囲については、別に定める。

（会計職員の兼職の禁止）
第１４条　出納命令役（出納命令役代理を含む。以下同じ。）は、出納専門役（出納専門役代理を含む。以下同じ。）を相兼ねることはできない。

第３章　資産管理

（資産管理責任）
第１５条　第２章に規定する会計職員は、研究所の資産の管理並びに業務の経理について善良な管理者の注意を払わなければならない。
２　前項に規定する職員が、故意又は重大な過失により、研究所に損害を与えたとき、又は善良なる管理者の注意を怠り、その保管に係る資産を亡失し又は損傷したときは、弁償の責に任ずるものとする。
３　第１項に規定する以外の役員及び職員が、故意又は重大な過失により、資産を亡失し又は損傷しその他研究所に損害を与えたときは、弁償の責に任ずるものとする。

（資産の価額）
第１６条　資産の価額は原則として当該資産の取得価額によるものとする。
２　無償で取得した資産については、公正な評価額をもって取得価額とする。
３　政府から現物出資として受け入れた固定資産については、個別法第５条第３項に規定する評価委員会が決定した価額を取得価額とする。
４　たな卸資産については、原則として購入代価に、先入先出法を適用して算定した取得価額をもって貸借対照表価額とする。ただし、時価が取得価額より下落した場合には時価によるものとする。

（固定資産の計上基準）
第１７条　研究所が、所有し、かつ加工や売却を予定していない財貨のうち、耐用年数が１年以上で、１個または１組の取得価額が５０万円以上の財貨は、貸借対照表上固定資産として計上する。
２　前項の規定により、一旦固定資産として計上した資産については、償却完了後においても当該資産が除却されるまでの間は、残存価額により貸借対照表に計上しなければならない。
３　非償却資産については、金額にかかわらず固定資産に計上しなければならない。

（建設仮勘定）
第１８条　有形固定資産の建設または製作の目的をもってする支出は、建設仮勘定により整理するものとする。
２　前項の規定により整理した支出は、当該固定資産が使用開始の状態に至ったときは、遅滞なく該当科目に振替えなければならない。

（資本的支出）
第１９条　固定資産の取得後に行われる改良又は修繕に係わる支出で、当該固定資産の価値を高めるもの、又は耐用年数を延長させるものについては、資本的支出として固定資産の価額に算

入する。

（資産の保管）

第２０条　資産の保管は次に掲げるところにより行うものとする。

一　現金（小切手を含む）、預金若しくは貯金の通帳又は信託証書、預り証書その他これらに準ずる証書は、厳重な鍵のかかる容器に保管しなければならない

二　国債その他文部科学大臣の指定する有価証券は、銀行、信託会社又は証券会社に保護預けをしなければならない。

三　前各号に掲げる動産及び次号に掲げる動産以外の動産の保管は別に定めるところによる。

四　土地及びその定着物、建物（建物附属設備を含む）、構築物、特許権、借地権、著作権、その他これらに準ずる権利に関する維持管理については別に定めるところによる。

（資産の処分等の制限）

第２１条　研究所は、文部科学省令で定める研究所の権利に係る土地並びに施設及び設備を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

２　ただし、中期計画に定めた場合であって、その計画に従って当該財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。

（資産の貸付け及び譲渡）

第２２条　研究所は、その保有する資産を正当な対価なく貸付け又は譲渡してはならない。この場合賃貸料は前納させなければならない。ただし国若しくは地方公共団体に貸付ける場合又は賃貸期間が六ヶ月以上にわたる場合には定期的に納付させることができる。

２　前項の規定にかかわらず、特に研究所の業務の遂行に必要があると認めるときは、理事長の承認を得て無償で貸し付け又は譲渡することができる。

（固定資産の売却、除却、交換、譲渡、改築等）

第２３条　固定資産の売却、除却、交換、譲渡、改築等の手続きについては、別に定めるところによる。

２　固定資産は、次の場合に除却することができる。

一　災害又は盗難等により滅失したとき

二　著しく減耗し、使用に耐えないとき

三　陳腐化しあるいは不適用化して使用を停止したとき

四　譲渡するとき

（有形固定資産の減価償却）

第２４条　有形固定資産のうち償却資産については、毎事業年度末において、資産の種類ごとに定額法により減価償却をしなければならない。

２　前項の規定により減価償却する場合における耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）の定めるところによる。ただし資産の使用状況、環境の変化等により実態とかけ離れたものであるときは耐用年数を変更することができる。

３　耐用年数が変更されたときは、軽微な場合を除き、変更の旨、変更の内容及び財務諸表に及ぼす影響について財務諸表に注記しなければならない。

（無形固定資産の減価償却）
第２５条　無形固定資産は、毎事業年度末において、当該資産の取得のために支出した金額を基礎とし、残存価格を零として、当該資産の有効期間、期間の定めがないものは理事長が別に定める期間により定額法によって減価償却しなければならない。

（事故報告）
第２６条　第８条から第１２条に規定する会計職員は、その保管に係る資産又は帳簿を亡失したときは遅滞なくその事実を調査し理事長に報告しなければならない。

第４章　予算

（予算の作成）
第２７条　通則法第３０条第２項第３号に規定する中期計画事項の予算、収支計画及び資金計画は、別記第７～１０号様式により作成し、予算積算の根拠を明らかにした書類を添付するものとする。

（予算の執行）
第２８条　理事長は、国からの予算措置に基づいて、その実行計画を定め、業務の合理的かつ能率的な運営を図るものとする。

第５章　取引及び出納

（取引金融機関の指定等）
第２９条　理事長は、取引金融機関を指定しなければならない。

（登録印鑑）
第３０条　取引金融機関に登録する印鑑は、公印規程第３条に規定する銀行取引印としなければならない。

（余裕金の運用）
第３１条　理事長は、余裕金の運用に当たっては、通則法第４７条に規定する方法により業務の執行に支障のない範囲内でこれを効率的に行うものとする。

（取引命令）
第３２条　取引は、すべて、出納命令役の命ずるところにより出納専門役が行うものとする。ただし、出納命令役の不在その他の事故のある場合において、法令又は契約書の定めるところにより収納または支払をしなければならないとき、その他緊急止むを得ない理由があるときは、出納専門役は、出納命令役の命令によらないで収納又は支払いをすることができる。
２　出納専門役は、前項ただし書の規定により収納又は支払をしたときは、その理由を明らかにして、遅滞なく出納命令役に報告しなければならない。

（手形等による取引の制限）
第３３条　出納専門役及びその補助者は、手形その他の商業証券（研究所が振出す小切手を除く。）

をもって取引をしてはならない。ただし、止むをえない理由がある場合において、他人が振り出した手形その他商業証券で確実なものを、担保として受領するときは、この限りでない。

（預金の払戻命令）

第３４条　出納命令役は、預金を現金によって払い戻すことを命ずることができない。ただし、第２９条に規定する預金口座相互間に資金を異動する場合、及び第４５条に規定する口座振込みによる支払いをする場合においてはこの限りでない。

（出納の締切）

第３５条　出納命令役は、毎月の出納締切時刻を定めておかなければならない。

２　出納専門役は、出納締切時刻後速やかに帳簿と現金（小切手その他現金に準ずるものを含む。以下「現金等」という。）の在高とを照合しなければならない。

（伝票）

第３６条　取引は、すべて、別記１１号書式による伝票によって処理しなければならない。

２　伝票は、収入伝票、支出伝票、振替伝票とする。

（帳簿）

第３７条　出納専門役は、別記第１２号様式による仕訳帳、別記第１３号様式による総勘定元帳及び補助簿を備え、すべての取引を記入しなければならない。ただし仕訳帳は、前条に規定する伝票をもってこれに代えることができる。

２　補助簿は、現金出納簿、その他必要と認める帳簿とする。

（予算差引簿）

第３８条　出納専門役は、前条で規定する複式簿記による帳簿の他、予算差引簿を備えなければならない。

（照合の責任）

第３９条　出納専門役は、毎月末日、元帳口座の金額について関係帳簿等と照合して記入の正確を確認し、その証として確認印を押印するものとする。

（収納手続）

第４０条　出納専門役は、研究所の収入となるべき金額を収納しようとするときは、原則として、債務者に対して書面により債務の請求を行うものとする。

２　収納は現金の受入、銀行振込通知書等により確認するものとする。

３　収納を確認したときは、領収証書を納入者に交付し、当該取引に係る伝票に領収日付印及び認印を押し、当該取引を整理しなければならない。

４　収納金を領収したときは、現金領収の日又はその翌日において銀行に預け入れなければならない。ただし、領収金額が２０万円に達するまでは、４０日分までの金額を取りまとめて銀行に預け入れることができる。

（督促）

第４１条　出納専門役は、納入期限までに払込みをしない債務者に対してその払込みを督促し収

入の確保を図らなければならない。

（支払手続）

第４２条　出納専門役は、支払をする場合には、必ず債権者から領収証書を徴し、当該取引に係る伝票に支払日付印及び認印を押し、当該取引を整理しなければならない。

（支払方法）

第４３条　出納専門役は、支払をしようとする場合には、支払を受ける者を受取人とする小切手を振り出して交付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、小切手による支払にかえ、現金をもって支払をすることができる。

一　研究所の役員及び職員に支払をするとき

二　受取人が小切手による受領を拒んだとき

三　常用の雑費の支払いで一件の取引金額が１０万円を超えないとき

四　前３号に掲げる場合のほか、特に必要があり、あらかじめ理事長が承認したとき

２　出納専門役は、前項の規定により現金をもって支払をするため預金の払戻しを受けようとするときは原則として自己を受取人とする小切手を振出すものとする。

３　第一項の現金は、収納した現金をもって充ててはならない。

（小切手事務の取扱）

第４４条　小切手帳の保管及び小切手の作成は、出納専門役又はその補助者でなければ行うことができない。

２　小切手は、出納命令役が印を押した当該取引に係る伝票に基づかなければ振り出すことができない。

３　小切手の振出年月日の記入及び押印は当該小切手を受取人に交付するときにしなければならない。

（口座振替の方法による支払）

第４５条　出納専門役は、債権者の預金口座または貯金口座への振込みの方法により支払をする場合は、第４３条の規定にかかわらず、必要な資金を取引金融機関に交付して、当該金融機関に支払いをさせることができる。

２　出納専門役は、前項の規定により必要な資金を金融機関に交付した場合には、その旨を支払を受ける者に通知しなければならない。

３　第１項の規定により支払をしたときは、第４２条に規定する領収証書は、取引銀行の発行する領収証書等をもって支払いの相手方の領収証書にかえることができる。

（前金払）

第４６条　出納専門役は、次の各号に掲げる経費を除くほか、前金払をすることができない。

一　外国から購入する物品の代価（購入契約に係る物品を当該契約の相手方が外国から直接購入しなければならない場合におけるこれらの物の代価を含む。）

二　定期刊行物の代価及び日本放送協会に対して支払う受信料

三　土地、建物その他の財産の賃借料及び保険料

四　運賃

五　研究又は調査の受託者に支払う経費

六　諸謝金
七　電話、電気、ガス及び水道料金
八　官公署に対して支払う経費
九　負担金
十　工事請負契約における代価
十一　その他特に必要があり、あらかじめ理事長が承認した経費

（概算払）
第４７条　出納専門役は、次に掲げる経費を除くほか、概算払をすることができない。
一　旅費
二　外国人招聘時における滞在費
三　官公署に対して支払う経費
四　負担金
五　その他特に必要があり、あらかじめ理事長が承認した経費

（立替払）
第４８条　有料道路の通行料、テキスト代等軽微なもの、又は通常立替払しなければ研究等の業務に支障を生じる場合において、経費の立替払を行おうとするときは、出納専門役の承認を得てこれを行うことができる。

（部分払）
第４９条　契約により、工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物品の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合における当該支払い金額は、工事又は製造その他についての請負契約にあってはその既済部分に対する代価の１０分の９、物件の買入契約にあってはその既納部分に対する代価を超えることができない。ただし性質上可分の工事又は製造その他についての請負契約に係る完済部分にあっては、その代価の金額まで支払うことができる。

（寄附金）
第５０条　理事長は、寄附金の申請があった場合において、その内容が適当であると認めるときは、寄附金として受け入れることができる。

第６章　契約

（契約の方式）
第５１条　契約担当役等は、売買、賃貸借、請負その他の契約をする場合においては、第５２条及び第５３条に規定する場合を除き、不特定多数のものに申込みをさせることにより競争入札（以下「一般競争」という）に付し、申込みに係る者のうち研究所にとって最も有利な条件をもって申込みをした者と契約しなければならない。

（指名競争）
第５２条　契約担当役等は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合は指名競争に付することができる。

一　契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がない場合。
二　一般競争に付することが不利と認められる場合
三　予定価格が５００万円を超えない工事又は製造をさせるとき
四　予定価格が３００万円を超えない財産を買い入れるとき
五　予定賃借料の年額又は総額が１６０万円を超えない物件を借り入れるとき
六　予定価格が１００万円を超えない財産を売り払うとき
七　予定賃貸料の年額又は総額が５０万円を超えない物件を貸し付けるとき
八　工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が２００万円を超えないものをするとき
２　指名競争に付そうとするときは、なるべく５人以上の入札者を指名しなければならない。

（随意契約）
第５３条　契約担当役等は、第５１条の規定にかかわらず、次に掲げる場合は随意契約によることができる。
一　契約の性質または目的が競争を許さないとき
二　緊急の必要により競争に付することができないとき
三　競争に付することが不利と認められるとき
四　予定価格が２５０万円を超えない工事又は製造をさせるとき
五　予定価格が１６０万円を超えない財産を買い入れるとき
六　予定賃借料の年額又は総額が８０万円を超えない物件を借り入れるとき
七　予定価格が５０万円を超えない財産を売り払うとき
八　予定賃貸料の年額又は総額が３０万円を超えない物件を貸し付けるとき
九　工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が１００万円を超えないものをするとき
十　運送又は保管をさせるとき
十一　国、地方公共団体その他の公法人と契約するとき
十二　外国で契約するとき
十三　競争に付しても入札者がないとき、若しくは再度の入札に付しても落札者がないとき
十四　落札者が契約を結ばないとき
２　前項第１３号に規定する随意契約においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
３　第１項第１４号に規定する随意契約においては、その落札金額の制限内であること、及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

（入札保証金）
第５４条　契約担当役等は、競争に付そうとするときは、その競争に加わろうとする者をして、その者の見積る契約金額の１００分の５以上の保証金を納めさせなければならない。ただし、入札に参加するものが資力信用があり、経営状態が良く、受注能力等があり落札した後に契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるときは、その納付を免除することができる。
２　前項の保証金の納付は、確実な担保の提供をもってこれに代えることができる。

（入札に関する事項）

第５５条　競争入札に付そうとする場合の競争に参加する者に必要な資格、入札の公告、入札説明書及びその他競争入札に必要な事項については別に定めるところによる。

（予定価格の作成）

第５６条　契約担当役等は、契約をする場合には、あらかじめ契約をしようとする事項の仕様書、設計書等によってその予定価格を書面により作成しなければならない。ただし次に掲げる場合は予定価格調書の作成を省略することができる。

一　法令に基づいて取引価格が定められていることその他特別の事由があることにより、特定の取引価格によらなければ契約をすることが不可能又は著しく困難であると認められるものに係る随意契約

二　予定価格が１００万円を超えない随意契約で契約担当役等が予定価格調書その他の書面による予定価格の積算を省略しても支障がないと認められるもの。

（落札の方式）

第５７条　契約担当役等は、競争に付する場合においては、契約の目的に応じ、予定価格の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。ただし支払の原因となる契約について、相手方となるべき者の申込価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

２　契約担当役等は、交換契約その他その性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、価格その他の条件が研究所にとって最も有利なものをもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

３　第１項若しくは第２項に規定するところによる場合は、入札公告又は入札説明書において明記のうえ申込みをさせなければならない。

（契約書の作成）

第５８条　契約担当役等は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約の目的、契約金額、履行期限、契約保証金に関する事項その他必要な事項を記載した契約書を作成し、契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければならない。ただし、次に掲げる事項に該当する場合においては、これを省略することができる。

一　契約金額が１５０万円を超えないものをするとき

二　せり売りに付するとき

三　物件を売り払う場合において、買請人が代金を即納してその物件を引取るとき

四　第１号に規定するもの以外の随意契約について、契約担当役等が契約書を作成する必要がないと認めるとき

２　契約担当役等は、第１項の規定により契約書の作成を省略する場合においても、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。

（契約保証金）

第５９条　契約担当役等は、研究所と契約を結ぶ者をして、契約金額の１００分の１０以上の契

約保証金を納めさせなければならない。ただし、契約の相手方が、保険会社との間に研究所を被保険者とする履行保証契約を結んだとき、前条第１項第１号から第３号に該当する場合、その他その必要がないと認める場合においては、その全部または一部を納めさせないことができる。

２　前項の保証金の納付は、確実な担保の提供をもってこれに代えることができる。

（監督）

第６０条　契約担当役等は、契約を締結した場合において、自らまたは補助者に命じて、契約の適正な履行を確保するために必要な監督をしなければならない。

（検査）

第６１条　契約担当役等は、自ら又は補助者に命じて、契約の履行完了についての検査をしなければならない。

（監督及び検査の委託）

第６２条　契約担当役等は、特に必要があると認めるときは、監督及び検査を研究所の職員以外の者に委託して行わせることができる。

（兼職の禁止）

第６３条　契約担当役等から検査を命ぜられた補助者及び前条の規定により検査を委託された者は、契約担当役等から監督を命ぜられた補助者及び前条の規定により監督を委託された者の職務と兼ねることができない。

（検査調書の作成）

第６４条　第６１条及び第６２条に規定する検査を行った者は、検査を完了した場合においては、別に定める場合を除き検査調書を作成しなければならない。

２　前項の規定により検査調書を作成する場合においては、当該検査調書に基づかなければ、支払いをすることができない。

第７章　決算

（月次報告）

第６５条　出納専門役は、毎月末に合計残高試算表を作成し、出納命令役の証明を受けた後、理事長に提出しなければならない。

（年度末決算報告書の作成）

第６６条　出納専門役は、毎事業年度末日において決算整理し、元帳を締め切り予算の区分に従い決算報告書を作成しなければならない。

（財務諸表等の提出）

第６７条　出納専門役は、第４条の規定により作成した財務諸表及び前条の決算報告書を、出納命令役の証明を受けた後、監事の監査を受け、その意見を付して、理事長に提出しなければならない。

（たな卸し）
第６８条　出納専門役は、毎事業年度末日（当該末日が休日に当たるときは、その翌日を当該末日とみなす。以下同じ。）において、たな卸し資産のたな卸を行い、それに基いて、たな卸し資産の明細表を作成しなければならない。ただし重要性の乏しいものは全額費用処理することができる。
２　前項の規定によりたな卸しをする場合には、あらかじめ職員のうちから理事長の指名する者がこれに立ち会い、その者が確認の証として、たな卸表に記名捺印しなければならない。

（決算整理）
第６９条　減価償却等の決算整理については、別に定めるところによる。

第８章　監査

（監査）
第７０条　監事は、自ら又は監査を行う職員に命じて、毎事業年度末日及び出納専門役等の異動があったときその他必要と認めるときにおいて、資産及び会計の監査を行わなければならない。

（監査の立会い）
第７１条　前条に規定する監査の際には、出納専門役、指定資産管理者及び物品管理者は立ち会わなければならない。
２　監査に関する事項については、この規程に定めるところによるほか、別に定めるところによる。

第９章　雑則

（関係書類の保存）
第７２条　研究所の会計に関する財務諸表、帳簿及び伝票等の関係書類の保存期間は別に定める。

（その他）
第７３条　この規程に定めるもののほか、この規程を実施するために必要な事項については、別に定める。

附　則
この規程は、平成１３年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成１５年２月２８日から施行する。
附　則
この規程は、平成１５年３月３１日から施行する。
附　則
この規程は、平成１８年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２０年１２月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２３年１２月１日から施行する。ただし、改正後の第５条の規程は、平成２３年度の経理から適用する。

貸　借　対　照　表

（平成〇〇年３月３１日）

（単位：千円）

資産の部			
Ⅰ流動資産			
現金及び預金		－	
有価証券		－	
受取手形	－		
貸倒引当金	－	－	
売掛金	－		
貸倒引当金	－	－	
たな卸資産		－	
前渡金		－	
前払費用		－	
未収収益		－	
未収金			
固定資産使用料	－		
その他の未収金	－	－	
仮払金			
概算払旅費	－		
労災保険料	－		
雇用保険料	－		
その他の仮払金	－	－	
その他の流動資産		－	
流動資産合計			－
Ⅱ固定資産			
１有形固定資産			
建物	－		
減価償却累計額	－		
減損損失累計額	－	－	
構築物	－		
減価償却累計額	－		
減損損失累計額	－	－	
機械装置	－		
減価償却累計額	－		
減損損失累計額	－	－	
車両運搬具	－		
減価償却累計額	－		
減損損失累計額	－	－	
工具機具備品	－		
減価償却累計額	－		
減損損失累計額	－	－	
土地		－	
建設仮勘定		－	
その他の有形固定資産		－	
有形固定資産合計		－	
２無形固定資産			
特許権		－	
借地権		－	
ソフトウエア		－	
電話加入権		－	
著作権		－	
その他の無形固定資産		－	
無形固定資産合計		－	
３投資その他の資産			
投資有価証券		－	
長期前払費用		－	
長期性預金		－	
その他の長期資産		－	
計		－	
固定資産合計			－
資産合計			－

負債の部			
Ⅰ流動負債			
運営費交付金債務		－	
預り施設費		－	
預り補助金		－	
預り寄附金		－	
短期借入金		－	
買掛金		－	
未払金		－	
未払費用		－	
前受金		－	
預り金		－	
前受収益		－	
引当金		－	
仮受金		－	
その他の流動負債		－	
流動負債合計			－
Ⅱ固定負債			
資産見返負債			
資産見返運営費交付金	－		
資産見返寄附金	－		
資産見返物品受贈額	－		
建設仮勘定見返施設費	－	－	
長期預り寄附金		－	
長期借入金		－	
引当金		－	
長期未払金		－	
その他の固定負債		－	
固定負債合計			－
負債合計			－
資本の部			
Ⅰ資本金			
政府出資金		－	
資本金合計			－
Ⅱ資本剰余金			
資本剰余金			
施設費	－		
目的積立剰余金	－		
運営費交付金	－		
寄附金	－		
譲与	－	－	
損益外減価償却累計額（－）		－	
損益外減損損失累計額（－）		－	
資本剰余金合計			－
Ⅲ利益剰余金（又は繰越欠損金）			
前中期目標期間繰越積立金		－	
目的積立金		－	
積立金		－	
当期未処分利益		－	
（又は当期末処理損失）			
（内当期総利益（又は当期総損失）　千円）			
利益剰余金（又は繰越欠損金）合計			－
資本合計			－
負債資本合計			－

（注記事項）

運営費交付金から充当されるべき退職手当の見積り額は　　**千円**

別記第2号様式

国立特別支援教育総合研究所

損　益　計　算　書

（平成〇〇年４月１日～平成〇〇年３月３１日）

（単位：千円）

経常費用			
業務経費			
人件費	－		
減価償却費	－		
一般研究経費	－		
特別研究経費	－		
研修・講習事業経費	－		
情報・普及事業経費	－		
教育相談事業経費	－		
国際協力研究経費	－	－	
一般管理費			
人件費	－		
減価償却費	－		
管理経費	－	－	
財務費用			
支払利息	－		
その他	－	－	
雑損		－	
経常費用合計			－
経常収益			
運営費交付金収益		－	
資産貸付収入		－	
文献複写料収入		－	
国からの受託収入		－	
国以外からの受託収入		－	
補助金収益		－	
寄附金収益		－	
施設費収益		－	
資産見返負債戻入		－	
資産見返運営費交付金戻入	－		
資産見返寄付金戻入	－		
資産見返物品受贈額戻入	－	－	
物品受贈益		－	
財務収益			
受取利息	－		
その他	－	－	
雑益		－	
経常収益合計			－
経常利益			－
臨時損失			
固定資産除却損		－	
災害損失		－	
過年度消耗品費減損損失		－	－
臨時利益			
還付消費税等		－	
固定資産売却益		－	
過年度物品受贈益			
その他		－	－
当期純利益			－
目的積立金取崩額			－
当期総利益			－

別記第3号様式

キャッシュ・フロー計算書

（平成〇〇年４月１日～平成〇〇年３月３１日）

（単位：千円）

Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー	
原材料，商品又はサービスの購入による支出	-xxx
人件費支出	-xxx
その他の業務支出	-xxx
運営費交付金収入	xxx
国以外からの受託収入	xxx
寄付金収入	xxx
補助金収入	xxx
資産貸付収入	xxx
文献複写料収入	xxx
その他の業務収入	xxx
小　計	xxx
利息の受取額	xxx
利息の支払額	-xxx
国庫納付金の支払額	-xxx
業務活動によるキャッシュ・フロー	xxx
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	-xxx
有価証券の売却による収入	xxx
有形固定資産の取得による支出	-xxx
有形固定資産の売却による収入	xxx
施設費による収入	xxx
施設費の清算による返還金の支出	-xxx
投資活動によるキャッシュ・フロー	xxx
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の返済による支出	-xxx
短期借入れによる収入	xxx
金銭出資の受入による収入	xxx
財務活動によるキャッシュ・フロー	xxx
Ⅳ　資金に係る換算差額	xxx
Ⅴ　資金増加額	xxx
Ⅵ　資金期首残高	xxx
Ⅶ　資金期末残高	xxx

（注記事項）

(1) 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金勘定　xxx　千円

(2) 重要な非資金取引

現物出資等の受入による資産の取得

土　地　xxx　千円

建　物　xxx　千円

その他　xxx　千円

別記第4号様式

利益の処分に関する書類

（平成〇〇年〇月〇日）

（単位：千円）

Ⅰ　当期未処分利益			－
当期総利益		－	
前期繰越欠損金	－		
Ⅱ　利益処分額			
積立金		－	
独立行政法人通則法第44条第3項により主務大臣の承認を受けた額			
A目的積立金	－		
B目的積立金	－	－	－

損失の処理に関する書類

（平成〇〇年〇月〇日）

（単位：千円）

Ⅰ　当期未処理損失			－
当期総損失	－		
（当期総利益）		－	
前期繰越欠損金	－		
Ⅱ　損失処理額			
目的積立金取崩額	－		
積立金取崩額	－		－
Ⅲ　次期繰越欠損金			－

別記第5号様式

行政サービス実施コスト計算書

（平成○○年４月１日～平成○○年３月３１日）

（単位：千円）

Ⅰ　業務費用			－
業務経費	－		
一般管理費	－		
財務費用	－		
固定資産売却損	－		
雑損	－	－	
（控除）			
国からの受託収入	－		
寄付金収益	－		
財務収益	－		
資産貸付収入	－		
文献複写料収入	－		
資産見返寄付金戻入			
その他の収入	－	－	
Ⅱ　損益外減価償却相当額			－
Ⅲ　損益外減損損失相当額			－
Ⅳ　引当外退職手当増加見積額			－
Ⅴ　機会費用			
国有財産無償使用の機会費用	－		
政府出資等の機会費用	－		－
Ⅵ　（控除）			
国庫納付額			－
Ⅶ　行政サービス実施コスト			－

（注記事項）

機会費用の計算方法

政府出資等の機会費用の計算利率については，国債の利回り及び昨今の市場情勢を勘案し，　％としている。

別記第6号様式

そ の 1

固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第86特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却相当額も含む）の明細

（単位：千円）

資産の種類		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額	当期償却額	減損損失累計額	当期償却額	差引当期末残高	摘　要
有形固定資産（償却費損益内）	車両運搬具										
	工具機具備品										
	計										
有形固定資産（償却費損益外）	建　物										
	構築物										
	計										
非償却資産	土　地										
有形固定資産合計	建　物										
	構築物										
	車両運搬具										
	工具機具備品										
	土　地										
	計										
無形固定資産	電話加入権										
	計										
その他の資産											
	計										

その 2

たな卸資産の明細

（単位：千円）

種　類	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘要
		当期購入・製造・振替	その他	払出・振替	その他		

その 3

有価証券の明細

①流動資産として計上された有価証券　（単位：千円）

	銘柄	取得価格	時価	貸借対照表計上額	当期損益に含まれた評価損益	摘　要
売買目的有価証券						
	計					

満期保有目的債券	種類及び銘柄	取得価格	券面総額	貸借対照表計上額	当期費用に含まれた評価差額	摘　要
	計					
貸借対照表計上額合計						

その 4

②投資その他の資産として計上された有価証券　（単位：千円）

	種類及び銘柄	取得価格	券面総額	貸借対照表計上額	当期費用に含まれた評価差額	摘　要
満期保有目的債券						
	計					

	銘柄	取得価格	純資産に持分割合を乗じた価格	貸借対照表計上額	当期費用に含まれた評価差額	摘　要
関係株式会社						
	計					

	種類及び銘柄	取得価格	時価	貸借対照表計上額	当期費用に含まれた評価差額	その他有価証券評価差額	摘要
その他有価証券							
	計						
貸借対照表計上額合計							

その５

資本金及び資本剰余金の明細及び増減

（単位：千円）

区　　分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘　　要
資　本　金	政府出資金					
	計					
資本剰余金	無償譲与					
	施設費					
	その他					
	計					
	損益外減価償却累計額					
	損益外減損損失累計額					
	差引計					

その６

積立金等の明細及び目的積立金の取崩し額の明細

①積立金の明細

（単位：千円）

区　　分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘　　要
通則法４４条１項積立金					
通則法４４条３項積立金					

②目的積立金の取崩し額の明細

（単位：千円）

区　　分		金　　額	摘　　要
目的積立金取崩額			
	計		
その他			
	計		

その７

運営費交付金債務及び当期振替額等の明細

（１）運営費交付金債務　　（単位：千円）

交付年度	期首残高	交付金当期交付額	当期振替額				期末残高
			運営費交付金収益	資産見返運営費交付金	資本剰余金	小計	
○○年度							
合計							

（２）運営費交付金債務の当期振替額の明細　　（単位：千円）

区分		金額	内訳
成果進行基準による振替額	運営費交付金収益		
	資産見返運営費交付金		
	資本剰余金		
	計		
期間進行基準による振替額	運営費交付金収益		
	資産見返運営費交付金		
	資本剰余金		
	計		
費用進行基準による振替額	運営費交付金収益		
	資産見返運営費交付金		
	資本剰余金		
	計		
会計基準第80第３項による振替額			
合計			

（３）運営費交付金債務残高の明細　　（単位：千円）

交付年度	運営費交付金債務残高		内訳
○○年度	成果進行基準を採用した業務に係る分		
	期間進行基準を採用した業務に係る分		
	費用進行基準を採用した業務に係る分		
	計		

そ の ８

国等からの財源措置の明細

①施設費の明細　　（単位：千円）

区　　分	当期交付額	左の会計処理内訳			摘　　要
		建設仮勘定見返施設費	資本剰余金	その他	
計					

②補助金等の明細　　（単位：千円）

区　　分	当期交付額	左の会計処理内訳					摘　　要
		建設仮勘定補助金等	資産見返補助金等	資本剰余金	長期預り補助金等	収益計上	
計							

そ の ９

役員及び職員の給与費の明細

区　　分	報酬又は給与		退職給付	
	支　給　額	支給人員	支　給　額	支給人員
役　　員	千円 （　　）	名 （　　）	千円 （　　）	名 （　　）
職　　員	千円 （　　）	名 （　　）	千円 （　　）	名 （　　）
合　　計	千円 （　　）	名 （　　）	千円 （　　）	名 （　　）

別記第７号様式

〇中期計画予算

（単位：百万円）

区　　分	金　　額
収　入 計	
支　出 計	

［運営費交付金の算定ルール］

［注記］

別記第８号様式

施　設　・　設　備　に　関　す　る　計　画

施設・設備の内容	予定額（千円）	財　　源

別記第９号様式

平成　　年度～平成　　年度収支計画

（単位：百万円）

区　　別	金　　額
費用の部	
経常費用	
財務費用	
臨時損失	
収益の部	
運営費交付金収益	
資産見返負債戻入	
臨時利益	
純利益	
目的積立金取崩額	
総利益	

別記第１０号様式

平成　　年度～平成　　年度資金計画

（単位：百万円）

区　　別	金　　額
資金支出	
業務活動による支出	
投資活動による支出	
財務活動による支出	
翌年度への繰越金	
資金収入	
業務活動による収入	
投資活動による収入	
施設費による収入	
その他の収入	
財務活動による収入	
前年度よりの繰越金	

別記第11号様式

収入（支出・振替）伝票

会計区分：
ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ：

伝　票NO

起　票	年　月　日	収入（支出・振替）確印	契約担当役	出納命令役	出納専門役	監査員	起　票
完了年月日	年　月　日						
※収入（支出・確認）	年　月　日						
小切手（請求書）番号							

（単位：円）

借方科目	借方金額	貸方科目	貸方金額	摘　要
借方合計		貸方合計		

※欄は，収入伝票にあっては，収入年月日，支出伝票にあっては支出年月日，振替伝票にあっては確認年月日を記載するものとし，出納専門役の認印を押す。

別記第12号様式

仕　　訳　　帳

（単位：円）

日付	摘　　要	元丁	借方金額	貸方金額

別記第13号様式

総　勘　定　元　帳

勘定科目名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：円）

日付	相　手　方	摘　　要	伝票番号	借方金額	貸方金額	貸借	差引残高

○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計細則

〔平成１３年４月２日
制　　定〕
平成１５年　２月１４日改正
平成１６年　３月３１日改正
平成１８年　４月　１日改正
平成１８年１０月　１日改正
平成１９年　２月　１日改正
平成１９年　３月３０日改正
平成２０年　２月２９日改正
平成２０年　７月３０日改正
平成２０年１２月　１日改正
平成２１年　３月３１日改正
平成２１年１１月　１日改正
平成２２年　３月３１日改正
平成２３年　４月　１日改正
平成２４年　３月３０日改正
平成２５年　３月２９日改正

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　会計職員（第３条～第７条）
第３章　資産保管金庫の管守（第８条～第１１条）
第４章　予算（第１２条）
第５章　取引及び出納（第１３条～第２２条）
第６章　寄附金（第２３条～第２７条）
第７章　契約
第１節　総則（第２８条～第３０条）
第２節　競争参加者の資格（第３１条～第３４条）
第３節　公告及び競争（第３５条～第５２条）
第４節　落札者の決定（第５３条～第５６条）
第５節　随意契約（第５７条・第５８条）
第６節　契約の締結（第５９条～第６６条）
第７節　監督及び検査（第６７条～第７１条）
第８節　代価の納入及び支払（第７２条～第７７条）
第９節　物品の機種選定（第７８条～第８２条）
第１０節　仕様の策定（第８３条～第８５条）
第１１節　技術審査（第８６条～第８８条）
第８章　決算（第８９条～第９２条）
第９章　監査（第９３条～第９７条）
第１０章　雑則（第９８条・第９９条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この細則は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計規程（平成１３年４月２日制定。以下「会計規程」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（収入支出の年度所属区分）

第２条　会計規程第６条に規定する「その原因となる事実の発生した日を決定し難い場合」は、次の日を基準として年度所属を区分する。

一　電話料、後納郵便料、電気料、ガス料及び水道料について、その利用期間が明らかでない場合には、その支払いの請求のあった日の属する年度とする。

二　前号に該当しないもので、事業年度末をもって債権、債務の額の確定が困難なものについては、支払をした日の属する年度又は収納した日の属する年度とする。

第２章　会計職員

（契約担当役代理）

第３条　会計規程第７条第３項の規定により契約事務を代理させることができるのは、理事長に事故がある場合に限るものとし、契約担当役代理として指定する職は理事とする。

（会計職員及び代理）

第４条　会計規程第８条から第１１条に規定する会計職員及び同規程第１２条に規定する会計職員の代理に関する事務を別表第１から第４に定めるとおり任命し又は代理させる。

（契約担当役の補助者）

第５条　会計規程第７条第４項の規定により契約担当役補助者を別表第５に定めるとおり任命する。

（出納専門役の補助者）

第６条　会計規程第９条第２項の規定により出納専門役の補助者に関する事務を別表６に定めるとおり任命する。

（事務引継ぎ）

第７条　会計職員の事務を担当する者が交替したときは、前任者は速やかに、後任者に事務の引継ぎを行わなければならない。

２　前項の事務の引継ぎを行う場合には、前任者異動の前日をもって帳簿を締切り、引継ぐべき帳簿及び関係書類の名称、件数、引継日その他必要な事項を記載した引継書を２部作成し、後任者とともに記名捺印し、うち、１部を当該引継物件に添えて後任者に引継ぐものとする。ただし、前任者に事故があって引継ぎの事務ができないときは、後任者のみで引継ぎの事務を行うことができる。

３　出納専門役は前項の規定によるほか、帳簿の締切りをした日における現金・預金残高調書、有価証券残高調書、取引金融機関の預金現在高証明書及び金融機関又は証券会社の有価証券残高証明書を引継書に添付し、帳簿との照合・確認をしたときは、それぞれの末尾余白に引継年

月日を記入し、記名捺印しなければならない。
４　事務の引継ぎを終ったときは、後任者は事務引継ぎ報告書を理事長に提出しなければならない。

第３章　資産保管金庫の管守

（金庫の管守）
第８条　会計規程第２０条に規定する、厳重な鍵のかかる容器（以下「金庫」という。）を、安全かつ確実に管守するために、金庫の管守を行うべき者（以下「管守責任者」という。）及び管守責任者に事故ある場合の管守責任者代理について、別表７のとおり定める。
２　管守責任者（代理を含む。以下同じ。）は金庫の内部を整理、整頓し、常に安全確実に、善良な管理者の注意をもって管守しなければならない。

（鍵の保管）
第９条　金庫の鍵は、管守責任者が保管し、開閉は管守責任者が自ら行わなければならない。

（交替時の引継ぎ）
第１０条　管守責任者が交替するときは、前任管守責任者はその保管に係る金庫の鍵・記号等を、後任の管守責任者に引き継ぐものとする。

（事故発見時の措置）
第１１条　管守責任者は、その管守に係る金庫又は金庫に保管中のものに異常又は事故あることを発見したときは、現状をそのままに維持して直ちに出納命令役を経由して理事長に報告し、その指示に従わなければならない。

第４章　予算

（実行予算の配分）
第１２条　出納専門役は、毎事業年度当初に、当該年度の実行予算配分案を作成し、出納命令役の意見を添えて理事長の承認を受けなければならない。

第５章　取引及び出納

（預金口座）
第１３条　金融機関との取引を開始又は廃止しようとするときは、その事由並びに金融機関店名、口座種別及び口座名義を明記して、理事長の決裁を受けなければならない。

（残高照合）
第１４条　出納専門役は、現金現在高について毎日出納を終了したときに現金出納簿の残高と照合し、また預金現在高については、毎年度末に取引金融機関から預金残高証明書等を徴するなどして、元帳の残高と照合しなければならない。
２前項の預金現在高の照合にあたって不突合があるときは、その理由及び金額等を明らかにしなければならない。

（支払方法）

第１５条　出納専門役は、法令・契約等に定めのある場合を除き、特定の日を支払日と定めることができる。

（小切手の振出）

第１６条　出納専門役は、小切手で支払いを行うときは取引金融機関の当座預金残高を調査のうえ、次の各号に掲げるところにより、預金残高の範囲内で、当該小切手を振出して交付するものとする。

一　小切手は、原則として横線引きとすること。ただし、受領者が希望し、かつ、業務上支障がないと認められるときは、持参人払式とすることができる。

二　小切手帳は、１冊あて番号順に使用すること。

三　小切手の券面金額は、印字機を用いて、アラビア数字により表示すること。

四　小切手の券面額は訂正してはならないこと。

五　小切手の券面額以外の記載事項を訂正するには、その訂正を要する部分に＝線を引き、その上部または、右側に正書し、かつ、当該訂正個所の上方の余白に訂正した旨、及び訂正した文字の数を記載して出納専門役の印を押さなければならないこと。

六　小切手の振出年月日の記載、押印及び切り離しは、当該小切手を受領者に交付するときに行うこと。

七　書損等により小切手を廃棄するときは、当該小切手に斜線を朱書したうえ「廃棄」と記載し、そのまま小切手帳に残しておくこと。

八　使用済小切手帳は一連番号を付して、５年間保存すること。

２　出納専門役は、使用小切手帳が不用になったときは、当該小切手帳の未使用用紙を速やかに取引金融機関に返還して領収証書を受け取り、原符とともに保存しておくものとする。

（期限経過後の小切手）

第１７条　出納専門役は、振り出した小切手が振り出した日から起算して１年を経過後で未払のもの（以下「期限経過小切手」という。）があるときは、支払銀行に支払委託の取消しを依頼しなければならない。

２　出納専門役は、期限経過小切手について、その振出年月日、小切手番号、券面金額、受領者、支払銀行その他必要な事項を記載した書類を作成し、出納命令役に通知しなければならない。

３　出納命令役は、前項の通知があったときは、預り金として整理しなければならない。

４　出納専門役は、期限経過小切手について当該小切手の受領者から小切手法（昭和８年法律第５７号）第７２条に定める利得償還の請求があったときは、次の各号に掲げる書類を提出させなければならない。

一　利得償還請求書

二　期限経過小切手

三　その他必要な書類

（事故小切手の処理）

第１８条　出納専門役は、振り出した小切手について紛失、盗難等のため小切手の受領者から支払停止手続の要請があったときは、直ちに支払銀行に対して支払の停止を依頼しなければならない。

２　出納専門役は、事故小切手についてその振出年月日、小切手番号、受領者、支払銀行その他必要な事項を記載した書類を作成し、出納命令役に通知しなければならない。
３　出納命令役は、前項の通知があったときは、前条第３項の規定に準じて処理するものとする。
４　出納専門役は、第１項の支払停止手続の要請があったときは、速やかに小切手の受領者に事故届及び当該事故について警察署に届け出たことを証する書類を提出させなければならない。
５　出納専門役は、事故小切手について、当該事故小切手の受領者から利得償還の請求があったときは、次の各号に掲げる書類を提出させなければならない。
一　利得償還請求書
二　除権判決の正本
三　その他必要な書類

（利得の償還）
第１９条　出納命令役は、利得償還を行うときは、期限経過小切手及び事故小切手の振出しが前事業年度以前の支出に係るものは、当該事業年度の支出金の支出として整理するものとする。

（証拠書）
第２０条　証拠書とは、伝票、契約書（請書）、請求書、領収証書、検収書その他取引の事実を立証するに足るものをいう。

（証拠書の取扱い）
第２１条　証拠書の取扱いについては、特に次の事項に留意しなければならない。
一　領収証書の金額、摘要及び日付の確認を行うこと。
二　領収証書の住所、氏名及び印鑑を請求書と照合し確認を行うこと。ただし、受領者が外国人であるときは、受領者の署名をもって押印に代えることができる。
三　証拠書の金額数字は、訂正しないこと。ただし、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所旅費規程（平成１３年４月２日制定）第５条別紙様式の旅行命令・依頼書及び同規程第１２条別紙旅費計算・精算書については、同条第５項の規定により訂正できるものとする。また、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所交通費支給基準（平成１３年４月２日制定）第５条別紙様式交通費命令簿及び交通費請求書についても、同基準第５条第２項により訂正できるものとする。
四　伝票は、契約書、請求書、その他の関係書類に基づいて作成し、勘定科目、金額その他取引の内容を明らかにした事項及び予算科目を明瞭に記載のうえ、合計欄の金額の頭にその国の通貨の呼称単位を記入すること。
五　証拠書は原本に限ること。ただし、原本によりがたいときは、証明責任者が原本と相違ない旨を証明した謄本をとってこれにかえることができる。
六　外国文で記載した証拠書及びその付属書類には訳文を添付すること。
七　外国通貨を基礎とし、又は外国通貨で収支したものは、換算に関する書類を証拠書に添付すること。
２　伝票の誤記を訂正するときは、次の各号に掲げるところによる。
一　決裁済の勘定科目及び勘定科目相互間の金額の訂正は、振替伝票を発行して行うものとし、摘要欄に訂正の理由、訂正すべき伝票の日付及び番号等を記載しなければならない。
二　前号以外の記載事項の訂正を行うときは、＝線もって抹消し、作成者が押印をした上、その上方に正当な字句又は数字を記載しなければならない。

（証拠書の保管）
第２２条　証拠書は、日付順、番号順に編さんして出納専門役が保管しなければならない。 ただし、別に指定するものについては、この限りでない。

第６章　寄附金

（寄附金の受入）
第２３条　理事長は、次に掲げる寄附金については、これを受け入れるものとする。
一　研究所の中期計画に定める業務に要する経費
二　その他特別支援教育の振興を図ることに要する経費
２　理事長は、寄附金を受け入れようとする場合には、別紙第１号様式による寄附申出書により、その申し出でを受けるものとする。
３　理事長は、前項の申出について適当であると認めたときは、別紙第２号様式による寄附受入書を、当該申出者に送付するものとする。

（寄附金受入の制限）
第２４条　理事長は、次に掲げる条件が付されているものは、受け入れることができない。
一　寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
二　寄附金による研究の結果得られた特許権、実用新案権及び著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、または使用させること。
三　寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。
四　その他、理事長が特に支障があると認める条件。

（研究助成金等）
第２５条　研究関係公益法人等から研究所の研究者個人に助成金等が供与された場合、助成等の趣旨が当該研究者の職務上の教育、研究を援助しようとするものであれば、原則として当該研究者が改めて研究所に使途特定寄附金として寄附するものとする。

（寄附金の使途およびその変更）
第２６条　寄附金は、寄附の目的に従い使用しなければならない。ただし、寄附目的が達せられ、その残額が１千円未満の少額である場合には、第２３条に規定する他の目的に使用することができる。

（寄附金の経理）
第２７条　寄附金の経理は、この細則に定めるもののほか、会計規程、その他研究所の関係規程により、適切に経理しなければならない。
２　寄附金は、寄附金別受払簿を備え、寄附金毎に所要の事項を記載して整理しなければならない。

第７章　契約

第１節　総則

（WTO 政府調達協定）
第２８条　産品及びサービスの調達に際しては、WTO 政府調達の協定の手続に則って行うものとする。
２　前項の協定に基づく義務を確保するために、同協定に適合した実施基準を別に定める。

第２９条　独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）の契約に関しては、会計規程及びこの細則に定めるところに抵触しない限りにおいて、文部科学省発注工事請負等契約規則（平成１３年文部科学省訓令第２２号）を準用するものとする。

（契約伺の作成）
第３０条　会計規程第５１条又は第５２条により競争契約に付そうとするとき、又は契約書の作成を省略しないで契約を締結する場合には、契約伺（別紙第３号様式）を作成し契約担当役の承認を得るものとする。

第２節　競争参加者の資格

（競争に参加させることができない者）
第３１条　契約担当役及び契約担当役代理（以下「契約担当役等」という。）は、売買、賃借、請負その他の契約につき会計規程第５１条及び第５２条に規定する競争に付するときは特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
２　前項に規定する特別の理由がある場合とは、被保佐人、被補助人及び未成年者で必要な同意を得ている場合、又は特に軽微な契約（民法第９条但し書きに規定する行為）である場合とする。

（競争に参加させないことができる者）
第３２条　契約担当役等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用者として使用する者についても、また同様とする。
一　契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
二　公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
三　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
四　監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げたとき。
五　正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。
六　この項（この号を除く）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
２　契約担当役等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を競争に参加させないことができる。

（競争参加者の資格）

第３３条　契約担当役等は、契約の種類ごとに、その金額に応じて、会計規程第５１条に規程する一般競争及び同規程第５２条に規定する指名競争に参加する者に必要な資格を定めることができる。

２　契約担当役は、前項の規定により資格を定めた場合においては、その定めるところにより、定期に又は随時に、一般競争又は指名競争に参加しようとする者の申請をまって、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。

３　契約担当役は、第１項の規定により資格を定めた場合においては、その資格を有する者の名簿を作成するものとする。

（指名の基準）

第３４条　契約担当役等が、前条に規定する有資格者のうちから競争に参加する者を指名する場合の基準は、次の各号に定めるところによる。

一　指名に際し、著しい経営状況の悪化又は資産及び信用度の低下の事実がなく、かつ契約の履行がなされない恐れがないと認められる者であること。

二　当該指名競争に付する契約の性質又は目的により当該契約の履行について、法令の規定により官公署等の許可又は認可等を必要とするものにあっては、当該許可又は認可等を受けている者であること。

三　特殊な工事等の契約を指名競争に付する場合において、その工事等の施行又は供給の実績がある者に行わせる必要があるときは、当該実績を有する者であること。

四　指名競争に付する工事等の履行期限又は履行場所等により当該工事等に原材料、労務、その他を容易に調達して施行しうる者に行わせること又は一定地域にある者のみを対象として競争に付することが契約上有利と認める場合において、当該調達をして施行することが可能な者又は当該一定地域にある者であること。

五　工事等の契約について、その性質上特殊な技術、機械器具又は生産設備等を有する者に行わせる必要がある場合においては当該技術、機械器具又は生産設備等を有する者であること。

六　輸入に係る物品の購入契約において当該物品等に関する外国の製造会社又は販売会社から販売権を得ている者又は当該取引が可能な者であること。

第３節　公告及び競争

（入札の公告）

第３５条　契約担当役等は、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも１０日前に掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし急を要する場合においては、その期間を５日までに短縮することができる。

（入札について公告する事項）

第３６条　前条の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

一　競争入札に付する事項

二　競争に参加する者に必要な資格に関する事項

三　入札説明日時及び契約条項を示す場所

四　競争執行の場所及び日時

五　入札保証金及び契約保証金に関する事項

六　入札の無効に関する事項

七　契約書の作成の要否
八　その他必要と認める事項

（入札の無効）
第３７条　契約担当役等は、第３５条の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

（指名競争参加者への指名通知）
第３８条　契約担当役等は、指名競争に付するときは、第３６条第１号及び第３号から第８号までに掲げる事項をその指名する者に書面をもって通知しなければならない。
２　前条の規定は、前項の指名通知の場合に準用する。

（入札説明書）
第３９条　契約担当役等は、入札の方法により競争に付そうとするときは、次に掲げる事項を記載した入札説明書を作成し競争に参加する者に対して交付するものとする。
一　契約担当役等名
二　調達件名
三　入札保証金及び契約保証金に関する事項
四　競争参加資格に関する事項
五　会計規程第５７条に規定する事項
六　第４０条、第４３条から第４５条、第４８条から第５４条規定する事項に関すること。
七　その他契約担当役等が必要と認める事項
２　前項の入札説明書には、仕様書、図面、契約書（案）、入札書（別紙第４号様式）、委任状の書式例、その他必要と認めるものを添付するものとする。

（入札説明会等）
第４０条　入札公告、指名通知及び入札説明書等で示した契約の内容、入札条件等で書面に記載することが難しい事項、錯誤の生じるおそれのある事項等について、補足説明をする必要があると認める場合には、入札説明会若しくは現場説明会を開催することができる。
２　契約担当役等は、建設工事の場合において、現場説明会に参加しない者については、適正な契約の履行を確保するため入札に参加させないことができる。

（入札前の確認等）
第４１条　契約担当役等は、入札を執行するにあたり、事前に、次に掲げる事項を確認しなければならない。
一　競争参加者の資格の有無
二　代理人による入札のときは、委任状を提出させ代理の事実を確認する。
三　入札保証金の納付又は代納担保の提供を条件としているときは、これを証する保管書又は受領書

（入札の執行）
第４２条　契約担当役等は、競争入札を執行しようとする場合は、競争参加者又はその代理人（以

下「競争参加者等」という。）より別紙様式４による入札書を提出させなければならない。

（入札書の引き換え等の禁止）

第４３条　入札を行う場合において、競争参加者等をして、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをさせてはならない。

（入札書の訂正）

第４４条　契約担当役等は、あらかじめ入札説明書において、競争参加者等に、入札書に記載する事項を訂正する場合には、当該訂正部分について競争参加者等が押印しておかなければならないことを周知させておかなければならない。

（代理人による入札）

第４５条　契約担当役等は、代理人が入札するときは、あらかじめ競争参加者等から代理委任状を提出させなければならない。

（予定価格調書）

第４６条　会計規程第５６条に規定する予定価格調書は、封書にし、開札の際これを開札の場所に置かなければならない。

２　予定価格は、公共工事に係るもの以外は契約の相手方が決定した後においても原則として公表しない。

（予定価格の決定）

第４７条　予定価格は競争に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価をもってその予定価格を定めることができる。

２　予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需要の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

（開札）

第４８条　契約担当役等は、公告に示した競争執行の場所及び日時に、競争参加者等を立ち会わせて開札しなければならない。この場合において、競争参加者等が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。

（入札場の入退場の制限）

第４９条　契約担当役等は、競争参加者等、入札執行事務に関係ある職員　（以下「入札関係職員」という。）及び前条に規定する立会い職員以外の者を、入札場に入場させてはならない。

２　契約担当役等は、入札開始時刻以後においては、競争参加者等を入札場に入場させてはならない。

３　契約担当役等は、特にやむを得ないと認められる事情がある場合のほか、いったん入場した者の退場を許してはならない。

（入札の取り止め等）

第５０条　契約担当役等は、競争参加者等が相連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、

入札を公正に執行することが認められないときは、当該競争参加者等を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

（無効の入札書）

第５１条　契約担当役等は、次の各号の一に該当する入札書は、これを無効なものとして処理しなければならない。

一　入札公告及び入札説明書に示した競争に参加する資格のない者の提出した入札書

二　調達件名及び入札金額のないもの

三　競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としないもの

四　代理人が入札する場合は、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理人であることが代理委任状その他で確認されたものを除く）

五　調達件名に重大な誤りがあるもの

六　入札金額の記載が不明確のもの

七　入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について印の押していないもの

八　入札公告及び入札説明書に示した競争参加者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの

九　その他入札に関する条件に違反した入札書

（再度入札）

第５２条　契約担当役等は、開札をした場合において、競争参加者等の入札のうち予定価格の範囲内での入札がないときは、直ちに、再度の入札をすることができる。

第４節　落札者の決定等

（落札者の決定）

第５３条　契約担当役等は、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該競争参加者等にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

２　前項の場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

（最低価格の入札者の調査）

第５４条　予定価格が１，０００万円以上の工事契約については、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格が、契約担当役が定める割合を当該競争の予定価格に乗じて得た額を下回る入札価格であった場合は、落札決定を留保し、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについて調査しなければならない。

（入札保証金の処理）

第５５条　入札保証金は落札者が決定した後に納付者に返還しなければならない。ただし落札者の納付に係るものは契約締結後に返還するものとする。

２　落札者の納付に係る入札保証金は、前項の規定にかかわらず、その者の申し出でによりこれを契約保証金に充てることができる。
３　落札者の納付に係る入札保証金は、その者が契約を結ばないときは研究所に帰属させるものとし、契約担当役等は、その旨を公告等をもってあらかじめ定めておかなければならない。

（再度公告入札の公告期間）
第５６条　契約担当役等は、競争参加者若しくは落札者がない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、第３５条の公告の期間を５日までに短縮することができる。

第５節　随意契約

（分割契約）
第５７条　契約担当役等は、会計規程第５３条第１項第１３号及び第１４号に定めるところにより随意契約によろうとする場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができる場合に限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約をすることができる。

（見積書の徴取）
第５８条　契約担当役等は、随意契約によろうとするときは、なるべく２人以上の者から見積書を徴さなければならない。

第６節　契約の締結

（契約書の記載事項）
第５９条　会計規程第５８条に規定する契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし契約の性質または目的により該当のない事項については、この限りでない。
一　契約履行の場所
二　契約代金の支払又は受領の時期及び方法
三　再委託の禁止
四　監督及び検査
五　履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
六　危険負担
七　かし担保責任
八　契約に関する紛争の解決方法
九　その他必要な事項
２　前項第３号に該当する契約は、随意契約による試験、研究、調査又はシステムの開発及び運用等の委託契約（予定価格が１００万円を超えないものを除く）とし、次の各号に定める措置を講じなければならない。
一　委託契約の相手方が契約を履行するに当たって、委託契約の全部を一括して第三者に委託することを禁止しなけばならない。
二　委託契約の相手方が再委託する必要が生じる場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記

載した書面を契約の相手方に提出させ、再委託を行う合理的理由、再委託の相手方が再委託される業務を履行する能力、その他必要と認められる事項について審査し、適当と認められる場合に承認を行うものとする。また、再委託に関する書面に記載された事項について、変更がある場合には、委託契約の相手方に遅滞なく変更の届出を提出させ、同様に審査及び承認を行うものとする。

三　再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した書面を委託契約の相手方に提出させることにより、委託契約に係る履行体制の把握に努めるものとする。また、委託契約の適正な確保のために必要があると認めるときは、委託契約の相手方に対し、報告を求める等必要な措置を講じるものとする。

３　競争契約による再委託の措置については、契約締結後に契約の相手方が再委託しようとする場合には、事前に再委託の相手方等について書面により提出させ、審査及び承認を行うものとする。

（請書の記載事項）

第６０条　会計規程第５８条第２項に規定する請書は、別紙第５号様式によるものとする。

（請書等の徴収の省略）

第６１条　会計規程第５８条第２項に規定する「特に軽微な契約」とは、次の各号に定めるものとし、この契約に関しては請書等の徴収を省略することができる。ただし、契約担当役等が契約の適正な履行を確保するために、請書等の徴収が必要と判断するものについては、この限りではない。

一　物品供給契約

二　物品の単価契約又は継続的な履行を求める役務契約等、契約の相手方に継続的、反復的給付を求める契約で１００万円を超えない契約

（契約保証金の処理）

第６２条　契約保証金は、これを納付したものが契約上の義務を履行しないときは、研究所に帰属するものとする。

２　契約担当役等は、契約の相手方が契約を履行した後に契約保証金を返還するものとする。

（工事請負契約における契約保証金）

第６３条　工事請負契約における契約保証金は、請負代金額が１,０００万円以上の場合に納めさせるものとする。

２　会計規程第５９条に規定する契約保証金に、１千円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

（リース契約）

第６４条　リース契約期間が、中期計画期間を超える場合には、中期計画において明らかにされていなければならない。

（複数年契約）

第６５条　契約担当役等は、継続して行う財産の買い入れ及びその他の契約について、経済性を

総合的に考慮した上で安定的な履行の確保、コストなどを勘案し、必要に応じて契約期間が複数の年度にわたる契約をすることができる。

（契約内容の公表）

第６６条　会計規程第５１条に規定する一般競争及び会計規程第５２条に規定する指名競争、又は、会計規程第５３条第１項に規定する随意契約で契約金額が各号の基準額を超える契約については、契約書作成後、次に掲げる事項を研究所ホームページ上に掲載し公表するものとする。ただし、工事契約に係る公表については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号）及びこれに基づく政令等によるものとし、公表は文部科学省のインターネット公表システムを利用するものとする。

一　契約に係る工事・物品・役務等の名称及び数量
二　契約担当役の氏名及び履行場所
三　契約を締結した日
四　契約の相手方の氏名及び住所
五　契約金額
六　契約条項
七　会計規程第５３条第１項第１号、第２号及び第３号に規定する随意契約の場合はその理由
八　その他必要な事項

第７節　監督及び検査

（監督職員の一般的職務）

第６７条　契約担当役等、契約担当役等から監督を命ぜられた補助者又は監督を委託された者（以下「監督職員」という。）は、必要があるときは、工事製造その他についての請負契約に係る仕様書及び設計書に基き当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査して承認しなければならない。

２　監督職員は、必要があるときは、請負契約の履行について、立会い、工程の管理、履行途中における工事製造等に使用する材料の試験若しくは検査等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をするものとする。

３　監督職員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督において特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

（監督職員の報告）

第６８条　監督職員は、契約担当役等と緊密に連絡するとともに、契約担当役等の要求に基き又は随時に、監督の実施についての報告をしなければならない。

（検査職員の一般的職務）

第６９条　契約担当役等、契約担当役等から検査を命ぜられた補助者又は検査を委託された者（以下「検査職員」という。）は、請負契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基き、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

２　検査職員は請負契約以外の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書

類に基き、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。
３　前２項の場合において必要があるときは、破壊若しくは分解又は試験して検査を行うものとする。
４　検査職員は前３項の検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を検査調書に記載して契約担当役等に提出するものとする。

（検査の時期）
第７０条　検査の時期は、契約担当役等が相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から１４日以内にしなければならない。

（検査調書の省略）
第７１条　会計規程第６４条に規定する検査調書の作成を省略できる場合は、請負契約又は物件の買入その他の契約に係る給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行うものを除く。）のための検査であって当該契約金額が２００万円を超えない契約に係るものとする。ただし、検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときはこの限りでない。

第８節　代価の納入及び支払

（代価の納入）
第７２条　契約担当役等は物件を売却し、貸付又は使用させようとする場合において徴収すべき代価があるときは、当該物件の引き渡し前又は使用開始前にその代価を納入させることを約定しなければならない。ただしやむを得ない事情があるときは、相当の期間を定め分割して納入させることを約定することができる。
２　契約担当役等は契約の性質上前項の規定により難いときは、物件の引渡し後又は使用開始後にその代価を納入させることを約定することができる。

（代価の支払）
第７３条　契約担当役等は、検査を完了し、契約の適正な履行及び完了を確認した後に契約の相手方から適正な請求書を受理した日から４０日以内に支払うものとする。
２　契約担当役等は契約の性質上前項の期間内に代価を支払うことが不適当と認められるときは、別に支払い期間を約定することができる。

（工事請負契約の前払金）
第７４条　工事請負契約締結時にあらかじめ特約した場合における工事請負者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とし、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年６月１２日法律第１８４号）第２条第５項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を契約担当役に寄託して、請負代金額の１０分の４以内の前払金の支払いを工事請負代金前払金請求書により契約担当役に請求することができる。
２　前項の規定する前払金の特約ができるのは、請負代金額が３００万円以上で、工期が３ヶ月以上の工事とする。

（中間前払金）

第７５条　工事請負契約の代金額が１,０００万円以上で、かつ、工期が１５０日以上の場合において、前条第１項の規定により前払金の支払を受けた工事請負者は、同項に定める保証契約を中間前払金について締結し、その保証証書を契約担当役に寄託して、請負代金額の１０分の２以内の前払金の支払いを工事請負代金前払金請求書により契約担当役に請求することができる。

２　中間前払金をする際の支払の条件は、次の各号に掲げる条件をすべて満たしていなければならない。

一　工期の２分の１を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われていること。

二　工事の進捗額が当該契約額の２分の１以上であること。

（工事請負契約の部分払基準）

第７６条　工事請負契約において、部分払を特約する場合の回数の基準は、次の各号に掲げるところによる。

一　請負代金額が１億円未満の場合は１回（前払金を除き、最終払いを含む。以下同じ。）

二　１億円以上３億円未満の場合は２回

三　３億円以上の場合は３回

（遅延利息）

第７７条　研究所は、天災地変その他やむを得ない理由による場合を除き、前条の定めにより約定した支払期間を経過して代価を支払うときにおいては、その期間満了の翌日から支払いをする日までの遅滞日数に応じ、その支払金額に対し政府契約の支払遅延の防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）で定める割合で計算した金額を遅延利息として契約の相手方に支払わなければならない。

２　前項の規定により計算した遅延利息の額が１００円未満であるときは、支払わないものとし、その額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

第９節　物品の機種選定

（機種選定委員会）

第７８条　研究所において、購入又は賃借する物品（以下「物品」という。）に関し機種の選定を行う必要がある場合には、選定を適正に行うため、機種選定委員会を置くものとする。

２　機種選定委員会の委員は、理事長が委嘱する。

３　機種選定委員会は、委員長及び委員をもって組織し、委員長は委員の互選により選出する。

４　委員長は委員会を招集し、議長となる。

５　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が議長となる。

６　機種選定委員会の庶務は、財務課契約第一係が行う。

（委員会の構成）

第７９条　機種選定委員会は、次に掲げる者で３名以上の委員をもって構成する。

一　研究所の各部（総務部にあっては各課）（以下「各部等」という。）が共同で使用する物品を選定するときは、当該物品の使用者が所属する各部等の長のうち、理事長が指名する者、

当該物品の使用者で、その所属する各部等の長の推薦により、理事長が指名する者及び使用者の属する各部等の長の推薦による者で、理事長が必要と認めた者で構成する。

二　各部等が主に単独で使用する物品を選定するときは、当該物品の使用者が属する各部等の長、当該物品の使用者及び各部等の長からの推薦による者で、理事長が必要と認めた者で構成する。

（委員会の任務）

第８０条　委員会は、理事長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査検討し、物品の機種選定を行うものとする。

一　物品の仕様、規格及び性能等に関すること。

二　類似機器との比較に関すること。

三　研究及び事務目的と選定機種との関連に関すること。

四　その他必要と認める事項に関すること。

（機種選定の対象）

第８１条　機種選定委員会の審議対象は、原則として価格が１６０万円以上の物品とする。ただし、価格が５００万円未満の物品であって、理事長が委員会に諮問する必要がないと認めた場合は、使用者を含む複数の機種選定者を委嘱し、機種の選定を行わせることができるものとする。

（報　告）

第８２条　機種選定委員会（前条ただし書きによる場合も含む。）は、物品の機種選定を終了したときは、直ちに機種選定報告書を理事長に提出するものとする。

第１０節　仕様の策定

（仕様策定委員会）

第８３条　研究所において、大型設備の調達（予定価格が一千万円以上の設備の調達）を行う場合には、その都度、調達しようとする設備（以下「設備」という。）の仕様の策定を行うための組織（以下「仕様策定委員会」という。）を設けるものとする。

２　仕様策定委員会の委員は、原則として５名以上の者とする。

３　理事長が必要と認めた場合は、他大学等の職員を委員に委嘱することができる。この場合においては、あらかじめ他大学等の長の同意を得るものとする。

４　仕様策定委員会の委員は、理事長が書面により委嘱するものとする。

５　仕様策定委員会に、委員の互選により委員長を置く。

６　委員長は、仕様策定委員会を招集し、議長となる。

７　委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が議長となる。

８　仕様策定委員会の庶務は、財務課契約第一係が行う。

（仕様策定委員会の任務）

第８４条　仕様策定委員会は、仕様の策定にあたり次に掲げる事項について、専門的観点から調査・検討するものとする。

一　設備の機能及び性能に関すること。

二　設備に関する関係資料等の収集に関すること。
三　その他仕様の策定に関し必要と認める事項
２　仕様策定委員会は、関係資料等の収集に当たって可能な限り多数の供給者から幅広く、かつ公平に行うものとする。
３　仕様内容は、研究上の必要性に配慮しつつも可能な限り必要最小限のものとし、競争性が確保されるような仕様を策定するものとする。
４　仕様策定委員会により策定された仕様内容原案は、可能な限り多数の供給者に対して、公平に説明会を開くなどにより説明を行い、供給者からの意見を聴取した上で仕様内容を決定するものとする。
５　仕様策定委員会は、仕様の策定過程において、研究上の必要性により機種が特定されることが想定される場合には、仕様内容の決定前に、理事長の承認を得るものとする。
６　仕様策定委員会は、開催の都度、審議内容についての議事要旨を作成するものとする。

（報　告）
第８５条　仕様策定委員会は、仕様を策定したときは、前条第６項の議事要旨を添付して理事長に報告するものとする。

第１１節　技術審査

（技術審査職員）
第８６条　契約担当役等は必要と認める場合には、仕様書により性能、機能、技術等を示して契約の申込みをさせる場合にあたり、その提案に係る仕様が、研究所の要求要件をすべて満たしているか否かの審査を行うため、第５条に規定する者以外の者を技術審査職員に命ずることができるものとする。この場合においては、処理すべき事務の範囲を明らかにした書面を交付するものとする。
２　前項の技術審査職員は、会計規程第７条第４項に規定する契約担当役等の補助者とする。
３　契約担当役等が必要と認めた場合は、他大学等の職員に技術審査職員の委任をすることができる。この場合においては、あらかじめ他大学等の長の同意を得るものとする。
４　技術審査を行う者は、第５条に規定する者及び技術審査職員のうち、複数の者とする。
５　技術審査を行う者は仕様策定委員を相兼ねることはできない。

（技術審査を行う者の任務）
第８７条　技術審査に当たっては、応礼者の説明を充分に聴取して行うものとする。
２　技術審査を行う者は、提案仕様の一覧表及び技術審査結果を記録するための技術審査表を作成するものとする。ただし、提案仕様の内容について容易に技術審査できる場合には、一覧表の作成及び技術審査表の作成を省略し、応札者の提出した回答表をもってかえることができるものとする。
３　技術審査を行う者は、技術審査の結果について報告書を作成し、前項の提案仕様の一覧表を添付の上、契約担当役等に報告するものとする。

（技術審査結果の通知）
第８８条　契約担当役等は、技術審査の結果不合格となった応礼者に対しては、理由を付した書面で通知するものとする。

第８章　決算

（減価償却費の処理）

第８９条　施設費により償却固定資産を取得した場合には、当該固定資産の取得費に相当する額を、預り施設費から資本剰余金に振替えることとし、毎事業年度末に減価償却費を計上する際には、損益計算上の費用には計上せず、損益外減価償却累計額とし、資本剰余金を減額することによって処理するものとする。

２　運営費交付金により償却固定資産を取得した場合には、当該固定資産の取得費に相当する額を、運営費交付金債務から資産見返運営費交付金債務に振替えることとし、毎事業年度末に減価償却費を計上する際には、減価償却相当額を資産見返運営費交付金債務より取り崩し、資産見返運営費交付金戻入として損益計算上の収益として計上するものとする。

（引当金の処理）

第９０条　法令、中期計画等に照らして客観的に財源が措置されていると明らかに見込まれる将来の支出については、引当金は計上しない。

２　退職手当については、中期計画をもとに交付される運営費交付金を財源とするものは、引当金を計上せず、その見積額を貸借対照表の注記において表示するものとする。

（預り金処理）

第９１条　受取人の所在不明その他の理由により振込不能となったもの又は振出した小切手でその呈示期間を経過し、なお取引金融機関に呈示のないものは、当該事業年度末日において預り金として処理しなければならない。

（減損の処理）

第９２条　固定資産の減損会計基準にかかる処理については別に定める。

第９章　監査

（会計監査員）

第９３条　監事は、会計規程第７０条に規定する監査を行う職員（以下「会計監査員」という。）を任命する場合には、書面により命ずるものとする。

（監査の実施通知）

第９４条　監事は、監査を実施しようとするときは、あらかじめ会計規程第７１条に規定する立会人に対し、その期日、会計監査員の職、氏名その他必要な事項について書面をもって通知しなければならない。

（会計監査員の報告義務）

第９５条　会計監査員は、監査が終了した場合には、速やかに諸表、決算報告書を添えて監査報告書を監事に提出しなければならない。

（監事の報告義務）

第９６条　監事は、自ら監査を実施した場合若しくは、前条に規定する報告をうけた場合においては、速やかに財務諸表、決算報告書に関する意見を添えて理事長に報告しなければならない。

（是正改善等の措置）

第９７条　監事は、監査の結果会計経理に関し、是正改善の必要があると認めたときは、直ちに必要な措置をとることを求めるとともに、期間を定めてその結果を報告させなければばらない。

第１０章　雑則

（計算証明書類の様式及び提出期限）

第９８条　会計検査院に提出する計算証明書類の様式及び提出期限については、会計検査院の定めるところによる。

（委員会の設置）

第９９条　第７８条及び第８３条で規定する委員会以外で、契約に関する事項を実施するため、必要がある場合には、委員会を置くことができるものとする。

２　委員は、理事長が書面により委嘱するものとする。

３　委員会の任務及び構成その他必要な事項は、その都度、別に定めるものとする。

附　則

１．この細則は、平成１３年４月１日から適用する。

２．第２７条に規定する競争参加者の資格については、文部科学省が定めた一般競争参加者の資格（平成１３年文部科学大臣決定）、一般競争参加資格者の資格制限（平成１３年文部科学大臣決定）、指名競争参加者の資格（平成１３年文部科学大臣決定）、特別の事情がある場合における指名競争参加者の資格（平成１３年文部科学大臣決定）、指名基準（平成１３年文部科学大臣決定）を、会計規程及びこの細則に抵触しない限りにおいて準用するものとする。

３．当分の間、国の機関の統一資格及び文部科学省文教施設部が定めた建設工事の競争参加資格を有している者を、研究所の競争参加資格とする。

附　則

この細則は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成１８年１０月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成１９年２月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成２０年３月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成２０年７月３０日から施行する。

附　則

この細則は、平成２０年１２月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成２１年１１月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成２５年４月１日から施行する。

別表第１（第４条関係）

出納命令役及び出納命令役代理

出納命令役として指定する職	出納命令役代理として指定する職	事務の範囲
総務部長	理事	研究所における取引の命令及び取引金融機関に登録した理事長の印鑑並びに契約担当役印の保管に関する事務

別表第２（第４条関係）

出納専門役及び出納専門役代理

出納専門役として指定する職	出納専門役代理として指定する職	事務の範囲
財務課長	財務課課長補佐 又は 財務課専門員	出納命令役の命令に基づく取引の遂行、会計規程第２０条第１号及び第２号に掲げる資産の出納保管並びに同規程第３６条から第３８条に規定する伝票及び帳簿、その他の証拠書類の保存に関する事務

別表第３（第４条関係）

指定資産管理者及びその代理

指定資産管理者として指定する職	指定資産管理者代理として指定する職	事務の範囲
総務部長	財務課長	会計規程第２０条第４号に掲げる資産の維持、管理に関する事務

別表第４（第４条関係）

物品管理者及びその代理

物品管理者として指定する職	物品管理者代理として指定する職	事務の範囲
財務課長	総務部長	会計規程第２０条第３号に規定する動産の維持管理に関する事務

別表第５（第５条関係）
契約担当役の補助者

補助者として指定する職	事務の範囲
財務課長	予定価格調書案の作成に関すること（予定価格が 500 万円を超えるもの） 指名競争における業者の指名に関すること。 業者の選定に関すること（予定価格が 500 万円を超えるもの）。 入札の執行に関すること。 検査及び検査調書の作成に関すること（予定価格が 300 万円を超えるもの）。
財務課課長補佐又は財務課専門員	業者の選定に関すること（予定価格が 500 万円以下のもの）。 検査及び検査調書の作成に関すること（予定価格が 300 万円以下のもの）。
財務係長	入札の立会いに関すること。 技術審査に関すること。
契約第一係長	契約第一係所掌の 予定価格調書案の作成に関すること（予定価格が 500 万円以下のもの）。 入札公告に関すること。 仕様説明に関すること。 技術審査に関すること。 見積書の徴収に関すること。 契約書案の作成に関すること。 発注の連絡に関すること。 監督に関すること。
契約第二係長	契約第二係所掌の 予定価格調書案の作成に関すること（予定価格が 500 万円以下のもの）。 入札公告に関すること。 仕様説明に関すること。 技術審査に関すること。 見積書の徴収に関すること。 契約書案の作成に関すること。 発注の連絡に関すること。 監督に関すること。
財務課専門員	財務課課長補佐、財務係長、契約第一係長、契約第二係長に事故ある時又は欠員が生じたときにその代行を行うこと。
情報サービス係長	情報サービス係所掌（図書に限る）の 仕様作成に関すること。 技術審査に関すること。 見積書の徴収に関すること。 発注の連絡に関すること。 納品・検収に関すること。

別表第６（第６条関係）
出納専門役の補助者

補助者として指定する職	事務の範囲
財務課課長補佐	出納専門役印の保管及び押印に関すること。
財務係長	研究所における収入金の収納に関すること。 収入伝票の起票及び関係書類の整備に関すること。 人件費、旅費及び謝金の伝票の起票及び関係書類の整備に関すること。 小切手の保管及び小切手の作成に関すること。 支払に関すること。
契約第一係長	契約第一係所掌の伝票の起票及び関係書類の整備に関すること。
契約第二係長	契約第二係所掌の伝票の起票及び関係書類の整備に関すること。
財務課専門員	財務課課長補佐、財務係長、契約第一係長、契約第二係長に事故ある時又は欠員が生じたときにその代行を行うこと。

別表第７（第８条関係）
金庫管守責任者及びその代理

区　　分	管守責任者	代　　理　　者
研究所固定金庫	財務課長	財務係長
出納命令役用手提金庫	総務部長	財務係長
出納専門役用手提金庫	財務課長	財務係長
小切手帳用手提金庫	財務課長	財務係長
科学研究費用手提金庫	財務課長	財務係長
文部科学省共済組合用固定金庫	財務課長	契約第一係長
文部科学省共済組合用手提金庫	財務課長	契約第一係長